

木と生きる幸福



住友林業グループ CSRレポート2016



Contents

03	トップメッセージ	社員とともに	172	CO ₂ 排出量集計の範囲と方法について	
2015年度活動トピックス		101	公平な雇用・処遇	180	住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減
05	林業から始める「地方創生」	105	労働安全衛生	187	事業を通じた温室効果ガス削減貢献
07	公正で責任ある木材調達	110	人財育成	191	廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
09	事業現場から資源問題に取り組む	113	ワーク・ライフ・バランス	200	持続可能な森林経営
11	環境にやさしい家で安心して暮らす	120	社員とのコミュニケーション	203	国内における森林経営
13	木のぬくもりを被災地で活かす	122	社員関連データ	208	海外における森林管理
15	木を未来のエネルギーに	人権の尊重		213	生物多様性保全に関する方針と目標
17	誰もが働きやすく協力しあえる職場環境づくり	129	人権の尊重	215	国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
経営体制		地域社会とともに		218	事業・サービスを通じた生物多様性保全
19	コーポレートガバナンス	132	社会貢献活動の推進	221	有害化学物質の管理
28	リスクマネジメント	137	国内における社会貢献活動事例	226	水資源の有効利用
31	コンプライアンス	142	海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例	228	環境会計
35	事業継続マネジメント	環境報告		232	グループ主要製造会社の環境データ
37	情報セキュリティ	環境マネジメント		237	会社概要
38	知的財産管理	147	住友林業グループの環境経営	239	編集方針
40	経営理念とCSR経営	149	環境マネジメント体制	240	社外からの評価
44	住友林業グループの事業とCSR	153	環境リスクマネジメント	244	GRIガイドラインとの対照表
48	CSR重要課題とCSR中期計画	環境パフォーマンス		273	独立した第三者保証報告書
社会性報告		環境パフォーマンス			
お客様とともに		158	事業活動に伴う環境負荷		
60	住宅の安全・品質管理	161	データ集計の範囲と方法について		
68	非住宅の安全・品質管理	164	事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減		
69	建材の安全・品質管理				
72	品質関連認証の取得状況				
74	お客様とのコミュニケーション				
取引先とともに					
79	公正で責任ある調達活動				
82	責任ある木材調達				
86	森林認証制度の活用と普及促進				
91	国内森林資源の保全と活用				
93	海外植林の活用				
96	取引先とのコミュニケーション				
株主・投資家とともに					
98	情報開示とコミュニケーション				
100	株主への利益還元				



報告範囲・発行日

報告対象組織

住友林業株式会社を基本としていますが、住友林業グループ全体の報告を行うことが重要と考え、グループ会社の情報開示の拡大に努めています。

報告対象期間

2015年4月～2016年3月
(報告の一部に、2016年4月以降の活動と将来の見通しを含んでいます)

発行日

2016年8月

お問い合わせ先

住友林業株式会社 CSR推進室
TEL 03-3214-3980
URL <http://sfc.jp>

「木」で未来を変える。 利活用の拡大から、 さらなる「木」の資産価値の変革へ。



変化の時代に、 新たなステージへ向けた変革の推進

1691年の創業以来、住友林業グループは国内外で森林に関わり、木の可能性を引き出し、その付加価値を高めることで事業を拡大してきました。1万7千人が17の国や地域で事業に取り組み、売上は創業以来初めて1兆円を達成、この5月には「住友林業グループ中期経営計画2018」として次なる3カ年の目標を発表しました。

「中期経営計画2018」は「新たなステージへ向けた変革の推進」をテーマとし、3つの基本方針を設定しました。『社会の変化を先取りした戦略の推進』、『グローバル市場での多様な収益源の構築』、そして『木の資産価値の変革』です。目指すべき方向は明快ですが、事業環境をめぐる変化の徴(しるし)に気づかされない日はありません。異常気象や自然災害に加え、気候変動対策に関する世界共通の枠組み「パリ協定」の採択によって、化石燃料に支えられてきた経済発展の構造は大きな節目を迎えています。環境面や経済面にとどまらず、世界的な社会の軋みは、多くの要素が複雑に絡み合いあらゆる変化のスピードを加速させています。

こうした事業環境において、持続的な成長を実現するためにはさまざまな変革が必要ですが、木という素材の魅力を最大限に活かしながら、持続可能な社会づくりに貢献するという理念をグループ全体で共有していることが私たちの強みです。「木」を軸に世界をみつめてきた住友林業グループだからこそ創りだせる未来があります。多様な人財がいきいきと活躍できるよう制度や職場環境を整え、失敗を恐れず挑戦していきます。

理念を共有し、共に未来を目指す

325年の歴史に培われた住友林業グループの経営理念に関心を寄せ、共鳴してくださるパートナー企業との新しいチャレンジも増えています。再生可能エネルギー分野での事業提携、森林コンサル提供などを通じた自治体との協業や、木の新たな文化を創り出す「木化」での異業種コラボレーションなど。今後も積極的に幅広く企業、組織との連携を進めていきます。

グループとしての事業エリアも拡大しています。海外住宅事業では、北米で昨年度新たに1社を加え、グループ会

社5社が11州で事業を展開。2015年度は、オーストラリアと合わせ約5,000棟の戸建住宅を供給しました。私たちは、地域特性の強い住宅という事業分野で一人ひとりのお客様と向き合いながらグローバルに事業を展開するユニークな存在です。日本で培った環境や生活動線に配慮した設計思想とともに、素材としての木の魅力を存分に発揮させることができると考えています。また、オーストラリア、ベトナム、香港では、ジョイントベンチャーで不動産開発事業を展開、木質建材製造事業の拠点もインド、ミャンマー、タイへと広がりました。

社会変化を先取りし、 お客さまに新しい価値をご提案

日本国内では、人口動態や世帯動向などの社会的課題に注視し、その解決に取り組んでいます。耐震化率を2020年までに95%にあげるという政府目標がありますが、安心、安全で快適な住まいをご提供する私たちの果たすべき役割はますます重要になってきていると考えています。たとえば、昭和25年に建築基準法が整備される以前の建物でも、ケヤキやクリなど日本の素晴らしい木材が使われ大切に住み継いできた住居を次の100年に残したいとお考えのお客様も多くいらっしゃいます。旧家の趣を残しながら耐震、断熱など現代の快適で安心なお住まいにリフォームする技術にも力を入れています。

新築住宅、賃貸住宅や高齢者施設などの提供においても、お客様のライフスタイルやニーズの多様化に対応し、再生可能なエコ素材である「木」の特性を活かした商品やサービスをご提案できるよう、これまで以上に積極的に研究開



筑波研究所にて撮影

発投資を行い、研究分野を広げています。当社グループの持つグローバルな製造・流通ネットワークで、サステナブルに経営される森林から調達した世界の木を「適所適材」で活用し当社グループらしい貢献を続けていきます。

木の可能性を拓く、 持続可能なCSR経営にむけて

こうした当社グループの動きの大きな後押しとなっているのが、さまざまな環境課題への意識の高まりからくる木や森林への期待です。地方創生に向けた林業活性化の動きを受け、再植林用の苗木の供給体制を拡大しています。また、林業の近代化促進に向け自治体への支援も行っています。東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に国産材への関心も一層高まっており、社有林のほか全国に国産材流通のネットワークを展開する私たちが大いに貢献できる分野だと考えています。さらに、2010年に施行された「公共建築物等木材利用促進法」を受け、中大型建築物の木造化を進める木化事業は社会からの注目も大きくなっています。CLT(直交集成材)をはじめさまざまな木質部材の利用拡大に取り組んでおり、今後の事業拡大に向けて大きな可能性を秘めています。

一方、世界に目を向ければ森林の減少が大きな課題となっています。持続可能な森林管理の重要性が高まり、違法な伐採を規制する取り組みも各国で進んでいます。日本で来年施行される「クリーンウッド法(合法木材利用促進法)」についても、実行性のある、スムーズな運用開始ができるよう、業界のリーダーとしての務めを果たしていきます。

2015年度から持続可能性に注目した「住友林業グループCSR中期計画」の運用を開始しましたが、事業との一体化をより加速するため、事業業績目標と同様、環境側面・社会側面のCSR課題についても評価に反映しています。目指しているのは、「事業」「CSR」の区別を意識することなく、経営理念の実践に向け全社一丸となって日々取り組む集団です。ESG(環境・社会・ガバナンス)の視点からの取り組みと成果をまとめた「住友林業グループCSRレポート2016」が当社グループへのご理解の一助となれば幸いです。

代表取締役 社長 市川 晃

林業から始める「地方創生」

少子高齢化、大都市圏への人口集中などによる地方の過疎化は、現在の日本において大きな社会課題となっています。それらの課題を解決する「地方創生」において、林業は重要な鍵となる産業です。住友林業グループは、永年にわたる社有林経営で得た知見を活かし、地方の森林・林業を支援しています。

事業で培った経験を「地方創生」に活かす

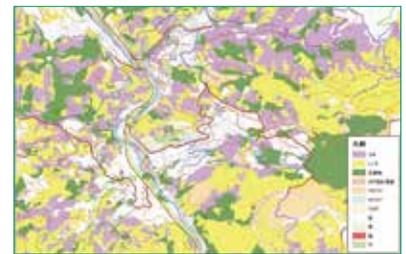
日本は、国土の約2/3が森林という世界でもトップクラスの森林国です。しかし、森林資源を活かす産業である林業は伸びておらず、木材自給率はようやく30%台を回復するという低水準にとどまっています。

豊かな森林が広がる地方において、林業は持続可能な雇用を生み出し経済を活性化させる鍵となります。また、人の手が入った人工林は放置すると荒れてしまうため、自然環境や生物多様性の面からも定期的な間伐・適度な伐採が必要です。このため、近年では農林水産

省をはじめとした国の機関や、各地方自治体が、林業への支援に取り組み始めました。

住友林業は、創業以来、社有林で持続的な森林経営を行い、その資源を活かす事業を続けてきました。計画的な造林や伐採、家づくりやバイオマスエネルギーとしての木材活用など、事業を通して培った経験とノウハウで地方創生に貢献できると考え、現在、自治体や森林組合などとともに森林再生・地域林業の再構築にも積極的に取り組んでいます。具体的には、森林管理へのICT導入や

効率的な基盤整備方法、施業方法の提案等を行っています。



森林管理のためのICTシステムの画面

官公庁から受注した林業支援事業(累計)

17 件

資源を活かすプランと新しい技術の融合

住友林業グループの森林経営は、まず森林の状態を詳しく分析するところから始まります。地形や植生、森林資源の蓄積状況などの情報を基礎データとし



苗木を効率的に育てる苗木生産施設

て収集し、その森林の利便性、環境保全などの機能を踏まえて計画を策定。森林から得られる資源は木材・建材としてだけでなく、木質バイオマス発電やそのほかの燃料などとしても活用できます。そうした活用方法を含め資源を活かすためのプランもあわせて検討しながら、同時に林業の要ともいえる苗木の生産なども行います。住友林業グループでは、国内4カ所に主として施設栽培による苗木生産施設を設置しま

した。苗木の育成は今後の林業発展に欠かせない要素であり、同時に雇用創出にも寄与します。ハウスで行う施設栽培は露地栽培と比べて労働負荷が低く、雇用できる人材の幅が広がるためです。さらに、林業の作業を軽減し、より安全なものにするため、アシストスーツの開発・導入をロボットメーカー企業や大学等研究機関とともに進めています。

国内で整備中の苗木生産施設

4 カ所



岡山県真庭市で林業と里山を育てる

中山間地域林業のモデルケースに

岡山県真庭市は面積の8割を森林が占める地域です。住友林業は、2015年8月、真庭市の「里山真庭の森林(もり)づくり推進事業」の事業者として選定されました。市や地域の森林組合とともに、「森林・林業マスタープラン」を策定し、拡大する木材需要に対する供給力向上を目指します。マスタープランの策定にあたっては、森林整備や林業振興と環境保全をバランス良く保つ森林経営を重視しました。

真庭市をはじめとする中山間地域は日本の約2/3を占めます。傾斜地が多くほかの産業に不利な地域とされているため、この中山間地域の活用において特に重要なのが林業です。真庭市の

事業は、新しい林業のモデルケースになると期待されています。

暮らしに寄り添う里山づくりを目指す

2015年度は、真庭市内約5,700haのモデル地区での森林資源量の把握、ゾーニングの実施^{※1}、伐採計画などの作成を行いました。また、獣害対策としてシ

力による食害を軽減するための実態調査と対策案の策定や、将来の木材需要動向を見据えた計画を策定するための地域の林業従事者への聞き取り調査も実施しました。ここで得た情報をもとに、市民の暮らしのそばで積極的に利用できる「里山」として森林を育成していく計画です。

※1 空間を用途別に分けて区別すること



高性能な木材集材機「タワーヤーダ」を導入

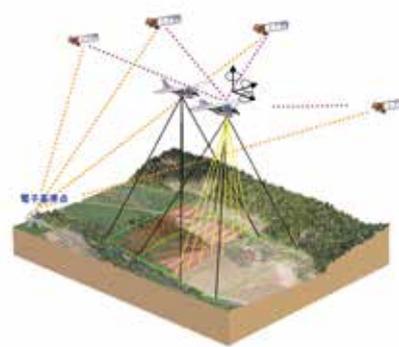


真庭市で地域住民向けに行ったワークショップ

京都府京丹波町で最先端の森林資源量解析システムを導入

京都府京丹波町では、面積の8割を占める森林を活かして林業を発展させ、雇用の創出、林業労働者の定住、森林の適切な整備を行うことを目指しています。住友林業は、それらの取り組みの基礎となる「森林資源量解析システム」の構築と運用コンサルティングを受託しました。2016年3月から稼働しているこの「森林資源量解析システム」は、

航空写真と航空レーザー測量を組み合わせた航空測量技術により森林の状況を高精度で把握します。また、京丹波町役場と京丹波町森林組合を結ぶネットワークシステムを導入することで、対象区域内の私有林、公有林の森林資源情報の共有が可能になるため、より実効性の高い伐採計画や林道開設計画の立案が期待されています。



航空レーザー測量手法イメージ



京都府立大学 副学長(森林科学科 教授) 田中 和博氏

京都府立大学では、京都府内の地域振興や産業・文化の発展等に貢献することを目的として、2004年度から地域貢献型特別研究(ACR:Academic Contribution To Region)に取り組んでいます。2016年度は京丹波町から申請があった「ITデータを活用した森林管理手法の高度化・合理化に関する実証的研究」が採択されました。これは、住友林業株式会社によって構築された同町の「森林資源量解析システム」を使って、持続可能性と生物多様性に配慮した森林計画や、林業の産業化と地方創生に貢献する森林管理について、産官学が連携して研究に取り組むものです。この研究がモデルケースとなり、森林再生や地域林業の再構築につながっていくことを願っております。

公正で責任ある木材調達

世界の森林は、違法伐採や過度な焼畑農業、農地転換などによって減少を続けており、地球規模の社会的課題となっています。同時に、再生可能な資源である「木」を軸に事業活動を行う住友林業グループにとって、森林の減少・劣化は経営の持続可能性に関わる重大な問題です。責任ある木造住宅・建築物の生産者として、また木材建材商社として、仕入先とともに信頼できるサプライチェーン構築を推進し、持続可能な社会の実現に貢献しています。

木材調達の方針とマネジメント体制

住友林業グループは、2007年に「木材調達方針」を制定し、2015年7月には建築資材、製品原材料や商品の調達も含む「住友林業グループ調達方針」に改訂しました。本調達方針に基づき、責任ある木材調達活動を実施しています。方針の実践にあたっては、CSR推進室長を委員長とし、商社部門、住宅部門で木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置して、木材の調達基準や違法伐採のリスク評価などグループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。

2015年度は3回の木材調達委員会を開催し、輸入材の仕入先77社につい

て合法性を審査し、労働安全衛生および人権への配慮などCSRの取り組み内容を確認しました。

「住友林業グループ調達方針」では、木材および木材製品の調達について、調達先と協力し以下の実践に努めることを規定しています。



木材調達委員会

住友林業グループ調達方針(サマリー)

1. 合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達
2. 公正な機会と競争に基づく調達
3. 持続可能な木材および木材製品の調達

- 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
- 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
- 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。

合法性確認デューデリジェンス

ステップ1 情報へのアクセス:木材を調達している各調達部門は、仕入先について合法的に伐採された木材・または木材製品のみを供給できることを確認しています。仕入先の名称や所在地に加え、調達する商品の名称、数量、含まれる樹種、およびその伐採地、認証・許

認可等の有無や主な販売先など、地域ごとの駐在員が仕入先と密にコミュニケーションをとり、入手すべき情報の確認を行っています。

ステップ2 リスク評価:次に国や地域、樹種や木材の種類ごとに「木材調達委員会」で定められた調達基準に照らして、

違法伐採に関するリスク評価を行います。

人権、労働および生物多様性保全、地域社会への配慮

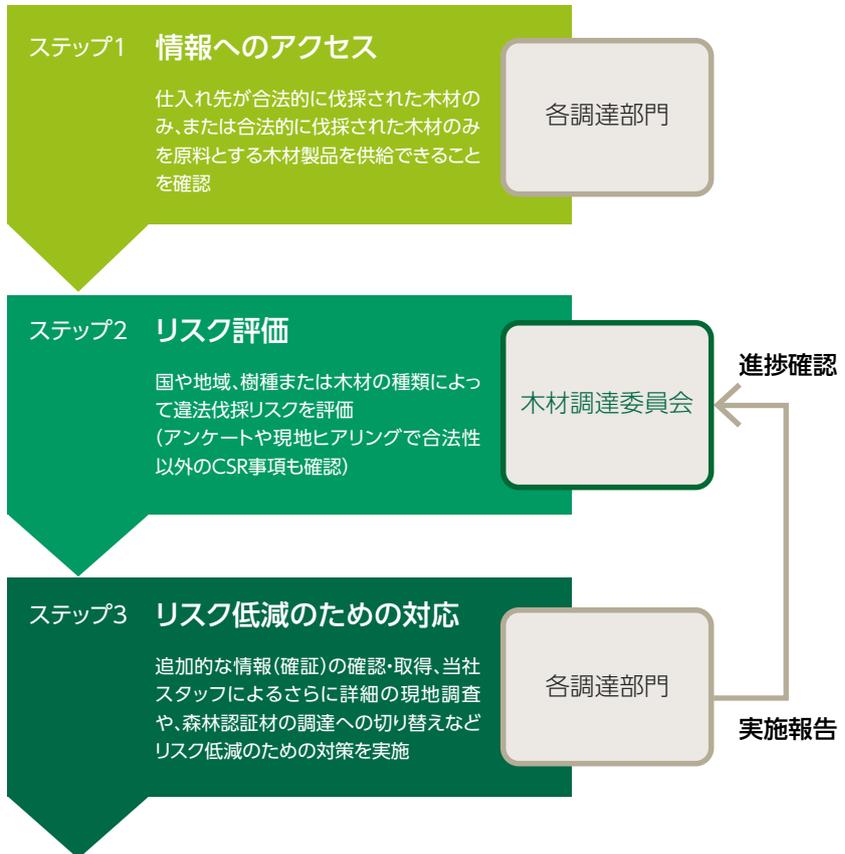
調達する商品については、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。



木材調達デューディリジェンスの仕組み

- 供給品(の原材料)調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないか。またその場合、配慮した伐採が行われていることを確認しているか。
 - 供給品(の原材料)調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、配慮した伐採が行われていることを確認しているか。
- ステップ3** リスク低減のための対応:低リスクと評価されたもの以外については、追加的な情報(確証)の確認・取得、当社スタッフによるさらに詳細の現地調査や森林認証材の調達など、リスク低減のための対策を実施します。

各調達部門では、これらの活動の進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。



マレーシアで木材調達の現地調査を実施

リスク評価に際しては、新聞報道や環境保護団体の指摘などにも注意を払っており、必要と判断した場合、詳細の現地調査も行ってきました。2015年度は、マレーシアのサラワク州における木材生産について2度目の調査を行いました。サラワク州政府が運用しているのは、丸太のタグ情報と中継地における検品検査を活用した木材トレーサビリティシステムです。サプライヤーの合板工場に当社スタッフが赴き、原料丸太から合板製品を製造する工程で違法伐採材混入のリスクと、原料丸太のタグ情報や工場受入れ時の書類を確認。実際にタグに記されたコンセッション(伐採地)も訪問した結果、当社取引先が調達する木材については伐採コンセッションまで遡ることが可能で、トレーサビリティを確認することができました。さらに植林に使用する苗木の生産現場も視察し、持続可能な植林に由来する木材生産に現地の業界が真剣に取り組んでいることを確認しました。



輸送



苗木の生産



原木入荷

事業現場から 資源問題に取り組む

私たちの生活はさまざまな資源に支えられています。
その資源は有限である一方、廃棄物は増え続けています。
このため、企業には限りある資源を最大限に有効活用する事業活動が求められています。
住友林業グループはあらゆる事業で環境に配慮し、地球環境保全に貢献します。

首都圏資源化センター

住宅事業で発生する廃棄物を減らす

住宅を新築するにあたって、廃棄物の発生は避けられません。住友林業グループは、廃棄物を可能な限り減らしつつ、適切に処理する取り組みを続けています。Reduce・Reuse・Recycle の3R を基本として、2015年度は、特に廃棄物の削減活動に取り組みました。

商品開発、資材、物流、設計、生産、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキンググループ」を2014年7月に

発足させ、毎月ミーティングを開催し、具体的施策を立案、実行に移してきました。住宅の新築現場で発生する廃棄物には、さまざまなものがあります。その多様な廃棄物を廃棄物削減ワーキンググループで分析した結果、梱包材(ダンボール)、木くず、廃石膏ボードの3種が全体の2/3を占めることがわかり、重点的に削減に取り組んでいます。たとえば、グループ会社である住友林業クレスト株式会社が生産する各種の内装

部材の梱包については抜本的な対策を進めており、2016年度には減量効果が現れる見込みです。

また、廃棄物処理費用について、住宅規模に応じて負担する従来の仕組みから実際の廃棄物排出量に応じて一棟ごとに負担する仕組みに切り替えました。廃棄物排出量とコストを結び付けるとともに、廃棄物排出データをフィードバックすることで、現場の意識改革を図っています。

リサイクル率向上に向けて

削減努力をしても、なお発生してしまう廃棄物については、リサイクルに取り組んでいます。木造注文住宅を建築・販売する住友林業グループにおいて、新築現場の状況は一棟一棟で異なり、それぞれに最適なリサイクルを行うのは容

易ではありません。リサイクルのためには、徹底した素材ごとの分別が必要です。すべての現場で正しい処理方法を認識し、徹底していくことで全体のリサイクル率向上を図り、2020年度のリサイクル率98%達成を目指します。

2015年度新築現場リサイクル率

90.8%

住宅新築現場から発生する廃棄物処理の流れ(首都圏1都6県の場合)

建築現場

工事過程で発生する産業廃棄物11種類に分別保管する。

中継センター

新築現場から集めた資源を中継拠点へ集積、大型トラックで首都圏資源化センターへ搬送する。

首都圏資源化センター

搬入された資源をさらに細かく仕分けし、検品・重量測定・減容処理などを行ってから、再生委託先へ引き渡す。

資源再生施設

廃プラスチック→RPF原料(固形燃料)・プラスチック製品・樹脂原料
紙くず→RPF原料(固形燃料)・製紙原料 ダンボール→製紙原料
木くず→バイオマス発電燃料 金属くず→製鋼原料
ガラス陶磁器くず→再生路盤材・製品原料・園芸資材
がれき類→再生骨材・再生路盤材 など

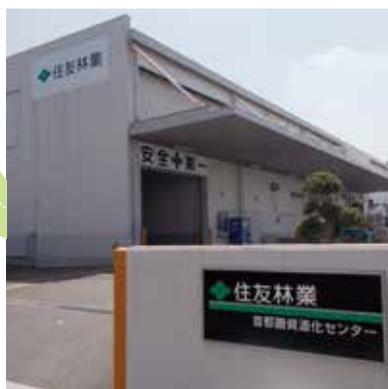


首都圏資源化センター

首都圏資源化センターは、住友林業グループがより積極的に廃棄物の削減・再資源化に取り組むため、2012年10月に設立し稼働を開始しました。環境省から認定を得た産業廃棄物処理の広域認定を活かし、住宅資材を運ぶトラックの帰り便で首都圏1都6県の廃棄物を回収して首都圏資源化センターに集めています。

首都圏資源化センターでは、建築現場で取り付けたバーコードラベルで廃棄物を管理し、データ収集・分析を実施。これをもとに、商品別・仕様別・施工店別の廃棄物発生傾向などを調査して、商品開発や設計、施工などの工程を見直します。今後は広域認定の運用エリアを全国に拡大し、さらに廃棄物の削減・再資源化を促進します。

首都圏資源化センターの廃棄物集積



首都圏資源化センター



住友林業ホームエンジニアリング株式会社
建築部課長
(廃棄物削減ワーキンググループメンバー)

瀧澤 一郎

廃棄物削減ワーキンググループでは、複数の部署・グループ会社がそれぞれが行う廃棄物削減の取り組みを毎月報告しあい、効果・問題点などの情報を共有しています。ここで得た情報をもとにさまざまな活動を現場と連携して検証し、有効なものを発信しています。首都圏資源化センターからの情報は非常に重要で、廃棄物の分別状況や余剰材の排出状況が写真でフィードバックされることで、現場担当者だけでなく関係者全員で分別や余剰材の削減の重要性を意識し、活動するようになりました。

海外の製造工場での取り組み

住友林業グループは、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、インドネシアなど、世界各地で木質建材の製造を行っています。海外の工場では、それぞれの国・地域の環境や法律に沿って事業を進めており、環境配慮としては木材の有効活用や廃棄物削減などを中心に行っています。

同種の製品を製造する工場間では、参考になる活動情報を国を超えて交換するなど、グループ全体でより効率的な運営を目指しています。たとえば、パーティクルボードを製造するインドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア(KTI)社、リンバ・パーティクル・インドネシア社、

ベトナムのヴィナ・エコ・ボード(VECO)社は、年に数回、お互いの工場への訪問や会議を通じて、情報交換を行っています。また、各工場の特徴に応じた取り組みも同時に推進しています。KTI社では、外部からの原材料購入を減少させ、合板や建材など工場内のほかの生産品で発生する端材を原材料として使用する取り組みを行っています。これにより、ダストになって歩留まりを下げる木皮部分の使用率が低下しました。さらに社員教育により、歩留まり意識の向上も図っています。VECO社では、木材をチップ化する過程で規格よりも大きくなってしまったチップはこれまで

外販していましたが、専用のチップperを購入することで原材料化しました。また規格より小さなチップは、規格の見直しにより使用量を増やすとともに、表面材に使うなどして品質の向上にもつなげています。



VECO社の工場

環境にやさしい家で 安心して暮らす

長寿命で高品質な住宅を普及させること。
それが豊かな社会づくりのために重要な私たちの使命であると、住友林業グループは考えています。
何十年もの暮らしの中で発生する環境負荷を低減できる住宅、そして同時に火災や地震に強く安心できる住宅を提供します。

持続可能な社会の新しい住宅、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

安定したエネルギー供給や持続可能なエネルギー源の開発が大きな社会課題となり、省エネルギーの推進が必要とされる現在、家庭におけるエネルギー消費量の削減が重視されています。東日本大震災でエネルギー危機が表面化した後、国が進める低炭素社会に向けたロードマップでは、2020年までに新築住宅について省エネ基準への適合が義務化されました。さらに2020年までに標準的な新築住宅で、2030年までには新築住宅の平均で、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）を実現することが国の目標となりました

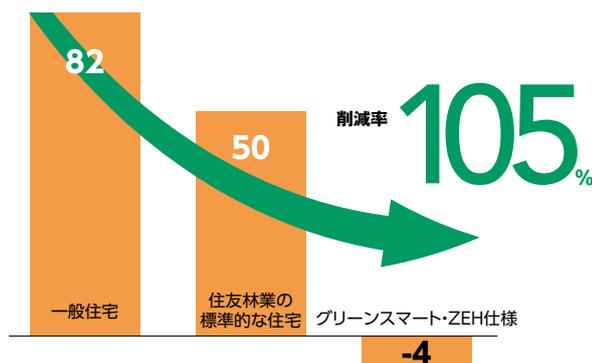
た。ZEHとは、住宅内の省エネルギー化によってエネルギー消費を抑えると同時に太陽光発電システムなどでエネルギーをつくることにより、年間で消費する住宅のエネルギー量が正味で概ねゼロ以下になる住宅です。住友林業では、このZEHを2020年には新築販売住宅の過半数とする目標を設定しました。お客様のご要望や全国のさまざまな建築条件に細かく対応した住宅を提供する住友林業の特性を活かして、設計担当者や営業担当者が一丸となって全国各地の気候風土に合わせたZEHの普及を進めます。

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）仕様

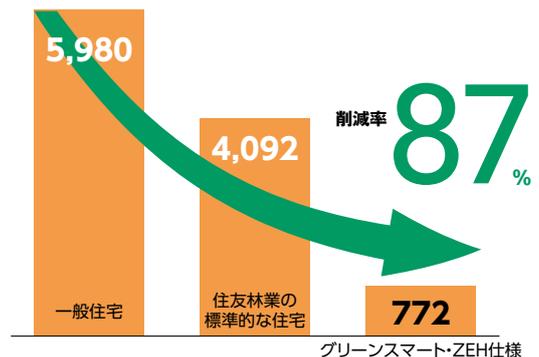


ZEHの省エネ効果

年間一次エネルギー消費量比較 (GJ/年)



年間CO₂排出量比較 (kg-CO₂/年)



※住友林業の標準的な住宅には、発電設備は含まれません

※計算結果はシミュレーション条件によるものであり、光熱費、一次エネルギー消費量、CO₂排出量は、敷地条件、プラン、お客様の家族構成や生活スタイル、保有する家電機器により異なります



自然と技術の力で省エネルギーな暮らしを実現する「グリーンスmart」

住友林業グループでは販売するすべての住宅に「グリーンスmart」の理念を取り入れ、スマートハウスの新しい形を提案しています。

木は、そもそも再生可能なエコな素材であり、鉄やコンクリートに比べて断熱性が高いというメリットがあります。木の特性を活かした住まいに、通風や日差し、樹木といった自然の恵みを効果的に取り入れた「涼温房(りょうおんぼう)」設計を取り入れ、さらに次世代の断熱性能と太陽光発電システムなどの環境機器を備えるとともにHEMS(ホームエネルギー・マネジメントシステム)の活用でエネルギー消費量の削減とエネルギーの創出を理想的な形にするのが「グリーンスmart」

の基本的な考え方です。

省エネルギーな暮らしを実現するためには、エネルギーロスの少ない住宅にすることが大切です。たとえ高効率な冷暖房機器で快適な室温にしても、室内が外気温の影響を受けてしまえば、冷暖房機器の負担がかさみ、エネルギー消費量が増えてしまいます。そこでグリーンスmartでは、建物を構成する外壁、床下、天井、サッシ等の開口部の断熱性能を向上させる開発を行っています。また、グリーンスmart・ZEH仕様では、基本性能をさらに高めるために高気密・高断熱化の開発を行っており、特に熱損失の大きい開口部性能の向上に注力しています。

住友林業では、住まいの高い気密・断

熱性能とともに、自然の恵みや太陽光発電システムをはじめとした高機能な環境機器を導入し、より快適で環境にも健康にもやさしい暮らしを届けていきます。



「グリーンスmart」

安全な住宅づくりのための耐火・耐震

火災や震災などの災害時に住民の命と暮らしを守るために、住宅の耐火・耐震性能は常に向上を求められています。住友林業グループでは、綿密な実証実験やそれに基づく技術開発を行い、住宅の安全性を高めています。研究開発を行う筑波研究所では、防耐火試験用

の多目的大型炉を設置した検証棟を2015年6月から稼働しています。これにより、より高性能な防耐火木材などや耐火構造の開発が可能となりました。また、耐震についてはより実証的なデータを取得するために、住宅の実物大モデルを用いた震動実験を行いました。



筑波研究所耐火検証棟

「プロジェクトEARTH」によるCO₂のオフセット

住友林業が日本国内で販売するすべての注文住宅・分譲住宅の主要構造材の伐採から建築施工の過程で発生するCO₂(年間約6万トン)をオフセットするため、インドネシアの荒地などに植林をする「プロジェクトEARTH」を実施しています。2009年から始まったこのプロジェクトで、延べ2,400haの土地に約480万本の植林をする予定です。植林の形態は生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりを地域貢献と一体で行う「産業植林」を組み合わせています。植林後は、約10年間にわたって育林管理を行う計画です。



木のぬくもりを被災地で活かす

2011年3月11日に発生した東日本大震災で大きな被害を受けた地域では、現在、新たなまちづくりが進んでいます。住友林業グループは、木化事業を中心に、それを取り巻く林業、木質資源を利用したエネルギー事業などを通して新しいまちづくりを支援しています。

東松島地域活性化施設「Harappa」

木の効能を活かし、くつろぎの空間をつくる木化事業

近年、木の“ぬくもり”や“癒し”の効果が社会的に再認識され、木造建築物へのニーズが高まっています。

中大規模の木造建築を実現するには、大型建築物を扱う技術と木の特性を活かす技術が必要です。住友林業グループは、この双方を持つ企業として、商業施設や公共施設などを幅広く木造化・木質化する木化事業を推進してきました。

保育園や病院、飲食店など、くつろぎや安心が求められる場所をはじめ、幅広い分野で木の効能を活かした建物づくりを進め、街の活性化や暮らしやすい空間づくりに役立っています。



木化事業の例



木化事業実績(累計)

24棟

東北震災被災地に生まれる「木化都市」

宮城県東松島市は、東日本大震災において大きな被害を受けた自治体のひとつです。同時に、環境や高齢化に対応する先進的なまちづくりを目指す「環境未来都市」にも選定されており、震災復興を通して地方創生のまちづくりのモデルとなることを期待されています。東松島市が環境未来都市構想の具体

案として掲げたのが、木材資源を循環活用していく「木化都市」。この構想に対して、東松島市と「復興まちづくりにおける連携と協力に関する協定」を締結する住友林業は、木と住まいに関してこれまでの事業活動で培ってきた知見やノウハウを提供しサポートしています。また、住友林業は東松島の森、風、太

陽を「地域資源」として見直し、サステナブルかつ安全で安心なまちづくりを目指す一般社団法人「東松島みらいとし機構(HOPE)」に参画。HOPEを通して、産官学民がそれぞれのニーズとリソースをマッチさせて東松島市の未来につながる持続可能な施設や産業を実現しています。



東松島に広がる木の空間

東松島地域活性化施設「Harappa」

2016年4月、東松島地域活性化施設「Harappa(はらっぱ)」がオープンしました。この施設は、地域の方々の日々の食を支えるとともに、地場産品の販売を通じて生産者を含むコミュニティの活性化にも寄与することを目指してHOPEの活動の中から生まれたものです。住友林業は、この「Harappa」の施設の設計施工を担当。たくさんの人々が集まるにぎやかで心地良い空間となることを目指して、木のぬくもりに溢れた木造施設を実現しています。農水産物直売所「yaoya(やおや)」と

ベーカリー「畑のパン屋さん」からなり、「yaoya(やおや)」に出荷する地元の農水産業事業者は80件を超えました。従業員はすべて地域の住民から採用しており、働く場としての役割も果たしています。



「Harappa」外観

人にやさしい木造の公共避難施設

東松島市は、万一の災害発生時に避難者の受け入れや炊き出し、支援物資の保管等の復旧支援活動が行える避難施設を建設しました。これは、東日本大震災当時、本来の避難所ではない本庁舎へ避難した市民が多く、十分な支援が行えない状況が発生したことを教訓としたものです。

住友林業は、被災地の木造応急仮設

住宅にお住まいの方からの木の仮設住宅に対する評価の声をもとに、木造建築物をベースにした避難施設を東松島市へ提案。機能性と居心地の良さを兼ね備えた設計を重視し、可動式の間仕切りを設置することで有事の際はプライバシーを確保できる空間を実現しました。また、地震に強い構法や十分な耐火性、冠水対策、バリアフリー設計、自然光を活かしたデザインなどを取り入れています。



公共避難施設イメージ

災害公営住宅の設計・施工

住友林業は、「東松島市東矢本駅北地区災害公営住宅建設工事」の実設計と施工を担当しました。ここで最初に完成した第1住宅の工事について事業主であるUR都市機構から、施工体制、施工状況、出来栄などが評価され、2015年7月に優秀な工事成績を収めた工事施工者として表彰を受けました。

東松島市での住友林業の災害公営住宅は、外部木調部材により和のしつらえを施した建物が中心となっています。また、建材には、地元東北産の材を柱や間柱、垂木等の羽柄材^{※1}全般に使っています。

※1 構造材を補う材料や下地になる材料で、間柱、垂木、筋違、胴縁、野縁などを指す



建設した災害公営住宅



バシフィックコンサルタンツ株式会社
事業マネジメント本部 事業開発部
企画戦略室 室長

玉岡 秀敏氏

住友林業、日立キャピタルと当社3社が協働することで実現したこの施設は、上部空間に木を感じられる梁や照明吊具があり、商品がならぶ空間とのバランスを生み出しています。地域の方からも少しずつ認知されてきて、「おしゃれだね」「東松島にもこんなところがあったんだ」と、買い物にきたり、出荷して下さる生産者・事業者さんが少しずつ増えてきているのが嬉しいです。買い物だけでなく地域の拠点になれるよう取り組んでいきたいと思ひます。

東松島市での
災害公営住宅施工件数

81 戸

木を未来のエネルギーに

石炭・石油などの化石燃料にかわる、再生可能でクリーンなエネルギー資源の開発は、日本や世界各地で喫緊の社会課題とされています。

住友林業グループは、自然資源である木からエネルギーをつくる木質バイオマス発電を通して、この課題の解決に貢献していきます。

川崎バイオマス発電所

木材をエネルギー源にできる木質バイオマス発電

住友林業グループでは、2011年2月から稼働している川崎バイオマス発電所を含め、国内で4件の木質バイオマス発電事業へ参画しています。2016年12月には北海道紋別市と苫小牧市、2017年12月には青森県八戸市の発電所が稼働する予定となっており、2015年度は稼働に向けた準備を進め

てきました。

木質バイオマス発電の燃料は、自然資源である木です。建築廃材に含まれる木材を加工したりサイクルチップや林地の未利用木材^{*1}からつくる燃料用木質チップなどを活用します。また、木材の燃焼によって排出されるCO₂は木の成長過程で吸収したもので、大

気中のCO₂を増加させません。

再生可能エネルギーの推進、木材の有効活用、また林業の活性化やCO₂排出抑制などさまざまな社会課題の解決に貢献する事業として、今後も木質バイオマス発電事業に取り組みます。

※1 未利用木材:森林における立木の伐採または間伐により発生する未利用の木質バイオマス

住友林業のバイオマス発電事業

川崎バイオマス発電事業

運転開始	2011年2月
出資比率	住友林業 34%、住友共同電力株式会社 53%、フルハシ EPO 株式会社 13%
発電規模	33MW
燃料	建築廃材/廃パレット/剪定枝
特徴	バイオマスのみを燃焼する発電設備としては国内最大規模の「都市型バイオマス発電所」で、主に建築廃材や市場の廃パレットなどから生産されるリサイクルチップを利用します。さまざまな環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリアしています。

八戸バイオマス発電事業

運転開始	2017年12月予定
出資比率	住友林業 52%、住友大阪セメント株式会社 30%、東日本旅客鉄道株式会社 18%
発電規模	12.4MW
燃料	林地の未利用木材/間伐材/パームヤシ殻
特徴	主に青森県三八・上北・下北地域の林地の未利用木材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などを利用する予定です。

紋別バイオマス発電事業

運転開始	2016年12月予定
出資比率	住友林業 51%、住友共同電力株式会社 49%
発電規模	50MW
燃料	林地の未利用木材/パームヤシ殻/石炭
特徴	オホーツク圏内に3カ所のチップ生産拠点を設け、幅広い効率的な木質バイオマス集荷を目指す予定です。

苫小牧バイオマス発電事業

運転開始	2016年12月予定
出資比率	住友林業 20%、三井物産株式会社 40%、株式会社イワクラ 20%、北海道ガス株式会社 20%
発電規模	5.9MW
燃料	林地の未利用木材
特徴	北海道の林地の未利用木材を100%利用する予定です。



再生可能エネルギーで森林の付加価値をあげる

未利用木材を エネルギー源として活かす

発電所へ燃料チップを供給するオホーツクバイオエナジー株式会社では、持続可能な森林資源のみを利用する計画で、間伐材、もしくは「森林経営計画」に則り伐採後の植林が確約された山からの出材を原料としています。また同社では2年前から、住友林業フォレストサービス株式会社の協力を得て、林地の未利用木材の集荷にも取り組んできました。「造材の際に発生する根に近い部分や先端部などの端材は資源として活用できず、林地に放置しても植林作業の邪魔になったり、苗木を食べるネズミの巣になったりと厄介な存在でした。これを燃料チップにできれば再生可能エネルギーをつくるとともに、森林の付加価値を高め、地域の林業活性化という波及効果も期待できます(オホーツクバイオエナジー株式会社 社長 山東正典)」

林地の未利用木材の集荷にあたって大きな課題となるのが輸送コストです。整った形状ではないため、積載効率が悪く輸送コストが上昇。自ずと集荷可能範囲は限られます。そこで、発電所から60~70km圏に3カ所の中間土場

を設ける構想を立てています。ここでチップにし運搬車の回転率をあげることで効率的な集荷・生産体制を目指します。

「林地の未利用木材の集荷はスタートしたばかりで、まだまだ集荷量も多くありませんが、着実に増やしていき、バイオマス発電事業ならではの地域林業活性化につなげていきたいと思います。紋別で木質バイオマス発電を計画したのは、この地に住友林業の社有林があり、地域の行政や山林所有者、林業関係者との幅広いネットワークを築いていたからです。今後はともに森林の付加価値向上・地域活性化を実現していくために、さらにネットワークを充実・拡大していきます。その核として、バイオマス発電所とチップ製造工場を位置づけたい(山東)」

地域の関係者からの協力を得て、林業と発電事業が効率的に連携した仕組みの構築を目指します。



未利用木材を含め、オホーツクバイオエナジー株式会社が集荷する原木は、間伐材もしくは「森林経営計画」にもとづいて伐採された木材なので、継続的に集荷しても山林を荒廃させる心配がない



オホーツクバイオエナジー株式会社
社長

山東 正典



北海道森林組合連合会
代表理事会長

阿部 徹氏

紋別バイオマス発電所がいよいよ本年稼働となります。一般民有林からの集積は我々森林組合が役割を担いますが、間伐材等由来の木質バイオマスについては、森林経営計画の認証率が高い北海道の有利性を最大限に発揮できるものと考えております。また、道内には搬出間伐率の低い地域もあることから、エゾ、トマツに加え、カラマツ材を対象とすることで安定供給につなげます。森林王国・北海道の林業振興に寄与する取り組みであり、大いに期待しています。

誰もが働きやすく 協力しあえる職場環境づくり



日本国内では、少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題となっています。住友林業グループでは、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の育成と確保に努め、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などにかかわらず、いきいきと活躍できる職場づくりを推進しています。

ダイバーシティ&インクルージョンを実現する

住友林業は、多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくることを行動指針として定めています。女性社員の活躍を推進し、障がい者雇用や定年退職者の再雇用を進めることなどにより、多様な社員が働きやすい職場の実現を目指しています。その一環として、

2015年7月に知的障がいや精神障がいのある方を雇用して、原木椎茸栽培や木工製品の製作・加工などを行うスミリンウッドピース株式会社を設立。本格稼働に向けて準備を進めています。また、海外グループ会社でも人種や性別などにかかわらず現地採用を積極的

に推進し、優秀な人財の雇用や管理職への登用を行っています。

障がい者雇用率 **2.12%**

※2016年3月末時点(住友林業)

育児制度の利活用促進に向けて

住友林業では、育児休業を取得する社員が年々増加しており、社員が安心して出産・育児と仕事を両立できるようさまざまな育児関連制度を充実させてきました。制度利用にあたっては、上司や同僚など周囲の理解が重要であるため、人事部働きかた支援室では、社員本人の働き方を支援するとともに、上司や周囲の同僚に対しても、ともに働くにあたっての意識づけや協力的な体制づくりのために働きかけています。育児休業取得予定者には、上司との面談に働きかた支援室担当者が同席し、利用できる制度や復職後の働き方について説明しています。始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げや短時間勤務、

在宅勤務制度など、さまざまな制度を設けており、社員が仕事と子育てを両立しやすい環境づくりを進めています。また、男性社員が積極的に育児制度を利用することが、ワーク・ライフ・バランスの実現と、誰もが働きやすい職場環境づくりにつながると捉えています。

2015年度は、子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の申請時に、直属の上司が部下の育児制度の利用希望を面談して聞き取り、希望を実現するための対策を記入して提出する仕組みを設けました。さらに記入内容に合わせ、個別に働きかた支援室から制度利用のサポートを行っています。

育児休業取得者数

53名

※2016年3月末時点
※内訳：男性社員13名、女性社員40名



育児休業関連制度を案内するイントラネットの画面



家族の職場参観日

住友林業では、社員の家族を職場に招待する「家族の職場参観日」を開催しています。社員を支える家族に感謝の気持ちを伝えるとともに、上司や部下、同僚の家族との交流を通じて社員同士の相互理解を深め、より働きやすい職場環境をつくること、ワーク・ライフ・バランスの実現を改めて考えるきっかけとすることなどが主な目的です。このイベントは2014年度に初めて開



静岡東支店で実施した「家族の職場参観日」

催し、2015年度は住宅事業本部札幌支店、福島支店、静岡東支店、姫路支店の4拠点で開催。参観日当日、参加した家族は朝礼への参加や名刺交換、親社員の机での作業、ショールーム見学や住宅設計ソフトの操作体験などを行いました。各拠点ごとに参加者の年齢などを考慮したさまざまな工夫を凝らし、全員で取り組んだ結果、家族が参加した社員だけでなく、参加していない社員からも好評を得ました。

参加した社員の声

「家族と一緒にいる社員の笑顔が“お父さんの笑顔”になっていて、家庭での良いお父さんぶりが連想でき親しみがわきました」

「家族のために残業を減らそう、という意識が芽生えました」

「仕事に対するご家族の理解が得られ、より働きやすくなると思います」



木材建材事業本部
東北支店 建材・パネルグループ
大友 智恵

入社時から長年、木材建材事業本部の支店で育児をしながら事務担当として勤務していましたが、4年前に上司から営業職への職群転換をすすめられました。転換した場合、出張もあり娘との時間が少なくなることなどに悩みましたが、当時娘は高校生であり、あと少しで独り立ちすること、職場の理解と協力があることなどから、職群転換試験の受験を決意しました。現在は木材建材部門の営業職として勤務しています。

営業職の仕事は、お客様へのより良い提案のために、自ら活動を組み立てる必要がありますが、初めは何をすれば良いのかわからず戸惑いました。また、女性の営業職はこの業界では珍しく、悩みを共有できる人もおらず苦労しました。そのようなときに働きた支援室から「論理思考力強化プログラム」研修に推薦され受講したところ、物事の論理的な考え方の重要性とその方法を学べ、営業活動に活かせるようになりました。社内外の研修受講後はいつも刺激を受け、新たな気持ちで仕事に取り組む意欲がわきます。今後も積極的に受講し、その都度自己を見つめ直し、キャリアアップにつなげたいと思っています。

女性社員がもっと活躍するために

住友林業では、2013年度に発表した「住友林業グループ女性活躍推進宣言」に基づき、女性社員の活躍を推進しています。さらに2014年度からは「管理職における女性社員比率を2020年までに5%以上にする」という数値目標を掲げ、女性管理職の活躍と登用促進に取り組んでいます。具体的には、女性管理職のマネジメントスキルの向上やリーダーシップ開発などを目的とした社内外の研修、異業種企業との合

同研修・交流会など、各人の状況に適した研修を選定し、参加を促しています。2016年度からは「メンター制度^{*1}」を導入し、多方面から女性社員の活躍を支える取り組みを展開しています。

^{*1} 会社や配属部署における、上司とは別の先輩社員が指導・相談役となってサポートする制度

女性管理職比率

※2016年4月1日時点
(住友林業)

2.8%

女性目線開発プロジェクト

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」では、幅広い部門から集まった女性社員が商品開発を行っています。プロジェクトで開発し2015年2月に販売開始した「konoka(コノカ)」は、一般女性カスタマーの声を取り入れた住宅として、人気を博しています。

Konoka受注棟数

733棟

なでしこ銘柄、健康経営銘柄に選定

住友林業は2015年度、東京証券取引所に上場する企業から女性活躍推進に優れた企業を選定する「なでしこ銘柄2016」に初めて選定されました。また、従業員の健康管理を経営的な視点で考え戦略的に取り組む「健康経営」に優れた企業を選定する「健康経営銘柄2016」にも選定されています。



コーポレートガバナンス

経営体制

コーポレートガバナンス方針

住友林業は、「住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献」する旨の経営理念のもと、「公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める」ことを行動指針の一つとし、経営の透明性確保、業務の適正性・適法性の確保、迅速な意思決定・業務執行などに努めております。また、これらの取り組みを通じて、コーポレートガバナンスのさらなる充実、および強化を図ることで、継続的に企業価値を拡大し、住友林業グループを取り巻く多様なステークホルダーの期待にこたえる経営を行ってまいります。

▶ [アニュアルレポート](#)

コーポレートガバナンスと内部統制

住友林業は、執行役員制度の導入により意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、社外取締役2名（男性1名、女性1名）を含む10名（男性9名、女性1名）の取締役で構成される取締役会が迅速な意思決定を行う体制としています。取締役会の議長を務める会長は執行役員を兼務せず、取締役会の監督機能の強化と執行役員の業務執行責任の明確化を図っています。また、取締役会の諮問機関として、取締役・監査役候補者及び執行役員の選任並びに取締役及び執行役員の報酬等に関して意見の答申を行う指名・報酬諮問委員会を設置し、意思決定の透明性及び公正性を確保しています。

さらに、住友林業は監査役会設置会社で、監査役は社内の重要会議に出席するほか、グループ会社の監査役や内部監査部門との情報交換、監査役補助スタッフを指揮して行う監査業務などを通じて、取締役の業務執行を監督しています。

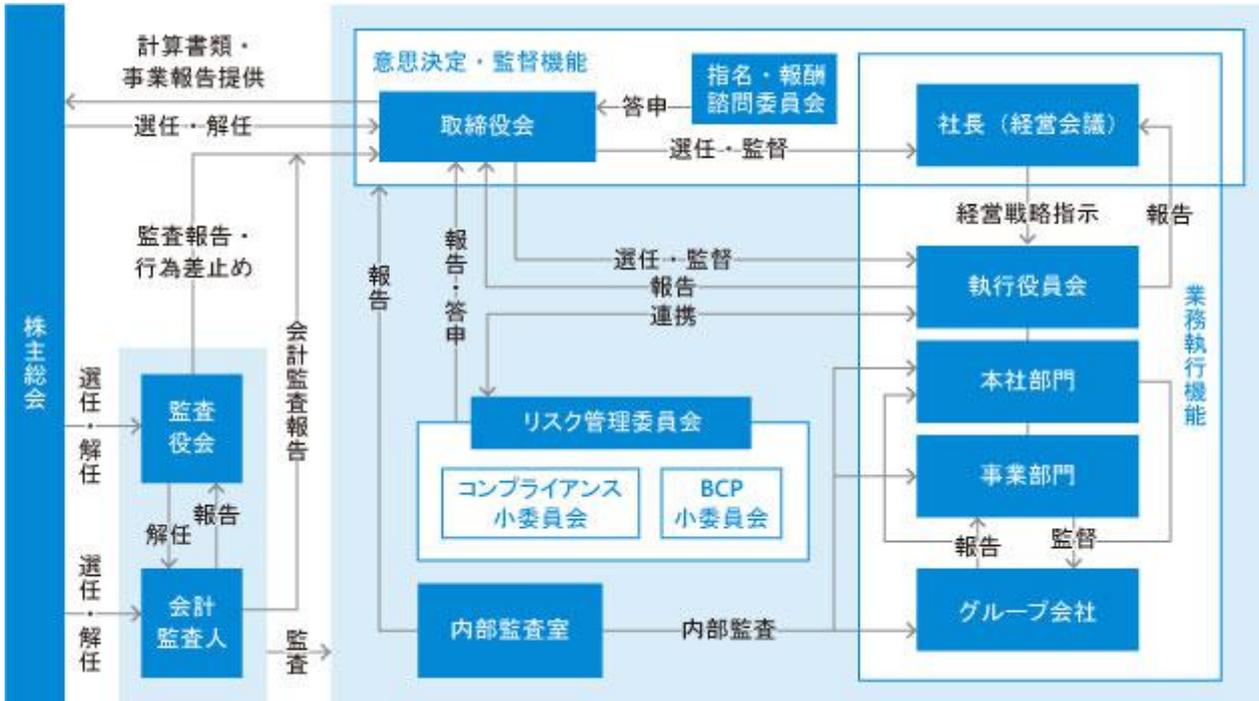
なお、2016年6月24日現在、取締役10名（うち社外取締役2名）、監査役5名（うち社外監査役3名）、執行役員20名を選任しています。社外取締役2名および社外監査役3名については、証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ています。

▶ [コーポレートガバナンス基本方針](#)

▶ [コーポレートガバナンス報告書](#)

▶ [役員一覧（企業情報ヘリンク）](#)

コーポレートガバナンス体制



取締役会・経営会議

取締役会は原則として月1回開催し、取締役会附議基準による重要事項に関する意思決定・監督機能を担っています。具体的には、重要事項に関する意思決定と業績などの確認を行うとともに、各取締役からの報告をもとにその職務執行状況を監督しています。

また、重要事項について十分に事前協議するため、取締役会の前に社長の諮問機関である経営会議を開催。経営会議には執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席し、月2回開催しています。本体制により、迅速な意思決定と監督と執行の分離を進め、取締役会の有効性を担保しています。2015年度は、取締役会を16回、経営会議を23回開催し、取締役会については、取締役9名全員が16回すべてに出席しました。

全取締役の取締役会への出席状況（2015年度）

氏名および担当または専門分野			取締役会	
			出席回数	出席率
代表取締役 会長	矢野 龍	—	16回	100%
代表取締役 社長	市川 晃	執行役員社長	16回	100%
代表取締役	早野 均	執行役員副社長 生活サービス本部 統轄、資源環境本部長 委嘱	16回	100%
代表取締役	笹部 茂	執行役員副社長 海外事業本部長 委嘱	16回	100%
取締役	和田 賢	専務執行役員 住宅事業本部長 委嘱、東北復興支援 担当	16回	100%
取締役	佐藤 建	専務執行役員 経営企画・総務・人事・財務・情報システム・コーポレート・コミュニケーション・CSR推進・知的財産・内部監査・筑波研究所 担当	16回	100%
取締役	福田 晃久	常務執行役員 木材建材事業本部長 委嘱	16回	100%
取締役	光吉 敏郎	常務執行役員 住友林業ホームテック株式会社 取締役社長	16回	100%
取締役(社外)	平川 純子	弁護士 シティユーワ法律事務所 パートナー	16回	100%

■ 取締役会の独立性について

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力等において専門性、多様性および独立性を備えた構成とし、人数は17名以内としています。

■ 取締役選任基準（または方法）

取締役候補者は、人格識見および当社経営に対する有用性を備えている者から、指名・報酬諮問委員会から具申される意見を踏まえ、取締役会で決定しています。また、取締役の略歴と兼任状況について、ホームページ上で公開しています。

社外取締役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. 会社の業務執行者

当社、当社の子会社又は関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2. コンサルタント等

- (1) 当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナー又は従業員
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社又は当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (3) 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社又は当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社又は当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイト又は従業員

3. 大株主（被所有）

当社の総議決権の10%以上を直接又は間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4. 大株主（所有）

総議決権の10%以上を当社又は当社の子会社が保有している法人の業務執行者

5. 取引先

- (1) 販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者
- (2) 仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者又はその業務執行者

6. 借入先

当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7. 寄附先

当社又は当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者又はその業務執行者

8. 親族

本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族及び同居の親族

9. 過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10. 社外役員の相互就任関係

当社又は当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

なお、社外取締役2名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

▶ [役員一覧](#)

監査役会

監査役会は、監査に関する重要事項を協議・決定しています。社外監査役3名を含む5名の監査役は、それぞれの経験を背景とした高い見識と多角的な視点にもとづき、取締役の業務執行をチェックしています。2015年度は14回開催しました。

また、住友林業の常勤監査役およびグループ会社の監査役によって構成され、グループ会社における監査の実効性の向上と情報交換を目的とするグループ監査役会を2カ月に1回開催しています。

社外監査役の選任にあたっては、次に掲げるいずれにも該当しない者について、独立性を有する者と判断します。

1. 会社の業務執行者

当社、当社の子会社または関係会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人（以下「業務執行者」）

2. コンサルタント等

- (1) 当社又は当社の子会社の会計監査人である監査法人に所属する社員、パートナーまたは従業員
- (2) 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、当社または当社の子会社から役員報酬以外に過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
- (3) 法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティングファームその他のアドバイザリーファームであって、当社または当社の子会社を主要な（過去3事業年度の平均でその連結総売上高の2%以上の支払いを当社または当社の子会社から受けた）取引先とするファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員

3. 大株主（被所有）

当社の総議決権の10%以上を直接または間接的に保有する者（法人の場合はその業務執行者）

4. 大株主（所有）

総議決権の10%以上を当社または当社の子会社が保有している法人の業務執行者

5. 取引先

(1) 販売先（主要な取引先）：当社の販売額が当社の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者

(2) 仕入先（当社を主要な取引先とする者）：当社の仕入額が仕入先の連結売上高の2%以上である者またはその業務執行者

6. 借入先

当社の借入額が当社の連結総資産の2%を超える借入先（法人の場合はその業務執行者）

7. 寄附先

当社または当社の子会社が、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は総収入の2%のいずれか高い額を超える寄附を行っている者またはその業務執行者

8. 親族

本基準において独立性を否定される者の配偶者、二親等以内の親族および同居の親族

9. 過去要件

1については過去10年間、2ないし7については過去5年間のいずれかの時点において該当していた者

10. 社外役員の相互就任関係

当社または当社の子会社の業務執行取締役、常勤監査役を社外役員として受け入れている会社の業務執行者、常勤監査役

なお、社外監査役3名は、上記の独立性基準に照らし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者として、十分な独立性が確保されているものと判断しております。

監査役の取締役会・監査役会への出席状況（2015年度）

氏名および専門分野			取締役会		監査役会	
			出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 (常勤)	田中 秀和		16回	100%	14回	100%
監査役 (常勤)	東井 憲彰		13回	100%	11回	100%
社外監査役	寺本 哲	公認会計士	16回	100%	14回	100%
社外監査役	永田 信	東京大学大学院 農学生命科学研究科教授	16回	100%	13回	93%
社外監査役	倉阪 克秀	住友電気工業株式会社 顧問	15回	94%	14回	100%

※ 東井 憲彰氏は、2015年6月23日開催の第75期定期株主総会において監査役に就任して以降、すべての取締役会および監査役会に出席しています

指名・報酬諮問委員会

取締役・監査役候補者及び執行役員の選任、並びに取締役及び執行役員の報酬などの決定を行うにあたり、透明性・公正性を確保するため、それらの決定を行う取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しています。委員会は、会長、社長及び全ての社外役員（社外取締役2名および社外監査役3名）から構成され、委員の過半数を社外役員、委員長は社外取締役が務めることとしています。

取締役の報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、指名・報酬諮問委員会からの具申事項を踏まえ、取締役会で決定しています。執行役員の報酬は、指名・報酬諮問委員会からの具申を踏まえ、取締役会で決定しています。

リスク管理委員会

リスク管理委員会については、「リスクマネジメント／リスク管理体制」に掲載しています。2015年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回、BCP小委員会を5回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。

▶ [リスク管理体制](#)

内部監査

住友林業の内部監査室では、住友林業グループの約200事業所を対象に、年間約60事業所を選定し内部監査を実施しています。対象となる事業所は、「業務リスク」（業績・規模・事業の複雑性など）と「コントロールリスク」（リスクの管理体制）の2つの視点から優先順位を付けて選定しています。内部監査では、コンプライアンスの遵守をはじめとする業務の遂行状況や、事務処理の管理状況を確認し、その結果を社長、内部監査担当役員、監査役のほか、対象事業所の責任者と事業所を担当する執行役員・取締役へ報告しています。また、指摘事項があった場合は、文書や四半期ごとのフォローアップなどで事業所における改善の取り組みを確認するとともに、社長と内部監査担当役員に報告しています。

▶ [アニュアルレポート](#)

役員報酬

住友林業は、法令にもとづき各事業年度における取締役・監査役の役員の報酬を開示しています。

取締役及び監査役の報酬等の総額（2015年度）

区分	人員	総額
取締役	9名	500百万円
監査役	5名	70百万円
合計	14名	569百万円

※1 取締役の報酬等の総額には、取締役の使用人としての報酬その他職務遂行の対価は含んでいません

※2 取締役の報酬等の総額には、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において決議された取締役賞与総額1億30百万円を含んでいます

※3 取締役の報酬等の総額には、取締役（社外取締役を除く）8名に付与したストックオプションの割当にかかる費用26百万円を含んでいます

※4 取締役及び監査役の報酬限度額は以下のとおりです

（1）取締役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額36百万円以内（うち社外取締役は月額2.5百万円以内）と決議されています。なお、2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額40百万円以内（うち社外取締役は月額5百万円以内）に改定することを決議いただいております。

（2）取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬の限度額は、2015年6月23日開催の第75期定時株主総会において、年額1億円以内と決議されています

（3）監査役の例月報酬の限度額は、2014年6月20日開催の第74期定時株主総会において、月額8百万円以内と決議されています

※5 取締役及び監査役の報酬等の総額のうち、社外役員の報酬等の総額は下表のとおりであります

社外役員の報酬等の総額（2015年度）

人員	総額
4名	42百万円

報酬額の算定方法

取締役の報酬は、固定報酬部分である基本報酬、業績連動報酬部分である賞与及びストックオプションの3種類で構成されます。

（基本報酬）

役割と責務に相応しい水準となるよう、株主総会において承認決議をいただいた枠内（2016年6月24日開催の第76期定時株主総会において月額4,000万円以内（うち社外取締役は月額500万円以内）と決議）で、役位に応じて毎月月額で支給しています。

（賞与）

連結経常利益の水準を考慮して算定した支給金額について、毎年、定時株主総会における承認決議を経た上で、役位に応じて配分額を決定しています。

（ストックオプション）

業務執行から独立した立場である社外取締役を除く取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を割り当てることとしています。

リスクマネジメント

経営体制

リスク管理体制

住友林業では、グループ全体の事業リスクマネジメント体制を強化するため、「リスク管理基本規程」を制定し、住友林業の執行役員社長を住友林業グループのリスク管理最高責任者に選任しています。同規程においては、社会・環境・経済面のリスクを包括的に対象としています。

また、執行役員社長を委員長とし、その他すべての執行役員で構成される「リスク管理委員会」を設置、各執行役員は、それぞれの担当分野で対応すべき管理対象リスクの洗い出しおよび分析、ならびに対応計画の策定を行い、3カ月に1回、定期開催する委員会で共有・協議しています。

さらに、同委員会の配下には、総務部長を委員長とし、子会社の主管部門も含むリスク管理担当者で構成される「コンプライアンス小委員会」「BCP小委員会」を設置し、グループ横断的なリスクとして位置づけるコンプライアンスリスクおよび事業中断リスクへの対応について、実効性を高めるための活動を展開しています。

「私たちが大切にしたいこと」に記載される社会・環境・経済面におけるリスクへの対応については、実効性を高めるための具体的な活動を展開しています。リスク管理委員会においては、贈収賄を含む汚職の防止についても管理対象としており、対応策を定め、継続的に管理委員会にて評価・モニタリングを行っています。

これらの活動内容は、取締役会に報告・答申し、経営層によるマネジメントレビューを実施したうえで、業務執行に反映させるしくみを整備しています。2015年度は、リスク管理委員会を4回、コンプライアンス小委員会を2回およびBCP小委員会を5回開催し、取締役会への報告を4回実施しました。2016年度は、住友林業グループを取り巻くリスクの変容に適切に対応するため、管理対象リスクの棚卸しと、2015年度に選定した重点的に取り組むリスクについて、PDCAサイクルによる継続的改善を図り、リスク管理体制の強化をしていきます。

事業等のリスク

事業等リスクとしては、有価証券報告書に記載のとおり、以下を認識しています。

- (1) 住宅市場の動向
- (2) 法的規制の変更
- (3) 他社との競合
- (4) 資本・投資戦略
- (5) 木材・建材およびその他原材料市況
- (6) 為替レートの変動
- (7) 品質保証
- (8) 海外での事業活動
- (9) 退職給付債務
- (10) 株式市場
- (11) 自然災害
- (12) 情報セキュリティ
- (13) 環境関連
- (14) 保有資産の価値下落
- (15) 取引先の信用供与
- (16) 訴訟リスク
- (17) 資金調達リスク

▶ [有価証券報告書・内部統制報告書](#)

▶ [コンプライアンス](#)

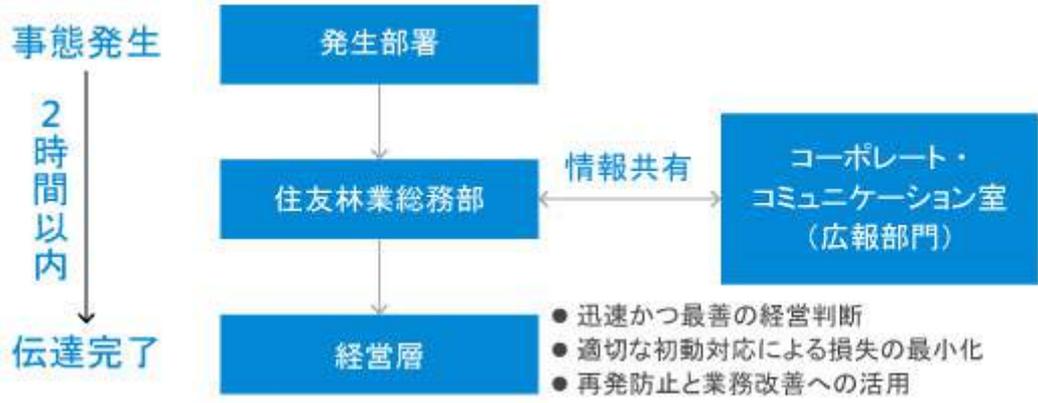
▶ [事業継続マネジメント](#)

■ リスクの迅速な把握と対応

住友林業グループでは、会社の経営に重大な影響をおよぼすおそれのある緊急事態が発生した際、通常の報告ラインに加え、本社リスク管理部門を通じて経営層に情報を迅速かつ的確に伝達する「2時間ルール」を運用しています。これにより、迅速かつ最善の経営判断、初動対応を講じ、損失の回避や抑制を図っているほか、報告事例を集約・蓄積し、再発防止や業務改善に役立てています。

また、広報部門と情報を共有し、重大な事実をステークホルダーに適時適切に開示する体制を整備しています。

2時間ルールとリスク情報の活用



🍃 コンプライアンス

経営体制

■ コンプライアンス推進体制

住友林業では、グループ横断的なコンプライアンスリスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社の主管部門も含むリスク管理担当で構成される「コンプライアンス小委員会」を設置しています。委員会では、建設業法をはじめ法令遵守のための管理体制やツールなどのグループ標準を定め、コンプライアンスリスクに効率的に対応しています。2015年度は同委員会を2回開催し、グループ共通の取り組みとして、前年度に続き、許認可事業をはじめとする法令の要求事項について、リスクの一斉点検を行うなど、コンプライアンス体制の継続的改善に取り組みました。

また、外部の専門家を講師に招いた「コンプライアンス・セミナー」を通じて、最先端の知識を習得することにより、子会社を含むコンプライアンス担当者のボトムアップ、目線合わせを図り、併せて危機意識を共有する機会としています。

これらの活動は、監査役や内部監査部門に毎月報告しているほか、特に重要なグループ共通の取り組みやリスク情報については、グループ監査役会を通じて各社監査役と共有しており、業務執行ラインの内外からのアプローチによるコンプライアンス推進体制を整備しています。

■ コンプライアンス教育

住友林業は、社員一人ひとりのコンプライアンス意識を高めるために、入社時に「守るべき」こととして、コンプライアンス全般や交通安全、情報セキュリティへの理解を図る研修を行っています。2015年度は新卒採用者294名、中途採用者60名に研修を実施しました。さらに、「新任主管者研修」など階層別の集合研修でもコンプライアンス教育を実施しています。

また、e-ラーニングの「コンプライアンスとリスク管理」と「情報セキュリティ」の2講座を国内の子会社を含む全社員が受講する必修科目の一つに定め、毎年受講することを義務づけているほか、国内外のグループにおける各社でも、入社時などに独自に研修の機会を設けています。

コンプライアンス・カウンター

住友林業グループでは、日常の業務に潜んでいる不正の芽を早期に摘みとるための自浄機能を備えた職場環境づくりに取り組んでおり、行動規範である「私たちが大切にしたいこと」に明記されている贈収賄等汚職を含むコンプライアンス違反を報告する機能として2002年からコンプライアンス・カウンター（相談窓口）を設置しています。

窓口は、社内（総務部長）・社外（弁護士）の2つを設け、電話や専用のメールアドレスにて相談・通報を受けつけています。住友林業グループの社員のみならず、協力工事店の従業員など継続的に労務を提供する立場にある者なら誰でも利用できます。また、相談・通報者の権利保護を関連規程や利用マニュアルに明記し社内ウェブサイトにて公開するとともに、通報窓口連絡先（社内・社外）を記載したカードを、子会社を含む全社員に配布するなど、窓口を利用しやすい環境づくりに努めています。2015年度は、職場環境や労働時間管理など8件の相談が寄せられました。事実が確認された場合は、必要な是正措置を講じるとともに、管理職向けのマネジメント研修でこれらの事例を取り上げるなど、再発防止につながる取り組みを推進しています。



The image shows a screenshot of a website page titled 'リスク・コンプライアンス' (Risk Compliance). Below the title, it says 'リスク・コンプライアンスの様々な情報を集めました。' (We have collected various information on risk compliance). The main heading is 'コンプライアンス・カウンター' (Compliance Counter). Underneath, there is a section titled 'はじめに' (Introduction) with the following text:

最近の企業不祥事を振り返ってみますと、消費者の健康・安全にかかわる不正行為について、会社側が事実を隠蔽したにも拘わらず、内部告発によって情報が外部に流出し、それによって企業の経営姿勢に厳しい批判が集中し、ひいてはその企業の存続すら危うくなり兼ねない状況が続いています。

ところで、そもそも「内部告発」は何故生じるのでしょうか。不正を発見したときに、その事実を上司に伝え、その不正行為が是正されるならば、何ら問題はありません。一方、我々は人間ですから、「この件が知れたら、処分されるのではないだろうか。」と考え、見て見ぬふりをして、何事もなく事が収まって欲しいと考えることも当然だと言えます。

しかし、現在の社会において、消費者・投資家を欺き、信頼を損ねることは、即企業の存立問題にまで発展してしまいます。その意味で、企業活動の違法性や倫理性に対し、企業自らがこれを改め、コンプライアンス（法令遵守）を徹底させることが強く求められています。

そこで、今般、通常の業務プロセスのなかにおいて発見、解決し難い違法行為、企業倫理に反する行為について、当社自ら解決するための体制を整え、当社をコンプライアンスの徹底された優良企業とすることを目的に、「コンプライアンス・カウンター」を設けています。

以下、利用方法

(1) 受付窓口

コンプライアンス・カウンターの利用マニュアル

贈収賄の防止

住友林業グループでは、国内外を問わず法令違反となる贈収賄行為を未然に防止することを目的に、贈収賄防止規程の制定を進めています。同規程においては、金品その他の利益の供与の申し出、約束、実施、又はそれらの承認をしない旨を定めています。また、基本原則としてファシリティーペイメントへの留意や政治献金などについての条件や事前決裁についても定めています。

グループ社員に対して、贈収賄を含む汚職の防止についての周知を推進しています。2014年度は、国内の連結子会社においても個別に規程を制定することをCSR目標の一つとして設定しました。また、海外の連結子会社に対しては、リスク分析や規程の整備を推進させることとし、中国の子会社では規程の整備・運用を開始しています。さらに、2015年度は、リスクベース・アプローチの観点から、インドネシアおよびベトナムの連結子会社において規程を制定する取り組みを進めました。

また、委託業者や代理店等の新規起用、契約更新に際しては、当該委託先等が贈収賄行為をするおそれのないことを適切に確認することとしているとともに、他社との合併にあたっては、汚職状況を含むデュー・ディリジェンスを適切に実施しています。

2015年度は、贈収賄に関する違反は0件でした。

公正な競争および適正な下請取引の推進

住友林業は、公正な競争を推進するため、「独占禁止法ガイドブック」を発行し、社内ウェブサイトや新任主管者研修などを通じて、独占禁止法の趣旨・概要、競合他社との接触によるカルテルリスク、心構えなどを周知しています。

また、住友林業グループの事業は、多くの取引先によって支えられていることを踏まえ、毎年、下請取引の適正化推進のため、下請法や建設業法における遵守状況の一斉点検を行っています。

反社会的勢力の排除

住友林業は、反社会的勢力に対しては、妥協を許さず、毅然とした態度で対応することをグループの基本方針としています。総務部を対応統括部署として、警察、弁護士などの外部専門機関と連携して組織的に対応することとし、反社会的勢力に関する情報を収集し、必要に応じて注意喚起の指導を行っています。また、各都道府県の暴力団排除条例施行に伴い、当社および国内子会社各社が第三者と締結する契約書に、反社会的勢力排除に関する条項を盛り込むことを定型化するなど、適切な対応を行っています。

2013年度からは、さらに取り組みを強化するため、すでに契約書を締結している取引先も含め、すべての取引先との間で、当該取引先だけでなく、その親会社・子会社・下請先などについても反社会的勢力でないことの表明保証の取りつけを行っています。

■ 交通事故・違反の防止

住友林業グループでは、国内で業務または通勤に使用する車両が約7,000台におよぶことから、交通事故・違反のリスクに対応するため、安全運転管理体制のグループ標準化を推進しています。

具体的には、関連規程の整備、事故報告書式の統一、運転記録証明書[※]の取得などに加え、運転者および車両に関する基本情報（免許・違反歴・車検・保険など）を一元管理する「安全運転管理システム」を主要な子会社にも展開し、法定業務の履行や運転者の指導を適時適切に行うための体制を整備しています。

また、住友林業では、本社および事業部門の安全運転管理担当者からなる「安全運転ワーキング」を毎月開催し、交通事故や違反発生状況を共有・分析し、防止対策の立案、啓蒙活動につなげています。さらに、運転技術や経験の不足などにより事故リスクの高い新入社員に対しては、国土交通省認定の運転適性診断を実施し、自己の運転適性を認識し、事故防止のヒントや安全運転への心構えを再確認する研修を実施しています。

※ 自動車安全運転センターが発行する違反や行政処分などの運転経歴に関する証明書

事業継続マネジメント

経営体制

事業継続マネジメント体制

住友林業では、自然災害や新型インフルエンザなど企業の努力では発生の防止が極めて困難で、かつ本社機能へ重大な影響をおよぼしかねない事業中断リスクに対応するため、「リスク管理委員会」の下部組織として、総務部長が委員長を務め、子会社を含むリスク管理担当で構成される「BCP小委員会」を設置し、事業継続計画（BCP）に基づいた活動を推進しています。各社は、相互の事業にとって重要なサプライチェーンであるため、グループ全体のレジリエンス（復元力）を高め、事業継続性を向上させることを念頭に課題に取り組んでいます。

2015年度は、「BCP小委員会」を5回開催し、首都直下地震などの大規模地震発生時の初動の重要業務の確認、各種訓練の企画・運営を行いました。



BCP模擬訓練の様子

社員の安全確保・社内業務の継続

リスク対応携行カード、安否確認体制

常時携行が可能なリスク対応携行カードを国内のグループ全社員に配布し、巨大地震などが発生した際の行動基準ならびに組織責任者の報告ルールの周知を行っています。また、通信回線の混雑・発信規制が拡大する前に、多くの安否確認情報を得られるよう、組織内の緊急連絡網に加え、気象情報と連携して起動する安否確認システムを国内のグループ各社に導入し、複数ルートによる安否確認体制を整備しています。さらに、毎年、国内のグループ各社で安否確認訓練を実施しており、2015年度の訓練には、総勢12,578名が参加しました。



リスク対応携行カード

防災・減災対策

巨大地震の発生による帰宅困難者の事務所滞在中および長距離の徒歩帰宅に備え、職場ごとに最低限配備すべき共通の標準防災備蓄品を定め、グループの全拠点に配備しています。特に、大量の帰宅困難者が発生すると想定されている大都市圏（首都圏・大阪市・名古屋市）の拠点では、3日間の職場滞在中を想定した備蓄を行っています。

また、新たなオフィスなどの選定時には、コストや利便性だけでなく、防災・減災の観点から、本社防災責任者が関与するとともに、事務機器の転倒防止やキヤスターつき複合機の移動防止対策など、オフィス内の防災・減災対策に取り組んでいます。

さらに、データ保全の観点から、データセンターとは物理的に離れた場所でデータのバックアップを取得するなどの対策を講じています。

BCP模擬訓練

大規模地震発生直後の混乱を乗り切り、事業継続活動に早期に移行するためには、組織責任者の初動対応と状況に応じた臨機の判断が極めて重要となります。そのため、住友林業グループでは、2011年度より国内のグループ各社の組織責任者を対象に、「大規模地震対応模擬訓練」を継続的に実施しています。この訓練では、過酷な想定シナリオを題材に、即時の判断を繰り返すことによって、震災発生時の“危機”を擬似体験し、課題の“気付き”獲得をめざしています。また同訓練時には、近接エリアのグループ各社の責任者が一堂に会するため、リスク認識を共有し、緊急時の連携強化も図っています。この訓練には、これまでに、累計420名以上が参加をしています。

さらに、社員の出社が困難な状況で、自宅などの遠隔でも、高度なセキュリティを確保しつつ、従業員の給料やお取引先への支払いを始めとする重要業務を遂行できる体制を整備し、毎年、訓練を実施しています。

サプライチェーンにおける事業継続強化の取り組み

住宅事業においては、大災害によるサプライチェーンの寸断に備え、部材メーカーや工務店などの取引業者と施工物件の仕様や工程、現場の進捗状況などの情報を共有し、先行的な原材料の調達や製造を可能とすることで、事業中断リスクの低減に取り組んでいます。

また、建材資材などの調達先については、取引継続の判断のために毎年実施しているサプライヤー評価に、被災時の代替供給ルート確保体制など、事業継続性の項目を加えて審査しています。

お客様へのサービスの維持

東京・福岡に夜間コールセンターを設置し、24時間アフターサービスを受けつける体制を整備するとともに、災害でいずれかのセンターが被災した場合も、ほかのセンターが機能をバックアップするしくみを構築しています。

各拠点の情報を災害対策システムにより一元管理することで、全国オーナーの被災状況を共有し、補修などの依頼に迅速に対応しています。

情報セキュリティ

経営体制

情報セキュリティ方針

住友林業グループは、情報システムの機密性・完全性・可用性を確保するため、ルール面と技術面を相互補完させながら、セキュリティレベルを向上させています。特にお客様情報の保護については、最重要課題のひとつであるとの認識のもと、ルールの周知に向けた社員教育を継続するとともに、周知度の検証を行っています。

ルール面では、国内のグループ会社を対象とする「住友林業グループ情報資産保護ガイドライン」を定めると同時に、このガイドラインにもとづくチェックリストを作成。グループ各社の情報システム担当部門の責任者が情報セキュリティレベルの確認を毎年行っています。また、海外のグループ会社を対象とするガイドラインも、2012年度に策定しました。

情報セキュリティに関する教育については、社内ウェブサイトが利用できるグループ全社員（派遣社員・アルバイトを含む）にeラーニングの受講を毎年義務づけています。

一方、技術面に関しては、社外へ持ち出すパソコンに対する起動時の「暗号化」や、パソコンからのデータの書き出しを制限する仕組みを導入しています。

情報セキュリティ管理体制

住友林業グループは、統括責任者である情報システム担当執行役員のもと、情報システム部長が、規程類の策定・管理、技術的対策の立案・実施、社員に対する教育・訓練、事故発生時の調査・対策などの情報セキュリティ施策を推進しています。

また、各部門の責任者は「情報セキュリティ推進責任者」として自部門の業務遂行を指導・管理しており、各部門に実務責任者である「情報セキュリティ推進担当者」を配置しています。

さらに、国内グループ会社の情報システム担当部門の責任者が参加する「関係会社IT担当者会議」を定期的開催し、ガイドラインの内容の確認やセキュリティシステムの導入を推進しています。

情報セキュリティ強化の取り組み

昨今、多発する個人情報漏洩事故や、標的型メール攻撃など、情報セキュリティに対する脅威が増していることから、全社員を対象に実施しているセキュリティのeラーニングについて、2015年度は設問数の増加など、大幅に内容を拡充し実施しました。

また、外部のITベンダーに診断を委託し、住友林業とグループ各社のウェブサイトのセキュリティ診断を年1回実施しています。

さらに、2016年5月には、住友林業情報システム株式会社に、サイバー攻撃への対処に特化した部門として情報セキュリティ室を設置して、サイバー攻撃に関する案件を中心とした社員からの相談対応を強化しました。

知的財産管理

経営体制

知的財産方針

商標や著作物の模倣・盗用などが企業経営のリスクのひとつとなる中、住友林業グループは、独自技術の権利化やノウハウの秘匿など、創出した知的財産の適切な保護に努めています。また、権利の侵害、被侵害防止にも努めており、研究開発部門や営業企画部門をはじめグループ全社員のコンプライアンス意識の向上を図っています。

知的財産管理体制

住友林業は、知的財産管理の責任部署として「知的財産室」を設置しており、弁理士資格を持つ社員も在籍しています。知的財産室では、知的財産の創出支援、知的財産の出願・権利保全、技術関連の各種契約締結支援、社内啓発、社内外の知的財産動向分析と研究開発の方向性の提言などを行っています。また、権利侵害と被侵害の防止のために知的財産に関する相談・通報窓口「知財110番」を設置し、社員に周知しています。



「知財110番」の告知ポスター

知的財産に関する取り組み

知的財産教育

知的財産創出の促進と他社権利の侵害防止などを目的に、グループ社員を対象とした座学研修を随時開催しています。また2012年度からは毎年、社内ウェブサイトが利用できるグループ全社員を対象に、コンプライアンス面に重点を置いたe-ラーニングを実施。合わせて、グループ会社を含め研究開発部門の社員から毎年希望者を募り、日本知的財産協会などの社外研修に派遣しています。

2015年度は、筑波研究所と技術商品開発部門において、知的財産勉強会を各2回実施し、コンプライアンスとリスク管理の徹底を図りました。さらに、各事業本部の広報担当の社員を対象に、商標に関する研修を実施し、商標の重要性や注意点に対する意識の向上を図りました。



筑波研究所における知的財産勉強会

知的財産表彰

知的財産表彰は、住友林業グループの事業競争力向上に寄与する発明など、顕著な業績を残したグループまたは個人に対して知的財産表彰規程に基づき表彰を行うもので、毎年実施しています。

2015年度は、本社にて表彰授賞式を実施し、7名の社員に対して表彰状と副賞を授与しました。

社内ウェブサイトによる啓発

住友林業では、社内ウェブサイト「知財Farm」を開発しています。「知財Farm」では、知的財産の基礎知識や営業活動を推進する上で理解しておくべき商標権に関する知識などをグループ社員にわかりやすく解説しているほか、知的財産に関する最新トピックスなどを掲載しています。



「知財Farm」トップ画面

経営理念とCSR経営

経営体制

住友林業グループの経営理念とCSR経営

住友林業グループは、「再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。」という経営理念や、行動指針に基づき、「環境方針」や「調達方針」などの方針、各種ガイドラインを制定するとともに、住友林業グループ全員の倫理行動規範として「私たちが大切にしたいこと」を策定し、事業活動を行っています。

また、社会的責任に関する国際規格であるISO26000を踏まえ、あらゆるステークホルダーと積極的にコミュニケーションを図ります。

住友林業グループの共通価値を「木と生きる幸福。」というブランドメッセージに込めて、これからも一層のCSR経営を推進し、持続可能な社会の実現に貢献します。



経営理念

住友林業グループは、再生可能で人と地球にやさしい自然素材である「木」を活かし、「住生活」に関するあらゆるサービスを通じて、豊かな社会の実現に貢献します。

行動指針

住友精神

公正、信用を重視し、社会を利する事業を進める。

人間尊重

多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる。

環境共生

持続可能な社会を目指し、環境問題に全力で取り組む。

お客様最優先

お客様満足に徹し、高品質の商品・サービスを提供する。

- ▶ [住友林業グループ環境方針](#)
- ▶ [住友林業グループ調達方針](#)

私たちが大切にしたいこと

「感動を生み出す」、「未来を切り拓く」、「正々堂々と行動する」の3つの考えを大切にしています。

1. 感動を生み出す

1. 顧客満足
2. 共存共栄
3. 自立と支援
4. 自由闊達
5. 反省と学習

2. 未来を切り拓く

1. 持続的発展
2. 家族の尊重
3. 蓄積と創造
4. 地域貢献
5. 環境共生

3. 正々堂々と行動する

1. 精神の継承
2. 法令遵守
3. 情報の取扱い
4. 人権・多様性の尊重
5. 行動の自律

国連グローバル・コンパクトへの参加

住友林業は、国連が提唱するグローバル・コンパクトを支持し、2008年12月から参加しています。「国連グローバル・コンパクト」の10原則は、「世界人権宣言」、国際労働機関（ILO）の「就業の基本原則と権利に関する宣言」など、世界的に確立された合意に基づいており、人権擁護の支持・尊重、強制労働の排除、児童労働の廃止などが盛り込まれています。

「国連グローバル・コンパクト」の10原則

人権 企業は、

- 原則1：国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重し、
- 原則2：自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである。

労働基準 企業は、

- 原則3：組合結成の自由と団体交渉の権利の実効的な承認を支持し、
- 原則4：あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持し、
- 原則5：児童労働の実効的な廃止を支持し、
- 原則6：雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである。

環境 企業は、

- 原則7：環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持し、
- 原則8：環境に関するより大きな責任を率先して引き受け、
- 原則9：環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである。

腐敗防止 企業は、

- 原則10：強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである。



住友林業グループの事業とCSR

経営体制

住友林業のCSRの原点

1894年から始まった「大造林計画」。別子銅山に森林を再生させたこの計画こそ、私たちのCSRの原点です。

住友林業が大切に守り伝えてきた「住友精神」。それは天下・国家・社会・国民全体のためになる事業に取り組むという「自利利他公私一如」の考え方であり、目先の利益にとらわれず、長期的な視点を持って経営にあたる姿勢です。公正、信用を重んじ、確実を旨とする住友の事業精神は、社会からの確かな信頼の源となっています。

1691年、愛媛県別子銅山の開坑とともにその銅山備林の経営を担ったのが住友林業の始まりです。銅山経営にあたって、建築用、坑道の坑木や銅の精錬のための薪炭用として不可欠な木材。しかし、19世紀末の別子銅山では、永きにわたる過度な伐採と煙害によって周辺の森林が荒廃の危機を迎えていました。当時の別子支配人・伊庭貞剛は、「国土の恵みを得て事業を続けていながら、その国土を荒廃するに任せておくことは天地の大道に背く。別子全山をあをあをとした姿に返さねばならない」と考え、1894年、失われた森を再生させるため「大造林計画」を開始しました。試行錯誤を繰り返し、多い時には年間200万本を超える大規模な植林を実施した結果、やがて山々は豊かな緑を取り戻すことができたのです。

この「国土報恩」の精神に基づく持続可能な森林経営こそ、住友林業の事業活動、そしてCSR（企業の社会的責任）活動の原点です。

住友林業グループの事業

近年、地球環境問題や社会問題が顕在化し、社会は大きな方向転換を迫られています。住友林業グループは、国内外で森林経営や木材・建材の製造・流通、住宅の建築・販売など、住生活に関するあらゆるサービスを通じて豊かな社会の実現に貢献する企業として、社会の課題解決に向けて大きな役割を担っていると考えています。

資源環境事業

保続林業の理念のもと、約4万6,000ヘクタールの広大な国内社有林で計画的な森林経営を展開するほか、木材の供給と林業の活性化に取り組んでいます。また、海外でも約23万ヘクタールの植林地で持続可能な植林事業を推進。生物多様性の保全や地域社会の発展に貢献しています。多様化する森林管理に関するニーズに対応するコンサルティングも、国内外で提供しています。



木材建材事業

国内売上高No.1の木材・建材商社として、木材・建材の調達から製造、流通まで幅広い事業を展開。また住宅資材の物流を合理化・効率化する納材システムを資材メーカー、流通店、住宅会社などに提供しています。国内外のネットワークを活かした調達力と機能提案力で、多種多様なニーズに応える高品質な木材・建材の安定供給を実現しています。インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、タイ、アメリカ等に拠点を設け、高品質で環境に配慮した木質建材を製造。日本のほか、経済成長とともに需要増加が見込まれる新興国への供給を強化しています。



海外住宅・不動産事業

アメリカ・オーストラリアでは、安定的な人口増加と住宅需要が見込める地域において、住宅事業および住宅関連事業を推進し、さらなる事業規模の拡大に努めています。また、アジア地域においては幅広い住宅需要の成長が期待できるため、積極的に事業を拡げ、既存事業との相乗効果を図ります。



住宅事業

木の魅力と特性を活かし、先進的な構法を採用した「住友林業の家」は、木造注文住宅のトップブランド。環境にやさしく、長く住み継ぐことのできる快適で安心・安全な住まいとして高い評価を得ています。また、注文住宅で培った設計力を活かし、洗練された外観と木質感あふれる室内、木ならではの心地よさを提案する賃貸住宅も提供しています。



ストック事業

住宅に対する価値観がフローからストックへと変化する中、既存の住まいの価値を高めるリフォーム事業やリノベーション事業などを展開。戸建住宅だけでなく、マンション、店舗に至るまで、より長く安心して暮らせるよう、さまざまなサービスを提供しています。



緑化事業

住宅、街並み、オフィスビル、都市空間、さらには里山など、さまざまなシーンで最適な緑化を提案。生物多様性、持続可能性の視点で企業の環境緑化もサポートしています。コンサルティングから企画・設計、施工、メンテナンスまで総合的に対応しています。



木化事業

国の政策として注目される木材の新たな消費の拡大に向けて、これまで少なかった非住宅の中大規模建築の木造化、また内装などの木質化を推進しています。木への好意度が高い医療・教育・商業施設の分野での建築を通じて、人々が木を感じられる機会を増やし、新たな木の文化の創造を目指しています。



まちづくり事業

木に関わる幅広い事業で培ったノウハウをもとに、住友林業ならではの新しいまちづくりを展開しています。空間設計から植栽、住まい方まで、グループの総合力を結集して、地域の自然や文化と調和する戸建分譲住宅をトータルプロデュース。住む人とともに育てていくまちづくりを通じて、豊かな暮らしの実現に貢献しています。



生活サービス事業

超高齢社会を迎えたわが国で地域に根ざした高齢者向け介護施設やデイサービスを運営しているほか、農業関連製品を生産・販売するなど、人々の生活に寄り添う多様な事業を展開。常に豊かな暮らしに貢献する新たなサービスの創出に注力しています。



環境エネルギー事業

木質資源や自然エネルギーを活用したエネルギー事業の推進に取り組んでいます。建築廃材や林地の未利用木材を燃料とする木質バイオマス発電は、現在、国内4カ所の施設に参画し、環境に配慮したエネルギーの供給と森林資源の有効活用にご貢献しています。



海外製造事業

インドネシア、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、タイ、アメリカに拠点を設け、高品質で環境に配慮した木質建材を製造、日本のほか、経済成長とともに需要増加が見込まれる新興国への供給を強化しています。



CSR重要課題とCSR中期計画

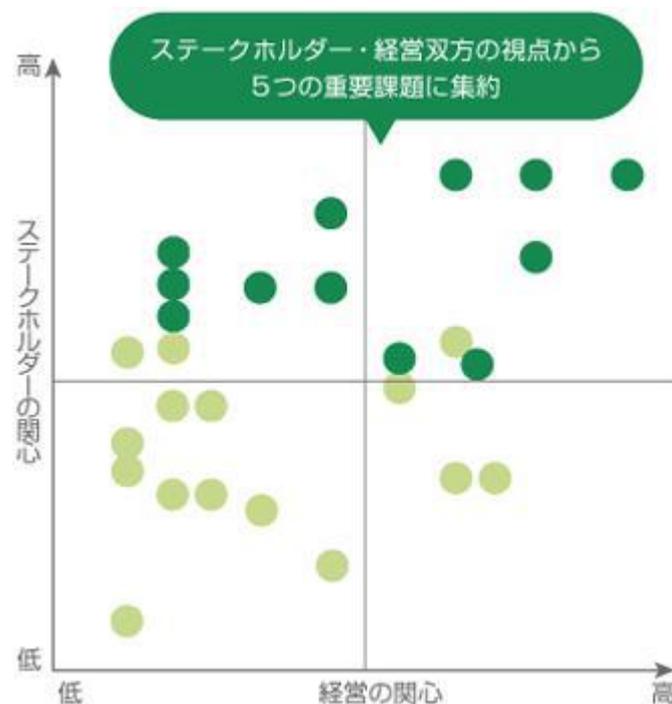
経営体制

「住友林業グループCSR重要課題」の特定

住友林業グループは、経済・環境・社会情勢の変化に伴い、2008年に設定したCSR重要課題に代わり、2015年3月、新たにCSR重要課題の特定を行いました。

社内外のステークホルダー、社外の有識者などを対象にアンケート調査を実施し、約2,700名から回答を得ました。アンケート作成にあたっては、住友林業グループの経営理念・行動指針をもとに、社会的責任に関する国際規格である「ISO26000」や社会的責任投資による企業評価項目などを踏まえ、住友林業グループにもっとも関わりのある27項目を予め設定しています。

そのうえで、経営層からの視点を織り込み、「経営」と「ステークホルダー」の2つの軸でアンケート結果をマッピングし重要性判断を行いました。その中で重要性が高い12項目を整理し、5つの項目を「住友林業グループCSR重要課題」として特定しました。



住友林業グループCSR重要課題

- 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達の継続
- 事業活動における環境負荷低減の推進
- 多様な人材が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進
- リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進
- 安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

「住友林業グループCSR中期計画」の策定

2015年3月、住友林業グループは2020年度を目標年度とする「住友林業グループCSR中期計画」を策定しました。

「経営」と「ステークホルダー」の視点からマッピングされた5つの「住友林業グループCSR重要課題」について、その課題の解決に向けた基本戦略と具体的な目標を「住友林業グループCSR中期計画」として設定。2020年度までに達成すべき社会・環境両面の課題について、グループ内の各社・各部門では、年度ごとに策定する数値目標「CSR予算」に従って、2015年度より達成に向けた取り組みを開始しています。

「住友林業グループCSR中期計画」に基づく年度ごとの進捗や達成状況については、執行役員を兼務する取締役のほか常勤監査役も出席する経営会議にて年2回定期的に確認することで、PDCAサイクルを着実に回します。

住友林業グループは、CSR経営のより一層の推進をめざします。



CSR重要課題とCSR中期計画

重要課題1 持続可能性と生物多様性に配慮した木材・資材調達継続

世界の森林面積は、違法伐採や過度な焼畑農業などによって減少し続けており、各国で違法伐採木材を市場から排除する法令の導入や規制の強化が進められています。一方、日本の森林、特に人工林は、林業従事者の高齢化や減少などにより整備が進まず、一部では荒廃が懸念されています。

こうした中、住友林業グループでは、「木」を軸に事業を展開しており、国内外において持続可能な森林経営や木材調達を推進しています。

また、生物多様性を育む森林を直接的な事業フィールドとしているため、当社グループでは、生物多様性保全をCSR重要テーマのひとつとして位置付けています。



環境配慮型の合板「KIKORIN-PLYWOOD」の販売



自生種を中心とした住宅緑化

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2015年度目標	2015年度成果	評価	2016年度目標	2020年度目標数値		
環境共生社会	持続可能な木材の取扱い増加と合法性確認を通じた持続的な森林資源の活用	輸入材における森林認証材販売比率	11%	8% 	△	9%	12%		
		国産材原木の輸出货量	117千m ³	104千m ³ 	△	158千m ³	200千m ³		
		植林木・森林認証材・国産材（日本）の取扱量 ※海外流通拠点の取扱材	659千m ³	706千m ³	○	781千m ³	783千m ³		
		燃料用チップの取扱量	758千m ³	777千m ³ 	○	773千m ³	800千m ³		
		森林認証材（SGEC材）取扱量 ※国内流通拠点の取扱材	43千m ³	35千m ³ 	△	55千m ³	85千m ³		
		国産材における未利用材の取扱量	88千トン	119千トン 	○	181千トン	185千トン		
		新築戸建注文住宅における国産材使用比率 ※住宅事業	マルチバランス構法	72%	71% 	△	72%	75%	
			ビッグフレーム構法	52%	50% 	△	51%	55%	
		合法性を確認した直輸入材・木材製品の取扱いのための木材製品仕入先の審査実施率 ※木材・木製品調達部門			100%	100%	○	100%	100%

生物多様性の保全と両立する山林経営の確立と自然資本としての価値評価	新規取得等による経営管理山林のSGEC森林管理認証カバー率	100%	100%	○	100%	100%
	新築戸建住宅における自生種植栽本数	38,800本	36,050本 	△	40,000本	210,000本/6年

達成度評価について

目標達成：○ 目標比70%以上：△ 目標比70%未満：×

▶  (第三者保証マーク) について

重要課題2 事業活動における環境負荷低減の推進

気候変動による影響が世界で深刻化する中、企業には地球温暖化対策として、温室効果ガスの排出削減が求められています。住友林業グループでは、住宅事業や木材建材製造事業を営んでおり、環境への影響を考慮し、事業活動における温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいます。また、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルを推進しています。



低燃費車両への切り換えを推進



高度な分別が可能な「首都圏資源化センター」の稼働

現状の課題認識 および 基本戦略		評価指標	2015 年度目標	2015 年度成果	評価	2016 年度目標	2020 年度 目標数値
低炭素社会	自社グループにおけるCO2排出削減	オフィス部門 (国内外連結会社)	3.1% 削減 総排出量 34,345t- CO2	6.7% 削減 総排出量 33,055t- CO2	○	4.5% 削減 総排出量 33,746t- CO2	7%削減 総排出量 32,859t- CO2
		住友林業 (国内オフィス)	4.9% 削減	10.6% 削減	○	8.1% 削減	—
		国内関係会社 (オフィス)	2.1% 削減	3.3% 削減	○	2.2% 削減	—
		海外関係会社 (オフィス)	2.4% 増加	1.2% 増加	○	5.6% 増加	—
		クタイ・ティンバー・インドネシア (インドネシア)	1.4% 削減	5.9% 増加	×	1.9% 削減	2015～ 2020 年度平均 原単位年 1%以上 削減
		ヴィナ・エコ・ボード (ベトナム)	0.9% 増加	5.7% 削減	○	2.2% 増加	
		アスト・インドネシア (インドネシア)	2.6% 削減	7.3% 増加	×	0.9% 増加	
		アルパイン M DF・インダストリーズ (オーストラリア)	4.5% 削減	5.5% 増加	×	4.6% 増加	
		ネルソン・パイン・インダストリーズ (ニュージーランド)	2.4% 増加	5.2% 削減	○	0.4% 削減	
			CO2総排出量 2013 年度比 増減率				
	生産量 原単位 前年度 比増減 率						

	リンバ・パ ティクル・イ ンドネシア (インドネシア)		12.8% 削減	53.1% 増加	×	18.3% 削減	
自社グループ以 外（製品・サー ビス提供先）に おけるCO2排 出削減	太陽光発電システム (セット数) ※国内流通拠点の取扱数		2,400 セット	2,140 セット (10,700 KW)	△	1,900 セット (8,930 KW)	2,330 セット (10,951 KW)※1
	新築戸建注文住宅にお けるグリーンスマ ート対象棟数率 ※受注時グリーンス マート対象棟数/受注棟数		68.0%	58.2% 	△	70.0%	80.0%
	新築戸建注文住宅にお けるグリーンスマ ート・ZEH仕様対象棟数率 ※着工時グリーンス マート・ZEH仕様対象棟 数/着工棟数		12.0%	2.0% 	※2	6.0%	50%以上

※1 2016年度から評価指標をKWに変更し、環境貢献度を評価する。

※2 商品定義を見直したため、2015年度の実績に対する評価は行わない。

達成度評価について

目標達成：○ 目標比70%以上：△ 目標比70%未満：×

現状の課題認識および基本戦略		評価指標	2015年度目標	2015年度成果	評価	2016年度目標	2020年度目標数値
循環型社会	ゼロエミッションの達成	新築現場におけるリサイクル率	93.3%	90.8% 	×	91.5%	98.0%
		リフォーム工事等におけるリサイクル率	76.3%	70.2% 	×	74.1%	80.0%
	産業廃棄物の発生量の削減	新築現場から発生する産業廃棄物の削減率（2013年度比）	14.7% 削減	2.5% 削減	×	17.6% 削減	30%削減
		売上原価 ^{※1} 原単位 2014年度比増減率 ※1 国内製造工場における社内売上の原価	2%削減	4.3% 増加	×	3.7%増加	2%以上削減

達成度評価について

目標達成：○ 目標比70%以上：△ 目標比70%未満：×

「事業活動における環境負荷低減の推進」取り組みによる経済効果

効果の内容		効果（百万円）
収益	有価売却費	31
費用節減	省エネルギー取り組みに伴うコスト削減額 ※ガソリン価格の変動分を含む	266
	廃棄物削減取り組みに伴うコスト削減額	62
合計		359

重要課題3 多様な人財が能力と個性を活かし、いきいきと働くことができる職場環境づくりの推進

住友林業グループでは、性別、年齢、国籍、人種、宗教、障がいの有無などに関わらず、意欲を持った社員が安全で健康に活躍できる職場環境をめざしています。中でも女性社員の活躍に向けて「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信し、取り組みを進めています。



ブレストの様子（女性目線開発プロジェクト）



建築施工現場における安全点検

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2015年度目標	2015年度成果	評価	2016年度目標	2020年度目標数値	
公平な雇用・処遇の推進	女性管理職比率	住友林業	2.6%	2.8% ^{※1} 	○	2.9%	5%以上
		住友林業および国内グループ会社	—	3.2% ^{※1}	—	—	—
	女性従業員比率	住友林業	19.2%	19.9% ^{※1} 	○	19.5%	20%以上
		住友林業および国内グループ会社	—	23.3% ^{※1}	—	—	—
	障がい者雇用率	住友林業	2%以上	2.12%	△	2%以上	2%以上
		住友林業および国内グループ会社		1.48% ^{※2}			
ワーク・ライフ・バランスの推進	有給休暇取得日数	住友林業	7日	6.3日	×	8日	10日以上
		国内グループ会社	各社目標	7.1日	—	各社目標	—
	所定外労働時間（2013年度平均所定外労働時間からの減少割合）	住友林業	▲10%	▲2.5%	×	▲14.8%	▲30%
労働安全衛生の強化	社有林作業現場での労働災害件数 ^{※3}	住友林業	0件	1件	△	0件	ゼロ
	新築施工現場での労働災害件数 ^{※4}	住友林業	0件	6件 	△	0件	ゼロ
	その他労働災害件数 ^{※4}	住友林業および国内グループ会社	—	10件	—	各社目標	ゼロ

※1 2016年4月1日現在の数値

※2 2015年6月現在の数値

※3 住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

※4 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数

達成度評価について

目標達成：○ 目標未達成であるものの前年度から改善：△ 横ばいまたは前年度から悪化：×

▶ (第三者保証マーク) について

重要課題4 リスク管理・コンプライアンス体制の強化・推進

リスク管理委員会における重点管理リスクの継続的な管理によるグループ会社を含めた事業リスクマネジメント体制の強化を図っています。

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2015年度目標	2015年度成果	評価	2016年度目標	2020年度目標数値
リスク管理体制の強化		重点管理リスク39項目について、四半期ごとに開催するリスク管理委員会で進捗状況等を確認	目標項目に加え、毎月の執行役員会へリスク顕在化事例報告を開始	○	重点管理リスク36項目について、四半期ごとに開催するリスク管理委員会で進捗状況等を確認	リスク管理委員会による重点管理リスクの項目で管理

達成度評価について

目標達成：○ 目標比70%以上：△ 目標比70%未満：×

重要課題5 安心・安全で環境に配慮した製品・サービスの開発・販売の推進

住友林業では、優良な「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。また、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、長期優良住宅認定制度や住宅性能表示制度の利用を積極的に推進しています。



「住友林業の家」は、「長期優良住宅」に標準仕様で対応

現状の課題認識および基本戦略	評価指標	2015年度目標	2015年度成果	評価	2016年度目標	2020年度目標数値
安全・品質の向上	新築戸建注文住宅における設計性能評価実施率	90%以上	98.6%	○	90%以上	90%以上
	新築戸建注文住宅における建設性能評価実施率	90%以上	97.3%	○	90%以上	90%以上
	新築戸建注文住宅における長期優良住宅認定取得率	90%以上	92.8%	○	90%以上	90%以上
お客様とのコミュニケーションの向上	アフターメンテナンスアドバイザー・住まいの診断士の合格率 (住友林業ホームテック株式会社メンテナンス担当配属者全員)	100%	100%	○	100%	100%
	新築戸建注文住宅における竣工図の早期お渡し完了率	80%	69%	△	80%	90%

達成度評価について

目標達成：○ 目標比70%以上：△ 目標比70%未満：×

住宅の安全・品質管理

社会性報告

住宅事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業では、「社会的資産」となる長寿命で高品質な住宅を普及させることが、豊かな社会づくりのために重要な役割であると考えています。こうした考えのもと、住宅事業においては「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が2009年6月に施行されたことを機に、2009年度に製品安全・品質管理に関する基本方針を策定しました。

住宅事業の製品安全・品質管理に関する基本方針

安心して住むことができる建物の基本性能の向上
 ライフスタイルの変化に応じて住まいを楽しむことができる空間の可変性の向上
 長期にわたる維持管理をサポートするメンテナンスプログラムの充実
 現場不具合情報の把握と迅速な対処方法の情報共有

住宅事業における製品安全・品質管理体制

住友林業では、「長期優良住宅^{※1}」の認定条件^{※2}をすべて最高等級（「住宅性能表示制度^{※3}」の評価を適用）でクリアすることを、「住友林業の家」の標準仕様として設定。商品開発から施工、アフターサポートにいたる製品安全・品質管理体制を確立することで、高品質でトータルバランスに優れた住まいを提供しています。また、お客様の安心・安全、そして資産価値向上につなげるために、「住宅性能表示制度」の利用を積極的に推進しています。2015年度における住宅性能表示制度の実施率^{※4}は、設計性能評価で98.6%（前年度97.7%）、建設性能評価で97.3%（同94.9%）となり、長期優良住宅の認定取得率は92.7%（同91.2%）となりました。

※1 長期優良住宅：ストック型社会の実現に貢献する住宅の普及を目的とした国土交通省が定める長寿命住宅の認定制度

※2 戸建住宅では住宅性能表示制度に基づき、耐久性、耐震性、メンテナンス性、省エネルギー性などを評価

※3 住宅性能表示制度：お客様が客観的に住宅の品質・性能を判断できるよう、第三者機関が設計時の「設計性能評価」と建設完了時の「建設性能評価」を提供するしくみ。評価項目は「構造の安定」「火災時の安全」「劣化の軽減」「温熱環境」など10分野

※4 住宅事業本部における増改築を含む戸建住宅の全着工棟数に対する申請数比率（2015年4月1日～2016年3月31日の設計・建設性能評価申請が対象）

住宅性能表示制度の実施率

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
設計性能評価	98.2%	98.9%	100.6%	97.7%	98.6%
建設性能評価	87.6%	91.0%	95.4%	94.9%	97.3%

長期優良住宅認定取得率

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
長期優良住宅認定取得率	85.1%	88.4%	90.7%	91.2%	92.7%

長期優良住宅の基準と「住友林業の家」の標準性能

認定の種別		認定の条件	住友林業の家の標準性能
耐久性	長持ちする家であること	劣化対策等級 最高等級3 定期的な点検を可能とする措置	最高等級3に対応
耐震性	地震に強い家であること	耐震等級 2以上	最高等級3に対応
メンテナンス性	メンテナンスしやすい家であること	維持管理対策等級最高等級3	最高等級3に対応
省エネルギー性	省エネな家であること	断熱等性能等級 最高等級4	最高等級4に対応

※ 等級の数字が大きくなるほど評価は高くなる

製品安全・品質管理のしくみ



- 消費者ニーズやオーナーアンケートをもとに開発する商品開発の企画を、定期的開催する「商品戦略委員会」で討議
- 住宅事業本部と筑波研究所が共同で実証棟実験や試作品検証を行い、保証内容に至るまでお客様の声を活かした商品づくりを推進



商品戦略委員会



- 契約時と実施設計段階において、独自システムを使用して意匠・構造をチェック



専属の設計士が担当



- すべての資材について毎月1回実施する「部材採用会議」でデザインレビューを実施。筑波研究所と部材採用会議が定めた採用基準・品質基準をクリアしていることを部材ごとに確認
- 2カ月に1回開催する「品質向上委員会」において、新規採用部材に関する情報を共有するとともに、既存採用部材の改善策を討議。2015年度は8件のテーマについて、進捗状況を報告・討議



- 独自の現場管理システムによって、各建物の施工情報、工程管理、品質管理、安全管理の最新情報を一元的に管理・共有
- 基礎・構造・木工事完了・竣工など各現場作業員、協力施工業者管理者、工事監理者が、工事現場においてチェックポイントを検査し、施工管理記録書によって検査管理を実施。さらに、検査・管理状況を本部検査部門がチェック



施工管理

アフターサポート



- 住宅のお引渡し後20年間にわたって定期点検を実施。20年目以降は10年ごとに有料点検を、30年保証システム適用のお客様で20年目に保証を延長した場合は25年目に無料点検を実施
- リフォームを含むメンテナンス提案、メンテナンス履歴管理などを通じてお客様をサポートする「ロングサポートシステム」を構築



定期点検

リフォーム

- 「性能評価カルテ」に基づき、既存建物と計画建物における耐震・断熱・バリアフリーの性能等級を数値化し、どのように性能等級がアップしたかをお客様に提示
- 耐震補強などに使用するオリジナル部材は筑波研究所で性能や信頼性を検証

性能評価カルテ

リノベーション

- マンションの耐震性や劣化状況を診断するため、建設当時の設計図書を確認し、構造審査や鉄筋確認、コンクリート強度測定などの検査を第三者調査機関と連携して実施。検査結果にもとづき、適切な大規模修繕工事を行うことで建物の長寿命化を図るとともに、販売時に検査結果・工事内容をすべて開示
- 独自の保証書発行、「あんしん既存住宅売買瑕疵保険」の付保、お引渡し後1年目の定期巡回など、サポート体制を整備



リノベーション前



リノベーション後

住宅事業における安全性・快適性の向上

住友林業は、耐震・耐火・断熱性能、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、経年劣化対策やユニバーサルデザインなど、さまざまな面から住宅の性能を高めることで、お客様が永く安心・快適に暮らせる住まいを提供しています。





耐震性・耐久性の向上

- 新築住宅では、住宅性能表示制度の「構造の安定（地震などに対する強さ）」において、最高等級の「耐震等級3」を標準仕様に



- リフォームでは、オリジナル耐震技術「スミリンREP工法」などで耐震評点1.0^{※1}以上の耐震補強を行った上で、「制震ダンパーS型」を設置する、「耐震・制震ダブル工法」（2013年度グッドデザイン賞を受賞）を提案



防犯性の向上

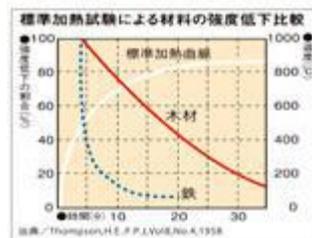
- 住宅性能表示制度の「防犯」に基づき、敷地調査・設計段階から防犯対策を提案



ガラス破り破壊状況の比較
(左: 防犯積層ガラス窓、右: フロートガラス窓)

火災時の安全性確保

- 木の良さを活かしながら、防耐火性能を確保
- 「省令準耐火構造^{※2}」を標準仕様とした商品を拡充し、適合数を拡大



標準加熱試験結果



構造材の表面に形成された炭化層

劣化軽減、設備の維持管理への対応

- 住宅性能表示制度の「劣化軽減」「維持管理」において、それぞれの最高等級を標準仕様に

ユニバーサルデザイン

- 「3次元動作解析装置」「視線追尾解析装置」などを活用し、人間生活工学にもとづいた研究を推進。ユニバーサルデザインに配慮した住宅を提案



空気環境の保全

- シックハウス症候群の原因と指摘されているVOC（揮発性有機化合物）について、厚生労働省のガイドラインを下回ることで定め、禁止化学物質についても別途規定
- 木材、建材、断熱材、接着剤などについてはホルムアルデヒドの放散量がもっとも少ない「F☆☆☆☆」の製品を採用。家具、照明、カーテンなどのインテリア提案においても「F☆☆☆☆」の製品を推奨

※1 耐震評点1.0：震度6の揺れに対して「一応倒壊しないレベル」

※2 独立行政法人住宅金融支援機構が定めたもので、建築基準法が定める準耐火構造に準ずる防火性能を持つ構造

▶ [防犯（商品紹介サイト）](#)

筑波研究所に多目的大型炉を設置した検証棟を新設

住友林業は、筑波研究所に、防耐火試験用の多目的大型炉を設置した検証棟を建設し、2016年1月に竣工しました。

本検証棟は、耐火に関する技術開発を目的とした試験体の製作および加熱試験を行うための施設です。最大で幅2.5m×長さ4mの水平部材、または幅3.5m×高さ3.5m鉛直部材の試験体など大型部材の燃焼実験が可能となり、大規模建築物における木材の利用促進、木造住宅・木造建築物のさらなる発展に貢献していきます。

また、本検証棟の建設は、国土交通省の推進する「平成26年度 木造建築技術先導事業」に採択されており、住友林業では6例目の採択事業です。



検証棟外観



検証棟内部（多目的大型炉）

既存のモルタル外壁を利用した耐震補強工法を開発

リフォームにおいて、建物の内部を解体せずに、既存住宅のモルタル外壁を利用して、住まいの耐震強度を高める新たなオリジナル耐震補強技術（ReFo・Mo・Wall 工法）を開発。本工法は、（一財）日本建築防災協会の技術評価を取得しています。



モルタル外壁耐震補強ネットの仮押さえ



モルタル外壁耐震補強ベースシートの施工後

進化するビッグフレーム構法

住友林業では、従来より耐火住宅商品の提供を行ってききましたが、2015年4月にビッグフレーム構法（BF構法）の耐火・耐震性能を向上させ、防耐火面の規制が厳しい地域でも4階建てまで建築が可能な戸建住宅商品「BF-耐火」と、賃貸住宅・賃貸併用住宅商品「ForestMaison（フォレストメゾン）BF-耐火」を発売しました。

BF構法は、大断面集成柱「ビッグコラム」とジョイント金物による「メタルタッチ接合」で、強靱な構造躯体と開放的な居住性を実現する当社オリジナル構法です。「BF-耐火」

「ForestMaison（フォレストメゾン）BF-耐火」では、ジョイント金物を従来の本数から増やすことで、「ビッグコラム」の1.5倍の構造性能を実現した「ツインボルトコラム」を新たに採用しています。さらに「ビッグコラム」を2列並べた「ダブルコラム」を加え、全3種類のコラムを適材適所に配置することで、設計制約の多い敷地条件においても快適でゆとりのある居住空間を可能とし、これまで以上に自由度が高い多彩な住まいを提供しています。



「BF-耐火」4階建てプラン

非住宅の安全・品質管理

社会性報告

木化事業における製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業は、商業施設や公共施設など住宅以外の分野でも幅広く木造化・木質化を提案する「木化事業」を推進しています。「木化事業」を推進する木化営業部では、建築物の木造化・木質化を通して、人への健康配慮、安全、安心および高品質の建築物を一貫して提供し、お客様の期待にこたえるため、2015年9月にISO9001を取得しました。この国際規格にもとづき、品質方針を下記のとおり制定しています。各施工現場では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

▶ [木化営業部 品質方針「木化がめざすこと—木と生まれる未来を創る木化—」](#)

木化事業における製品安全・品質管理体制

住友林業木化営業部では、品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築しています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全施工現場で年に2回実施しています。

国内初！CLT※¹工法のホテル「ハウステンボス『変なホテル』」第2期棟竣工

住友林業は、ハウステンボス株式会社が進めるホテルプロジェクト「変なホテル」第2期棟において、設計・施工を担当する鹿島建設株式会社とともに、国内初のCLT工法による宿泊施設を施工、2016年3月に竣工しました。

第2期棟は、オランダ語で「森の家」を意味するハウステンボスの豊かな自然と融和する木造ホテルで、国土交通省が推進する「平成25年度（第2回）木造建築技術先導事業※²」に採択されています。

使用するCLTのラミナ（ひき板）には豊富な国産資源である国産杉材を用い、国産材の利用や流通の促進の一助を担うことを目指しました。なお、杉材ラミナは長崎県産材を含む九州各地域より調達しています。



※¹ Cross Laminated Timberの略称。欧州で普及が進むマッシュホルツとよばれる建築材料のひとつで、ひき板を並べた層を、板の方向が層ごとに直交するように重ねて接着した大判のパネル。日本でも2013年12月20日に「直交集成板」として新しく日本農林規格（JAS）に規定された

※² 再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献することを目的とした取り組みで、特に構造・防火面で先導的な設計・施工技術が導入される大規模木造建築物の建設に対し、その費用の一部が補助される

建材の安全・品質管理

社会性報告

国内木質建材製造事業（住友林業クレスト株式会社）の安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針

住友林業クレスト株式会社では、ISO9001にもとづき、2016年度の品質方針を下記のとおりに制定。各工場・部門では、この品質方針に沿って具体的な品質目標と展開活動計画を策定し、安全性の維持・品質の向上に取り組んでいます。

なお2016年度は、品質情報管理システムを統一して運用を開始し、情報の集約、品質・サービスの向上に取り組んでいます。

住友林業クレスト株式会社の品質方針

1. 商品開発から製造及び配送はもとより、施工のフォローまで、常にお客様の満足を第一と考えた商品を提供する
2. 内外のパートナーと協力し、適正なコストを把握し、安全性・性能・品質を確保したものの創りを行う
3. 品質目標を定め、全員で継続的改善ができる体制づくりをする

製品安全・品質管理体制

住友林業クレスト株式会社では、2010年10月から全国にある工場のISO9001を統合し、運用しています。品質方針のもとで品質管理体制を整備し、厳密な工程管理体制を構築して高品質な製品を製造。さらに、品質情報管理システムを活用し、市場からのご意見やご要望を生産現場に反映するよう努めています。

また、ISO9001で設定された品質マネジメントシステムのPDCAサイクルを回していくために、内部監査を全工場で毎年2回実施。製品安全を確保するため、重大な製品に関する不具合の情報を入手した場合は、緊急連絡網を通じて担当者から社長まで2時間以内に報告が届く体制を整えています。

全社目標にもとづく品質改善活動の推進

住友林業クレスト株式会社では、各工場・部門で品質目標を設定して品質改善活動を推進しています。

2015年度は、全社で製造現場の管理体制および協力工場の管理体制を見直してきました。2016年度は、品質改善委員会で決めた管理体制を維持し、苦情件数を2015年度比で20%削減することを目標に継続的に改善活動を進めていきます。



工場での品質チェック

バルサを活用した、軽く、安く、デザイン性の高い「木製防火戸」本格販売開始

住友林業クレスト株式会社は、世界一軽い木材といわれている「バルサ」を活用し、従来製品に比べ、軽くて割安かつデザイン性の高いオリジナル木製防火戸の販売を2015年5月に開始しました。本製品は、防火戸の利用が求められる都市部の3・4階建て建築物や、異種の用途が混在する病院併設住宅等のニーズに対応したものです。また、バルサ材は当社のグループ会社であるKTI社が育成した苗木からできた植林木を利用しており、環境にも配慮した製品となっています。



バルサを活用したオリジナル木製防火戸

海外木質建材製造事業の製品安全・品質管理

製品安全・品質管理に関する基本方針・体制

海外で木質建材を製造するグループ各社では、ISO9001や日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）といった品質に関する認証を取得しています。それらの認証要件に沿って、各社では品質管理に関する方針や基準を定めるとともに、教育訓練などを通じて社員への周知を図っています。また、生産・品質管理体制を構築し、毎年受審する外部機関による監査や定期的な実施する内部監査によって、その体制を継続的に改善しています。

▶ [品質関連認証の取得状況](#)

作業の標準化とISO9001 認証取得の推進

2012年5月からパーティクルボードの商業生産を開始したベトナムのヴィナ・エコ・ボード（VECO）では、2014年4月にISO9001認証を、2015年12月にパーティクルボードのJIS（日本工業規格）マーク表示製品認証を取得しました。ISO認証の取得とともに、製造作業の標準化を進め、品質の安定した製品を提供できる生産システムを構築しています。

また、競合他社との差別化を図るため、商品梱包ごとに製品仕様書を添付しています。ベトナムではまだ一般化していない取り組みですが、商品スペックを明示することで、高品質なVECOブランドの確立をめざしています。



VECOの品質検査室

品質関連認証の取得状況

社会性報告

グループ各社の認証取得状況

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
住友林業株式会社 木化営業部	日本	ISO9001	2015年9月
住友林業クレスト株式会社	日本	ISO9001	1999年3月※ ¹
住友林業緑化株式会社 環境緑化事業部	日本	ISO9001	2002年9月
住友林業ホームエンジニアリング株式会社	日本	ISO9001 JISQ9001	2006年3月
アルパイン・MDF・インダストリーズ	オーストラリア	JIS認証 (MDF)	2003年5月
		新JIS認証 (MDF)	2008年9月
		CARB認証※ ² (MDF)	2009年1月
ネルソン・パイン・インダストリーズ	ニュージーランド	JIS認証 (MDF)	2003年3月
		ISO9001(MDF)	2003年7月
		ISO9001(LVL)	2004年7月
		JAS (LVL)	2008年5月
		新JIS認証(MDF)	2008年5月
		CARB認証※ ² (MDF)	2008年10月
		ISO9001	2011年9月

グループ会社	国	認証の種類	取得年月
クタイ・ティンバー・インドネシア	インドネシア	ISO9002	1997年9月
		JAS（合板、LV L、集成材）	2000年7月
		Q-Mark（ドアフラックス）	2010年6月
		ISO9001	2010年8月
		CARB認証(PB)	2012年11月
		CARB認証(合板)	2012年12月
		CE Marking (合板)	2012年12月
リンバ・パーティクル・インドネシア	インドネシア	ISO9001	1999年12月
		JIS認証（PB）	2007年3月
		CARB認証(PB)	2009年2月
シナール・リンバ・パシフィック	インドネシア	JAS（フローリング集成材）	2012年3月
アスト・インドネシア	インドネシア	ISO9001	2002年10月
ワナ・スプル・レスタリ	インドネシア	木材合法性認証	2013年2月
ヴィナ・エコ・ボード	ベトナム	CARB認証(PB)	2012年11月
		ISO9001	2014年4月
		JIS認証（PB）	2015年12月
キャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニー	米国	ISO9001	2007年3月

※1 1999年3月に九州工場ですべて初めて、その後、各工場で取得。2010年10月に全工場で統合認証を取得

※2 アメリカのカリフォルニア大気資源局が定める大気汚染に関する規制で、連邦規制よりも基準が厳しい

お客様とのコミュニケーション

社会性報告

基本的な考え方

住友林業は、経営理念・行動指針にお客様最優先を掲げ、倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」の考えにもとづき、お客様相談室、コールセンターの運営、また、お客様の声を活かした事業・サービスの改善や開発を推進しています。

「お客様の声」の尊重と活用

お客様相談室の運営

住友林業は、グループ全体を見据えてお客様満足度向上のための施策を策定するとともに、グループ会社に施策を展開する組織として、2000年にお客様相談室を設置しています。お客様相談室では、各事業部門やグループ会社と定期的に会議やワーキンググループを設けて情報共有を図っています。また、問題点や対応事例については討議・検証し、具体的な施策としてまとめています。施策については、グループ内に展開するとともに、お客様相談室が定期的実施状況や効果を検証し、見直しや改善を加えるなど、PDCAサイクルに沿った対応を行っています。

さらに、社員の意識啓発を図るために、日常的に実践できるお客様満足のための工夫や心温まる事例の紹介などを、社内ウェブサイトを活用し、毎月1回、社内やグループ会社に発信。また、お客様相談室に寄せられたお客様の声やご意見、ご相談の内容およびその分析結果、対応や優良事例など定期的に公開しています。加えて、社内研修の支援やグループ会社との個別協議も実施しています。

「住友林業コールセンター」の運営

住友林業は、お客様対応を強化するため、1999年に夜間窓口としてコールセンターを設置し、ライフラインの緊急手配などにも迅速に対応してきました。また、2010年には全国統一の補修専用窓口としてフリーコールで24時間365日依頼を受けつける

「住友林業コールセンター」として発展。この窓口をお客様に広く知っていただけるよう、お引渡しを終えていたお客様には開設時にダイレクトメールでご案内したほか、新規お引渡しのお客様には電話番号を記載したマグネットカードやオーナー専用ウェブサイト・情報誌でご紹介しています。

現在、センターは東京と福岡に設置しており、2拠点ネットワークで結ぶことで、全国統一のフリーコールで連絡したお客様の待ち時間を短縮するとともに、災害発生時にも対応が可能な体制を整備しています。お客様からのご依頼やご相談には迅速に対応し、お客様満足度の向上を図っています。



住友林業コールセンター

住友林業コールセンターへの受付数とその内訳



※ 2015年7月より、コールセンターは「住まいに関する総合窓口」となり、受付数が増加

お客様アンケートの実施

お客様のご意見やお客様満足度を確実に把握するために、入居時、2年目、10年目の3回にわたってアンケートを実施しています。

アンケートでは、おもに仕様・設計、各種部材・設備機器、各担当者の対応などについてお答えいただき、その結果を統計的に処理・分析し、商品開発や社員教育に活用する取り組みを行っています。また、アフターメンテナンス巡回での補修作業完了時には「巡回時アンケートハガキ」をおわたしし、補修業者のマナー、対応スピード、修理技術などについてご意見をいただいています。

2015年度に「住友林業の家を薦めたい」とご回答いただいたお客様の割合は、入居時アンケートでは86.5%、2年目アンケートでは84.6%でした。お客様満足度の向上は、継続的な取り組みによって初めて効果が現れることから、今後もPDCAサイクルを回して、取り組みの改善を進めていきます。

住宅事業におけるお客様への情報発信

商業施設での「家づくり相談会」の開催

住友林業は、2015年7月松坂屋上野店とのコラボレーション企画として、「相続対策等家づくりに役立つ相談会・セミナー」を開催しました。

新築や建替、リフォーム、土地活用をお考えの方が、住宅展示場にご来場いただかなくても、住友林業の家づくりの技術、木の家の良さ、最新のテクノロジーなどを気軽に知っていただける場として、今後も開催を検討しています。



家づくり相談会会場

テクノロジー展示場の展開

住友林業は、家づくりにおけるお客様とのコミュニケーションの場である住宅展示場において、「住友林業の家」の技術や性能面での長を訴求することに特化した「テクノロジー展示場」を全国の代表的な拠点に展開しています。

日本初の本質梁勝ちラーメン構造で、住友林業のオリジナル構法「ビッグフレーム（BF）構法」の構造面の長や木の家の優れた性能をわかりやすく説明するため、目で見て直接触れて、納得いただけるように展示物や展示方法に工夫を凝らしています。現在、東京、大阪、名古屋で展開しており、2015年度の来場者数は、2,954組でした。



テクノロジー展示場の外観と内観

第6回エコハウス&エコビルディングEXPO出展

2016年3月2日～4日の3日間、東京ビッグサイトにおいて開催された「第6回エコハウス&エコビルディングEXPO」に住友林業グループが初出展。住宅に関連する展示会では日本最大級で、建材、省エネ機器、住宅設備、HEMS・BEMSなどを扱う大小の企業約2,000社が出展しました。

住友林業グループは、BFコラムと国産ヒノキ集成材でブースを設け、中大規模木造建築物や旧家再生、壁面緑化などの事例や木質バイオマス発電事業などグループ力を活かした幅広い事業を紹介。また、会期中に開催された「エコハウス&エコビルディングEXPO専門技術セミナー」において、社員による講演も行いました。



出展ブースの様子

ウェブサイトの運営・情報誌の発行

オーナーとのコミュニケーション、アフターフォローの場として、「住友林業の家」のオーナー専用ウェブサイト

「clubforest」を設置し、2016年3月時点で約87,000名のオーナーに会員登録していただいています。

また、情報誌「すてきな家族」を年2回発送。リフォームや土地活用などグループ会社の取り組みも含め、住まいや暮らしに関する情報を提供しており、2015年度は各号とも約26万部発行しました。



情報誌「すてきな家族」

住友林業ホームテック株式会社「百年のいえ倶楽部」定期交流会の実施

2013年7月、住友林業ホームテック株式会社では安心・安全なリフォーム提案の一環として、先祖代々住み継がれてきた建物を後世に残しつつなぐことを目的とした会員制倶楽部「百年のいえ倶楽部」を設立しました。会員は、旧家（1950年以前に建築された建物）を住友林業ホームテックでリフォームしたオーナーだけでなく、現在旧家などにお住まいの方や旧家の購入を検討している方も対象としています。

2015年は2014年に続き会員の皆さまとの情報交流会の第二弾として、住友林業ホームテックで施工した旧家実例物件と、越谷市の指定有形文化財「旧中村家住宅」の見学を企画し、10組20名が参加されました。



定期交流会の様子

適切な情報発信とプライバシーの保護

広告宣伝における法律・基準・規範の遵守

住友林業は、広告を制作するにあたって、宅地建物取引業法、景品表示法、著作権法などの関連法規を遵守しています。コーポレート・コミュニケーション室、知的財産室、総務部法務グループが連携して、必要に応じて広告の内容を確認・検証しています。また、関係部署と国内グループ会社の広告担当者を委員とする「ブランドコミュニケーション委員会」を毎月開催し、違反防止のための必要事項を周知しています。これらの取り組みを通じて事前確認を徹底し、不確実な情報をお伝えしたり、お客様に誤解を与えたりすることのないよう努めています。

2015年度においては、ブランドコミュニケーション委員会のなかで、商標登録に関する勉強会を実施、グループブランド強化を目的にロゴ等の表示方法について規定をしている「VIガイドライン」の説明会を実施した際には、広告・表示に関連する法律などについての注意喚起も、併せて行いました。

また、別途、ウェブサイト意見交換会を開催、ウェブサイト管理のためのガイドラインを作成し、グループ各社のウェブサイト担当に対して、個人情報の取り扱いや情報セキュリティ面についての説明・指導も行いました。



ブランドコミュニケーション委員会

お客様のプライバシー保護（個人情報保護）

住友林業は、個人情報保護のために、個人情報保護方針や個人情報保護規程などの社内規程を整備しているほか、総務担当執行役員を「個人情報保護最高責任者」、各組織の長を「個人情報保護店部責任者」に任命し、各店部に「個人情報管理統轄者」を置くなど、本社から各事業所にいたる保護体制を敷いています。

また、個人情報の取り扱いに関する相談窓口として、お客様相談室内に、「個人情報相談窓口」を設置。さらに、各組織の長・総務責任者などに対する集合研修、社員全員に対するe-ラーニング研修などの社員教育、ならびに業務委託先に対する意識啓発を行い、個人情報漏洩事故の防止に努めています。e-ラーニング研修については、国内グループ各社社員も必須で受講しています。

▶ [情報セキュリティ](#)

▶ [個人情報保護方針](#)

公正で責任ある調達活動

社会性報告

■ 調達活動に関する基本的な考え方

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、2007年に「木材調達理念・方針」を定め、責任ある木材調達活動を実施してきました。

2015年7月には木材以外の建築資材、製品原材料や商品の調達も含めた「住友林業グループ調達方針」に改訂し、現在はこの方針にもとづき経済・社会・環境に配慮した責任ある調達活動を行っています。

住友林業グループ調達方針

住友林業グループは、再生可能な資源である「木」を活かした事業活動を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、以下の方針に基づき経済・社会・環境に配慮した調達活動を行います。

1. 合法で信頼性の高いサプライチェーンに基づく調達

法令や社会規範を遵守し、調達先との相互理解と信頼関係に基づく調達活動を行います。また、高品質の商品・サービスを提供するために、調達先と協力してサプライチェーン全体に健全で公正な調達活動を働きかけます。

2. 公正な機会と競争に基づく調達

国内外のすべての調達先に公正な取引の機会を提供します。調達先の選定においては、企業としての信頼性や技術力、調達品の品質・経済性・納期・環境性能、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止、その他CSR（企業の社会的責任）への取組み等の観点から総合的に判断します。

3. 持続可能な木材および木材製品の調達

再生可能な資源である「木」を積極的に活用するために、木材および木材製品の調達については、調達先と協力して以下の項目の実践に努めます。

- ・ 持続可能な森林経営が行われている森林からの調達を進めます。
- ・ 調達する木材および木材製品のトレーサビリティの信頼性向上に努めます。
- ・ 伐採国・地域における法令等の遵守に加えて、生物多様性や保護価値の高い森林の保全、森林と共存する地域の文化、伝統、経済を尊重します。

4. コミュニケーション

調達の透明性を確保するために、適正な情報開示を行います。また、ステークホルダーとの対話を調達活動の改善に役立てます。

2015年7月改訂

グリーン調達・CSR調達

住友林業グループは、2002年に「グリーン調達ガイドライン」を策定しました。このガイドラインは「仕入先企業の環境への取り組み姿勢（企業活動評価）」と「商品がそのライフサイクルの中で環境に与える負荷の大きさ（商品評価）」の2つの側面から商品調達の基準を定めています。

2013年には「グリーン調達ガイドライン」を改訂し、「企業活動評価」に労働安全衛生や人権への配慮などCSRの取組状況を確認する項目を追加しました。

また、海外から直接輸入している木材および木材製品の仕入先に対して、CSRの取組状況を確認するアンケート調査を個別に実施しています。

グリーン調達ガイドライン（抜粋）

企業活動評価

1. ISO14001の認証取得や環境方針・理念をもっていること
2. 地球温暖化防止、生物多様性保全など地球環境保全に取り組んでいること
3. 労働安全衛生、人権尊重などCSR全般に取り組んでいること

商品評価

1. 環境や健康に影響を与えるような有害物質を使用していないこと
2. 施工時および使用時に有害物質の溶出がないこと
3. 使用後にリユース、リサイクルが可能なこと
4. 長寿命化となる処理や材料を使用していること

2013年1月改訂

責任ある木材調達

社会性報告

木材調達に関する基本的な考え方

世界の森林は、違法伐採や過度な焼畑農業、農地転換などによって減少を続けており、地球規模の社会的課題となっています。同時に、再生可能な資源である「木」を軸に事業活動を行う住友林業グループにとって、森林の減少・劣化は経営の持続可能性に関わる重大な問題です。

責任ある木造住宅・建築物の生産者として、また木材建材商社として、仕入先とともに信頼できるサプライチェーン構築を推進し持続可能な社会の実現に貢献しています

木材調達マネジメントの推進体制

住友林業グループは、住友林業株式会社のCSR推進室長を委員長とし、木材を調達している各調達部門の管理責任者で構成する「木材調達委員会」を設置。木材の調達基準や違法伐採のリスク評価など、グループ全体の木材調達に関する重要な事項を審議しています。



木材調達委員会

持続可能な木材調達の取り組み

● 調達方針

住友林業グループは「住友林業グループ調達方針」にもとづいて木材の合法性確認や人権、労働および生物多様性保全や地域社会への配慮を含む持続可能な木材調達を実践するために、木材の調達に関するデューディリジェンスを行っています。

● 合法性の確認

デューディリジェンスでは、まず木材を調達している各調達部門において、仕入先が合法的に伐採された木材であること、または合法的に伐採された木材のみを原料とする木材製品を供給できることを情報で確認します。確認すべき情報としては、仕入先の名称、所在地、許認可等の有無や、調達する商品の名称、数量、含まれる樹種、およびその伐採地、おもな販売先などです。

それに、国や地域、樹種や木材の種類ごとに、「木材調達委員会」で定められた調達基準に照らして、違法伐採のリスク評価を行います。そこで「低リスク」と評価された以外の木材および木材製品については、追加的な情報（確証）の確認・取得、当社スタッフによる現地調査、森林認証材の調達などリスク低減のための対策を実施します。

● 人権、労働および生物多様性保全、地域社会への配慮

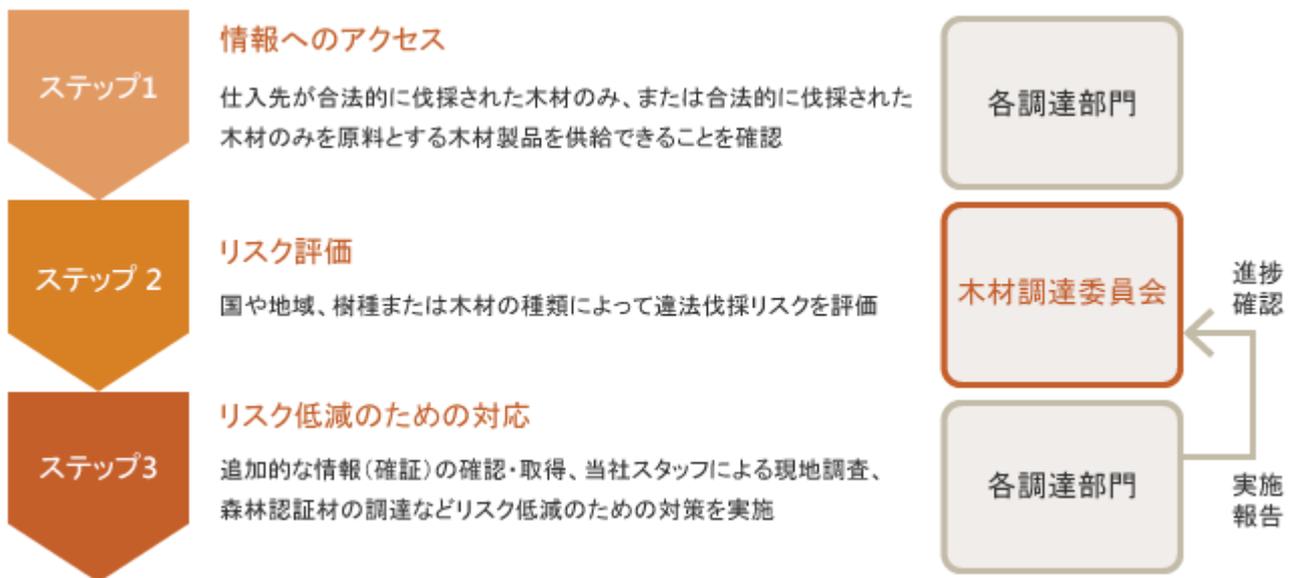
調達する商品について、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで以下の事項を確認しています。

- ・ 供給品（の原材料）調達地域に労働者及び地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。
- ・ 供給品（の原材料）調達地域に保護価値の高い森林が含まれていないかどうか。またその場合、保護価値の高い森林に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうか。

● レビュー

各調達部門はこれらの取り組みの進捗状況を「木材調達委員会」に報告し、サプライチェーンにおける継続的改善を促しています。

木材調達における管理システム



※ 加えてアンケートやヒアリング調査で合法性以外の事項も確認

2015年度は、3回の木材調達委員会を開催し、77社の仕入先について合法性の確認とアンケート調査を実施しました。また2015年4月にはマレーシアにて現地調査を行いました。

マレーシアでの現地調査

マレーシアのサラワク州における木材生産については、複数の環境団体から違法伐採の懸念が指摘されています。一方でサラワク州の木材トレーサビリティシステムは丸太のタグ情報と中継地における検品検査を活用したものであり、ITTO（国際熱帯木材機関）※の監修による信頼できるシステムです。

現地調査ではサプライヤーの合板工場に当社スタッフが赴き、原料丸太から合板製品を製造する工程における違法伐採材混入のリスクを確認するとともに、原料丸太のタグ情報と工場受入れ時の文書を確認。また、実際にタグに記されたコンセッション（伐採地）を視察し、サプライヤーが調達する木材については伐採コンセッションまで遡ることが可能であることを確認しました。さらに今回は植林に使用する苗木の生産現場を視察し、持続可能な植林に由来する木材生産に現地の業界が真剣に取り組んでいることも確認しました。

※ ITTO : International Tropical Timber Organization（国際熱帯木材機関）は、熱帯林資源の保全や持続的経営、及び利用等を促進するための国際機関（本部：横浜）。ITTOには、欧州連合（EU）を含めて世界72カ国が加盟している。これらの加盟国を合わせると、世界の熱帯森林面積の約 80%、世界の熱帯木材貿易の90%を占めている



苗の生産



輸送



原木入荷

木材調達の現状

■ 住宅の資材としての木材調達

住友林業グループの主要製品である木造住宅では、多くの木材を使用しており、その資材のおよそ15%を占めています。2015年度は、約123,000トンの木材を使用しました。

住宅一棟あたりの資材総重量

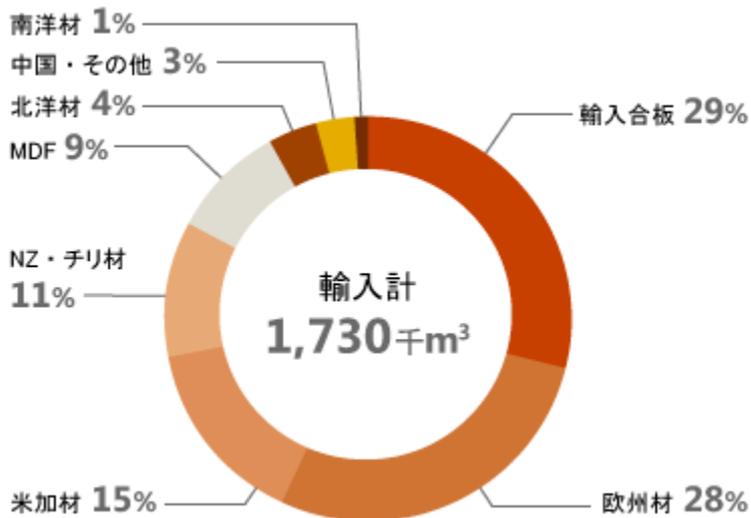
資材の種類	重量
木材	15.46トン
金属	3.66トン
プラスチック類	1.90トン
紙・繊維	0.11トン
ガラス・陶磁器・不燃建材類	13.60トン
コンクリート	53.17トン
砕石	14.30トン
住設機器	1.08トン
合計	103.28トン

※ 資材ごとの重量は、2012年BM147プランをもとに住友林業筑波研究所で作成

■ 木材および木材製品の仕入れ販売

住友林業グループは、木材建材商社として海外から年間約1,730,000立方メートルの木材や合板などの木材製品を輸入販売しています。

輸入材の内訳



森林認証制度の活用と普及促進

社会性報告

森林認証制度の活用に関する基本的な考え方

住友林業グループは、仕入先とともに信頼できるサプライチェーンを構築して持続的な木材の調達に努めていますが、持続的な森林経営が行われている森林からの木材であることを確認する指標として、第三者認証である「森林認証制度」を支持・活用しています。

また、自ら森林認証を取得し、市場や消費者に「認証材」を提供することにより、その普及に貢献できると考えています。

住友林業グループにおける森林認証取得状況／FM(エフエム)認証※

認証林(植林会社)名	認証面積 (ha)	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 社有林	42,405	SGEC	2006/9/25	JAFTA-010	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(北海道)	215	SGEC	2012/5/18	JAFTA-010-1	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(宮崎)	17	SGEC	2012/10/1	JAFTA-010-2	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(兵庫)	459	SGEC	2013/11/1	JAFTA-010-3	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(北海道)	1,930	SGEC	2014/8/8	JAFTA-010-4	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(岡山、三重、 和歌山)	547	SGEC	2014/12/25	JAFTA-010-5	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業株式会社 社有林(北海道)	441	SGEC	2016/3/30	JAFTA-010-6	日本森林技術協会 (JAFTA)
社有林計	46,014				
OBT (パプアニューギニア)	11,770	FSC®	2011/9/12	SW-FM/COC- 005600	Rainforest Alliance
	8,150	FSC	2012/10/11	RA-CW/FM- 003093	Rainforest Alliance

認証林(植林会社)名	認証面積 (ha)	認証制度	認証年月日	認証番号	認証機関
OBT計	19,920				
WSL(インドネシア)	40,750	PHPL※	2013/6/25	LPPHPL-006- -IDN	PT Almasentra Konsulindo
MTI(インドネシア)	74,870	PHPL※	2013/9/24	015/EQC- PHPL/IX/2013	PT Equality Indonesia
KAM KTI (KSU ALAS MANDIRI KTI)	1,005	FSC	2008/12/22	SA-FM/COC- 002083	Woodmark

※ FM(Forest Management) 認証では、①法律や制度枠組の順守、②森林生態系・生物多様性の維持・保全、③先住民・地域住民の権利の尊重、④森林の生産力の維持・向上などの項目を客観的な指標に基づき第三者が審査することで持続可能な森林経営が行われていることが認証される

※ PHPL(Pengelolaan Hvtan Produksi Lestari)インドネシアの持続可能な生産林管理認証

住友林業グループにおける森林認証取得状況 / CoC(シーオーシー) 認証※

組織名	認証制度	取得年月日	認証番号	認証機関
住友林業株式会社 木材建材事業本部	FSC	2006/3/28	CU-COC-823910 / CU-CW-823910	Control Union Certifications
	PEFC	2008/9/22	CEF1201	(財)日本ガス機器検査協会 (JIA)
住友林業株式会社 住宅事業本部	SGEC	2007/10/1	JAFTA-W038	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業フォレスト サービス株式会社	SGEC	2006/9/25	JAFTA-W017	日本森林技術協会 (JAFTA)
住友林業クレスト 株式会社	FSC	2009/9/13	SGSHK-COC-006693	SGS
	SGEC	2007/12/26	JAFTA-W041	日本森林技術協会 (JAFTA)
Alpine (オーストラリア)	FSC	2004/9/1	RA-COC-001320 / RA-CW-001320	Rainforest Alliance
	PEFC	2011/2/1	001	Engineered Wood Products Association
NPIL (ニュージーランド)	FSC	2009/6/22	SAI-COC-001290 / SAI-CW-001290	QMI-SAI CANADA Limited
KTI(インドネシア)	FSC	2005/1/10	TT-COC-002009	BM TRADA
RPI(インドネシア)	FSC	2012/10/15	TT-COC-004325	BM TRADA
SFインドネシア	FSC	2016/4/26	TT-COC-005903	PT. Mutuagung Lestari
SFシンガポール	FSC	2008/1/28	RA-COC-005542 / RA-CW-005542	Rainforest Alliance
SF大連	PEFC	2014/11/17	SGS-PEFC/COC- 1730	SGS

※ CoC(Chain of Custody)認証は、林産物の加工・流通過程に関与する事業者を対象とした制度。加工・流通の各プロセスで、認証を受けた森林から産出された林産物(認証材)を把握するとともに、非認証材のリスク評価が行われていることを認証し、一連のプロセスに携わる全事業者がCoC認証を受けている場合、製品に認証マークを表示できる

代表的な森林認証制度

■ FSC(エフエスシー) (Forest Stewardship Council®) FSC-C113957

環境団体、林業者、木材取引企業、先住民団体、地域林業組合などの代表者から構成される団体で、1993年にWWF(世界自然保護基金)を中心に設立。森林認証制度の運用主体の草分け的存在。環境影響や地域社会、先住民族の権利などを含む10原則56基準に沿って、FSCが認定した認証機関が審査を実施することになっている。最近では、国や地域の状況にある程度合わせた国別基準や小規模経営者向けの審査手順など、多様な森林や所有者をカバーできる仕組みができています。

■ PEFC(ピーイーエフシー) (Programme for the Endorsement of Forest Certification)

欧州11カ国の林業団体が、各国の制度を相互承認する組織として1999年に設立。個別の森林管理についてPEFCが直接認証するのではなく、149カ国が集まって策定された「政府間プロセス」という基準を採用しているPEFCの規格要求を満たしているとPEFCが認めた場合、その国独自の森林認証制度をPEFCが承認する制度。2003年に非ヨーロッパ諸国の参加もあり、旧名(Pan European Forest Certification Schemes)から「PEFC森林認証プログラム」(Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes)に改称して以降、急速に拡大し、認証面積では世界最大となっている。

■ SGEC(エスジェック) (Sustainable Green Ecosystem Council: 緑の循環認証会議)

豊かな自然環境と持続的な木材生産を両立する森林管理について保証する。日本独自の自然環境・社会慣習・文化を尊重して7つの基準にもとづいて審査される。CoC認証も実施している。2014年11月にPEFCに加盟し、2015年3月にPEFC相互認証申請を行い、2016年6月に相互承認が認められた。

森林認証材の普及促進

森林認証材を販売する上でもっとも重要なことは、調達した認証材を他の木材等とは分別して管理することです。CoC認証では第三者による審査を受けることで、確実に森林認証を取得している森林から生産された木材等であることを保証してお客様に販売することができます。

住友林業グループは、輸入木材等の販売量に占める認証材の割合を指標とし、2020年までに12%以上とする目標を設定してその拡販に努めています。2015年度実績は8%でした。

また、国産材の森林認証制度であるSGEC認証材の販売についても、2020年までの目標販売量を85,000立方メートル以上と設定。2015年度実績は35,000立方メートルでした。

国内森林資源の保全と活用

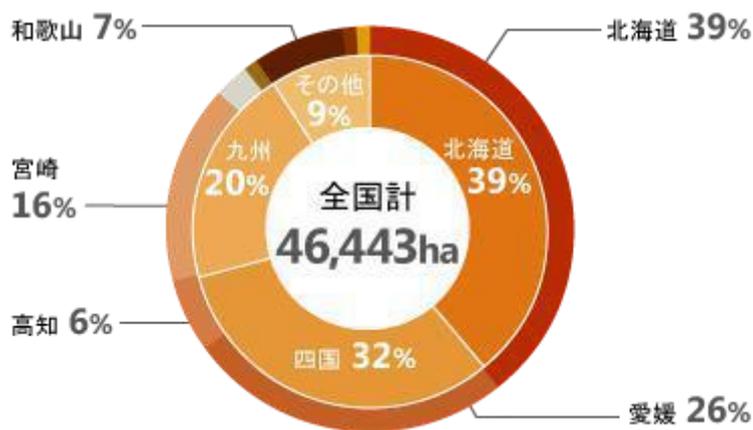
社会性報告

国内森林資源の保全に関する基本的な考え方

日本では近年、全国各地でスギ・ヒノキなどの人工林の荒廃が懸念されています。木材価格の低迷から林業の採算性が悪化し、間伐などの適切な手入れができなくなっていることなどがその要因です。林業を活性化させて森林の荒廃を防ぐため、日本政府は2020年までに木材自給率を50%まで高めることを目標にしています。

住友林業グループは、約4万6,000ヘクタールの社有林でSGEC森林認証を取得し、持続可能な森林経営を実践すると同時に、各事業分野において国産材を積極的に活用し、国内林業の活性化に貢献していきます。

住友林業社有林内訳



住宅商品における国産材の積極利用

住友林業の家では、さまざまな部材の開発、採用により、国産材の使用比率の向上に努めています。今後も引き続き、主要な住宅商品（構法）ごとに2020年までの目標を設定し、住宅商品における国産材比率の維持向上に努めています。

2020年度目標	2015年度実績
MB（マルチバランス）構法における国産材率を75%以上に	71%
BF（ビッグフレーム）構法における国産材率を55%以上に	50%

林地残材などの未利用材の活用

林地残材とは、森林の伐採に伴って発生する枝条、端材、未利用間伐材など通常では利用されない木質バイオマスです。住友林業フォレストサービスでは2020年までの目標を設定し、効率的な集材システムの開発を目指しています。

2020年度目標	2015年度実績
未利用材の販売量を185,000t以上に	119千t

国産材の輸出

日本の木材消費量は減少傾向にありますが、中国をはじめとする新興国での経済発展や人口増加により、海外における木材需要は増加が見込まれています。そうしたなかで、日本からの木材輸出も近年増加傾向にあり、住友林業グループでは2020年までの目標を設定し、国産材の海外における市場開拓を進めています。

2020年度目標	2015年度実績
国産材の輸出販売量を200,000m ³ 以上に	104千m ³

 [\(第三者保証マーク\) について](#)

海外植林の活用

社会性報告

海外植林活用に関する基本的な考え方

計画的に植栽し、毎年生長した分だけ伐採するという、人の手によって管理された森林は、持続的で安定した木材供給を可能にすると同時に、天然林への資源依存を緩和することが期待されます。住友林業グループは、日本と比較して樹木の生長速度が速い海外植林地において、地域社会や生態系に配慮した植林事業を展開すると同時に、植林由来の商品を積極的に調達することで持続可能なサプライチェーンを拡大しています。

海外植林データ

(ha)				
国	植林事業名	管理面積	伐採面積	植林面積
インドネシア	マヤンカラ・タマナン・インダストリ (MTI)	104,625	0	61
	ワナ・スブル・レスタリ (WSL)	40,750	0	32
	クタイ・ティンバー・インドネシア (KTI)	8,531	520	1,659
	リンバ・パーティクル・インドネシア (RPI)	3,162	6	724
	インドネシアその他	3,428	30	474
		160,496	556	2,950
パプアニューギニア	オープン・ベイ・ティンバー (OBT)	31,260	451	581
ニュージーランド	ネルソン・パイン・インダストリーズ (NPIL)	5,134	97	132
	タスマン・パイン・フォレスト (TPF)	30,966	-	-
合計		227,856	1,104	3,663

※ タスマン・パイン・フォレストの管理森林は、2016年6月に取得を完了

木質ボードにおける植林由来原料の積極利用

住友林業では、合板などの木質ボードの輸入商品の調達のうち、その大半を植林由来の原料で作られている製品の割合を指標として2020年までの目標を設定し、その拡販に努めています。大半を植林由来の原料で作られている合板は、「きこりんプライウッド」として販売し、その売上げの一部は、インドネシアで実施している植林事業に投入しています。

2020年度目標	2015年度実績
植林由来の木質パネル比率を33%以上に	27.2%

「きこりんプライウッド」販売実績

(m³)

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
31,500	36,700	31,100	31,900	28,100

苗木無償配布と丸太買い取り保証

クタイ・ティンバー・インドネシア社とリンバ・パーティクル・インドネシア社（ともにインドネシア）は、生長後の丸太の買い取りを保証したうえで地域住民に苗木を無償配布しています。2015年11月には、地域住民の収入の安定に貢献すると同時に、地域社会の環境保全にもつながっているとして、インドネシア環境・林業省より大臣賞を受賞しました。

インドネシアにおける苗木の出荷本数

(万本)

企業名	2015年度実績
クタイ・ティンバー・インドネシア (KTI)	368
リンバ・パーティクル・インドネシア (RPI)	80

地域住民との森林認証取得推進

クタイ・ティンバー・インドネシア社は、地域住民と植林協同組合（KSU ALAS MANDIRI KTI）を組織。2008年に152ヘクタールの植林地で最初のFSC®-FM認証を取得し、その後は着実に認証面積を増やしており、2020年までに認証林面積を3,500ヘクタール以上とする目標をかかげています。

2015年12月末時点では1,005ヘクタールとなり、約8,000立方メートルのファルカタ材を出材しました。

森林認証制度を活用した持続可能な植林事業

オープン・ベイ・ティンバー社（パプアニューギニア）が植林事業を展開する約3万ヘクタールの管理面積のうち、およそ3分の2を占める約2万ヘクタールにおいてFSC®森林認証を取得しています。

年間500ヘクタールの植林を目標とし、地域社会・環境と調和した持続可能な森林経営を実践していきます。2015年度の植林実績は581ヘクタールでした。

取引先とのコミュニケーション

社会性報告

住宅事業における取引先とのコミュニケーション

全国各地に建築現場を持つ住宅事業は、多くの協力会社との協力が不可欠です。住友林業グループの品質向上や環境保護の考えを共有するためにも緊密なコミュニケーションが重要だと考えています。

住宅事業本部の取引先とのおもなコミュニケーション活動

名称・規模	内容
「サプライヤー評価基準書」による評価とフィードバック 回答率：主要取引先のうち100% (2015年)	住宅事業での主要取引先（サプライヤー）に対し、毎年工場訪問を行った上で評価を行い、取引先の改善に役立てられるようにフィードバックを実施しています。
「生産体制およびCSRに関するアンケート」を毎年実施 回答率：全工務店のうち約70% (2015年)	戸建住宅を施工する協力工務店に、経営の健全性や安全性・技術力の向上に役立てていただくと同時に、法令遵守、環境保護、人権尊重、地域貢献などの「企業の社会的責任（CSR）」を啓発する機会としても位置付けています。安全協力施工店会や優秀協力工務店の集いである松工務店会で、その結果と推移をフィードバックしています。

木材・建材事業における取引先とのコミュニケーション

木材・建材事業では、地域産業であるという事業特性を踏まえて、各地域で木材・建材の仕入先・販売先と緊密なコミュニケーションを図っています。

木材建材事業本部の取引先とのおもなコミュニケーション活動

名称・規模	内容
スミリン会 会員数：858社（2016年3月現在）	木材・建材事業の取引先とのコミュニケーションの場として、全国各地に設立しています。研修会や情報交換会を各地で年2回～3回実施し、会員相互の親睦を深めるとともに、商品の研究開発と生産流通の発展、業界全体の向上などをめざしています。
「建材マンスリー」の発行 発行部数：毎月約4,200部	半世紀以上の歴史を持つ月刊誌で、木材・建材に関するさまざまな情報やトピックスを、住友林業ならではの視点でタイムリーに発信しています。

情報開示とコミュニケーション

社会性報告

情報開示・コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、経営の透明性を高めるために積極的な情報開示を行っています。

毎年6月開催の株主総会では、わかりやすい報告・説明に努め、和文版・英文版の「アニュアルレポート」と「株主のみなさまへ（事業活動のご報告）」を冊子とウェブサイトで毎年開示するほか、決算短信・決算概要説明資料などの決算関連情報、月次受注情報など、豊富なIR情報をウェブサイトの和文版・英文版にて開示しています。さらに「定時株主総会招集通知」も和文版・英文版をウェブサイトで開示するなど、積極的な情報発信に努めています。

今後も株主のみなさまはもちろん、国内機関投資家、海外機関投資家、個人投資家など、すべての投資家のみなさまに、住友林業グループの事業内容・企業姿勢・将来像などを平等、かつ正確にお伝えし、株式市場で適正に評価されるIR活動を展開していきます。



「アニュアルレポート2015」



「株主のみなさまへ（2016年3月期末）」

▶ [IR関連資料（IR情報ヘリンク）](#)

株主・投資家との双方向コミュニケーション

株主総会

住友林業は、毎年6月に定時株主総会を開催しています。開催にあたっては、招集通知（和文版・英文版）の法規に先だつ早期発送やウェブサイトでの開示、株主総会集中日の開催回避、インターネット・携帯電話での議決権行使への対応などを通じて、より多くの株主にご参加いただき、議決権を行使していただけるよう努めています。

業績説明会・電話会議

株主・投資家のみなさまとの信頼関係を築くために、第2四半期・期末決算発表後の業績説明会の開催に加えて、第1四半期・第3四半期の決算発表後に機関投資家・アナリストを対象として、電話会議による決算説明を行っています。

個別ミーティング

四半期ごとの決算発表後には、機関投資家を対象とする個別ミーティングを開催しています。2015年度は国内外で132件実施しました。

個人投資家向け説明会

個人投資家向け説明会を定期的実施しています。2015年度は大阪で行い、273名の個人投資家のみなさまにご参加いただきました。説明会では、住友林業グループの事業内容に加え、グループの成長戦略を説明し、会場内に設けた展示ブースでは、希望する個人投資家に向けて住友林業グループが開発する戸建注文住宅・賃貸住宅・リフォームなどの説明を行いました。

海外機関投資家・株主向けIR活動

海外の機関投資家・株主のみなさまに対しては、決算関連資料の英語版の配信などを行っているほか、2015年度は、経営陣が欧州、北米、シンガポールの機関投資家・株主を訪問。業績や事業戦略などを説明するとともに、意見交換を行いました。

株主への利益還元

社会性報告

利益還元・内部留保に関する基本方針

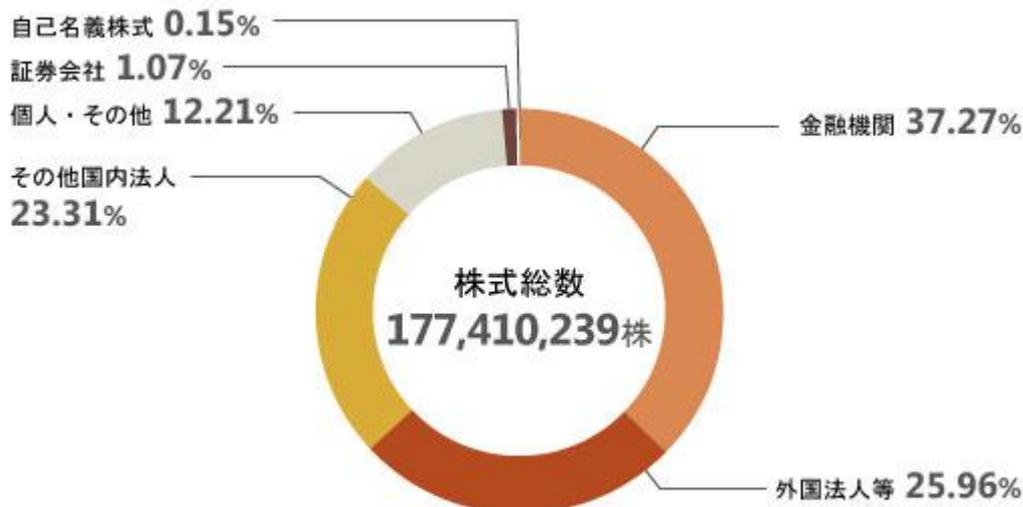
住友林業は、株主への利益還元を最重要課題のひとつと認識し、これを継続的かつ安定的に実施することを基本方針としています。

今後についても、内部留保金を長期的な企業価値の向上に寄与する効果的な投資や研究開発活動に有効に活用することで、自己資本利益率（ROE）の向上と自己資本の充実を図るとともに、経営基盤、財務状況およびキャッシュ・フローなどのバランスを総合的に勘案しつつ、利益の状況に応じた適正な水準での利益還元を行っていきます。

2015年度の配当状況

2015年度（2016年3月期）は、期末配当金を1株あたり12円とし、中間配当金1株あたり12円と合わせて、通期1株あたり24円の配当とさせていただきます。

株主分布（所有者別）（2016年3月末時点）



※ 所有者別分布状況は、表示単価未満を切り捨てて表示

公平な雇用・処遇

社会性報告

社員の雇用・処遇に関する基本方針

住友林業は、行動指針のひとつである「人間尊重：多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」にもとづき、人事制度の整備・運用や人財の適正かつ効率的な配置、人財の開発・育成、さらには常に前向きにチャレンジする社員集団の構築に取り組み、住生活関連事業分野の“真のエクセレントカンパニー”をめざしています。

社員の雇用・処遇に関しては、機会均等や多様性の尊重はもちろん、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無などを理由に差別しないことを、倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」に定めています。また、採用活動においても応募者の志向や意欲を重視し、学歴や性別などで選考方法を分けることはありません。海外グループ会社では、人種や性別にかかわらず、現地採用を積極的に推進し、優秀な人財の雇用、管理職への登用を行っています。

なお、社員の懲戒、解雇については、コンプライアンス違反などがあった場合には、就業規則に則り適切に対処し、不当な解雇は認めていません。

近年、日本国内では少子高齢化などを背景に人財の確保が経営における大きな課題のひとつとなっていますが、当社では、こうした雇用・処遇に関する方針を採用活動においてしっかりと発信するとともに、多様な働き方や女性社員の活躍を支援する制度を拡充することで、次代を担う優秀な人財の確保に努めています。

▶ [私たちが大切にしたいこと](#)

女性の活躍推進

住友林業グループでは、性別・年齢・国籍・人種・宗教・障がいの有無にかかわらず、意欲を持った社員が活躍できる職場環境をめざしています。なかでも女性社員の活躍に向けて、育児制度・教育研修制度などの充実を図ると同時に、それらの活用推進に積極的に取り組んでいます。

2013年度は、「仕事・キャリア」「女性活躍推進」「出産・育児」に対する意識、ニーズを調査し、女性社員の活躍推進、および育児中の働き方支援の参考とするため、住友林業の全女性社員を対象とした「女性社員意識アンケート」を実施しました。また、改めて当社グループとして女性活躍推進の意義を3つに集約し、2013年12月に、「住友林業グループ女性活躍推進宣言」を社長名でグループ全体に発信。それ以降は、この宣言に掲げた方針をもとに取り組みを進めています。

2014年12月には、女性社員のさらなる活躍を推進するため、女性管理職登用に関する数値目標を策定。2020年までに女性管理職比率5%以上（2016年4月1日現在、2.8%）を目指すことを社内外に発表し、取り組んでいます。なお、2016年度からは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」にもとづき、第1期行動計画（2016年4月1日～2019年3月31日）を策定し、公表しています。

▶ [社員の育児支援](#)

▶ [住友林業株式会社 第1期行動計画](#)

女性目線開発プロジェクト

2013年3月に発足した「女性目線開発プロジェクト」は、住まう方の目線を大切にした住まいづくりをめざし、本部や全国の支店、グループ会社など、幅広い部門から集まった女性社員で構成されています。これまでの成果としては、空間提案「こまま（comama）」の開発や、半年で全9棟が完売した奈良県生駒郡の分譲住宅「イーストヒルズ勢野（せや）」などがあります。2015年2月には一般女性カスタマーの声を取り入れた新商品「konoka（コノカ）」のモデルハウスを東京都内にオープンし、4月に商品の発売を開始。発売後もプロジェクトメンバーによるプロモーション活動、社内研修、イベント企画運営などで成果を挙げ、初年度販売目標500棟に対し、700棟以上のご契約をいただきました。またプロジェクトメンバーが中心となって制作した商品カタログは、資料請求で常に上位3位に入る人気カタログとなっています。



プロジェクトメンバーによるブレスト風景



三鷹第二展示場における「konoka」内観

住友林業グループ女性活躍推進宣言

住友林業グループは「多様性を尊重し、自由闊達な企業風土をつくる」という行動指針のもと、多様な人財の活用および多様な発想による事業戦略が重要だと考えています。ダイバーシティ経営の一環として女性活躍を積極的に推進することは、社会の要請にも応えることになると共に企業価値を高めます。

ここに女性の活躍機会を拡大し、女性ならではの発想力を活かし、多様な価値観の融合による新たなイノベーションを創出することを宣言します。

1. 女性が働きやすい環境を創出する
2. 女性ならではの発想力を活かす
3. 女性の活躍で、新たなイノベーションを創り出す

女性社員のモチベーションアップに向けたおもな取り組み

	セミナーの名称	開催年月	おもな参加者
営業職研修	女性営業職研修	2015年12月	35名
	住宅メーカー9社合同の「女性住宅営業職交流会」	2015年11月	8名
生産職研修	女性生産職研修	2015年10月	7名
選抜職研修	社外マネジメント・リーダーシップ研修	2015年5月～2016年3月	6名
	異業種合同女性管理職研修	2016年2月	2名

障がい者雇用の推進

住友林業では、障がい者それぞれの個性と、職場・業務内容とのマッチングを最優先に考え、障がい者雇用の推進をしています。2016年3月末日時点の障がい者雇用率は2.12%でした。また、入社後の定着率向上のため、必要に応じて定期面談や電話でのヒアリング、キャリアアドバイスなどを実施しています。

障がい者雇用の積極的な推進をめざして —スミリンウッドピース株式会社設立—

住友林業は2015年7月、障がいのある方により多くの働く機会を提供することをめざして、愛媛県新居浜市に原木椎茸栽培や、木工製品の製作、加工、印刷などを行うグループ会社を設立し、本格稼働に向けて準備を進めています。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく特例子会社認定を前提としており、知的障がいや精神障がいのある方を雇用し、当社グループ全体としての障がい者雇用率向上を目指しています。

定年退職者の再雇用

住友林業は、勤続10年以上で特定の資格や経験があり、本人に再雇用の意思があることなどを条件に、60歳となり定年退職した社員を、嘱託社員契約によって満65歳到達時点まで再雇用する制度を設けています。2015年は34名を雇用し、再雇用者はその能力と経験を活かして活躍しています。過去3年の定年退職者に対する再雇用率は79%です。なお、2013年4月1日に高年齢者雇用安定法が改正されたことに伴い、経過措置を適用しながら、再雇用希望者全員を再雇用することとしています。

定年退職者の再雇用者数

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
27名	33名	28名	43名	34名

再雇用希望申告制度

住友林業は、育児や介護など、やむを得ない事由で退職する社員の再雇用ニーズに応えること、優秀な人財を確保することなどを目的に、2008年度から「再雇用希望申告制度」を運用しています。これは社員が自己の都合により退職する際、勤続3年以上などの一定の申告可能要件を満たしていれば、将来における会社への再雇用を希望することができる制度で、2016年3月末までに121名の社員が申請を受理されています。

退職事由が解消され、再雇用の申し出があった場合には、会社が雇用の必要性や本人の能力を勘案し、再雇用の選考を行います。また、退職から3年未満で再雇用となった際には、退職時の職能等級を引き継ぐことができます。

非正規雇用社員の直接雇用

近年、雇用形態による格差問題と関連して派遣制度の規制が強化される傾向にあります。そこで住友林業では、コンプライアンスの観点から人事制度を見直し、2011年4月に派遣社員を「有期雇用社員（呼称：パートナー社員）」としての直接雇用へと転換しました。さらにパートナー社員から正社員に登用する制度も実施しており、2014年度は28名、2015年度は19名、2016年度は14名を正社員として登用しています。

非正規雇用社員の直接雇用者数

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
17名	18名	38名	28名	19名	14名

労働安全衛生

社会性報告

労働安全衛生に関する基本方針

住友林業は、社員が安全で健康に働くことができる職場環境づくりをめざし、「安全衛生管理規程」を定めています。この規程のなかで、規模にかかわらず各事業所に総括安全衛生管理者などを設置することを定め、設置状況や安全衛生委員会の開催状況を毎年確認しています。

また、資源環境本部や住宅事業本部などの各事業本部においては、事業特性を踏まえた安全衛生管理に関する方針やマニュアルを個別に定め、建築現場などでの災害の防止や作業員の健康確保をめざしています。

労働安全衛生のマネジメントシステム

住友林業グループの各社は、活動する各国の法令に準拠して労働安全衛生のマネジメント体制を整備するとともに、OHSAS[※]などの認証取得を推進しています。会社全体の安全衛生管理に関する事項は人事部の所管とし、人事部長は事業所に対する安全衛生管理上の指導、援助を行い、各社ごとに安全衛生管理体制の確立を図っています。また、人事部長を委員長とする衛生委員会を設置し、毎月1回開催した内容を社内イントラネットに掲示し、情報共有と啓発を図っています。

※ OHSAS : Occupational Health and Safety Assessment Seriesの略語。労働安全衛生に対するリスク低減や責任の所在を明確化することを目的に策定された国際的な規格

労働安全関連認証取得状況

社名	国	認証の種類	取得年月
住友林業クレスト株式会社	日本	OHSAS18001	2013年2月
リンバ・パーティクル・インドネシア	インドネシア	OHSAS18001	2013年3月
クタイ・ティンバー・インドネシア	インドネシア	OHSAS18001	2013年10月
ネルソン・パイン・インダストリー	ニュージーランド	AS/NZS4801	2012年12月
		ACC WSMP Tertiary	2009年11月
アルパイン・MDF・インダストリーズ	オーストラリア	AS/NZS4801	2010年8月

労働災害に関する目標と実績

CSR中期計画において、2020年度までの重点目標を「労働災害件数・休業災害件数ゼロ」と定めて取り組みを推進しています。その進捗と結果は、以下のとおりです。

山林事業における取り組み

住友林業グループは、日本国内で46,443ヘクタールの社有林と1,014ヘクタールの受託山林を管理しています。これら山林においては、植栽、下刈り、除伐、間伐および皆伐などの作業を委託した方々の労働災害を防止するために、社員による安全パトロールに加え、山林事業所ごとに「労働安全大会」を上期・下期の年2回実施しています。2015年度は、住友林業社有林の作業現場において請負業者の労働災害が1件[※]発生しました。災害発生後は、当該の請負業者と再発防止に向けた対策を迅速に協議・確認したほか、「労働安全大会」を通じて他の請負業者にも注意を促しています。



安全パトロール

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

住友林業社有林の作業現場において発生した請負業者の労働災害件数

2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
0件	1件	0件	2件	1件

外部専門家による講習

「労働安全大会」では、林業分野の災害に多く見られる事例を参考にした労災防止教育や、環境教育、救命救急分野など専門家による講義、現地での安全指導などの啓発活動を強化しています。さらに、危険な作業に慣れて、作業に対する注意力が散漫になることのないように繰り返し安全教育を実施しています。2015年度に行った各山林事業所での「労働安全大会」では、林業・木材製造業労働災害防止協会などから講師を招き、最近の林業労働災害事例の原因分析を踏まえた災害防止策講習や、現地での安全作業指導を実施しました。



専門家による現地指導
(日向山林事業所)

木質建材製造事業における取り組み

国内における取り組み

住友林業クレスト株式会社は、「災害ゼロから危険ゼロへの転換」を基本方針に“危険の芽”を摘み取ることで、労働災害ゼロを目標としています。その実現に向けて、2012年7月に「労働安全衛生マネジメントシステム（OHSMS）」の運用を開始し、2013年2月にOHSAS18001の認定を取得しました。社員が主体的にヒヤリ・ハット報告や、職場の小集団活動を通じて意見を出し合ってPDCAの管理サイクルを回すことで、生産活動と同時にリスクの低減を進めており、2015年度の労働災害件数は0件でした。

木質建材製造事業における労働災害件数

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
国内製造会社	2件	4件	5件	0件	0件

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

安全パトロール・リスクアセスメント

住友林業クレスト株式会社の各工場では、「災害ゼロから危険ゼロ」をめざし、定期的に職場の安全パトロールを実施。パトロールで発見した「危険の芽」については、安全対策を迅速に実施し、リスクの顕在化を防止しています。

また、はさまれ、巻き込まれなどリスクのある作業・設備を洗い出し、重点的にリスク低減を図ることで、職場の安全確保に努めています。



安全パトロール

海外における取り組み

海外製造会社^{※1}は、OHSASなどの認証を取得する各個別会社にて、労働安全衛生推進に取り組んできましたが、2015年度は、合計の労働災害件数が増加に転じました。

全社で「安全第一」での生産活動を徹底すべく、海外事業本部にて各社の労働安全マネジメントシステムの見直しに着手しました。具体的には、定期安全パトロールやヒヤリ・ハット報告などでの危険源の摘出、不具合や危険源を摘出する目を養う安全教育、リスクアセスメントによるリスク評価とその低減策実行、これらのPDCAで回す仕組みを標準化することで、会社間の労働安全マネジメントシステムの平準化を進めます。

また、国内製造会社と労働安全推進に関する情報共有、手法の共通化を行います。

※1 ネルソン・パイン・インダストリーズ、アルパイン・MDF・インダストリーズ、クタイ・ティンバー・インドネシア、アスト・インドネシア、シナル・リンバ・パシフィック、キャニオン・クリーク・キャビネット、ヴィナ・エコ・ボードの7社（連結対象会社）

木質建材製造事業における労働災害件数

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
海外製造会社※2	8	196	13	6	18

※2 日本の労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示、連結対象会社の合計

海外駐在員に対する取り組み

海外駐在員・帯同家族、および海外出張者が不慮の傷害を負ったり、感染症を含む疾病にかかった時に適切な治療が受けられるよう、医療機関の紹介や手配を行うサービスを導入しています。また、エイズ・結核・マラリアなどの感染症対策を含む、海外における社員の安全管理体制を「海外危機管理マニュアル」に定めています。同マニュアルにもとづき、住友林業が事業展開する各国のリスクをまとめた「駐在員・出張者心得」を年に1回見直しています。さらに、新たに海外赴任する全駐在員に、同マニュアルを活用した指導を実施しています。



海外アシスタンスカード

住宅事業における取り組み

住宅事業本部では、毎年度初めに住宅事業本部長名で全支店へ「安全衛生管理方針」を通知しています。これにもとづき各支店では、労災リスク低減に向けた具体的な目標を策定し、災害防止の意識付けやリスク低減活動を推進。また、この支店目標は各請負工事店の方々にも通知し、目標管理と災害防止を要請しています。さらに、毎月開催する「安全衛生協議会」で各支店の活動実績を確認し、活動を随時見直すことで、その強化に努めています。

併せて、事故などへの備えとして緊急連絡フローを作成し、緊急事態が発生した際にも24時間迅速に対応できる体制を整備するとともに、「現場入退場管理システム」を全建築現場に導入し、作業者の安全確認や、資格保持者の適正配置など、現場管理の確実性を高めています。万一事故が発生した場合には「事故対策安全衛生協議会」を開催し、人・もの・管理の観点から原因の究明と対策の検討を行い、その結果を全支店で共有しています。

住宅施工現場における2015年度の請負業者の労働災害件数※1は、6件^{（緑の葉）}でした。引き続き、現場指導を通じて労働災害の低減につなげるとともに、研修会を継続的に実施することで安全衛生と品質向上に努めていきます。



建築現場の安全確認

住宅施工現場における請負業者の労働災害発生状況

	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度
労働災害件数※1	12件	10件	11件	11件	6件
休業災害度数率※2	2.34	2.16	1.98	3.63	2.23
職業性疾病度数率	0	0	0	0	0

※1 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※2 休業災害度数率=休業1日以上の労働災害による死傷病者数÷延労働時間数×1,000,000

2014年度は施工にかかる労働時間を見直した結果、2013年度以前に比べ総労働時間が短縮されている

▶ [\(第三者保証マーク\)について\(第三者保証報告書ページへリンク\)](#)

労働安全衛生意識の向上を図る研修

住宅事業本部では、毎月1回実施している安全パトロールや現場調査の結果にもとづき、支店もしくは地域ごとの安全衛生管理者、建築現場の各職種のリーダー（請負事業者）を対象に、具体的な事例を交えた安全衛生推進教育を実施しています。

また全国の支店を対象に、大きな危険が伴うグラインダー作業や、手軽で使いやすい反面、使用法の誤りにより事故につながりやすい丸のこ作業の安全確保を目的とした研修を実施しています。



丸のこ作業研修

労働協約

住友林業では、2016年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員3,476名全員が労働組合へ加入しています。2015年度は労働安全衛生に関して、長時間労働対策について協議しました。

人財育成

社会性報告

人財育成に関する方針

住友林業は、「自立と支援」を人財育成のキーワードとしており、高い士気と誇りを持つ社員を育成、自由闊達な社風を醸成し、経営理念を実現することを基本方針としています。

人財育成体系の整備

住友林業グループでは、2011年度から「スミリンビジネスカレッジ（SBC）」をグループ共有の人財育成プラットフォームとして整備し、人財育成の強化を推進。設立当初より「やる気のある人応援します」をテーマに掲げ、集合研修については、それまで一律に招集していた「階層型研修」から「自己啓発型」「選抜型」研修へ比重を移し、自主性を重んじた能力開発を図っています。近年は、半期ごとに実施している「能力開発シート」を活用した目標面談、研修結果のフィードバック面談などを通じ、上司による育成支援の強化と、社員自身の成長意欲の向上を図っています。また、国内のグループ会社社員が参加できる研修プログラムも整備しており、今後も当社グループ全体の総合力向上をめざします。

SBC研修体系および研修プログラム (2015年度)

職層・グレード		階層型 (一律招集)	選抜型 (指名・公募)	自己啓発型 (手上げ)	SBC・eラーニング
経営総合職層	役員	役員研修			事業別 (木材建材・住宅など) 知識 (法務・財務・会計・労務・ハラスメント・メンタルヘルスなど) マネジメントスキル (チームマネジメント・コーチングなど) ビジネススキル (文書の書き方・ロジカルシンキング・マーケティングなど) 共通 (住友林業の歴史・理念体系・法令遵守・環境・情報セキュリティなど) 語学学習支援 (語学講師・語学学校・語学検定などの語学学習支援) 資格取得支援 (資格受験・登録・更新費用や資格取得講座の受講支援) 受講費支援 (希望する外部講座を自分で探して受講する受講費を支援) 社外公開講座 (社外で受講する外部研修及び大学のオープンや通信教育) SBC講座 (社内で受講する社内講師もしくは社外講師での社内集合研修)
	部長・支店長クラス	主管者研修	シニア選抜研修		
	次長クラス	SMグレード適性研修	異業種交流研修 (グループ内外)	女性管理職研修 女性選抜研修	
	課長クラス		ミドル選抜研修	社外大学院留学 海外トレーニー 海外赴任前研修	
スタッフ層	係長クラス	PMグレード適性研修	職群転換者研修		
		経営総合職準備プログラム	既卒社員入社時研修		
	主任クラス	OJTトレーナー研修	既卒社員/職群転換者四国山林研修		
		新卒5年目研修 (グループ)			
		業務職3年目研修			
		新卒3年目四国山林研修			
		業務職1年目フォロー研修			
新卒社員入社時研修					
内定者	新卒内定者フォロー研修				

※ ■色に塗りつぶされた研修は、国内の住友林業グループ会社社員の参加も可能な研修

おもな研修プログラム受講者数 (2015年度)

研修プログラム	受講者数 (単体)	受講者数 (グループ会社)
経営総合職フォローアップ研修 (3講座)	14名	45名
階層別研修 (11講座)	931名	1名
選抜型研修 (16講座)	52名	32名
自己啓発型研修 (90講座)	432名	61名
eラーニング (必須6講座)	4,951名	3,965名

資格取得・社外教育の支援

住友林業は、「資格取得・社外教育支援規程」にて社員が資格を取得する際や社外教育機関を利用する際の支援について定め、自立的な能力開発とキャリア形成を推進しています。

資格取得への支援としては、業務において取得が必要なものや能力開発の観点から取得を奨励するものについて、資格ごとに準備費用、受験料、登録費用、更新費用、交通費の支援範囲を定めています。

また、会社が認める社外教育機関の利用にあたっては、1人あたり年度ごとに5万円を上限に費用を負担するほか、所定労働時間の勤務を継続しながら大学院へ入学する社員への入学金や授業料の負担を定めています。さらに、会社に在籍したまま職場を離脱し、国内外の大学院へ入学する場合の規程として「社外留学規程」を定めており、2015年度はこの制度を3名が利用しました。

新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」

住友林業は、社員のやる気と能力を活かして新しいビジネスを創出するため、新規事業提案制度「未来のちからプロジェクト」を設けています。これは、国内の住友林業グループに勤務するすべての人が、自らのアイデアをベースに新規事業を提案できる制度で、2006年度に第1回を開催して以来、隔年でこれまでに5回開催しました。

2015年度までに、物流専門会社、デイサービス事業などの6案件が事業化されています。

木造住宅建造技術の継承

日本の伝統的な木造軸組構法の良さを活かした家づくりを残していくために、次世代への技術・技能の継承が課題となっています。

住友林業では、1988年に企業内訓練校として、千葉県知事認定の教育機関である「住友林業建築技術専門校」を設立し、大工職をめざす住友林業ホームエンジニアリング（株）の新入社員に対し、1年間の訓練カリキュラムを実施しています。建築関連学科としては概論、構造、製図、工法、材料、監理などの座学から、工具類操作や手入れ、伝統的な技法である墨付けや規矩術、加工、安全作業、模型実習、実棟実習、パソコン操作などの実技を学びます。また、訓練の終了後は全国各地の事業所に配属されますが、数年後にリターン研修として和室研修[※]や技能士取得準備研修が7日～10日間用意されています。

2015年度の入校者は、外部協力会社に勤める大工も含め64名、修了者は57名で、2016年度は64名の入校者を迎えました。

※ 床の間廻りの古来の技法を伝承するため、絞り丸太や長押の納まりなどを学ぶ研修



建方の実習の様子

ワーク・ライフ・バランス

社会性報告

社員の働き方に関する基本方針

住友林業は、多様な働き方を認め社員がやりがいを持って仕事に取り組み、さらに社員一人ひとりの生活を充実できる職場をめざして、育児・介護諸関連制度の運用や女性活躍推進、時間外労働の削減などに取り組んできました。

2013年度からは人事部内に「働きかた支援室」を設置し、育児や介護、キャリアサポート、メンタルヘルス、定年後再雇用などの働き方・キャリアに関する支援窓口を集約。社員が従来以上に相談しやすい体制を整えて、多様な働き方をサポートしています。

育児中の働き方支援

住友林業は、社員が子育てをしながら仕事ができるように、さまざまなサポート体制を整えています。

例えば、育児休業取得予定の社員と上司に加え、働きかた支援室担当者も同席する面談を実施。育児休業に関連する制度を説明し、復職後の働き方についての相談に応じているほか、子育てと仕事を両立している他の社員の事例などを紹介しています。

「家族の職場参観日」の開催

住友林業は、2014年7月より、社員の家族が職場を訪問するイベント「家族の職場参観日」を開催しています。このイベントは、社員を支える家族に感謝の気持ちを表現するとともに、家族の仕事への理解、社員間の相互理解を促進し、いきいきと働くことができる職場環境づくりを目的にしています。

2015年は4拠点で実施し、社員とその家族、計27組85名が参加。朝礼体験、名刺交換、職場での「お仕事インタビュー」、ショールーム見学、3D設計プランづくりなどを体験しました。

2016年もこの取り組みを継続し、より多くの拠点で開催する予定です。



静岡東支店の様子

次世代法第6期（2015～2016年度）行動計画

住友林業は、次世代法に則って社員の子育て支援のための行動計画を策定・実施しています。

2013年度からは第5期（2013～2014年度）として、「有給休暇の取得促進のために社内ウェブサイト上に新たなコンテンツを設ける」「子育てを行う社員への支援として、育児支援金支給の制度を新設する」「育児支援制度が円滑に利用されるための職場環境づくり」の3つの行動計画にもとづき取り組んだ結果、目標を達成し基準を満たしたため、2015年7月に第5期の認定を取得しました。

この行動計画に沿って、2013年度は、社内ウェブサイトをリニューアルするとともに、子育て支援一時金制度を創設し、2014年度からは「家族の職場参観日」を実施しています。

また、2015年度からは第6期（2015～2016年度）として、下記3つの目標を掲げ取り組みを進めています。

1. 育児中の女性社員が活躍できる職場環境づくりのために、働き方改革をテーマにした管理職層向けのセミナーを実施する
2. 誰もが働きやすい職場環境づくりのために「家族の職場参観日」を実施する
3. 男性社員の育児参加促進のために、育児中の男性社員とその上司が制度利用について面談する仕組みを創るまた育児関連制度の利用状況をイントラネット上で公開する



くるみんのマーク

男性社員の育児参加促進

子どもが生まれた社員に支給している「子育て支援一時金」の支給申請の際に、男性社員に対して「育児関連制度利用者希望調査票」の提出を必須としています。この調査票は、申請者の上司が、部下の育児関連制度の利用希望を聞き取り、さらに希望どおり利用するための指導や配慮についてのコメントも記入し、申請する仕組みです。これにより、男性社員の育児参加について、職場の理解が進むとともに、促進につながっています。

おもな育児支援制度（2015年度）

制度	内容
育児休業	子が1歳6カ月または1歳到達直後の3月31日までのいずれか長い期間、休業を取得することが可能。
勤務時間の短縮等の制度	子が小学校6学年末を迎えるまでの間、始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ、短時間勤務、週休3日制、所定外労働免除の利用が可能。
子の看護休暇および行事休暇	小学校6学年末までの子が病気や怪我をした場合、年10日の休暇を時間単位で取得することが可能（100%給与支給）。年10日のうち5日までは、子の行事のために利用可能（子が2人以上の場合は年5日を追加）。



※1 妊娠中または産休・育休復帰後で出産後1年未満
 ※2 1歳6カ月または1歳到達直後の3月31日のいずれか長い期間
 ※3 勤続1年以上
 ※4 勤続6ヶ月以上

介護中の働き方支援

住友林業では、家族の介護をしながら仕事をする社員の支援を行っています。2010年度に、対象家族1人につき365日の休業を取得できるように「介護休業」を改定し、始業・終業時刻の繰り上げや繰り下げ、短時間勤務、週休3日の勤務形態も可能にしました。また、年10日の休暇を時間単位で取得できる「家族の介護休暇および傷病休暇」も整えています。

おもな介護支援制度（2015年度）

制度	内容	利用実績
介護休業	家族を介護する社員および契約社員が対象家族1人につき複数回、通算365日の休業を取得することが可能	
勤務時間短縮等の制度	始業・終業時刻の繰り上げ・繰り下げ短時間勤務、週休3日制の利用が可能	<ul style="list-style-type: none"> 介護理由の制度利用者：3名（始業・終業時刻の繰り上げ、時間外労働の制限） 介護休業者：1名
家族の介護休暇および傷病休暇	家族の介護のため、社員および契約社員が年10日の休暇を時間単位で取得することが可能（要介護状態の家族が2人以上の場合は年5日を追加）。年10日のうち5日までは、傷病のための利用が可能	

介護支援制度利用実績（単体）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
介護休業者数	0名	0名	1名	1名	1名
介護理由の制度利用者数 （始業・終業時刻の繰り上げ、時間外労働の制限）	2名	1名	1名	2名	3名

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度

住友林業では、心身の健康を保ち、精力的に業務に取り組めるよう、休暇を取得したい時に取得できる職場環境づくりを進めています。その一環として、夏季休暇・年末年始休暇とは別に、本人の予定に合わせた連続休暇を「リフレッシュ休暇」として取得を奨励。職場ごとにリフレッシュ休暇の個人別取得計画の策定を義務付けて、部署ごとの計画策定率や取得率を集計し、社内ウェブサイトで公開することにより、取得しやすい環境を整えています。

また、住宅部門の支店では、火・水曜日が定休日となっておりますが、お客様と土日に商談をすることが多く、社員が家族の行事などへ参加するための休暇を取得しづらい場合もあります。そこで、土日のうち月1日は休暇を取得し、家族との時間や趣味の時間に充てる「ファミリーフレンドリーデー休暇」を整備。支店内での社員間の業務分担や打ち合わせスケジュールの調整を促し、土日の休暇取得がしやすい職場環境整備を進めています。

リフレッシュ休暇・ファミリーフレンドリーデー休暇制度の利用実績（単体）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
リフレッシュ休暇取得率	42.0%	38.0%	42.0%	50.0%	46.0%
ファミリーフレンドリーデー休暇取得率	22.8%	23.0%	26.0%	29.5%	26.0%

有給休暇取得の促進

住友林業では、リフレッシュ休暇や夏季休暇を含めて年間10日以上計画的な有給休暇取得を推奨しています。各拠点で毎年1月に「年間休暇スケジュール表」を作成し、定期的に人事部へ有給休暇の取得実績を報告。これをもとに、拠点ごとの実績一覧を社内ウェブサイトに公開し、有給休暇の取得を促進しています。

2016年度は、勤怠管理システム上で、従業員はもちろん管理者も休暇予定を確認できるようにすることで、より計画的に休暇を取得しやすい環境を整備しました。

有給休暇の取得率は2013年度が31.6%、2014年度は35.2%、2015年度は32.8%でした。

引き続き、2016年度も「有給休暇取得10日以上」をCSR予算にかかげ、この取り組みをさらに進めていきます。

▶ [社員関連データ](#)

長時間労働削減の取り組み

住友林業では、毎月、各部署の平均所定外労働時間および部下の所定外労働時間を主管者に通知して、長時間労働削減の意識づけを強化しています。

また、住宅事業本部では、各支店に「働きかた向上委員会」を設置し、それぞれの支店で工夫した長時間労働削減の取り組みを実行しています。

勤務制度や業務フロー改革など、支店単位での実施が難しいものについては、住宅事業本部内に設置した「長時間労働削減委員会」が中心となって制度提案し、長時間労働削減運動を継続・実施しています。

メンタルヘルスケア

住友林業では、厚生労働省が2000年8月に策定した「労働者の心の健康保持増進のための指針」にもとづき、メンタルヘルスについて「セルフケア」「ラインによるケア」「事業場内産業保健スタッフなどによるケア」「事業外資源によるケア」の4つのケアを実践しています。

2013年4月には、人事部内に育児・介護関連支援やキャリア支援、メンタルヘルス支援を担う「働きかた支援室」を設置。メンタルヘルスケアを充実させるために、同室内に臨床心理士の資格を有する社員を配置し、社外提携EAP※機関「こころの健康相談室」と連携しながら、メンタル不調者へのフォローや復職支援に取り組んでいます。

また、2013年度より、メンタルヘルス不調の予防の一環として、健康保険に加入している社員（産休・疾病療養などによる長期傷病休業中社員を除く）を対象にウェブサイトを利用したストレスチェック「こころの健康診断（セルフチェック）」を継続実施しています。全対象者に占める回答率は、2013年度85.8%、2014年度92.8%、2015年度は91.6%となりました。さらに、管理職に就く社員がメンタルヘルスケアの重要性を理解し、各職場で適切に予防対策を講じられるよう、社内カウンセラー（臨床心理士）や外部EAP機関による管理職向け教育も実施しており、2013年度161名、2014年度187名、2015年度198名が参加しました。「こころの健康診断（セルフチェック）」と管理職向けメンタルヘルス教育は2016年度も継続する予定です。



管理職向けのメンタルヘルス教育

※ EAP : Employee Assistance Programの略語。従業員援助プログラムと呼ばれる職場のメンタルヘルスサービス

在宅勤務制度

住友林業では、通勤時間が削減でき、それにより生まれた時間を仕事や家庭生活に活かせることや、自宅の静かな環境で集中して業務を行えることなどから、2009年度より在宅勤務制度を導入しています。

対象者は、管理監督者を除く「みなし労働制」の社員に限りませんが、利用期間の制限はなく、育児・介護などを理由とする社員や、通勤時間の長い社員を中心に利用されています。2016年度も多様な働き方のさらなる推進のため、育児面談や働き方の相談があった際に、個別に制度の詳細を説明し利用を勧めるなどして、利用の拡大を図っていきます。

▶ [社員関連データ](#)

配偶者転勤時の異動希望・介護による異動希望の申告制度

住友林業は、結婚または配偶者が転居を伴う転勤をした場合にも勤務を継続できるよう、結婚と配偶者の転勤の理由に限り、本人が希望する地域への異動を配慮する制度を2008年度に整備しています。2014年度は、申請理由に新たに「育児」を加え、育児と仕事の両立のために配偶者との同居を希望する場合にも異動を配慮。また「介護」を理由に異動希望を申告できる制度も新設するなど、仕事と介護の両立のために勤務地に制限がある場合に、異動を配慮しています。

これらの制度を利用して、2016年3月末までに累計で24名が異動しました。

社員とのコミュニケーション

社会性報告

コミュニケーションに関する基本方針

住友林業は、社員が誠実さと思いやりを持っていきいきと仕事をするために、自由闊達に意見を述べ合う雰囲気づくりに努めています。また、一人ひとりの個性を尊重し、成果や努力に正当な評価が行われる風土の中で、ともに成長していくことをめざしています。

人事評価や業務遂行におけるコミュニケーション

住友林業は、人事評価を通して人財を育成・開発することを主眼に、すべての社員を対象に評価結果をフィードバックすることとしています。半年に1度、上司と面談を行い、目標の設定と評価結果について説明を受ける機会を必ず設けています。また、年に1度、人事部にて、全社員に仕事や職場についての所見や異動の希望、家族状況などについて自己申告の形で直接聞き取りを行っています。

カジュアルフリーディスカッション

住友林業グループのさらなる発展をめざし、2007年より社長と社員のコミュニケーションの場として「カジュアルフリーディスカッション」を定期開催しています。

2015年は住友林業グループ全体から参加者を募り、「住友林業グループをより良くするために」をテーマに多岐に渡るディスカッションを2回開催いたしました。経営者と社員が直接対話できる場のひとつであり、グループ間のコミュニケーションを活発化させる活動として2016年も継続する予定です。



カジュアルフリーディスカッションの様子

社員意識調査

住友林業は、2015年8月、社員4,823名を対象に7回目の意識調査を実施しました。回答率は92.5%で、当社で働くことの満足度は80.6%となり、3回連続で満足度が向上しました。

この調査結果を踏まえ、専門人財のキャリアアップ支援や資格取得支援の拡充など、キャリア支援を充実させるとともに、住宅事業本部内に「働きかた向上委員会」を設置して長時間労働の削減に取り組んでいます。

なお、今回は2017年7月に実施する予定です。

労働組合とのかかわり

住友林業では、2016年4月1日現在、労働協約で定められている対象社員3,476名全員が労働組合へ加入しています。会社と住友林業労働組合が締結する労働協約において、会社は組合活動の自由と団体交渉権を認め、組合員の生活の安定を保証すること、労使双方の委員で構成する「経営懇談会」を設置して賃金規定を含む労働条件の維持改善を図ることを約束しています。

2015年は労使協議を16回実施し、前年に引き続き長時間労働の削減に向けた対策を検討しました。また、より良い会社づくりをめざし、各種制度の改定について意見を交換しました。

社員関連データ

社会性報告

各種社員関連データの推移

従業員数

(名)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
単体	4,452	4,416	4,486	4,499	4,417
連結	14,736	14,890	17,413	18,137	17,001

従業員数の内訳（単体）

(名)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
マネジメント階層	1,981	1,983	2,053	2,047	1,995
スタッフ階層	2,343	2,303	2,292	2,297	2,292
契約社員	17	8	3	1	0
嘱託	96	106	108	124	98
受入出向	15	16	30	30	32
合計	4,452	4,416	4,486	4,499	4,417

従業員数の内訳（国内グループ会社）

(名)

	2015年度
マネジメント階層	1,509
スタッフ階層	3,383
契約社員	572
嘱託	116
受入出向	330
合計	5,910

従業員数の内訳（年齢別・単体）

(名)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
30歳未満	834	782	749	707	693
30～50歳	3,102	3,069	3,084	2,881	2,959
50歳超	516	565	653	911	765

新卒採用者数[※] (単体)

(名)

		2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
住宅営業職	男性	55	55	60	73	80
	女性	15	16	13	17	21
建築技術職	男性	19	22	23	22	27
	女性	6	7	8	13	7
業務職	男性	14	20	14	17	22
	女性	6	7	6	5	6
一般職	男性	0	0	0	0	0
	女性	1	0	13	6	4
合計		116	127	137	153	167

※ 各年度4月1日時点での新卒採用者数より算出

女性採用・雇用の状況 (単体) 

(%)

	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
女性従業員比率 [※]	17.2	17.7	18.4	19.2	19.9
マネジメント職比率 [※]	1.5	1.8	2.2	2.6	2.8
新卒採用比率	24.1	23.6	28.7	26.8	22.8

※ 4月1日在籍人数より算出

▶  [\(第三者保証マーク\) について \(第三者保証報告書ページへリンク\)](#)

女性採用・雇用の状況（国内グループ会社）

(%)

	2016年度
女性従業員比率※	26.2
マネジメント職比率※	3.8
新卒採用比率	47.0

※ 4月1日在籍人数より算出

平均勤続年数※（単体）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
男性	13年3カ月	14年8カ月	15年0カ月	15年5カ月	15年3カ月
女性	9年11カ月	10年11カ月	11年0カ月	11年0カ月	11年1カ月

※ 年度末で算出（毎年3月31日時点）

離職率※¹（単体） 

(%)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
自己都合離職率	3.4	3.3	2.3	2.6	2.1
離職率※ ²	4.2	4.2	2.9	3.2	3.1

※¹ 各年度の退職者数を期初の人員数で除して算出

※² 離職率には自己都合退職を含む

障がい者雇用の状況（単体）

(%)

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
障がい者雇用率	1.93	1.95	2.18	2.24	2.12

障がい者雇用の状況※（国内グループ会社）

（%）

	2015年度
障がい者雇用率	1.45

※ 2015年6月時点

海外における現地採用率※

（%）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
海外における現地採用率	99.3	99.3	99.2	99.3	99.2

※ 連結子会社が現地で採用し、期末に在籍している従業員を各年度の期末の総従業員数で除して算出

研修受講時間・研修関連費用（単体）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
従業員1人あたりの研修受講時間（時間）	4.7	6.9	7.5	6.8	9.3
従業員1人あたりの研修関連費用支出（円）	105,000	103,000	91,000	91,000	91,000

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（単体）

		2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
育児休業取得者数 (名)	男性	15	6	12	7	13
	女性	20	15	29	33	40
育児休業取得率 ※1 (%)	男性	8.6	3.6	7.2	4.2	7.8
	女性	111.0	78.9	100.0	103.0	105.0
育児休業取得者の復職率 (%)		100	100	92.8	96.4	96.2
短時間勤務制度利用者数 (名) ※2		24	29	29	32	40
在宅勤務制度利用者数 (名) ※3		12	15	21	19	19

※1 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数/当該年度に子どもが生まれた人数

※2 育児・介護事由により利用可、短時間勤務制度利用者数と週休3日制度利用者数を加算

※3 育児・介護事由に限定せず利用可

ワーク・ライフ・バランス関連制度の利用状況（国内グループ会社）

		2015年度
育児休業取得者数 (名)	男性	1
	女性	68
育児休業取得率※ (%)	男性	0.6
	女性	115.3

※ 育児休業取得率=当該年度に育児休業を開始した人数/当該年度に子どもが生まれた人数

有給休暇取得率（単体）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
有給休暇取得日数 (日)	6.2	5.9	6.1	6.7	6.3
有給休暇取得率※ (%) 	30.7	30.4	31.6	35.2	32.8

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は暦年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

有給休暇取得率（国内グループ会社）

	2015年度
有給休暇取得日数（日）	7.1
有給休暇取得率※（%）	39.7

※ 有給休暇の付与が毎年1月のため、表内の数字は暦年の実績。有給休暇取得日数を有給休暇付与日数で除して算出

労働災害の発生状況（単体）※1 

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
労働災害件数（件）※2	6	0	6	1	0
休業災害度数率※3	0.80	0	0.28	0.19	0.19
職業性疾病度数率※4	0	0	0	0	0

※1 上記報告年度における死亡にいたる労働災害は0件

※2 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

※3 休業災害度数率 = 休業1日以上労働災害による死傷者数 ÷ 延実労働時間数 × 1,000,000

労働災害の発生状況（国内グループ会社）

	2015年度
労働災害件数（件）※	10

※ 労働者災害補償保険法における休業補償給付対象件数を開示

労働組合の組織率（単体）※

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
労働組合の組織率（%）	100	100	100	100	100

※ 2016年度4月1日現在、対象社員3,476名。対象者の範囲は労働協約で定められている

人権の尊重

社会性報告

人権尊重に関する基本方針

住友林業グループは、国連グローバル・コンパクトや、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」など、さまざまな国際規範を参照し、倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」を策定し、研修などで啓発に努めています。また、「私たちが大切にしたいこと」は日本語のほか、英語、中国語に翻訳するとともにウェブサイトに掲載して、全社員に周知するとともに多くのステークホルダーに開示しています。

さらに、「私たちが大切にしたいこと」では、下記を明確に定めています。

3：正々堂々と行動する

3-4：人権・多様性の尊重 人々の多様性を尊重し、一切の差別を許さない

3-4-1：一人ひとりが対等な人間として認め合う

私たちは一人ひとりが対等な個人であり、大切な仕事のパートナーであることを確認します。私たちは職務や地位を乱用し、職場のモラルを低下させるようなハラスメントは行いません。

3-4-2：社会の多様な人々を尊重する

社会には多様な人々がいます。私たちは一人ひとりの人格・人権・プライバシーを尊重し、性別、年齢、障害の有無、国籍、信条、宗教、社会的身分等を理由とした不当な差別は一切行わず、お互いに個性を認め合います。

▶ [経営理念](#)

▶ [行動指針](#)

▶ [私たちが大切にしたいこと](#)

人権リスクへの対策

住友林業は、2011年度からグループ各社のCSRの取り組みについてグループ会社CSRアンケートを実施し、人権についても各社の取り組み状況を確認しています。

また、住友林業グループは2008年12月に国連グローバル・コンパクトに署名しており、当社のウェブサイト日本語と英語で公開しています。さらにグローバル・コンパクトの4分野（人権、労働、環境、腐敗防止）10原則を周知するため、2014年4月には英語・中国語・インドネシア語でポスターを作成し、すべての海外グループ会社に配布し掲示しています。



国連グローバル・コンパクトの周知を図るポスター

▶ [国連グローバル・コンパクトへの参加](#)

人権に関するイニシアティブへの参加

住友林業グループは、国連グローバル・コンパクトなど、人権に関する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、人権配慮の取り組みを進めています。

▶ [国連グローバル・コンパクトへの署名](#)

人権デューディリジェンス

住友林業グループは、人権デューディリジェンスの仕組みを通じて、人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図るよう努めています。2012年からは、毎年実施するグループアンケートによって、国内外グループ会社50社（国内28社、海外22社）の人権尊重の状況について確認しています。また調達先に対しては、アンケートと対面ヒアリングを通じ、人権侵害の未然防止に努めています。

人権研修

住友林業グループでは2011年度から、一人ひとりが人権を尊重し、差別のない職場づくりに向けて取り組めるよう、社内ウェブサイトが利用できるグループ全社員にe-ラーニング「仕事+人権」講座の受講を毎年義務づけています。2015年度は10,183名（単体5,527名、グループ4,656名）が受講しました。今後も、e-ラーニングを活用して社員の人権意識をより高めていきます。

セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止

住友林業では、就業規則のなかで、役職員が守るべき規則の一項目（服務規律）としてセクシュアルハラスメントとパワーハラスメントを禁止する規定や懲戒基準を定め、会社としての方針を明確にしています。また、住友林業グループの倫理行動規範である「私たちが大切にしたいこと」においても、各種ハラスメント行為を禁止し、社内ウェブサイトやリーフレットで周知しているほか、人権・倫理研修における、事例を交えた情報提供、定期的な啓発通知の実施など社内啓発に努めています。さらに2000年度から、人事部に設置した「セクハラ・パワハラ相談窓口」や社内外に設置した相談窓口「コンプライアンス・カウンター」で、相談や苦情に適切に対処できる体制を整えています。また、関係者全員のプライバシーの保護、相談者・協力者への不利益な取り扱いの禁止などを徹底しています。

▶ 私たちが大切にしたいこと

海外植林における人権の尊重

インドネシアの西カリマンタン州における植林事業では、2012年に世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザリー契約を締結し、近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests: HCVF）」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。2013年にはステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催するなど、人権を尊重した植林事業を進めています。

CSR調達による人権の尊重

住友林業グループは、人権や労働者の基本的権利の擁護や腐敗防止を調達先に求める「住友林業グループ調達方針」にもとづき、公正で責任ある調達活動を行っています。とりわけ輸入材の調達については、供給品（の原材料）調達地域に労働者および地域住民の権利侵害が存在しないかどうか。またその場合、労働者及び地域住民の権利に配慮した伐採が行われていることを確認しているかどうかを、仕入先へのアンケート調査や現地ヒアリングなどで確認しています。

社会貢献活動の推進

社会性報告

社会貢献活動の方針

住友林業グループは、将来にわたって豊かな森林を守るとともに、木材資源の持続的な利用や地域社会の発展に貢献していくために、環境、地域社会の活動、次世代教育などの分野において社会貢献活動を進めています。

特に、森林保全に関する社会貢献活動は事業との関連性も高く、社会のより多くの人々に森林への理解を深めていただくことが重要です。そのため、住友林業では、講演会や森林での体験学習など、小中学生への環境教育に力を入れているほか、災害で被害を受けた森林の再生などの社会貢献活動も積極的に推進しています。

また、社員個人が地域社会でボランティア活動に取り組みやすい職場環境を整えています。

社会貢献活動計画・KPI

住友林業は、社会貢献活動の方針にもとづき、以下の活動を継続して行っています。

ボランティア休暇制度の導入

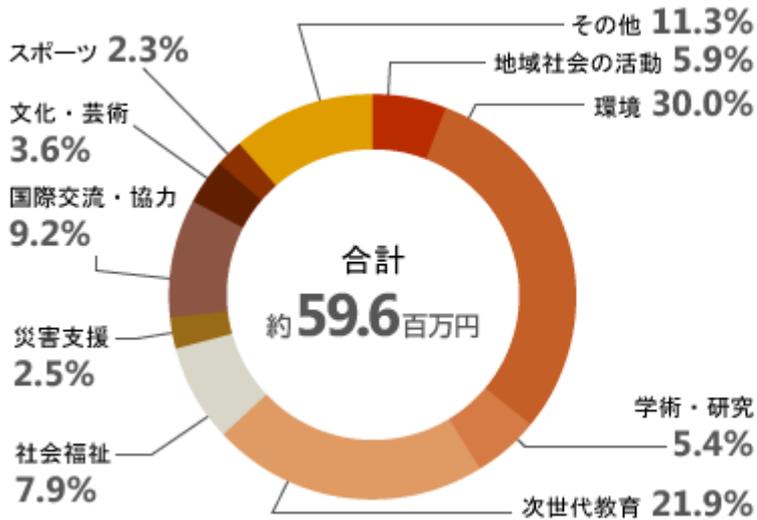
住友林業は、社員のボランティア活動を支援するため、年間通算5日までの休暇取得を認める「ボランティア休暇制度」を2011年5月に整備しました。

東日本大震災に対する活動については、一定の期限を定め、希望者には交通費とボランティア保険加入の保険料を会社負担とする特別支援を実施しました。

2013年度は6名、2014年度は9名、2015年度は6名が休暇を取得しました。

社会貢献活動にかかわる寄付

社会貢献活動にかかわる寄付の分野別割合（2015年度）

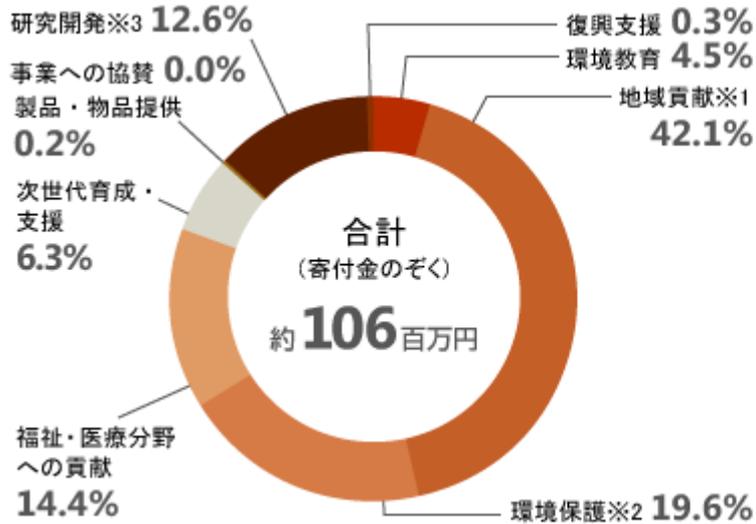


伊勢志摩サミットへオフセット用クレジット100tを寄付

2016年5月26日～27日に開催されたG7伊勢志摩サミットについて、日本政府によるカーボン・オフセット協力企業の募集に応募し、J-VERクレジット100tを寄付しました。このクレジットは、2009年に「持続可能な森林経営促進型プロジェクト」に申請していた、住友林業九州地区社有林を対象としたもので、日本における森林吸収型オフセットクレジットとしては、当時、第1号として登録されたものです。

社会貢献活動費

社会貢献活動費の内訳 (2015年度)



- ※1 地域清掃活動やフォレスターハウス運営費など
- ※2 「まなびの森」運営費など
- ※3 名木・貴重木に関する研究開発費

公共政策への提言

住友林業グループは、政府や自治体、産業界などと連携・協力し、深刻化する環境問題や社会的課題の改善・解決に向けた提言を行っています。

2015年度のおもな公職

団体名	役職	氏名
一般社団法人 日本木造住宅産業協会	会長	取締役会長 矢野 龍
一般社団法人 住宅生産団体連合会	副会長	取締役会長 矢野 龍
株式会社日本建築住宅センター	社外取締役	取締役会長 矢野 龍
一般財団法人 住宅生産振興財団	理事	
一般社団法人 日本ツーバイフォー建築協会	理事	
日中建築住宅産業協議会	理事	
一般財団法人 サービス付き高齢者向け住宅協会	監事	
日本ミャンマー住宅都市産業協議会	会長	取締役会長 矢野 龍
公益財団法人 都市緑化機構	会長	取締役会長 矢野 龍
公益社団法人 ゴルフ緑化促進会	会長	取締役会長 矢野 龍
一般財団法人 日本緑化センター	理事	
公益社団法人 国土緑化推進機構	理事	
林業復活・森林再生を推進する国民会議	副会長	取締役会長 矢野 龍
一般社団法人 日本経済団体連合会 自然保護協議会	副会長	取締役社長 市川 晃
一般社団法人 住宅生産団体連合会 環境委員会	委員長	顧問 能勢 秀樹
一般社団法人 日本林業経営者協会	副会長	顧問 塩崎 繁彦
一般社団法人 「緑の循環」認証会議SGEC	理事	
公益財団法人 森林文化協会	理事	
一般社団法人 建築環境・省エネルギー機構	理事	
社団法人 海外産業植林センター	理事	
日本木材輸入協会	副会長	国際流通営業部長 百瀬 春彦
日本南洋材協議会	会長	国際流通営業部長 百瀬 春彦
中日本合板工業組合	理事	
日本複合床板工業会	理事	

日本プリント・カラー合板工業組合	専務理事	
日本商工会議所	特別顧問	
東京商工会議所	特別顧問・ 議員	
日本ニュージーランド経済委員会（東京商工会議所）	副委員長	取締役社長 市川 晃

国内における社会貢献活動事例

社会性報告

富士山「まなびの森」プロジェクト

1996年、関東南部を襲った台風17号により、富士山麓に広がる国有林が大きな被害を受けました。住友林業は設立50周年の記念事業のひとつとして、約90ヘクタールを「まなびの森」と名づけ、もとの豊かな森の姿を取り戻すために1998年より自然林復元活動をスタートさせました。自然林復元のためのボランティア活動や環境教育を実施したほか、NPOなどの団体の活動の場として開放するなど、1998年～2015年度末までの「まなびの森」への累計訪問者数は23,650名にのぼり、2015年度は、社内外の延べ1,222名が「まなびの森」を訪れました。

ボランティア活動（植林～下草刈り～間伐など）

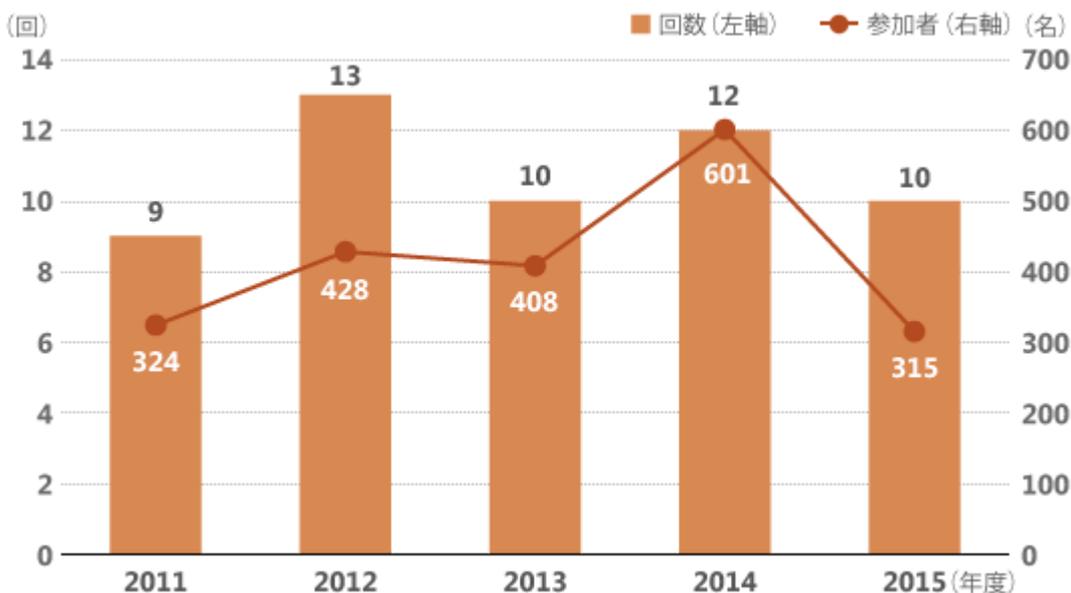
1998年のプロジェクト開始以来、社内外の多くのボランティアの力によって進められてきた復元活動も、植栽が完了し、育林段階に入っています。今後も下草刈りや枝打ち、間伐などの育林活動を継続していきます。

2015年度のボランティア活動回数は10回で、延べ315名が参加しました。



社内ボランティア

森林再生ボランティアの推移



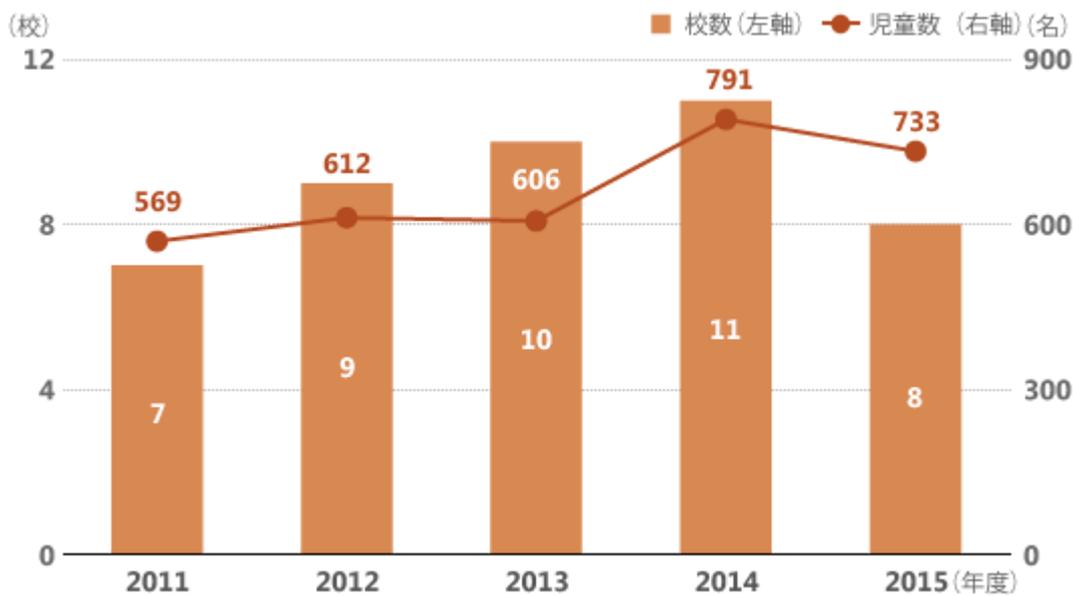
環境学習支援プロジェクト

2006年度からはNPO法人ホールアース研究所と連携し、地元小中学校の児童・生徒を対象とする「環境学習支援プロジェクト」を継続しています。活動内容は樹木や野生生物の観察や五感を使ったゲームなどで、これらの自然を見つめ直す機会を通じて自然の大切さを知ってもらい、新しい自然との共存関係を考えてもらうことを目的としています。2015年度は8校733名の児童を招待しました。



環境学習支援プロジェクト

環境教育プログラムの推移



植生モニタリング・鳥獣生息調査

専門家による植生のモニタリング、鳥獣生息などの調査も2000年度より継続しており、地域の生物多様性について把握する貴重なデータとなっています。

森を育てるには悠久の月日が必要で、「まなびの森」も100年の計画です。100年先の未来も継続して行っていけるよう、森づくりや環境活動を通じて、一人でも多くの人に自然の大切さを知っていただく活動を継続していきます。

▶ [富士山「まなびの森」へリンク](#)

群馬「まなびの森」での森林整備活動

住友林業と群馬県は、2012年7月に「県有林整備パートナー事業実施協定」を締結し、県と協働で赤城山山麓の森林整備を進めています。

群馬県は前橋市管内にある赤城の森を保有し、企業・団体と協力して、県有林の整備と保全を進めています。住友林業は2015年度の森林整備活動として「群馬まなびの森」を9月と10月に実施しました。ヒノキの苗木の植樹や地元森林組合の協力のもと間伐などを行い、オーナーのみなさまのご家族や、住友林業社員、協力工事店社員とそのご家族など、2回の活動で約240名の方々にご参加いただきました。森林の整備、保全は継続的な手入れが不可欠であり、2016年度も2回の活動を計画しています。



群馬まなびの森

名木・貴重木を後世に引き継ぐ技術の開発

住友林業は、各地の名木・貴重木を後世に引き継ぐため、樹木の性質をそのまま受け継ぐことができるクローン増殖技術の開発に力を注いでいます。

これまで伝統的に培われてきた挿し木・接ぎ木などの従来のクローン増殖技術に加え、最新の増殖技術である組織培養を活用し、桜を中心に日本各地の名木・貴重木の増殖に取り組むとともに、独立行政法人森林総合研究所、大学共同利用機関法人国立遺伝学研究所および公益財団法人遺伝学普及会と共同で、桜のDNAデータベースを構築し、高度な個体識別を進めています。個体の識別、種の多様性、生い立ちなどを確実に把握することで、貴重な樹木を次世代へつないでいきます。

「御室桜研究プロジェクト」仁和寺に里帰りした御室桜クローン苗第1号が開花

京都の世界文化遺産・総本山仁和寺、住友林業および千葉大学は、京都府文化財保護課の指導のもと、2007年1月に「御室桜研究プロジェクト」をスタートしました。仁和寺境内にしか生育していない御室桜の生態は、通常の桜に比べて遅咲きであることや人の背丈ほどにしか成長しないことなど謎が多く、後世へ引き継いでいくためには、その科学的知見に基づく管理技術を開発することが必要です。

2012年2月には、住友林業筑波研究所が組織培養法で増殖に成功した御室桜のクローン苗の第1号を仁和寺に里帰りさせ、その桜が2014年4月に初めて御室桜本来の特徴である八重で開花しました。このたびの組織培養苗の開花は、樹齢360年を超える“名勝 御室桜”の保護に加え、京都の景観維持や文化の継承に大きく寄与するものであり、社会的意義があるプロジェクトとして引き続き調査・研究を進めていきます。



組織培養で増殖し仁和寺に植栽した第1号の御室桜

「京の杜プロジェクト～桜がつなぐ架け橋～」への協賛

住友林業は、京都の世界文化遺産・総本山醍醐寺と共同で「京の杜プロジェクト～桜がつなぐ架け橋～」を実施しています。2014年3月、京都市の醍醐小学校で1年間育てた太閤しだれ桜のクローン苗である「太閤千代しだれ」を東日本大震災の被災地・岩手県宮古市の崎山小学校に寄贈する植樹祭が実施されました。このプロジェクトは、京都の寺社で大量に発生する落ち葉の有効活用をめざし、醍醐小学校の児童たちに落ち葉拾い、堆肥づくり、堆肥を利用した桜の育成を担ってもらい、成長した桜を被災地の小学校へ届けるもので、2012年11月から活動しています。住友林業は、落葉拾いへの社員参加、「太閤千代しだれ」の苗木2鉢の寄贈、社員による環境学習教室、ラジオによるプロジェクト告知活動などを通じて、醍醐小学校の児童たちが桜を育てるプロセスを支援してきました。2016年3月には、醍醐小学校の児童代表4名が醍醐寺の僧侶と宮古市を訪れ、宮古小学校の児童と一緒に防災教育、被災者の法要に参加するとともに、桜の植樹式を行いました。今後は寄贈した桜の成長の支援を通して、京都市と宮古市の小学生たちの交流も支援していく予定です。



植樹式

北野天満宮本殿前「御神木の梅」組織培養による苗木増殖に成功

住友林業は、京都の北野天満宮本殿前に御神木として祀られている梅の保護・保存を目的に、後継稚樹の増殖に関する研究開発を進めています。2015年2月、バイオテクノロジーの手法である組織培養法によって、この貴重な梅を後世に引き継ぐ苗木の増殖に成功しました。梅の古木からの増殖成功および苗生産などの実用化を想定した研究開発としては、世界初[※]の例となります。このたび組織培養で増殖した「御神木の梅」は樹齢300年以上と推定されており、保護・保存に加え、京都の景観維持や文化の継承に大きく寄与するものであると考えています。今後もDNA鑑定による品種調査を進めるとともに、本宮にある他の梅についても組織培養技術での保護・保存を進める予定です。

※ 学術資料検索サイト「Web of science/Google Scholar/J DreamIII」調べ

組織培養で増殖した「エバヤマザクラ」が里帰り

住友林業が広島大学附属高等学校[※]の研究チームへ技術サポートを行った、広島市指定天然記念物「エバヤマザクラ」の組織培養による増殖が、2012年10月に成功しました。その後、増殖に成功した苗は、住友林業が同校から引き継ぎ、筑波研究所で育苗を行っていましたが、150cm程度に成長したことから、2016年2月広島に里帰りさせるとともに、同校において記念植樹を実施しました。記念植樹は、同校に2本、広島市中区江波地区の公園に6本が植樹されました。また、2016年3月には、東日本大震災の被災地であり、同校と同じSSH指定校である福島県立磐城高等学校と会津学鳳高等学校の2校にも寄贈し、植樹式を実施しました。

※ 広島大学附属高等学校は、スーパーサイエンスハイスクールに2003年に初めて指定され、2012年度から第3期目の指定を受けている。スーパーサイエンスハイスクールとは、文部科学省により、将来の国際的な科学技術系人材を育成することを目的とし、理数系教育に重点を置いた研究開発を行う高校を指定、支援する制度で、2002年より実施されている

オーナー交流会 ふれあいの森 植林ツアーを開催

2015年5月に住友林業発祥の地である愛媛県新居浜社有林において、住友林業のオーナー交流会「ふれあいの森 植林ツアー」を開催しました。このツアーは植林を通して当社グループの持続可能な山林経営を身近に感じていただくこと、また体験交流を通して、オーナーとの良好な関係を構築することを目的としています。今回は18組48名の方に参加いただき 0.3haに約900本のヒノキ苗の植林を体験いただきました。



植林の様子

海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例

社会性報告

事業を展開する地域社会への貢献

住友林業では、事業を通じて地域の持続可能な発展に貢献することをめざし、海外での事業の開始や拡大の際には、「環境に配慮する」ことと同時に、「地域経済の活性化や雇用の促進を図り、地域社会と共生する」ことを方針に掲げています。

インドネシアでの地域社会貢献活動

「KTI教育財団」を通じた子どもたちへの支援

インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシア（KTI）では、2000年、創立30周年事業として「KTI教育財団」を設立し、東ジャワ州の工場および植林地周辺の児童・生徒を対象として奨学金を授与しています。地震や洪水などの自然災害に見舞われた際には、財団を通じて義援金も寄付しています。

2015年度は、幼稚園生から高校生までの19名に対して、総額260,000円の奨学金および勉強道具の支援を行いました。



KTI教育財団が机などを寄付した幼稚園の子どもたち

「プロジェクトEARTH」の取り組みを通じたコミュニティ開発

住友林業は、2009年よりインドネシアの地域住民の協力を得て植林によるカーボンオフセットの取り組み「プロジェクトEARTH」を実施しています。プロジェクトでは、植林の際に必要な道路の整備など地域のインフラ拡充につながる活動も行っており、地域住民の生活向上の一助となっています。また、定期的に地元小学校や幼稚園に学習用具の寄付なども行っています。



植林を開始したスピットウラン村の幼稚園

▶ [ニュースリリース「住友林業の環境配慮への取り組み“プロジェクトEARTH”3年延長決定」](#)

苗木の無償配布による地域貢献とインフラ整備の支援

パーティクルボードの製造・販売を行うリンバ・パーティクル・インドネシアでは、地域の住民に苗木を無償配布し、苗木が育ち成木となったあとは原材料として購入することで、地域経済および地域の緑化に貢献しています。また、モスクの修繕支援や寄付した路盤材を活用した道路舗装などにも、継続的に取り組んでいます。



地元ケンダル県への苗木の寄付

インフラ整備の支援と事業地近隣での小学校建設

インドネシアで大規模な植林事業を展開するマヤンカラ・タナマン・インダストリ社では、地域住民の持続的な発展を重要な経営課題と位置づけ、教育、医療・衛生、インフラ整備、農業などの生計向上などの分野において、地域住民のニーズに応じた活動を実施しています。

2015年度は、事業地近くに位置する村の小学校の校舎建設を行い、ボランティアで子供たちを教える教師へ支援を開始しました。また、地域の生活基盤や自然環境を損ねる森林火災を防ぐために、火災リスクを知らせる掲示板の設置や消火訓練を住民とともに実施しました。



小学校の校舎



集落に設置した火災リスクの掲示板

インドネシアにおける「グリーンフォレストリーエキスポ」への出展

2015年4月、インドネシアに拠点を置く住友林業のグループ会社5社※が共同で「インドグリーンフォレストリーエキスポ」に出展し、当展示会のコンテストにおいて民間産業部門3位に選ばれました。

展示会では、インドネシアでの植林による社会貢献、製造事業、ゼロエミッションなど、環境と社会に貢献する、「伐って、使って、また植える」サステナブルな林産業を展開していることを、写真パネルを用いて来場者に紹介しました。

また、来場者に、アカシア、グメリナや果樹の苗木を配布するとともに、バルサで作成した積み木を用意し、地元の子どもたちやシティヌルバヤ環境林業大臣をはじめとする来場者の方々に直接木に触れていただく機会を提供。植林や木材に対して理解を深め、住友林業グループに興味を持っていただく貴重な場となりました。

※ クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、インドネシア住友林業、ワナ・スプル・レストリ、マヤンカラ・タナマン・インダストリの5社



ブースを視察するシティヌルバヤ環境林業大臣



バルサの積み木の展示コーナーで遊ぶ子どもたち

パプアニューギニアでの社会インフラ整備

パプアニューギニアのオープン・ベイ・ティンバー（OBT）は、1984年より植林事業を展開し、地域の経済発展に大きく貢献してきました。2007年4月に住友林業のグループ会社となり、植林木資源の健全な拡充と有効活用を進めています。

OBTでは、政府による社会インフラ整備が十分ではないため、社員や地域住民が利用できるように病院やスーパーマーケットを運営しており、さらに、植林地の周辺に位置する9つの村で、OBTの看護師による定期巡回を毎月実施し、乳児検診や病人へのアドバイスを行っています。

2015年度は、近隣集落の教会施設の整備、地域の学校の教員宿舎の整備を実施。また、地域住民を招き、火災予防のための説明会を行いました。



森林火災の説明会に参加した地域住民

オーストラリアとアメリカにおける小児病院などへの支援

オーストラリアとアメリカにおいて戸建および集合住宅の建築・分譲販売を行っているヘンリーグループでは、宅地開発業者や部材業者などの協力を得て建設した1棟の分譲住宅をオークションで販売し、その収益を小児病院などに寄付する「GOOD FRIDAY CHARITY AUCTION」を実施しています。

この活動には、土地の提供から設計、積算、部材製造・調達、工事管理、建築など、取引先も合わせ延べ200名以上が参加。

1993年の開始以来の寄付総額は2百万豪ドル超にのぼり、難病に苦しむ子どもたちの医療費の一部などに使用されています。

22年目となった2015年のオークションは、オーストラリアのヴィクトリア州で3月に開催。メルボルン北部のマイクルハムに建築した2階建て住宅が646千豪ドルで落札されました。



戸建住宅のオークション

アメリカでの地域住民との協働による次世代支援活動

アメリカでキャビネット製造と販売を行うキャニオン・クリーク・キャビネット・カンパニーでは、地元の学生を積極的にサポート。ボーイスカウトには木工技術の向上のためにスクラップ材を提供しています。

学生を対象にした工場内の見学ツアーでは、社員とふれあいながらともに作業することで、学生の知識吸収を支援しています。また、ビジネスについて学ぶ青年向けのビジネスウィークプログラムを奨学金の提供などでサポートしているほか、地元玩具メーカーに端材を提供し、木製玩具やパズルを児童保護施設や児童病院に寄贈するなど、地域への貢献を継続して実施しています。



学生を対象にした工場見学ツアー

ミャンマーでの寺子屋建築

住友林業は、ミャンマーで“寺子屋”を建築する「ミャンマー寺子屋応援チーム」の発起人を務めています。趣旨にご賛同いただいた企業や個人の寄付により2014年10月末に1校目、2015年11月末に2校目の3階建ての寺子屋が完成しました。この寺子屋は大雨の際には地域の避難所としての役割も果たします。また、完成後は、賛同企業からの参加者ととともに、現地にて開校セレモニーを毎年実施しており、子どもたちとの交流の機会を持っています。

今後も「ミャンマー寺子屋応援チーム」として毎年1校建築することを目標に継続して支援していきます。



寺子屋竣工セレモニーの様子



寺子屋の外観

「ミャンマー寺子屋応援チーム」による寺子屋建築の実績

寺子屋名	完成時期	建築地域	児童数	年齢	賛同者
ウィチューエー トゥピイ 寺子屋小・中学校	2014年 10月末	ヤンゴン市 ミンガラドーン区	約260名	5～16歳	18社4個人
ピンニャー ティン ギーニ寺子屋小学校	2015年 11月末	ヤンゴン市 ミンガラドーン区	約120名	5～12歳	18社4個人

ネパール・マナスル森林再生プロジェクトに支援、植林・植栽分野で技術協力

住友林業は、アルピニストの野口健氏が代表を務めるNPO 法人ピーク・エイドがネパールで実施する「マナスル森林再生プロジェクト」において、植林・植栽に関する技術支援・協力を行っています。マナスルはヒマラヤ山脈の一角を成す 8,000 メートル級の峰で、かつては鬱蒼とした原生林が広がる緑豊かな土地でしたが、昨今の村の人口増加や、生活のための無秩序な伐採等により森林が荒廃しています。また、森林荒廃による土砂崩れが発生し住民の生活を脅かすようになってきています。そこで住友林業は、野口氏が立ち上げた森林再生のプロジェクトに対し、育苗や育林に詳しい技術者の現地派遣などを通じて技術側面からアドバイスを行っていくことにしました。2015年度は、3年を目処とした植林のトライアル活動の初年度でしたが、苗木生産に関する一部支援を実施しました。

住友林業グループの環境経営

環境報告

住友林業グループの環境経営

住友林業グループは、経営理念における行動指針のひとつに「環境共生」を掲げ、「持続可能な社会をめざし、環境問題に全力で取り組む」ことを定めています。1994年12月に「環境理念」を、2000年10月にはグループ統一の「環境方針」をそれぞれ策定しました。

さらに、2009年度には初めての中期的な環境目標である「環境経営中期計画」を策定しました。これを年度単位の数値目標として「環境予算」に織り込み、各組織でPDCAサイクルを回すことで、環境活動を着実にレベルアップさせています。また、この「環境理念」「環境方針」については、社員手帳に掲載し、新入社員研修やISO14001内部環境監査員養成講習会、各部署でのミーティングなどで読み合わせの機会を設けるなど、グループの社員一人ひとりへの周知・浸透を図りました。

2015年7月より、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しました。7つの指針のもとで、持続可能な社会の貢献に資する事業を継続しています。

住友林業グループ環境方針

1. 木や森を軸とした事業展開

豊かな生態系を支え、森林機能を維持・向上させる森を育成し、生物多様性の保全や木の積極的活用を図るとともに、新たな価値の創造に取り組みます。

2. 環境に配慮した商品・サービスの開発と提供

商品のライフサイクルを考慮し、環境に配慮した商品・サービスの開発と提供を進めます。

3. 環境への負荷低減と改善

環境への影響を考慮し、環境汚染の予防や気候変動対策、環境に配慮した調達、資源の有効活用を推進し、環境への負荷低減と改善を図ります。

4. コンプライアンス

環境関連法規、規則、国際基準、自主基準、ステークホルダーとの合意事項等を遵守します。

5. 環境マネジメントシステム

事業活動における環境関連リスクと機会を適切に把握し、中長期的視点に立って年度毎に環境目標等を設定し、その達成に取り組みます。また、環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善を進めます。

6. 環境教育

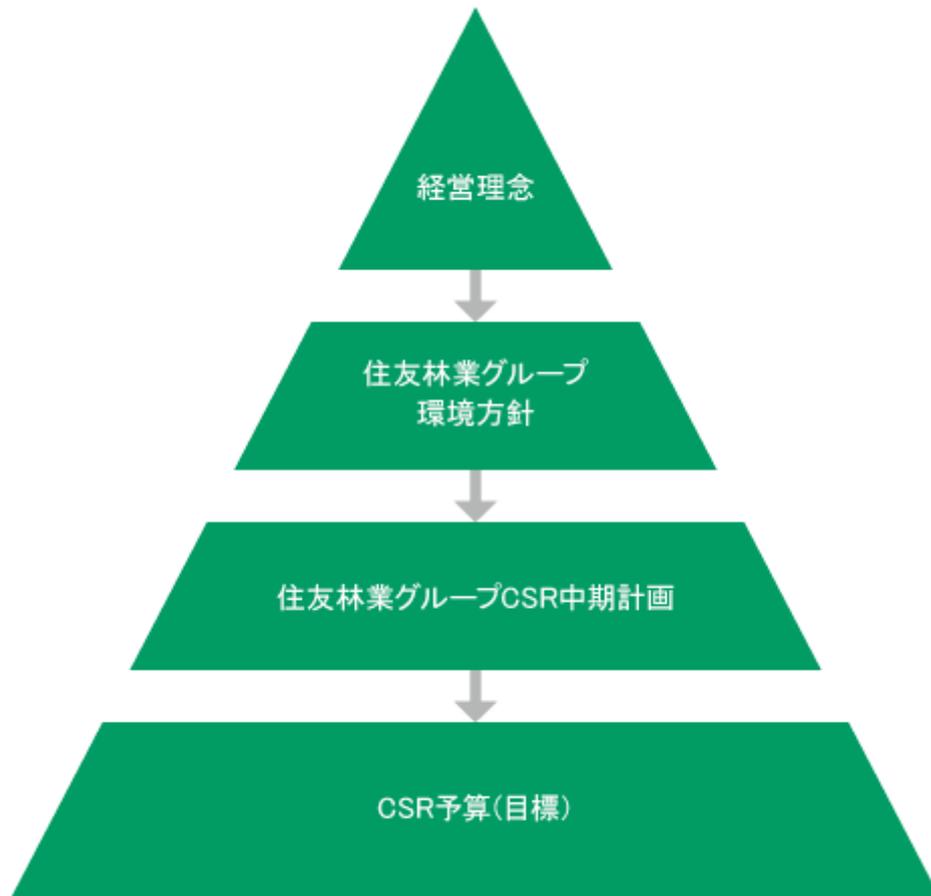
当社グループの事業活動に関わる全ての人たちに環境教育を実施し、自主的な環境行動を推進します。

7. コミュニケーション

環境方針や環境への取組みを、積極的に公開するとともに、木や森の素晴らしさ、自然の大切さを伝える活動にも力を注ぎます。

▶ [住友林業グループの経営理念とCSR経営](#)

住友林業グループの環境経営の体系（2015年7月より運営開始）



環境マネジメント体制

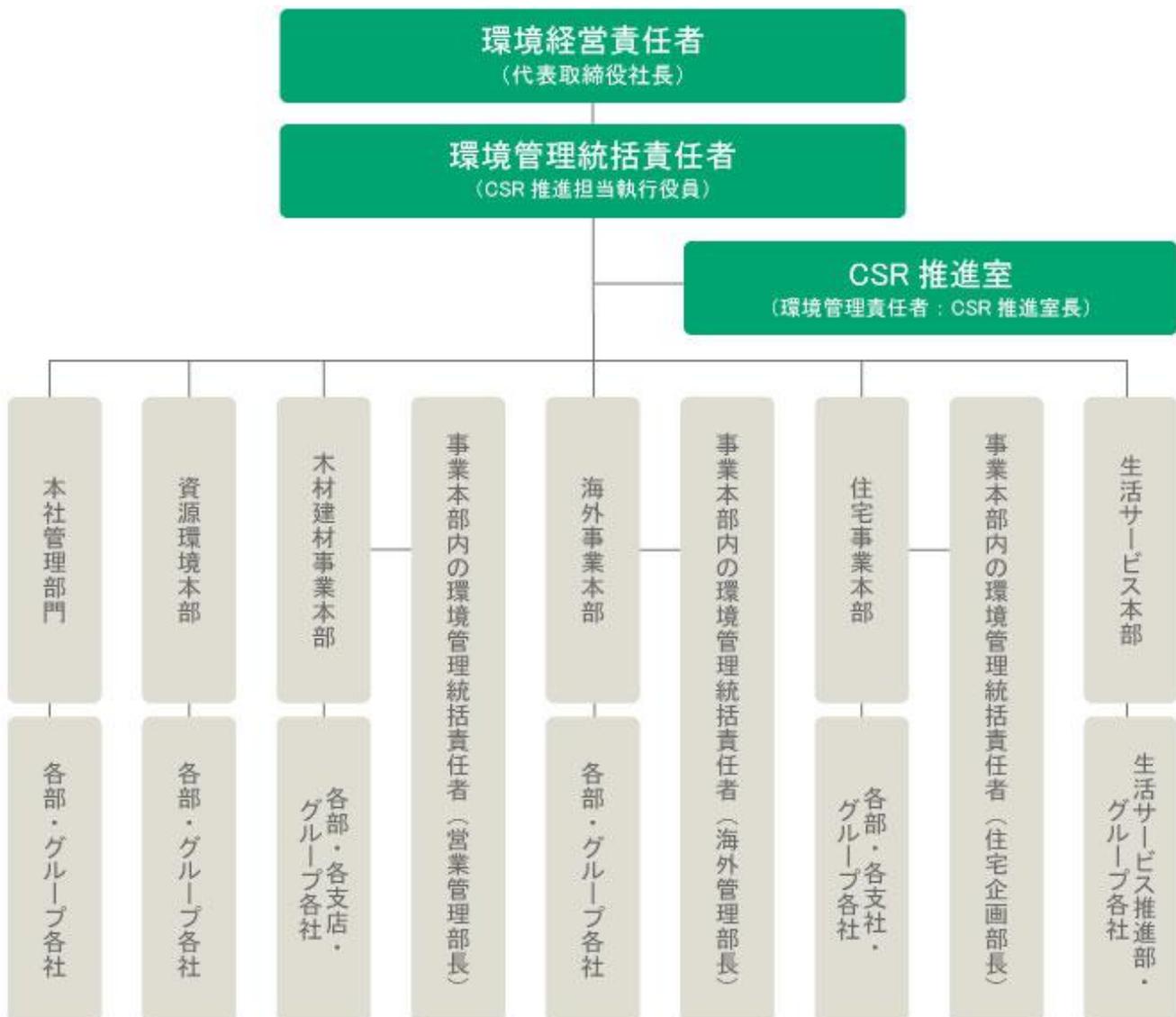
環境報告

環境マネジメント体制

住友林業グループは、持続可能な社会の構築をめざす「住友林業グループ環境方針」に沿った経営を実践していくために、住友林業の代表取締役社長を環境経営の責任者とする環境マネジメント体制を構築しています。

当社の代表取締役社長の下には、CSR推進担当執行役員、CSR推進室長を置き、当社グループの各部門が進める環境活動の進捗状況や課題を年度単位の数値目標「CSR予算」などで定期的に確認することで、環境活動の実効性を高めています。

環境マネジメント体制 (2016年4月現在)



■環境マネジメントを担う各責任者の役割

- グループ全社の環境経営責任者 …代表取締役社長
- グループ全社の環境管理統括責任者 …CSR推進担当執行役員
- グループ全社の環境管理責任者 …CSR推進室長
- 事業本部内の環境管理統括責任者 …営業管理部長（木材建材事業本部）、住宅企画部長（住宅事業本部）、海外管理部長（海外事業本部）
- 各部署の環境管理責任者 …部室長・支店長・グループ各社社長など
- 環境活動の実務担当者 …環境推進担当者

■ISO14001 認証取得状況

住友林業は、1995年度に環境マネジメントシステムを導入し、1997年度に住宅業界でもっとも早く部門全体でISO14001認証を取得しました。その後、他の部門でも認証取得を進め、2002年度には当社全部門で認証を取得しました。

また、重要な事業を中心にグループ会社にも適用範囲を拡大しており、国内グループ会社5社を当社の登録範囲とし、認証取得しています。一方、海外グループ会社も製造会社を中心に認証取得を進めており、6社が取得しています。

なお、2016年3月現在における連結対象組織の認証取得割合は85.9%（売上高ベース）です。

住友林業グループのISO14001 認証取得状況

会社名	取得年月
住友林業（海外を除く）	2002年8月 ^{※1}
住友林業緑化株式会社	2002年11月 ^{※2}
住友林業ホームサービス株式会社	2002年11月 ^{※2}
住友林業クレスト株式会社	2003年9月 ^{※2}
住友林業ホームテック株式会社	2013年3月 ^{※2}
ジャパンバイオエナジー株式会社	2014年8月 ^{※2}
クタイ・ティンバー・インドネシア (KTI)	2001年7月
ネルソン・パイン・インダストリーズ (NPIL)	2003年7月
リンバ・パーティクル・インドネシア (RPI)	2005年10月
アスト・インドネシア (ASTI)	2007年1月
アルパイン・MDF・インダストリーズ (ALPINE)	2007年2月
ヴィナ・エコ・ボード (VECO)	2014年3月

※1 1997年より、各部門で順次認証を取得し、全社で認証を取得

※2 住友林業の登録範囲として認証取得

外部認証機関による審査

国内ISO14001認証の登録範囲の各社では、認証機関である日本検査キューエイ株式会社による年1回の定期審査を受けています。2015年度は、6月～7月に5社34部署が定期審査（サーベイランス審査）を受審しました。

審査の結果、34件の改善アドバイスがありましたが、不適合はありませんでした。改善アドバイスに対しては、それぞれ改善方法を検討して個別に対応するとともに、グループ各社共通の課題についてはCSR推進室からの通知で共有し、内部環境監査で改善実施状況などを確認しました。

■ 内部環境監査

ISO14001統合認証範囲の各社では、外部認証機関による審査とは別に、内部環境監査を定期的に行っています。内部環境監査は、社内の内部環境監査員養成講習会を修了し、試験に合格した社員（内部環境監査員）が行っています。

2015年度国内で実施した内部監査員養成講習会は、2015年9月の国際標準規格改正を反映し、旧規格取得者向けコースと新規取得者コースの2コースを設定しました。全8回の講習会実施により、新規規格に対応できる内部環境監査員を237名認定しました。

2015年度は72部署を対象に、改正ポイントに重点をおいた内部環境監査を行いました。改正部分において検出された不適合や改善提案については、監査を受けた各部署（被監査部署）で是正処置を講じた上で是正報告書を監査部署へ提出し、監査結果はCSR推進室長から経営層に報告してレビューを実施しました。

環境リスクマネジメント

環境報告

環境リスクへの対応

住友林業グループは、産業廃棄物処理や、有害物質による土壌・水質汚染、騒音・振動など、事業活動が地球環境および地域社会に与えるリスクや影響の低減・顕在化の防止に努めています。2015年度は環境関連法規の重大な違反事例はありませんでした。

産業廃棄物処理

日本においては、不法投棄される産業廃棄物量の約75%が建設系廃棄物であるといわれています。住友林業グループでは、産業廃棄物処理を環境リスクの中でも社会や事業に与える影響がもっとも大きいリスクの一つととらえ、適切な処理に努めています。

具体的には、廃棄物処理法および関係法令などを遵守し、生産活動に必要な基準と手続を定めた「生産規程」や産業廃棄物の適正処理、発生抑制、再資源化、再利用について定めた「産業廃棄物管理規程」を設けています。この規程に基づき、産業廃棄物を排出する国内当社グループの各事業所では、マニフェストや処理委託の契約内容に関する自主監査を年2回実施しています。是正項目があった場合は、各事業所で適切な対応を実施したうえで、報告書を上位組織に提出し、グループ会社の適正処理を確認しています。

また、各事業所で委託先の処理場現地確認を年1回以上実施。2015年度は、住宅事業本部の担当者が約560カ所の処理場を現地確認しました。あわせて、住宅事業本部以外の各事業本部やグループ会社の事業所に対して、同本部で現地確認を終えた処理場を利用するよう指導しています。

さらに、産業廃棄物が適切に処理されていることを把握するため、処理委託業者に電子マニフェストの利用を要請しています。住宅事業本部の支店および新築住宅に関わる産業廃棄物の処理委託業者はすべて導入を完了しており、住宅の解体廃棄物も含めた2015年度の導入率は98%となりました。これらとともに、産業廃棄物の処理業務を担当する社員などを対象に産業廃棄物担当者研修を実施しています。2015年度は、グループ各社の新任産業廃棄物処理業務担当者と住友林業建築技術専門校の訓練生の合計132名が研修を受講しました。

▶ [廃棄物の削減・リサイクルと適正処理](#)

土壌汚染

土壌汚染は、目に見えない地下で汚染物質が蓄積・拡散するなどの理由から、発見が困難です。住友林業グループでは、社有地や管理地の土壌汚染対策をはじめ、分譲住宅事業においては新規土地購入検討時に土壌汚染の自主調査を行っています。

水質汚染

水質汚染は、汚染物質により、飲料水などを通じて人間の健康に直接被害を与えたり、河川や湖沼、海洋などに住む生物の生育環境に影響を与えたりするリスクがあります。改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当する住友林業クレスト（株）伊万里工場（旧第二九州工場）では、工場内の排水処理施設から出る排水について、自社での水質検査を週2回、外部測定機関に委託した検査を月2回実施。検査結果は、半年ごとに地方自治体に報告しています。

さらに、県による採水・検査を年1回、市による採水・検査を年3回受けており、2015年度は、いずれの検査においても排水基準値を満たした状態であることが確認されました。

2016年1月の市による採水・検査により、化学的酸素要求量（COD値）が市との公害防止協定の排水基準値を超過していたことがわかりました。これに対する改善処置として、3月より自社での測定回数を週2回測定から毎日測定に頻度をあげ、適正管理強化を図りました。あわせて、毎年実施している緊急時対応訓練で漏洩事故対応訓練も実施しています。

また、筑波研究所も改正水質汚濁防止法の特定事業場に該当するため、同法に関わる実験設備の一部を更新するとともに、2015年6月、不要となった古い設備の廃止届をつくば市役所に提出しました。

▶ [有害化学物質の管理](#)

有害化学物質による汚染

有害化学物質は、人間の健康や環境に大きな影響を与えるほか、災害発生のリスクがあります。住友林業グループは、VOC（揮発性有機化合物）を含む有害化学物質の使用量と排出量を把握して適切に管理するとともに、使用量の削減に取り組んでいます。

また、日本国内では、大気汚染防止法に適切に対応しています。同法に基づき、住友林業クレスト（株）でボイラーを設置している新居浜工場では、NOx、SOx、ばいじんの排出量と濃度を、焼却炉を設置している鹿島・静岡の各工場では、ダイオキシンの排出量と濃度を定期的に測定し、基準値未満であることを確認しています。

▶ [有害化学物質の管理](#)

騒音・振動

住友林業は、住宅の建築工事における騒音・振動の防止に努めています。騒音・振動に関する苦情が寄せられた際には、その状況などを記録するとともに、グループ全体で情報を共有し、類似事例の再発防止につなげています。

また、住友林業クレスト（株）では、各工場の敷地境界線における騒音が基準値未満であることを確認するため、定期的に測定を行っています。

2015年度は、近隣の方々からの環境に重大な影響を及ぼすような騒音・振動による苦情はありませんでした。

地球温暖化（改正フロン法への対応）

温室効果が高いフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するため、2015年4月より、「フロン排出抑制法」が施行されました。

住友林業グループはビルにテナントとしてオフィスを置いている場合が多く、住宅の施工・販売や木材加工品の製造・流通を主な事業としているため、所有（管理）している業務用冷凍空調機器（エアコンや冷蔵庫など）の台数は多くはありません。しかし、同法の施行を受け、冷媒としてフロン類が使用されている同機器を所有（管理）している可能性のある部門を対象に、法規制の要点などを解説する説明会を開催するとともに、対象機器をリストアップしました。2015年度は業務用冷凍空調機器については簡易点検を、圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器については簡易点検に加えて法で定められた定期点検を適宜実施しています。

■ 環境リスクの把握

住友林業グループは、気候変動や生物多様性など環境の変化が事業活動に影響を与えるリスクについて認識し、関連する情報を収集しています。また、必要に応じてこれらの情報を分析し、事業リスク評価に役立てています。

気候変動に関するリスク

■ 自然災害

大規模な地震や風水害等の自然災害が発生した場合には、保有設備の復旧活動や引渡済の住宅に対する安全確認および建築請負物件等の完工引渡の遅延等により多額の費用が発生し、当社グループの経営成績および財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

■ 排出量削減義務の設定

国際的に温室効果ガス排出削減への動きが具体化するなか、当社グループが拠点を置く国で企業に削減義務が課される可能性があります。当該国に拠点を置くグループ会社が削減義務を満たせなかった場合は、排出権を購入する必要が生じるため、事業コスト増加のリスクがあります。

また日本においても、国内制度が変更され、事業活動やコストに影響が及ぶ可能性があります。

■ 商品やサービスの環境対応

2013年度の省エネルギー基準改正（2020年度より省エネルギー基準適合化住宅が義務化）を受け、住宅のライフサイクルを通じてCO₂排出量をゼロ以下にすることが可能なLCCM住宅の需要が高まると予想されています。住友林業グループがいち早く対応できなかった場合、自社のシェア縮小につながるリスクがあります。また、気候が大きく変動した場合、それに備えた住宅の仕様の変更やアフターサービスが求められるリスクがあります。

■ 調達先の変更や社有林の施業への影響

住友林業は、木材を主要な資材や商材としているため、気候変動によって木材資源の枯渇や生育地の変化、それらに伴う規制が設けられた場合は、調達先を変更しなければならないリスクがあります。また、当社の社有林においても、平均気温や年間降水量など気象の変化、風水害、生態系の変化などにより、森林の保全や木の成長や植生に影響が及ぶおそれがあります。

■ エネルギー供給の不足

水力発電由来の電力を利用しているニュージーランドなどでは、降水量の変化により、ダムの水位が低下し水力発電所からの送電が途絶することで、当該国を拠点とする住友林業グループの工場の操業が停止するリスクがあります。

生物多様性に関連するリスク

■ 木材の質や量の変化

住友林業グループが森林から調達する木材の量は国内企業有数です。木は、生物多様性の恵みそのものであり、その恵みが失われれば事業の基盤を失うリスクがあります。また、その質や量が変わると、それに対応する必要性が生じ、大きなコスト増加要因となります。

■ 関係法令や規制の強化

生物多様性の減少を防止する法令や規制の整備・強化が進んでおり、社有林における施業への影響や、木材調達における調達地域、樹種、数量などへの対応、住宅建築においては建築地域、規模、周辺緑化などへの対応が想定されます。これら関係法令や規制に対応しなければ、コンプライアンス上のリスクが生じます。

■ 企業イメージ低下

生物多様性保全への対応を誤った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受けることがあります。

■ 資金調達への影響

金融機関などが、環境アセスメントの実施や生物多様性への取り組みを融資の条件にしたり、企業格付機関や投資家などが、企業格付けやSRI（社会的責任投資）において生物多様性への取り組みの詳細について評価を実施する傾向が強まっていることから、資金調達に影響する可能性があります。

森林の違法伐採に関連するリスク

■ 関係法令や規制の強化

国際的に森林の違法伐採が重要な課題と認識されるなか、いくつかの国や地域では関係法令や規制の強化が進められています。住友林業グループが伐採や調達においてそれらの法令や規制に適切に対応できなかった場合、コンプライアンス上のリスクや損害賠償などが発生する可能性があります。

■ 企業イメージの低下

住友林業グループが適切な注意義務を怠って違法伐採木材を取り扱った場合は、企業イメージを損ね、売上高などの業績に直接的なダメージを受ける可能性があります。

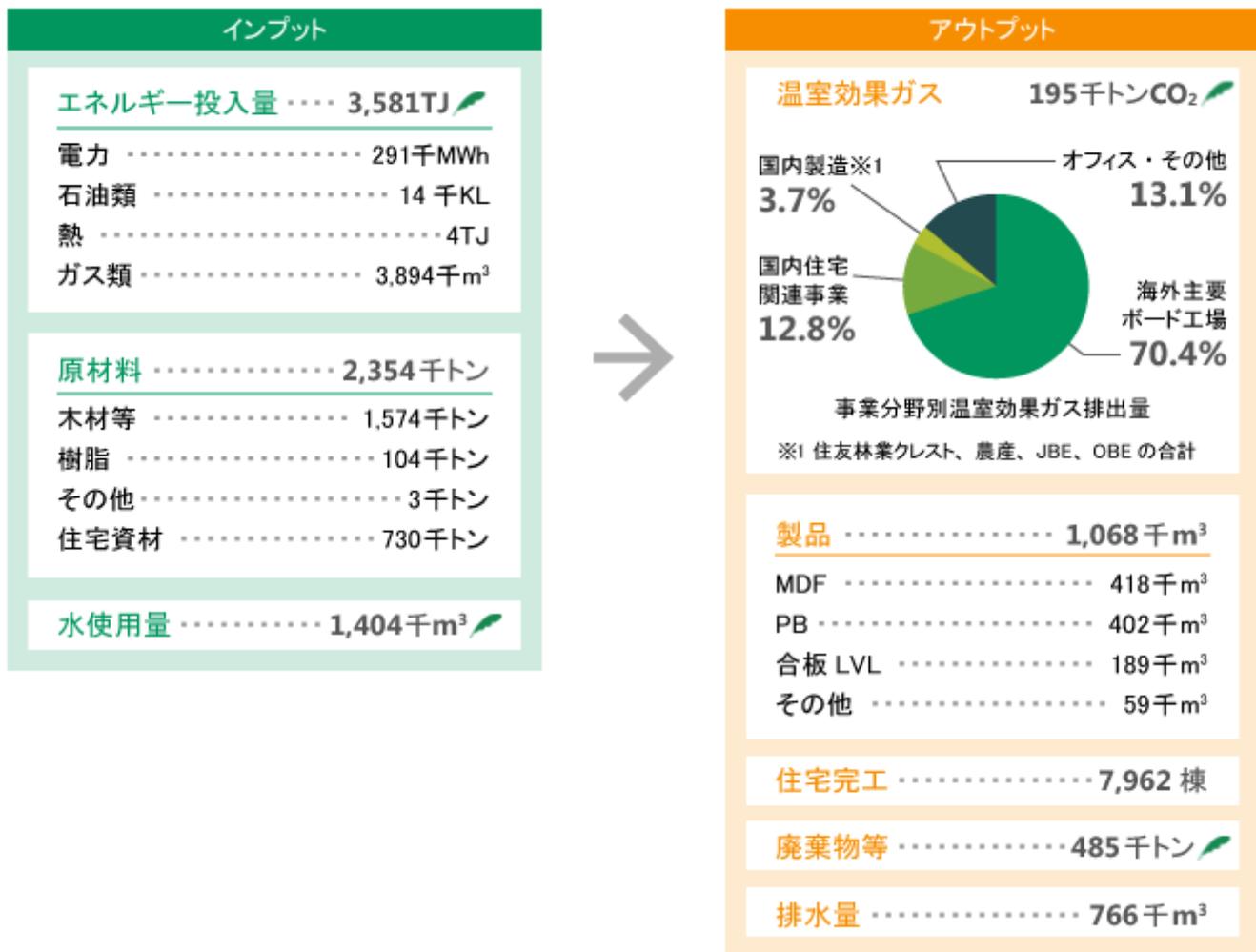
事業活動に伴う環境負荷

環境報告

■ マテリアルバランス

住友林業グループは売上高の約42%を占める住宅事業を中心に国内外で様々な事業を展開しています。また温室効果ガス排出量においては70%以上を海外の主要な木質ボード工場が占めており、これらの工場では、製品製造の過程で多くの電力を消費しています。それぞれの事業分野において個々の事業所は環境負荷の把握に努め、それらの管理、低減に取り組んでいます。

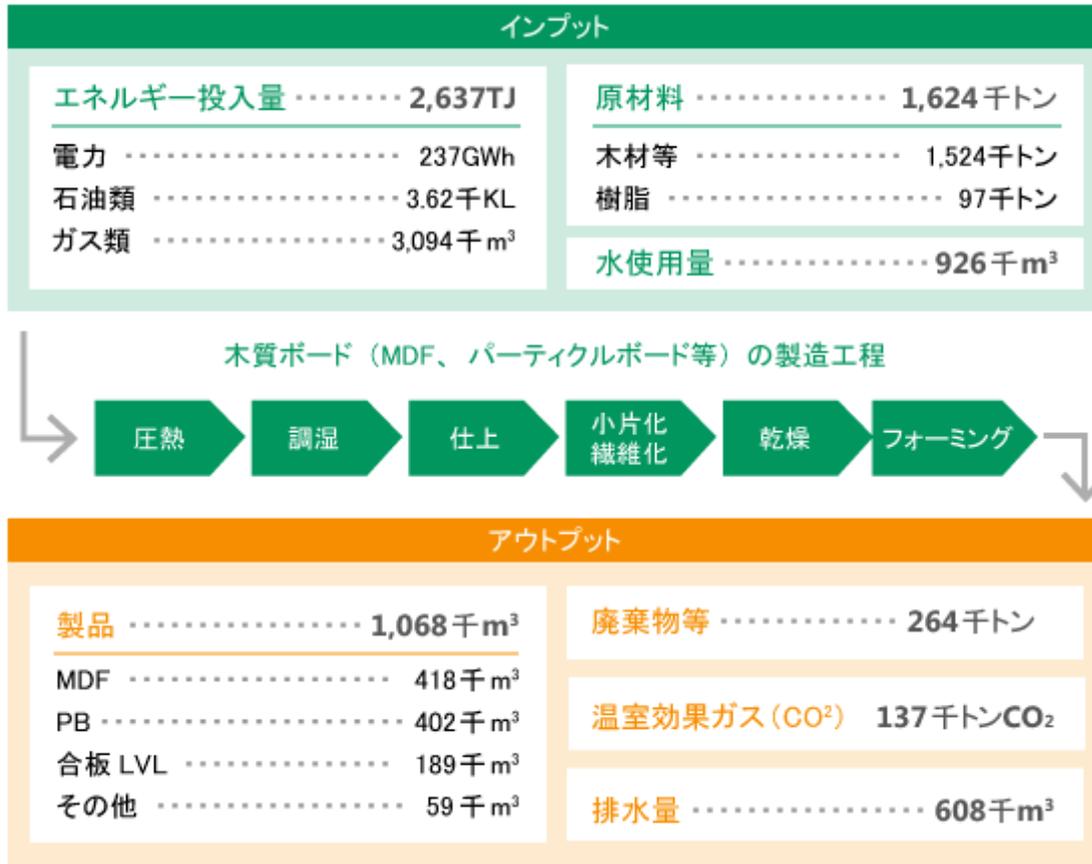
事業活動全体



▶ [\(第三者保証マーク\) について](#)

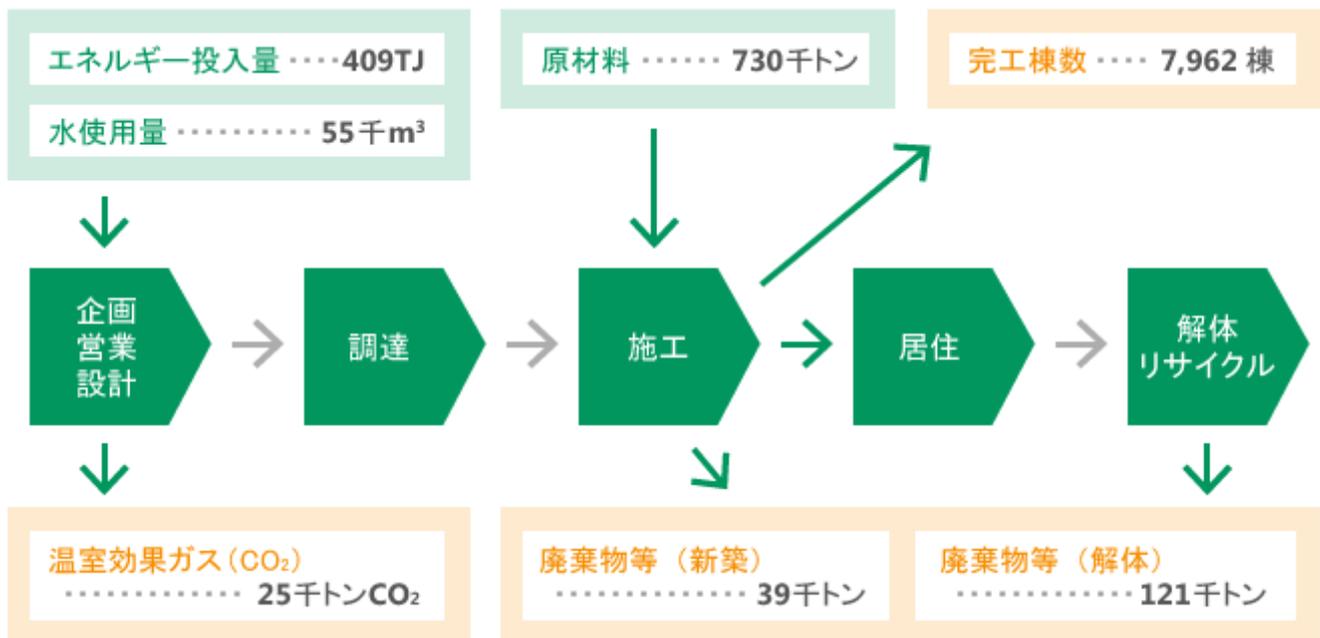
▶ [データ集計の範囲と方法について](#)

海外主要ボード工場^{※2}のマテリアルバランス



※2 クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア（インドネシア）、アルパイン（オーストラリア）、ネルソン・パイン・インダストリーズ（ニュージーランド）、ヴィナ・エコ・ボード（ベトナム）の合計

国内住宅関連事業^{※3}のフローとマテリアルバランス



※3 住友林業住宅事業本部、住友林業アーキテクノ、住友林業ホームエンジニアリング、住友林業ホームテック、住友林業緑化、住友林業レジデンシャル、住友林業ホームサービスの合計

ライフサイクルアセスメントの推進

住友林業グループは、商品の環境負荷の把握を目的に、東京農工大学の協力のもと、2006年度に各事業におけるライフサイクルアセスメント（LCA）※¹評価を実施しました。その後、個別商品のカーボンフットプリント（CFP）※²表示や、戸建住宅のLCA評価などに取り組んでいます。例えば、インドネシアのグループ会社であるリンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）では、自社で製造・販売するパーティクルボード（PB）について、原材料の製造・輸送から製品の製造に至るまでのLCA評価を実施し、その結果をもとに、PBにCFPを自主表示しています。2015年度は、築26年の当社住宅、及び築300年の旧家のリフォーム現場における施工・廃棄物の調査を実施しました。リフォーム（省エネ改修を含む）を実施した場合と、建替えした場合とでLCA評価による比較を行い、省エネ改修を含むリフォームにより利便性向上と環境負荷削減を両立できることがわかりました。今後は、当社住宅の最新仕様によるLCA評価の更新を順次行なっていく予定です。

▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減



リンバ・パーティクル・インドネシアは2009年からパーティクルボードのCFP表示を開始（木材製品ではインドネシア企業初）

※¹ 製品のライフサイクル（原材料調達、製造、輸送、販売、使用、再利用、廃棄までの全段階）における環境負荷を総合して評価する方法

※² 製品・サービスのライフサイクル全般で排出する温室効果ガスをCO₂に換算して表示するしくみ

HWP（伐採木材製品）方法論の検討

住友林業はITTO（国際熱帯木材機関）が企画・実施するHWP関連の調査プログラムに賛同し、HWP方法論の確立に寄与するため、協働しています。HWPはHarvested Wood Productsの略で、伐採木材製品のことで、気候変動に関わる国際交渉の中で、木材製品の炭素固定効果について従来から議論がなされています。COP17では、第2約束期間で、各国が住宅等に使用されている木材に貯蔵されている炭素量の変化を、各国の温室効果ガス吸収量または排出量として計上できるとされました。木材製品による炭素貯蔵量の増加が地球温暖化防止への効果を有することを、国際ルールが評価したことになります。

データ集計の範囲と方法について

環境報告

■ バウンダリー（対象組織範囲）について

開示区分		バウンダリー
事業活動全体		住友林業グループ全社
事業活動別	国内製造	住友林業クレスト（株）〔鹿島工場、静岡工場、新居浜工場、伊万里工場〕、スミリン農産工業（株）〔新城工場、飛島工場〕、ジャパンバイオエナジー（株）、オホーツクバイオエナジー（株）
	海外製造	リンバ・パーティクル・インドネシア、アルパインMDF・インダストリーズ、アスト・インドネシア、クタイ・ティンバー・インドネシア、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボード
	住宅設計・施工・販売	住友林業〔住宅事業本部〕、住友林業レジデンシャル（株）、住友林業ホームサービス（株）、住友林業ホームテック（株）、住友林業ホームエンジニアリング（株）、住友林業緑化（株）、住友林業アーキテクノ（株）
	オフィス・その他	上記以外の住友林業およびグループ各社

▶ [住友林業グループ全社](#)

前提条件

開示区分	前提条件	
国内製造	エネルギー・CO ₂	各工場のエネルギー使用量およびCO ₂ 排出量
	原材料	建材・培養土などに使用した原材料
	水	建材・培養土などの生産における水使用量
	廃棄物	建材・培養土などの生産における廃棄物量
海外製造	エネルギー・CO ₂	各工場のエネルギー使用量およびCO ₂ 排出量
	原材料	木材製品などに使用した原材料
	水	木材製品などの生産における水使用量
	廃棄物	木材製品などの生産における廃棄物量
住宅設計・施工・販売	エネルギー・CO ₂	住宅事業に関わる事業所（展示場含む）のエネルギー使用量およびCO ₂ 排出量
	原材料	住宅施工に投入した資材
	水	住宅事業に関わる事業所の水使用量
	廃棄物	住宅施工（リフォーム含む）・解体で排出した廃棄物量
オフィス・その他	エネルギー・CO ₂	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所のエネルギー使用量およびCO ₂ 排出量
	水	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所の水使用量
	廃棄物	国内・海外製造、住宅設計・施工・販売以外の住友林業およびグループ各社の事業所で排出された廃棄物量

■ 集計方法

CO₂：下記ページ参照

▶ [CO₂排出量集計の範囲と方法について](#)

廃棄物：マニフェストの回収データより排出量を算出

事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減

環境報告

■ オフィス部門のCO₂排出量削減

住友林業グループでは、「オフィス部門」を「国内外連結会社の非オフィス部門以外」と位置づけています。オフィス部門における2015年度のCO₂排出量は33,055- CO₂、2020年度までのCSR中期計画での基準年度（2013年度）比で6.7%削減（前年度比3.9%削減）となりました。

国内グループ会社の全事業所で低燃費車の導入を進めるとともに、業務上車輛を運転する社員を対象にJAF（一般社団法人日本自動車連盟）が主催するエコトレーニングへの参加を促しています。2015年度において更新された社有車のうち、低燃費車の導入比率は86%となり、ガソリン使用によるCO₂排出量を前年度比7.6%削減しました。

また、電力使用量の削減にも取り組んでいます。住宅事業本部では、オフィスをフリーアドレス化して効率的に利用することで、電気使用量を削減しているほか、展示場などへの太陽光発電システムやLED照明の導入を進めています。

今後も、エコドライブの推進企画を実施して社員の意識向上を図るなど、CO₂排出量の削減を進めていきます。



環境配慮型照明機器

CSR中期計画

2020年度までに自社オフィス部門（対象：国内外連結会社）でのCO₂総排出量を2013年度比7%削減する。

2015年度は、オフィス部門におけるCO₂排出量が33,055-CO₂となり、6.7%削減となりました。来年度目標に向けて、ガソリン由来のCO₂排出量削減の取り組みとして、住宅事業本部で実施している安全運転研修にあわせてエコドライブのカリキュラムも入れています。

オフィス部門のCO₂排出量 (t-CO₂)

年度	2013年度 (基準年度)	2014年度 (実績)	2015年度 (実績)	2015年度 (目標)	2016年度 (目標)	2020年度 (目標)
CO ₂ 総排出量	35,440t-CO ₂	34,404t-CO ₂	33,055t-CO ₂	34,345t-CO ₂	33,746t-CO ₂	32,859t-CO ₂
2013年度 比増減率	-	2.9%減	6.7%減	3.1%減	4.5%減	7.0%減

※ 増減は2013年度を基準年度として算出

▶ [CSR中期計画](#)

非オフィス部門のCO₂排出量削減

住友林業グループでは、国内非オフィス部門として住友林業クレスト、スミリン農産工業の製造工場と筑波研究所、首都圏資源化センター、フィルケア、河之北開発、ジャパンバイオエナジーと、海外非オフィス部門としてRPI、ASTI、KTI、Alpine、VECO、NPILの海外製造工場とSRP、OBT、CanyonCreekで、各社で目標を設定して削減に取り組んでいます。

CSR中期計画

CO₂排出量については、各社で目標を設定（2015年度～2020年度平均原単位年1%以上削減）して取り組む。

2015年度は、国内の対象部門として、製造工場などの生産効率、作業能率の向上を図り削減が進んでいます。海外の対象部門では、電気の利用（購入）方法の変更や新規事業に伴う設備増設などの影響を受けている工場については、施策を立てCO₂削減に取り組んでいます。

主な非オフィス部門のCO₂排出量削減実績と目標

会社名	2014年度 (実績)	2015年度 (実績)	2015年度 (目標)	2016年度 (目標)
住友林業クレスト株式会社	6.4%増加	26.1%削減	26.0%削減	9.5%削減
スミリン農産工業株式会社	33.2%削減	18.6%削減	11.4%削減	2.7%増加
リンバ・パーティクル・インドネシア (RPI)	19.4%増加	53.1%増加	12.8%削減	18.3%削減
アスト・インドネシア (ASTI)	13.6%増加	7.3%増加	2.6%削減	0.9%増加
クタイ・ティンバー・インドネシア (KTI)	6.0%増加	5.9%増加	1.4%削減	1.9%削減
アルパインMDF・インダストリーズ (ALPINE)	10.5%削減	5.5%増加	4.5%削減	4.6%増加
ネルソン・パイン・インダストリーズ (NPIL)	17.1%増加	5.2%削減	2.4%増加	0.4%削減
ヴィナ・エコ・ボード (VECO)	5.6%削減	5.7%削減	0.9%増加	2.2%増加

※ 増減は前年度比と比較して算出

▶ [CSR中期計画](#)

海外製造会社部門のCO₂排出量削減

輸送に伴うCO₂排出量の削減

改正省エネ法では貨物の輸送に関して、荷主は「エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する」ことが求められています。住友林業と住友林業クレスト株式会社は国への報告が義務づけられている「特定荷主（年間の貨物輸送量が3,000万トンキロ^{※1}以上）」に該当しています。そのため、住友林業は輸送に伴うエネルギー消費原単位^{※2}を前年度比1%以上削減するように年度単位で目標設定しています。また、住友林業クレスト株式会社でも前年度比でエネルギー消費原単位が減るように目標設定しています。

2015年度の住友林業のエネルギー消費原単位は前年度比で99.6%、住友林業クレスト株式会社は97.4%でした。

今後はさらに、積載効率向上や陸送から海上輸送へのモーダルシフト、建築資材の配送の帰り便を利用した廃棄物輸送など、輸送業者と協力してCO₂排出量削減に取り組んでいきます。また、国内輸送や海外輸送など、サプライチェーン全体にわたるCO₂排出量の把握を進めていきます。

※1 貨物輸送量（トンキロ）＝貨物重量（トン）×輸送距離（km）

※2 住友林業は取り扱い量、住友林業クレスト株式会社は売上高による原単位で実績を管理しています。

輸送に伴うエネルギー使用量・CO₂排出量・エネルギー消費原単位（2015年度実績）

	エネルギー使用量 (原油換算)	CO ₂ 排出量	エネルギー消費原単位
住友林業	2,602kL	6,959t-CO ₂	0.00195kL/m ³ （前年度比100.4%）
住友林業クレスト株式会社	2,242kL	5,953t-CO ₂	0.0000613kL/千円 （前年度比99.9%）

効率的な配送システムの構築

住友林業は、「住友林業の家」の資材をメーカーから個別に建築現場に配送していた方式を2007年に改善しました。全国26カ所の中継センターにいったん複数メーカーの資材を集め、混載して配送するシステムを構築し、輸送過程で排出されるCO₂排出量の削減を図っています。また、当社でこれまでに培ってきた物流効率化のノウハウを活かし、2010年4月に、ホームエコ・ロジスティクス株式会社を設立しました。同社は、住友林業グループの住宅事業の物流業務を受託し、資材メーカーや住宅メーカー、ビルダー、建材流通店に対しても積極的に効率的な物流業務の提案を行っています。2016年3月現在、物流業務の受託先は30社を超えています。今後も積極的に提案を進め、業界における物流機能の標準化をめざすと同時に、輸送の効率化を通してさらなるCO₂排出量の削減に貢献していきます。

GHGプロトコルに基づくスコープ別温室効果ガス排出量

住友林業グループは、2012年度より、国際的に広く用いられている温室効果ガス算定基準「GHGプロトコル」に準拠したスコープ別^{※1}の数値を把握しています。今後は、順次サプライチェーンのCO₂排出量であるスコープ3の算定対象を広げていく計画です。

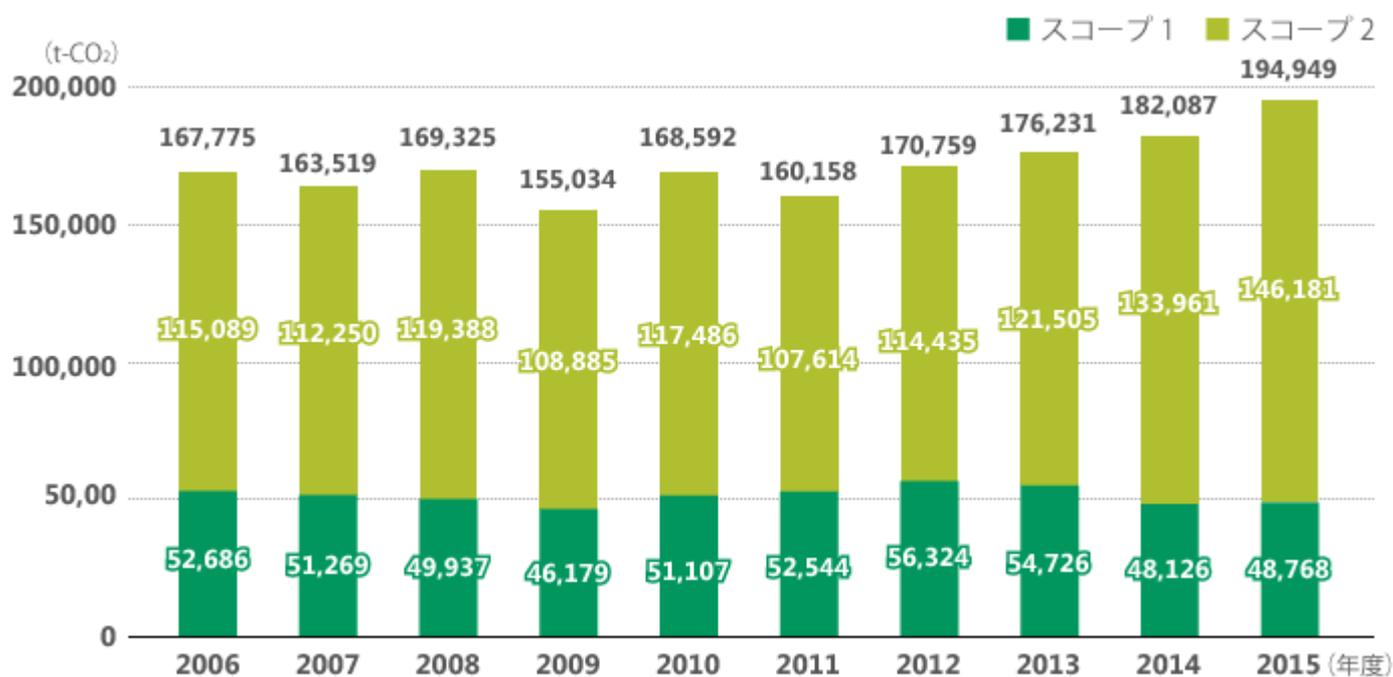
※1 GHGプロトコルでは、以下の分類で温室効果ガス排出量を開示することを求めています。

スコープ1：自社での燃料使用などによる温室効果ガスの直接排出。例) 社有車のガソリン使用に伴うCO₂排出量

スコープ2：購入した電力・熱による温室効果ガスの間接排出（CH₄、N₂Oを含む）。例) オフィスの電力使用に伴うCO₂排出量

スコープ3：サプライチェーンの温室効果ガス排出量。例) 販売した製品の使用時のCO₂排出量

スコープ1・2のCO₂排出推移



※ 住宅展示場のCO₂排出量のうち、2010年度は1,590トン、2011年度は2,542トン、2012年度は3,056トン、2013年度は2,835トンのオフセット・クレジット（J-VER）制度で発行された森林吸収クレジットを使用して、オフセットを実施

スコープ1,2のCO₂排出内訳

	国内外オフィス	国内非オフィス	海外非オフィス	合計
スコープ1	2.0万t-CO ₂	0.3万t-CO ₂	2.6万t-CO ₂	4.9万t-CO ₂
スコープ2	1.3万t-CO ₂	0.9万t-CO ₂	12.4万t-CO ₂	14.6万t-CO ₂

スコープ3のカテゴリ別排出量 (3カ年)

(t-CO₂)

カテゴリ	当社算定対象	2013 年度	2014 年度	2015 年度
1 購入した製品・サービス	戸建住宅の施工時（外部委託分）と木材建材事業で購入（＝仕入れ）した商品の上流の排出	—	—	1,187,600
2 資本財	購入した施設等の上流の排出	—	—	42,323
3 スコープ1・2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	購入した燃料・電力・熱量・水の上流及び購入した燃料の輸送の排出	—	—	4,393
4 輸送、配送（上流）	伐採現場からの木材の輸送、木材建材事業の仕入れにおける輸送、建材製造事業における各工場への原料の輸送と製品の販売先への輸送、及び木材建材事業における輸入製品の海外輸送の排出	5,751	11,604	264,736
5 事業から出る廃棄物	廃棄物の処理とその輸送時の排出	—	—	10,839
6 出張	従業員の出張（交通機関での移動・宿泊）に伴う排出	—	—	1,393
7 雇用者の通勤	従業員の通勤（鉄道・バスの利用）に伴う排出	—	—	1,476
8 リース資産（上流）	（上流のリース資産（オフィスビル、重機、車両、設備等）の使用時の排出はスコープ1及び2に計上）	—	—	—
9 輸送、配送（下流）	木材建材事業において販売した製品の輸送時の排出（置き場渡し分）	—	—	11,717
10 販売した製品の加工	販売した原木の合板への加工時及び販売した製材品のプレカット加工時の排出	—	—	51,733
11 販売した製品の使用	販売した戸建住宅の居住時（60年間）の排出	2,072,489	2,163,805	2,015,591

12 販売した製品の廃棄	販売した戸建住宅の解体・廃棄時の排出	29,641 (解体+廃棄(埋立のみ)を算定)	53,416 (解体+廃棄(埋立・焼却・リサイクル)を算定)	48,435
13 リース資産(下流)	(リース先は住友林業グループ内のみであり、当社グループのスコープ1及び2に計上)	—	—	—
14 フランチャイズ	(対象外)	—	—	—
15 投資	投資先の排出(当社持株比率分)	—	—	94,671

※ カテゴリ4, 11, 12以外は、2015年度分より開示しています。

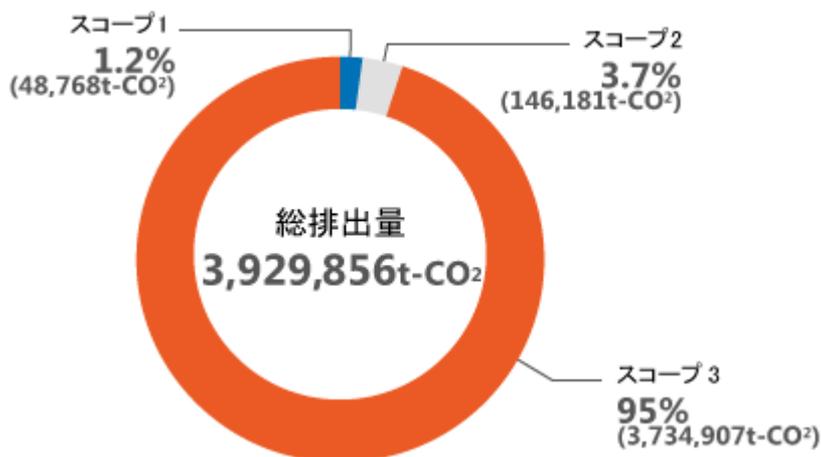
※ 上記は、いずれも国内事業が対象です。

※ 排出原単位として、以下のデータベースなどに掲載のものを利用しています。

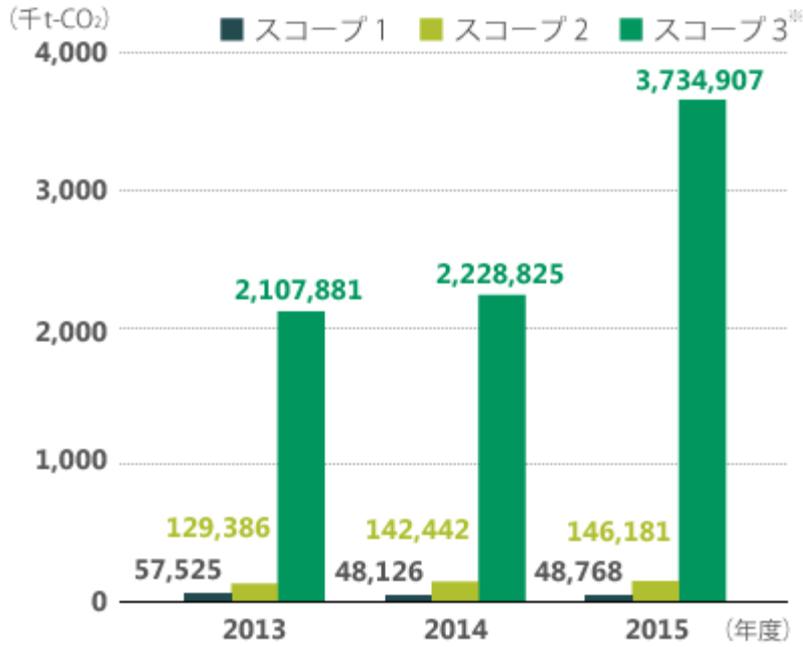
- ・ 環境省・経済産業省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース Ver.2.2」
- ・ 産業環境管理協会「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム基本データベース Ver.1.01」
- ・ 環境省・経済産業省「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver.4.1」

今後、可能なものは取引先から一次データを入手するなど、より精度を高めていきます。

2015年度企業活動に伴う温室効果ガスの総排出量



スコープ1・2・3の排出推移



※ 2015年度より、スコープ3の算定範囲を従来の3カテゴリから15カテゴリに拡大しています。

- ▶ [CO₂排出量集計の範囲と方法について](#)
- ▶ [\(第三者保証マーク\) について](#)

CO₂排出量集計の範囲と方法について

環境報告

CO₂排出量に関わるバウンダリー（対象組織範囲）

当レポートで掲載するCO₂排出量は、特別な注記が無い限り、国内外の関係会社を含めたグループ全社が集計の対象となっています。

なお、スコープ別の対象組織範囲および算定範囲は下記のとおりです。

・スコープ1・2

- 国内外の関係会社を含めたグループ全社

・スコープ3

- 国内の関係会社を含めたグループ会社

▶ [対象会社一覧](#)

スコープ1のCO₂排出量

国内および海外におけるCO₂排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された熱量換算係数および炭素排出係数を用いて算出しています。

■ スコープ2のCO₂排出量

国内における購入電力の使用に伴うCO₂排出量は、地球温暖化対策推進法に規定された各年度の電気事業者ごとの排出係数を用いて算出しています（2008年度以前は実排出係数、2009年度以降は調整後排出係数を使用）。

購入熱の使用に伴うCO₂排出量は、地球温暖化対策推進法に規定されたCO₂排出係数を用いて算出しています。

海外における購入電力の使用に伴う2015年度のCO₂排出量は、国ごとに下記のCO₂排出係数を用いて算出しています。

オーストラリア：0.799kgCO₂/kWh

アメリカ：0.481kgCO₂/kWh

中国：0.734kgCO₂/kWh

インドネシア：0.809kgCO₂/kWh

ベトナム：0.351kgCO₂/kWh

ニュージーランド：0.173kgCO₂/kWh

シンガポール：0.472kgCO₂/kWh

マレーシア：0.671kgCO₂/kWh

■ スコープ3の算定について

カテゴリ1 購入した製品・サービス

（木造戸建住宅の施工時 外部委託分）

Σ （住宅1棟あたりの現場施工時エネルギー使用量×エネルギー別CO₂排出係数）×2015年度完工棟数のうち外部委託分

（木材建材事業の調達）

Σ （販売製品の調達量または売上高×物量・金額あたり排出原単位）

カテゴリ2 資本財

Σ （国内グループの会社別資本財調達金額×産業部門別排出原単位）

カテゴリ3 スコープ1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動

(調達)

Σ (エネルギー・水使用量×エネルギー別排出原単位)

(小売店からの輸送) ※ 工場などの事業場での使用分が対象

Σ (エネルギー使用量 (重量換算) ×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO₂排出係数)

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ4 輸送、配送 (上流)

(国内輸送)

荷主分の輸送に係るCO₂排出量 (省エネ法報告値。ただし廃棄物輸送分を除く)

※ 廃棄物の輸送はカテゴリ5に含む。

(海上輸送)

Σ (輸入製品の調達量×調達国からの海上輸送距離×船舶輸送の排出原単位)

カテゴリ5 事業から出る廃棄物

Σ (廃棄物種類別排出量×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位)

カテゴリ6 出張

国内グループの従業員人数×出張時の排出原単位

カテゴリ7 雇用者の通勤

Σ (交通手段別交通費支給額×交通手段別排出原単位)

※ 持ち込み車両による通勤時の排出はスコープ1に含む。

カテゴリ9 輸送、配送（下流）

（販売した合板・繊維板等の置き場渡し）

Σ （販売数量×推定輸送距離×トンキロ法燃料使用原単位×CO₂排出係数）

※ 輸送シナリオに基づき算出

カテゴリ10 販売した製品の加工

（合板加工・プレカット加工）

Σ （原木・製材の販売数量×加工時の排出原単位）

※ 当社が過去に実施したLCA調査に基づく原単位

カテゴリ11 販売した製品の使用

(居住時のCO₂排出量)

Σ (住宅1棟あたりの年間エネルギー使用量×エネルギー別CO₂排出係数) ×居住年数×2015年度構法別・地域別完工棟数

※ 居住時の排出量については、リフォームを事業とする関係会社（住友林業ホームテック株式会社）のスコープ1および2の排出量と一部ダブルカウントになる可能性があるため、「改修」に関わる排出量を除いています。

【条件および詳細】

- 住宅1棟あたりのエネルギー使用量（電力・都市ガス）：
 - 国立研究開発法人建築研究所「エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）」を用いて以下の条件で算出しています。
 - プラン：当社標準プラン（延床面積147m²）
 - ※当社平均延床面積（134m²）より少し大きめ
 - 仕様：MyForest 2015年標準仕様
 - ※当社の主力商品
 - 構造：マルチバランス構法、ビッグフレーム構法、ツーバイフォー構法
 - 建築地：平成25年省エネルギー基準地域区分2～7地域
 - 外皮平均熱量流率（UA値）：マルチバランス構法は0.46～0.56W/m²K、ビッグフレーム構法は0.39～0.58W/m²K、ツーバイフォー構法は0.51～0.56W/m²K
 - ※ 国立研究開発法人建築研究所「住宅・住戸の外皮性能の計算プログラム」にて別途算出
 - ※ 排出原単位は（社）産業環境管理協会発行のLCAデータベース「IDEA」および環境省の公表データを参照しました。

- CO₂排出係数
 - 電力 0.554kgCO₂/kWh
 - ※出典：電気事業連合会「電気事業における環境行動計画2015」2014年度調整後排出係数
 - 都市ガス 2.23kgCO₂/m³
 - ※ 出典：環境省・経済産業省「温室効果ガス算定・報告マニュアル（Ver.4.1）」

- 居住年数：60年間
 - ※ 当社は「60年サポートプログラム」を標準としており、60年居住することを前提としています。

- 2015年度構法別・地域別完工棟数
 - 構法：マルチバランス構法、ビッグフレーム構法、ツーバイフォー構法
非木造物件を除く
 - 地域：平成25年省エネルギー基準地域区分2～7地域

カテゴリ12 販売した製品の廃棄

(解体時のCO₂排出量)

Σ (住宅1棟あたりの解体時燃料使用量×燃料別CO₂排出係数) ×2015年度完工棟数

【詳細】

- 住宅1棟あたりの解体時燃料使用量（軽油・ガソリン）：
 - 当社モデルハウス解体の燃料使用量（解体時の重機による使用（軽油）、作業員移動時の車輛での使用（ガソリン）について2006年に当社で行ったサンプリング調査をもとに、標準プランと面積を揃えて算出した推計値）
- CO₂排出係数
 - 軽油 2.58kgCO₂/L
 - ガソリン 2.32kgCO₂/L
 - ※ 出典：環境省・経済産業省「温室効果ガス算定・報告マニュアル（Ver.4.1）」
- 2015年度完工棟数：7,958棟（非木造物件20棟を除く）

(廃棄時（輸送含む）のCO₂排出量)

Σ (住宅1棟あたりの解体時廃棄物量×廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率×廃棄物種類別・処理方法別排出原単位) ×2015年度完工棟数

【詳細】

- 住宅1棟あたりの解体時廃棄物量：
 - 2006年度の当社年間解体時発生廃棄物量をもとに面積単位あたりの平均値を算定し、2010年度当社標準プラン（床面積147m²）の建物重量相当に換算して算出。

廃棄物別減量化率・最終処分率・再生利用率：

廃棄物種類	減量化率	最終処分率	再生利用率
ガラス・陶磁器類	5.7%	20.7%	73.6%
コンクリートがら ※1	0.0%	0.0%	100.0%
金属くず	2.6%	2.9%	94.4%
紙くず	25.9%	2.5%	71.6%
木くず ※1	0.0%	0.0%	100.0%
繊維くず	36.5%	9.0%	54.5%
混合廃棄物 ※2	0.0%	100.0%	0.0%
廃石膏 ※3	5.7%	20.7%	73.1%
廃プラスチック類	28.1%	17.2%	54.7%
汚泥	91.1%	1.6%	11.0%

※ 出典：環境省「産業廃棄物の排出および処理状況等（平成25年度実績）」

※1 建設リサイクル法の対象であるため、リサイクル率100%としました。

※2 掃きごみ等複合的で品目ごとに分別しきれない混合廃棄物は最終的に埋め立てられるため100%としました。

※3 「ガラス・陶磁器類」と同じ値としました。

廃棄物種類別・処理方法別排出原単位 (tCO₂/t) :

廃棄物種類	焼却	埋立	リサイクル※ ¹
ガラス・陶磁器類	0.0806	0.0851	0.05628
コンクリートがら※ ²	0.0806	0.0851	0.05628
金属くず	0.0806	0.0851	0.05628
紙くず	0.0837	2.5127	0.05628
木くず	0.0837	1.8292	0.05628
繊維くず	0.0837	2.7626	0.0390
混合廃棄物※ ²	0.0806	0.0851	0.05628
廃石膏※ ²	0.0806	0.0851	0.05628
廃プラスチック類	2.6833	0.0851	0.246
汚泥	0.2203	0.7275	0.0130

※ 出典：環境省「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベースVer.2.2」

※¹ 環境省データベースにおいて、準備段階の排出が含まれていない輸送段階のみの排出原単位（「0.0472tCO₂/t」であるもの）については、産業環境管理協会「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム 基本データベースVer. 1.01」（国内データ）の「破碎処理」の原単位「0.00908tCO₂/t」を加算して用いることとしました。

※² 性状の近い「ガラス・陶磁器類」「がれき類」などと同じ係数を適用しました。

- 2015年度完工棟数：7,958棟（非木造物件20棟を除く）

カテゴリ15 投資

Σ（投資先企業のスコープ1、2排出量×当社の株式所有比率）

※ スコープ1、2排出量は投資先各社公表値または温対法公表値

住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減

環境報告

「Green Smart (グリーンスマート)」の提案

日本における家庭部門のCO₂排出量は年々増加しています。政府は、2013年10月に住宅・建築物の省エネルギー基準を改正^{※1}し、2015年4月1日より完全施行しました。また、2020年までに新築住宅・建築物について、段階的に省エネルギー基準への適合が義務化されます。

このような背景を受け、国内で年間約9,000棟の戸建注文住宅を提供している住友林業では、

「Green Smart (グリーンスマート)」を提案しています。「グリーンスマート」は新基準に対応する住まいづくりのコンセプトです。

当社は、再生可能な自然資源であり、成長の過程でCO₂を吸収・蓄積する木を主要構造材に使用するとともに、風や太陽など自然の恵みを活かす設計手法「涼温房(りょうおんぼう)」を取り入れ、一年を通して快適に暮らせる住まいを提供してきました。「グリーンスマート」は、こうした「木の特性・自然の恵み」を活かすノウハウと、断熱性能の向上など「エネルギー消費を減らす」技術、創エネ・蓄エネ機器やHEMS^{※2}など「エネルギーを賢く活かす」技術を融合しました。家庭内のエネルギー効率を高めることで、居住時のCO₂排出量の削減を図っています。

また、2014年のエネルギー基本計画では、「2020年までに標準的な新築住宅でZEH(ゼロエネルギーハウス)の実現を目指す」という目標を掲げています。

当社の新築住宅においても、Green Smartで提唱している木の特性や自然の恵みを活かした家づくりを基本に、さらなる断熱性能の強化、太陽光発電システムの搭載などによって、年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにするZEHの普及を加速させます。

※1 改正によって断熱性や自然エネルギーの利用、省エネ機器の設置など、総合的な省エネ性能が評価されるようになりました。

※2 Home Energy Management Systemの略。発電量や電気使用量を“見える化”する家庭用エネルギー管理システム。



「グリーンスマート」の特長



エネルギー消費を減らす

- 天井、外壁、床下、窓などの断熱性能を向上
- もっとも熱のロスが大きい窓には、アルゴンガス入り「Low-E複層ガラス」を採用

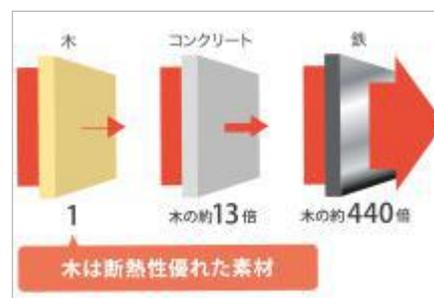


Low-Eガラスによる断熱イメージ



木の家

- 材料の加工過程でCO₂排出量が少なく、鉄やコンクリートに比べて断熱性能が高い「木」を使用
- 自然がもたらす心地良さを活かした「涼温房」設計



素材としての熱伝導比率



エネルギーを賢く活かす

- 太陽光発電システムや家庭用燃料電池（エネファーム）を設置
- エネルギー使用量を“見える化”するHEMSや、家庭用蓄電池も設置



HEMSの画面イメージ

▶ [「涼温房」の設計手法](#)

▶ [Green Smart](#)

太陽光発電システムとエネファームの搭載率推移（受注ベース）

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
太陽光発電システム	36%	45%	51%	43%	35%
エネファーム	30%	41%	53%	51%	43%
環境配慮機器搭載率	51%	62%	72%	66%	58%

サスティナブルスマートタウン「さきまち荒井南サスティーナタウン」でのモデル街区の分譲を開始

住友林業は、2015年4月、トヨタホーム株式会社、パナホーム株式会社と共同で、宮城県仙台市若林区荒井地区の「さきまち荒井南サスティーナタウン」で、モデル街区の分譲を開始しました。同エリアでは、ホームエネルギーマネジメントシステム（HEMS）や、長期優良認定取得住宅に太陽光発電システムとエネファームによるダブル発電^{※1}、EV・PHV用充電器（コンセント）などを装備したスマートハウスを提供しており、自然エネルギーを賢く利用したサスティナブルスマートタウンとなっています。

※1 ダブル発電はパナホームと当社だけのシステムです。トヨタホームはエコキュートとなります。

- ▶ [ニュースリリース「トヨタホーム、パナホーム、住友林業 3社共同プロジェクト仙台市若林区「さきまち荒井南サスティーナタウン」のモデル街区完成」](#)

海外での省エネ住宅開発

オーストラリアのグループ会社のヘンリー社は、2010年4月に同等規模の従来住宅と比較して70%以上の省エネ効果が期待できるゼロ・エミッション・デモンストレーション・ハウスを同国で初めて提供しました。また2012年3月には、地域住民のふれあいの場としての活用に加え、環境住宅のコンセプトを伝えることを目的に、メルボルン南東部の宅地分譲地で地元自治体と協力してゼロ・エミッション・モデルのコミュニティープレイスを建築。この建物は、太陽光を活用した発電設備や温水器、6,000Lの雨水タンク、HEMSのほか、2重サッシや断熱性に優れたコンクリートスラブおよび壁構造の採用により、8スターのエネルギーレーティング^{※1}を実現しています。さらに、同年12月には一般顧客向けにエネルギーレーティング9スターの住宅を完工しました。オーストラリアでは、環境意識の高まりとともに省エネへのニーズが高まっており、同社ではその普及促進に取り組んでいます。



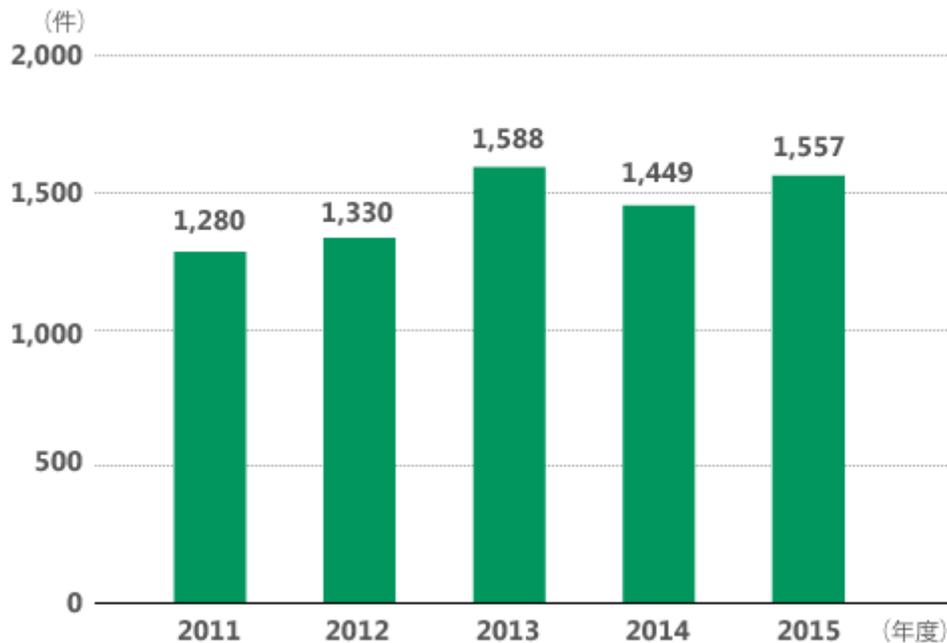
ゼロ・エミッション・モデルの
コミュニティープレイス

※1 オーストラリアにおいて建物内の冷暖房に対するエネルギー負荷を評価するもので、断熱材や窓、建物の種類や大きさ、向き、立地する気候帯が評価要因となります。最高評価の10スターは、室内の快適な生活環境の維持に、全く冷暖房を必要としないレベルを、5スターは、建物が高い断熱性能を有していることを示すものの、最低限の冷暖房エネルギーは必要であることを意味します。

省エネ・環境リフォームの提案

住友林業ホームテック株式会社では、省エネ・環境リフォームを推進しています。耐震・断熱・バリアフリーなど住まいの基本性能の向上と省エネ効率の高い設備機器の設置を提案し、環境負荷低減を実現します。特に断熱改修を行うことで、ヒートショックによる健康面でのリスクを低減させるだけでなく、冷暖房費も抑えることができます。

2015年度には、“健康人生リフォーム”と銘打って、室内の温熱環境が及ぼす健康影響をテーマとしたリフォーム提案を行いました。

省エネ・環境リフォーム^{※1}の件数推移

※1 受注金額800万円以上のリフォーム案件

「LCCM（ライフサイクルカーボンマイナス）住宅」の研究開発

住友林業は、太陽光発電システムなど環境配慮機器の利用によって、建設から居住、改修、解体、廃棄まで住宅のライフサイクル全体で排出されるCO₂がマイナスとなる「ライフサイクルカーボンマイナス（LCCM）住宅」の開発に取り組んでいます。

2015年度は、エネルギー削減に加え健康・快適性の視点から居住環境に関わる研究開発を進めてきました。冬期の室内の過乾燥対策として、全館空調システムへの加湿機能の付加や、洗面脱衣室などの非居室の温熱環境を改善するための省エネ暖房システムを開発。また、省エネルギーの視点からはお客様へ環境配慮機器を提案する際に、その効果を説明できるシミュレーションツールを開発し運用が開始される予定です。今後は、省エネルギーや居住環境の視点に加え、より便利な生活を実現できるスマートウェルネス住宅を目指して研究開発に取り組んでいきます。

▶ [事業活動に伴う環境負荷](#)

「プロジェクトEARTH」によるCO₂のオフセット

「住友林業の家」の主要構造材に使用する木の伐採から加工、輸送、建築施工までの工程で排出されるCO₂は、1棟あたり約6トンです。住友林業では、このCO₂を植林活動によってオフセット（相殺）する取り組み「プロジェクトEARTH」を実施しています。この取り組みでは2009年度から2016年度までに販売するすべての注文住宅・分譲住宅を対象としており、延べ2,400ヘクタールの土地に約480万本を植林し、植栽後10年間にわたって育林管理を行う計画です。また、植林の形態は、荒廃した土地の生態系回復を目的とした「環境植林」と、持続的な森づくりと地域貢献を一体として行う地域協働型の「産業植林」の2つを組み合わせることとしています。



インドネシア東ジャワ州での活動の様子

インドネシアの国立公園内での環境植林

インドネシアの東ジャワ州に位置するブロモ・トゥングル・スメル国立公園内において、2009年度から荒廃地への環境植林を実施しています。これまで、植林地内において、幅6メートル、総延長12キロメートルにおよぶ防火帯や消火設備の整備やパトロールなどを行ってきましたが、2014年10月～11月にかけて植林地外で火災が発生し、延焼によりそれまでに植林した約400ヘクタールが被害を受け、約半数の植林木が枯死する事態に至りました。

枯死した植林木についてはすべて再植林を行うこととし、作業を開始していますが、今後は今回の教訓を活かし、インドネシア政府関係者の協力も得て、一般には想定しにくい異常気象による森林火災リスクに対する防火・消火体制の確立をめざします。



ブロモ・トゥングル・スメル国立公園内の環境植林地

インドネシア東ジャワ州での産業植林

東ジャワ州スメル山麓にあるルマジャン県とプロボリングゴ県を中心に、地域協働型の産業植林を2010年度から実施しています。ここでは成長した木を伐採して得られる収益の一部を地域住民の生活向上のために分配し、残りを再植林や育林などの費用に充てる持続可能な森づくりを推進しており、2015年度までの累計植林面積は約1,680ヘクタールとなりました。プロジェクト開始当初に植林した木の一部はすでに伐期を迎えており、伐採と再植林を進めています。



ルマジャン県の産業植林地

事業を通じた温室効果ガス削減貢献

環境報告

木質バイオマス発電事業

住友林業グループは、主に建築廃材に含まれる木材を原料とするリサイクルチップや、これまで使われることのなかった林地の未利用木材を燃料用木質チップとして利用する木質バイオマス発電事業を展開しています。

木材の燃焼により放出されるCO₂は、木の成長過程における光合成により大気中のCO₂を吸収したものであり、木のライフサイクルの中では、大気中のCO₂を増加させません。このため当社グループでは、木材の有効活用とCO₂の排出抑制、さらには地域の森林環境整備など林業の振興に大きく貢献する新たな事業として、木質バイオマス発電事業に取り組んでいます。

2015年度は、計画中の紋別バイオマス発電所、苫小牧バイオマス発電所、八戸バイオマス発電所の運転開始に向けた準備を進めてきました。すでに稼働している川崎バイオマス発電所を含め、国内で4件の木質バイオマス発電事業へ参画しています。今後は、これまでの木質バイオマス発電事業の経験を活かし、地域の特性や条件に適した再生可能エネルギーを活用した事業を展開していきます。



川崎バイオマス発電所の設備

住友林業グループの木質バイオマス発電事業

事業名	事業地	発電規模	営業運転開始時期	主な特徴
川崎バイオマス発電事業 (住友共同電力株式会社、フルハシEPO株式会社との共同出資)	神奈川県 川崎市	33MW	2011年2月	<ul style="list-style-type: none"> ● 建設廃材を中心とするバイオマスを燃焼する発電設備としては国内最大規模 ● 首都圏近郊の建築廃材や廃パレットなどから生産されるリサイクルチップ、樹木の間伐材、剪定枝などを利用 ● 「都市型バイオマス発電所」として、排煙脱硫装置、排煙脱硝装置、バグフィルターなどの環境設備を備え、川崎市の厳しい環境基準をクリア
紋別バイオマス発電事業 (住友共同電力株式会社との共同出資)	北海道 紋別市	50MW	2016年 12月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 発電所の半径75km圏内から調達する林地未利用材などを隣接する工場でチップ化し、燃料として利用 ● パームヤシ殻や、補助燃料として一部に石炭を利用予定
苫小牧バイオマス発電事業 (三井物産株式会社、株式会社イワクラ、北海道ガス株式会社との共同出資)	北海道 苫小牧市	5.9MW	2016年 12月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 木質チップに北海道の林地未利用材を100%利用予定
八戸バイオマス発電事業 (住友大阪セメント株式会社、東日本旅客鉄道株式会社との共同出資)	青森県 八戸市	約12.4MW	2017年 12月 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に青森県三八・上北・下北地域の間伐材、製材端材、周辺鉄道沿線の鉄道林の間伐材などを集荷し、燃料として利用 ● 一部にパームヤシ殻も利用予定

■ 太陽光発電事業

住友林業は、茨城県鹿嶋市に発電容量876kWの太陽光発電施設を建設し、2013年11月より稼働を開始しています。2015年度は発電設備を増設したことから、発電容量は合計で3,430kWとなり、発電量は約268万kWhとなりました。太陽光パネルの架台には主に国産のスギ材を用いたオリジナル木製架台を採用し、発電施設の環境負荷低減に配慮しています。



太陽光パネルと
環境にも配慮した木製架台

■ 森林管理・植林のノウハウを活かした温室効果ガス排出削減貢献

住友林業グループは、持続可能な森林管理や植林などのノウハウを活かし、温室効果ガス排出量の削減や吸収に貢献する事業を行っています。国連で検討中の「REDD+^{※1}」や日本政府が導入を提案している「二国間オフセット・クレジット制度（JCM）」など、新しいシステムに対応する事業やその運営に向けた知見の集積を積極的に進めています。

※1 森林の減少・劣化を防ぐことによって森林からの温室効果ガスの排出を削減する「REDD (Reduced Emissions from Deforestation and forest Degradation)」という考え方に、持続的な森林管理や森林の炭素吸収強化、植林事業や森林保全などによる温室効果ガスの積極的な排出削減を加えた概念。

▶ [REDD+に関する活動の紹介（外部サイトへリンク）](#)

海外森林再生・温室効果ガス排出削減事業の実現可能性調査

住友林業は、「REDD+」や「二国間オフセット・クレジット制度（JCM）」の検討に資する有望な事業として、ベトナムとインドネシアで荒廃・消失しつつある森林の保全や再生によって温室効果ガス排出の抑制や削減を図る事業の実現可能性調査に取り組んでいます。

■ベトナムでの森林再生とバイオマス発電による新メカニズムの検討

環境省からの委託で公益財団法人地球環境センター（GEC）が実施している「二国間オフセットメカニズム実現可能性調査」について、住友林業は2013年、調査事業委託先として採択を受けました。以降、ベトナム北西部のディエンビエン省で焼畑によって荒廃した森林の保全・再生と地域住民の生計向上、その持続可能な森林から供給される木材を利用したバイオマス発電による温室効果ガス削減事業の実現可能性調査を実施してきました。

この地域は発電用ダムが点在するなど水源として重要なエリアである一方、ベトナムでもっとも貧しい地域の一つでもあります。このプロジェクトは、環境保全と地域の持続的発展への貢献、さらに、事業を通じた削減量を日本の削減分としてカウントする制度（二国間クレジット制度）の確立にもつながります。2015年度は、より現金収入につながりやすい支援として、コーヒーの栽培・加工技術の指導を開始しました。現地ではこれまでも小規模なコーヒー栽培が行われていましたが、栽培ノウハウ等が不十分で、高いレベルとはいえませんでした。今回の指導により農園の収穫量や品質の大幅な改善が見込まれます。

今後も日本政府やベトナム政府関連当局、ベトナム林業大学、JICA（独立行政法人国際協力機構）、アスクル株式会社と連携・協力しながら調査を続けていきます。



コーヒー栽培技術の指導のため、現地にデモ農場を設定



ベトナムでの活動

■インドネシアの泥炭地における森林再生

インドネシアには泥炭地が数多く存在し、そこには大量の炭素が蓄積されています。しかし、農地開発のための排水によって乾燥が進むと、微生物による分解が進み、蓄積された炭素がCO₂として大気中に放出されます。また、乾燥した泥炭地は火災のリスクが高く、火災が発生した場合、大量のCO₂が排出されます。

一方、特に村落周辺の荒廃した泥炭地は、農業林などとして適切に利用すれば火災を抑制できる可能性が高く、火災によるCO₂排出の抑制につながります。

そこで住友林業は、2012年度から中部カリマンタン州の荒廃泥炭地において、地域住民・地域経済に配慮した植生回復手法の開発に北海道大学や現地のパラカラヤ大学と共同で取り組んでいます。泥炭地の保全と適切な利用を通じて、地球温暖化防止に貢献する新しいメカニズムの構築を進めるこの取り組みは、三菱総合研究所株式会社の協力のもと、経済産業省の2014年度「非エネルギー起源温暖化対策海外貢献事業」に採択されています。



インドネシアでの樹林化調査

■「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」への加盟

住友林業は、途上国の森林を保全し、気候変動対策や生物多様性保全、貧困削減など持続的な開発に貢献するために、2014年11月に独立行政法人国際協力機構（JICA）と独立行政法人森林総合研究所が設立した「森から世界を変えるREDD+プラットフォーム」に加盟しました。このプラットフォームはREDD+活動の推進を目的としており、今後、活動の輪を広げることで、官民協力のもと地球温暖化対策に貢献していきます。

廃棄物の削減・リサイクルと適正処理

環境報告

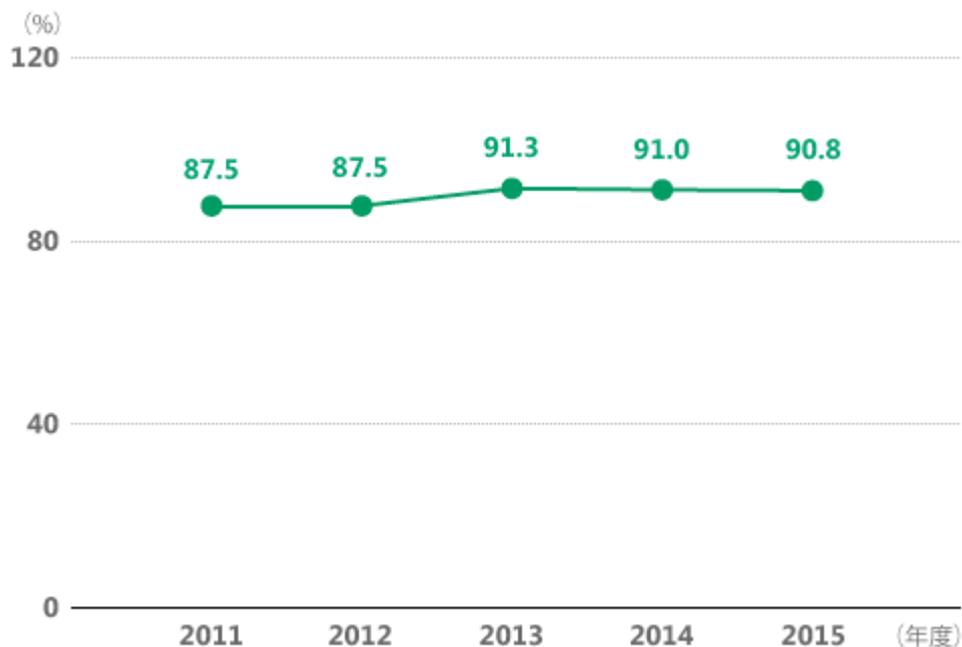
住友林業グループのゼロエミッション達成のための取り組み

住友林業グループは、環境負荷の低減と資源の有効利用を図るため、産業廃棄物の発生抑制・再利用・リサイクルによるゼロエミッションを推進しています。2014年度を目標年度とした環境経営中期計画では、ゼロエミッションについて、「国内製造工場ならびに新築現場から発生するすべての産業廃棄物について、単純焼却・埋め立て処分を行わない」とことと定義してきました。この定義に従い、国内製造工場(住友林業クレスト株式会社とスミリン農産工業株式会社)では2009年度にゼロエミッションを達成しました。住宅の外構緑化を含む新築現場では、2012年度に、首都圏エリアにおけるゼロエミッションを達成しました。2015年度からは、2020年度を目標年度とした「住友林業グループCSR中期計画」に則り、引き続き新築現場におけるゼロエミッションの達成をめざすとともに、リフォーム現場や住宅関連資材の販売など新築現場以外のリサイクル率向上をめざしています。リサイクルのためには、徹底した素材ごとの分別が必要です。すべての現場で正しい処理方法を認識し、徹底していくことで、全体のリサイクル率向上を図り、新築現場では2020年度のリサイクル率98%達成を目指します。今後も、新築現場および新築現場以外において、廃棄物の発生内容やリサイクル状況を分析し、環境に配慮した商品の開発や合理的な設計手法、生産現場での分別徹底などにより、ゼロエミッションの達成をめざします。

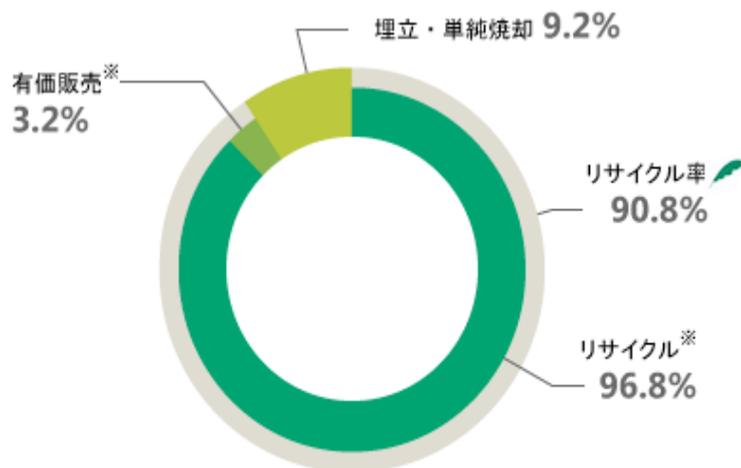
新築現場でのリサイクル率向上への取り組み

住友林業の新築現場では、発生する産業廃棄物のリサイクルへの取り組みとして、現場での分別を徹底して実施しています。首都圏エリアにおいては2012年に、産業廃棄物処理の広域認定を環境省から取得、「首都圏資源化センター」を設置し、廃棄物の高度な分別の実施に取り組んでいます。また、その他のエリアにおいても資材運搬の帰り便を利用した廃棄物の回収などに取り組んでいます。

新築現場のリサイクル率（住宅事業本部、緑化、木化事業部、HE）



新築現場の廃棄物等の処理状況別内訳（2015年度）



※リサイクル、有価販売の比率は、リサイクル全量を100とした場合の内訳

新築現場における廃棄物発生量削減への取り組み

新築住宅の工事現場において、廃棄物は必ず発生します。住友林業グループは、廃棄物を可能な限り減らしつつ、適切に処理する取り組みを続けています。Reduce・Reuse・Recycleの3Rを基本として、2015年度は特に廃棄物の削減活動に取り組みました。

住友林業は、住宅の新築現場で発生する廃棄物排出量削減のため商品開発、資材、物流、生産、環境部門の担当者による「廃棄物削減ワーキンググループ」を2014年7月に発足させ、毎月ミーティングを開催、具体的施策を立案、実行に移してきました。

住宅の新築現場で発生する廃棄物には、さまざまなものがあります。その多様な廃棄物を廃棄物削減ワーキンググループで分析した結果、梱包材（ダンボール）、木くず、廃石膏ボードの3種が全体の2/3を占めることがわかり、この3種の削減を重点的に取り組んでいます。例えば、住友林業クレスト株式会社が生産する各種の内装部材の梱包については抜本的な対策に取り組んでおり、2016年度には減量効果があらわれる見込みです。

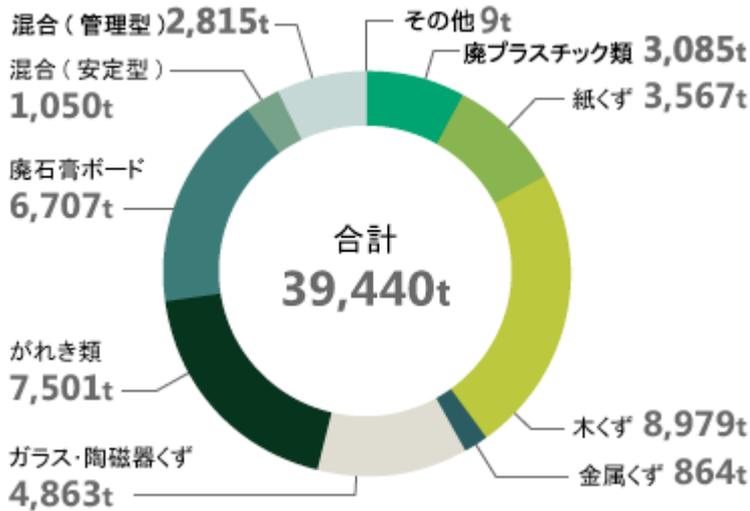
また、廃棄物処理費用について、住宅規模に応じて負担する従来の仕組みから実際の廃棄物排出量に応じて一棟ごとに負担する仕組みに切り替え、廃棄物排出量とコストを結びつけることや、廃棄物排出データをフィードバックすることで、現場の意識改革を図っています。

住友林業グループ「CSR中期計画」では、2020年度までに新築現場から発生する産業廃棄物の量を2016年度比30%削減することを目標に掲げています。2015年度は、新築住宅1棟あたりの産業廃棄物排出量を2013年度比で2.5%削減しました。

新築現場から発生する産業廃棄物の削減率

	削減率
2013年度（基準年度）	—
2014年度	▲8.7%
2015年度	▲2.5%
2020年度（目標年度）	▲30%

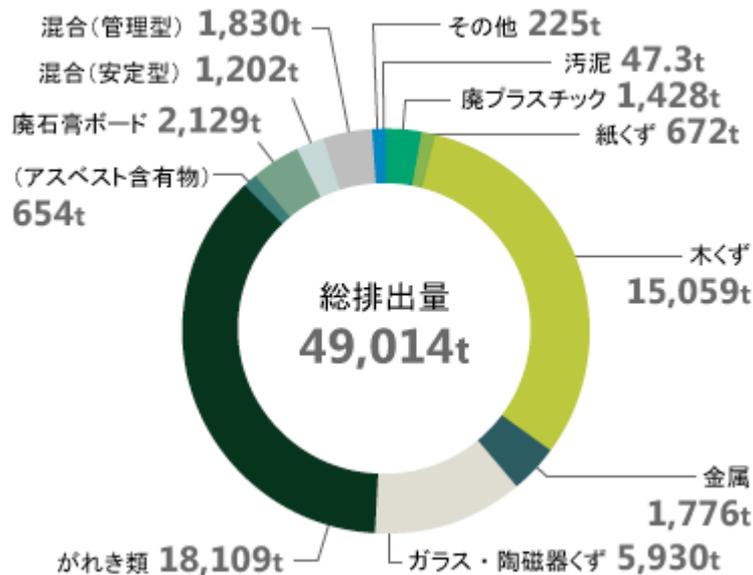
新築戸建住宅の廃棄物等排出量の内訳 (2015年度)



新築現場以外での取り組み

新築現場以外のリフォーム現場や住宅関連資材販売などの各排出事業所においても、ムダな廃棄物の発生をなくすため、各部署ごとに取り組みを実施しています。リフォーム現場においては、養生材のリースを使用することにより、発生量の削減に取り組んでいます。2015年度の新築現場以外でのリサイクル率は70.2%  でした。

新築現場以外からの廃棄物等排出量の内訳 (2015年度)

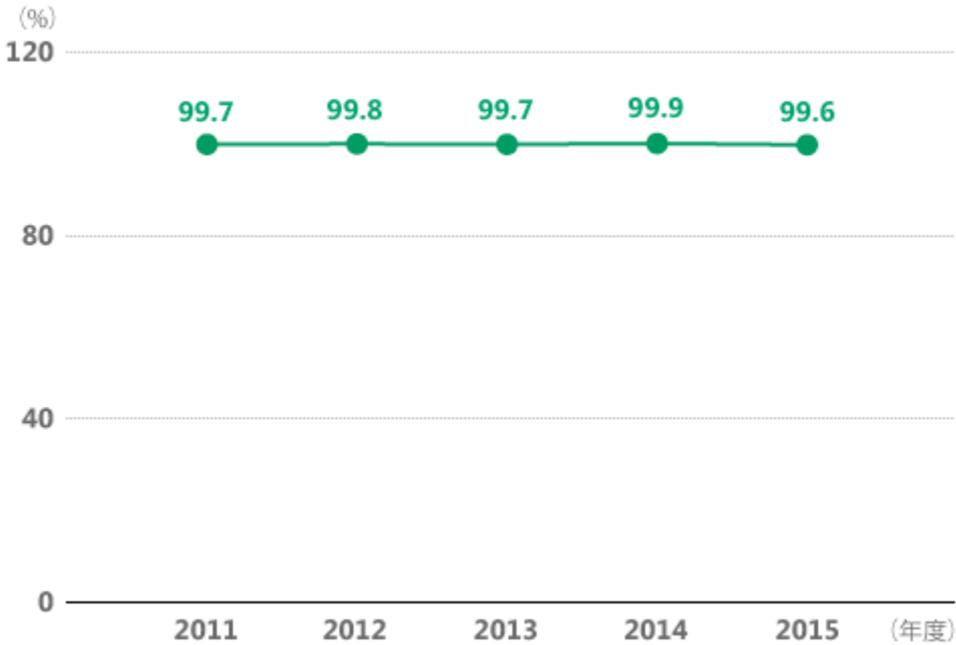


▶  [\(第三者保証マーク\) について](#)

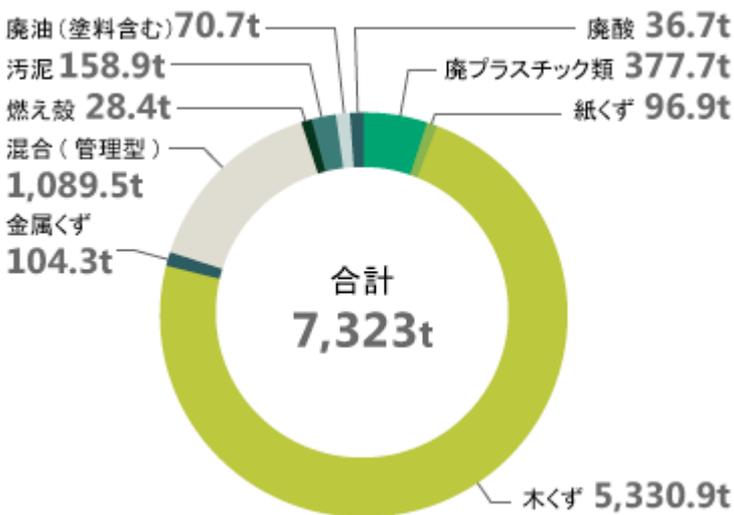
国内製造工場での取り組み

住友林業クレスト株式会社とスミリン農産工業株式会社では、各工場で産業廃棄物の分別を強化して有価売却するなど、継続して廃棄物排出量の削減に取り組んだ結果、2015年度も全工場でゼロエミッション（リサイクル率98%以上）を達成しました。

国内製造工場でのリサイクル率



国内製造工場からの廃棄物排出量の内訳 (2015年度)



海外製造工場のゼロエミッションに向けた取り組み

海外主要製造会社6社^{※1}では、各国の法令を遵守するとともに、住友林業グループのゼロエミッションの定義に準じて取り組みを推進しています。例えば、インドネシアのクタイ・ティンバー・インドネシアでは合板・建材の製造過程で発生する木くずを、パーティクルボードの原料やボイラー燃料などとして再利用しています。

2015年度は、アルパイン・MDF・インダストリーズ、ネルソン・パイン・インダストリーズ、ヴィナ・エコ・ボードの3社でゼロエミッションを達成しました。未達成であったクタイ・ティンバー・インドネシア、アスト・インドネシア、リンバーパーティクル・インドネシアの3社については、廃棄物排出量の削減や、分別収集、再利用の徹底などに取り組んでいきます。

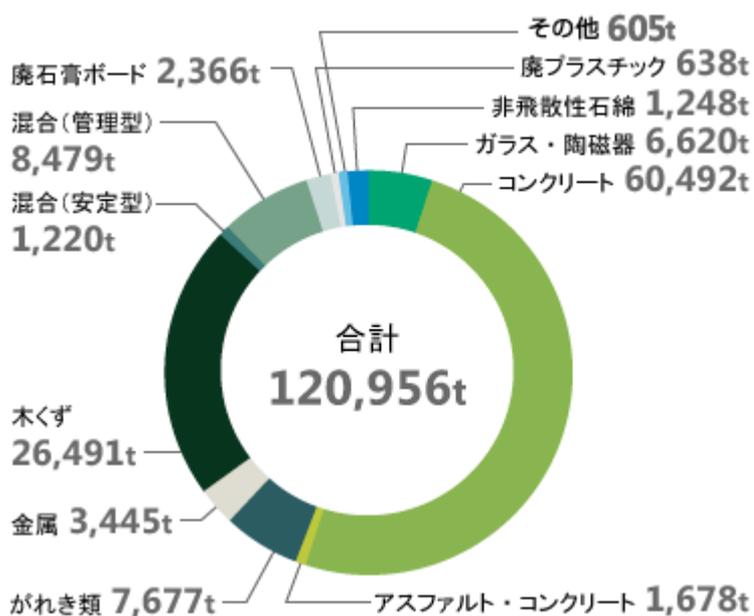
※1 インドネシア：クタイ・ティンバー・インドネシア、リンバ・パーティクル・インドネシア、アスト・インドネシア
オーストラリア：アルパイン・MDF・インダストリーズ
ニュージーランド：ネルソン・パイン・インダストリーズ
ベトナム：ヴィナ・エコ・ボード

解体系廃棄物の適正処理

住友林業は、2002年の建設リサイクル法の施行以前から、住宅の新築に伴う解体に際して、分別解体の徹底や廃棄物の分別排出による資源リサイクルを推進しています。2002年の施行以降は、同法で義務付けられた品目（木くず、コンクリートなど）について、発生現場で分別した上で、リサイクルを実施しています。

2015年度は、コンクリート、金属くずについては前年度に引き続き、リサイクル率がほぼ100%となりました。木くずについても付着物の除去徹底などにより、リサイクル率100%を達成しました。今後はリサイクル率のさらなる向上をめざして、瓦、ガラス、陶磁器類、石膏ボード、その他混合物のリサイクルルートの開拓などに取り組んでいきます。

解体廃棄物の排出量と内訳（2015年度）



「首都圏資源化センター」の稼働

住友林業は2010年12月に産業廃棄物処理の広域認定※1を環境省から取得したことで、新築現場まで資材を運んだトラックの帰り便を活用して廃棄物を収集し、広域認定で登録した回収拠点である中継センターに集約することが可能になりました。

当社はこの制度を活用し、高度な分別ができる「首都圏資源化センター」を埼玉県加須市に設立しました。2012年度より関東1都6県全域（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県）を対象に運用してきましたが、2015年度からは広域認定を活用して首都圏以外の20道府県21支店に廃棄物回収の取り組みを拡大しています。

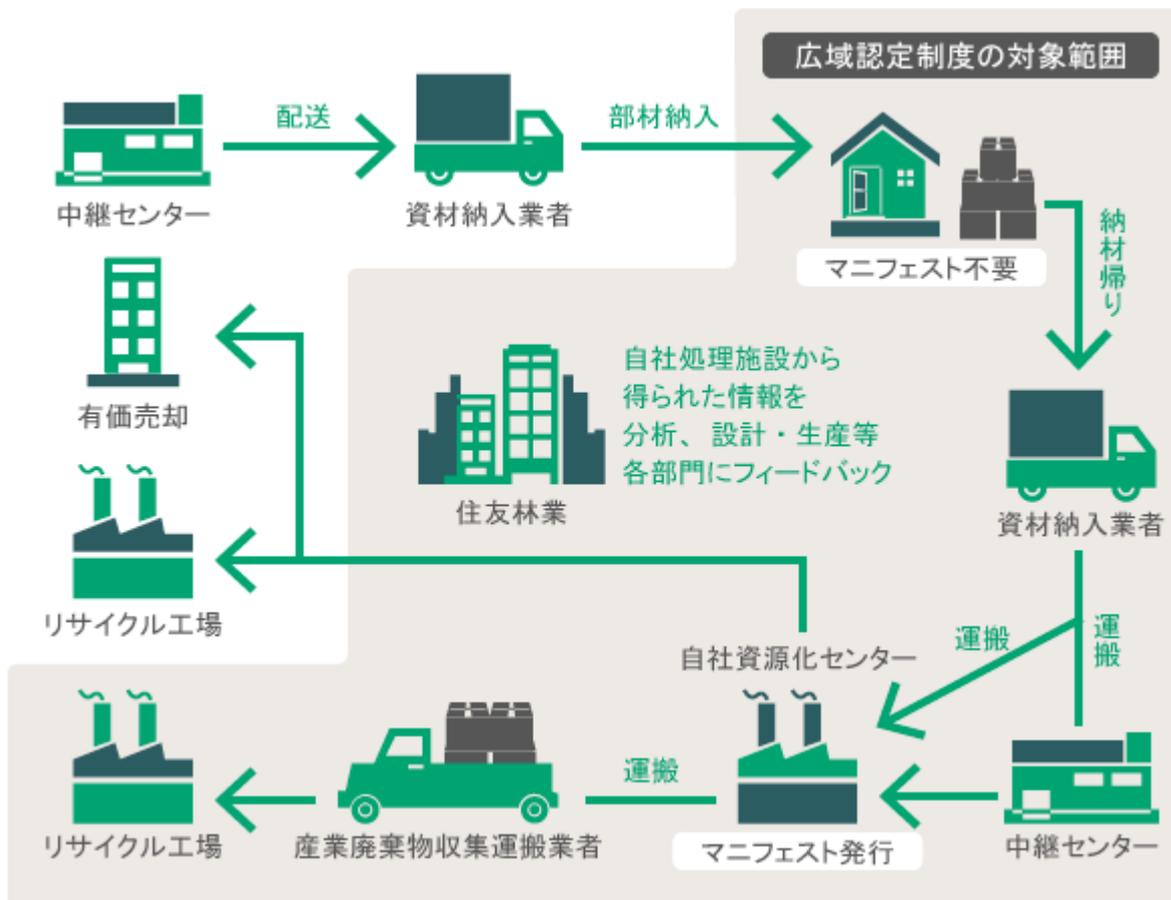
同センターの設置によって、廃棄物に関するデータの収集・分析が可能となりました。商品別・仕様別・施工店別の各発生量などのデータを商品開発、資材、設計、生産、物流などの各部門へ提供することで、廃棄物排出量の削減につなげています。



首都圏資源化センター

※1 廃棄物処理法上の特例制度。メーカーがリサイクルを目的に広域で廃棄物を回収する場合、収集運搬業の許可が不要になります。

資材配送・産業廃棄物回収フロー



建築工程管理システムによる廃棄物管理の強化

住友林業は、携帯電話を使って廃棄物の現場での排出と処理場への搬入状況を確認できるシステムを構築しています。システムで収集する画像と、廃棄物処理事業者から電子マニフェストに基づいて提出される解体廃棄物の品目・数量を照合することで、解体廃棄物の管理体制を強化しています。このシステムは、2013年度中にほぼすべての解体業者へ導入を完了しており、現場から排出された廃棄物が、適正に処理場に持ち込まれていることを確認しています。

リフォーム現場で発生する木くずの MATERIAL リサイクル

住友林業ホームテック株式会社は、2014年度より自社のリフォーム現場で発生する木くずの MATERIAL リサイクルを開始しました。MATERIAL リサイクルされる木くずは、パーティクルボードの原料として使われ、住友林業クレスト株式会社の工場で壁面・玄関収納などに加工されます。これらの内装材は、リフォーム現場で利用されています。



住友林業ホームテック株式会社のリフォーム現場で発生した木くずを利用したパーティクルボード

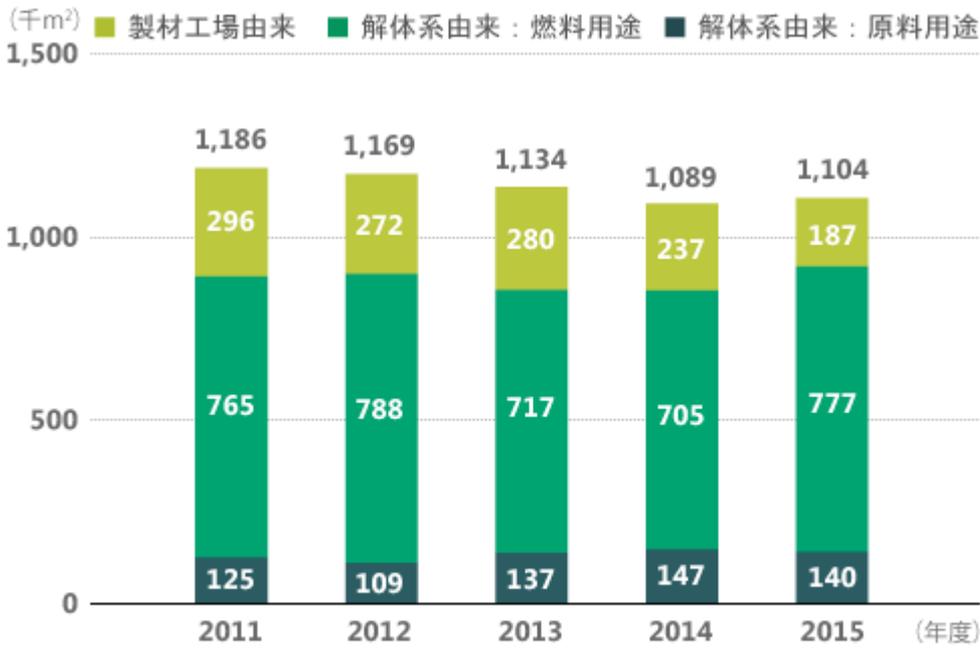
チップ化による木質資源のリサイクル

住友林業グループでは、木材の製材過程で発生する端材や、新築・解体現場で出る木くずをチップ化することで、製紙やパーティクルボードなどの原料として、また発電ボイラーなどの燃料として供給するチップ事業を通じて資源の循環利用に貢献しています。

2015年度の木材チップ取扱については、バイオマス発電所向け燃料用チップの需要が増えたことで全体的に需要と供給がタイトな状況でした。製材工場由来は製紙原料の需給バランスが崩れ前年度減の結果となりました。一方、燃料用途（解体系由来）のチップはタイトなマーケットの中で新規仕入先の開拓・既存仕入先でのシェアアップを通じて取扱量は増加しました。

2016年度は、製紙やパーティクルボード向けの原料用途については2015年度の取扱量を維持するとともに、需要が高まるバイオマス発電向け燃料の供給を通じて、燃料用途の取扱量のさらなる拡大をめざします。

木材チップ取扱量



浄水場で発生する使用済み活性炭の有効利用

東京都水道局では、オゾン処理と生物活性炭処理を併用する「高度浄水処理」を採用しており、有機物低減や消臭の過程で活性炭を使用しています。

スミリン農産工業株式会社は、その使用済み活性炭を有効利用して開発した農園芸用の培養土や緑化用の土壌改良資材を販売しています。それらは、植物への生育促進効果があることが東京都との共同研究を通じて明らかになっており、この研究成果について東京都と共同で特許を出願しています。

2015年度は、浄水場からの仕入量が減少したことから、使用済み活性炭の利用量は前年度比30%減の1,886m³となりました。2016年度の利用量は2015年度比2%増の1,929m³の見込みです。



使用済み活性炭とそれを使った農園芸用商品

持続可能な森林経営

環境報告

■ 森林の適正な管理

森林には、水の貯蓄・浄化、洪水や土砂崩れの防止、地球温暖化につながるCO₂の吸収・固定、生物多様性の保全など多様な公益的機能があります。
住友林業グループは、このような森林の公益的機能を保ちながら木材資源を永続的に利用するために、適正な管理のもと、持続可能な森林経営を国内外で進めています。

森林管理と木材利用



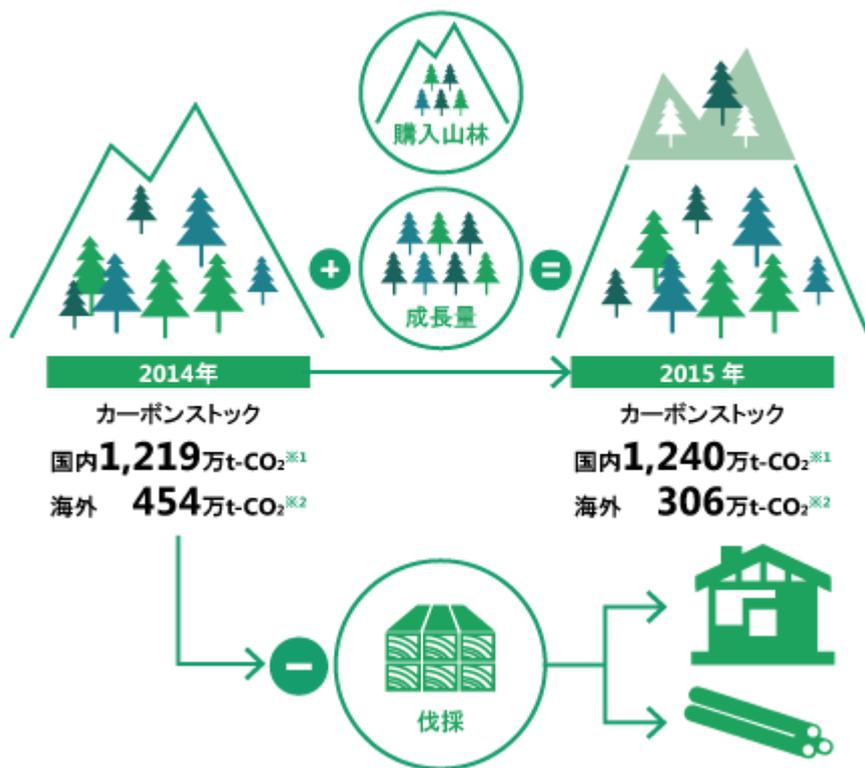
育林～適正な管理で森林の公益的機能を保持

住友林業グループは、国内で総面積46,443ヘクタールの社有林を、海外で総面積約23万ヘクタールの植林地を管理しています。これらの山林で下刈り、枝打ち、間伐など、育林のための適正な管理を実施することで森林の公益的機能の維持・向上に努めています。

2015年度末における当社グループの国内社有林のカーボンストック^{※1}は、12,399,034t-CO₂（前年度比+214,013t-CO₂）、海外の植林地のカーボンストックは306万t-CO₂となっています。

※1 森林がCO₂を吸収し、炭素として蓄積する量

国内外の山林におけるカーボンストック



※1 国内は、当該年度期末におけるカーボンストック

※2 海外は、当該年期末におけるカーボンストック

伐採～計画的な伐採により、木材製品を供給

中長期的な伐採計画のもと、2015年度は、国内で41,886m³、海外で175,246m³の木を伐採しました。伐採された木は、製材・加工され、住宅や家具などさまざまな製品として世の中に供給されます。そして、例えば住宅の構造材であれば、数十年間使われ続けます。

木は製品となってもCO₂を炭素として保持し続けるため、木材製品を使うこと、木造住宅を建てることは、都市に森をつくることと言われています。

2015年度の住宅建設に使用された木材によるカーボンストックは国内で17.5万t-CO₂になりました。

住友林業グループは、木化事業^{※1}を推進することによって、都市でもカーボンストックを増やし、地球温暖化対策に貢献しています。



2015年度の住宅建設に使用された木材によるカーボンストック

※1 住宅・非住宅の建造物の木造化・木質化を通じて、木材資源の用途拡大を図る当社グループにおける各事業の総称

利用～役目を終えても再利用でき、CO₂を増やさない

木造住宅や木材製品は、解体されたり製品として役目を終えたあとも、繊維板などの木質建材や製紙原料として再利用することができ、その間は吸収したCO₂を炭素として固定し続けます。また、最終的に木質燃料などとして燃やされた場合に放出されるCO₂は、木が成長する過程で大気中から吸収したものであり、木のライフサイクルの中では大気中のCO₂を増加させません。

植林～次の循環に向けて

育てた木を伐採して使うだけでは、森林資源は減少していきます。住友林業グループは、伐採後に必ず植林することで、持続可能な森林経営を推進しています。

2015年度は国内で84ヘクタール、海外で3,663ヘクタールの植林を実施しました。新たに植林された木々は、成長する過程でCO₂を吸収し、炭素を固定していきます。

国内における森林経営

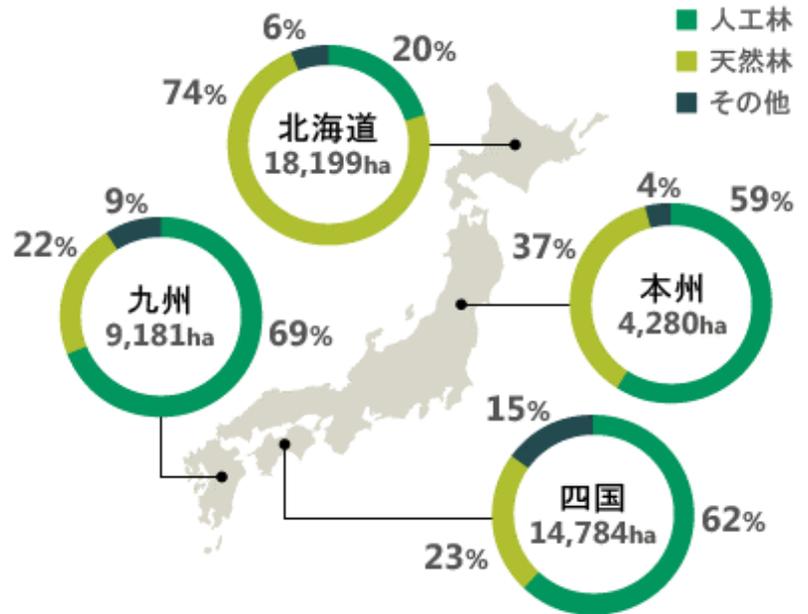
環境報告

社有林管理を通じた森林資源の維持・拡大

住友林業は、国内に総面積46,443ヘクタール(国土面積の約900分の1)の社有林を保有しています。社有林は、木材生産を重視する「経済林」と環境保全を重視する「環境林」に区分しています。当社では2006年に、日本独自の森林認証制度であるSGEC※¹の森林認証を全社有林※²で取得し、生物多様性の保全などを含め、社有林が適正に管理されていることを第三者から評価されています。

施業においては、森林資源の維持・拡大を図るために、生態系など周辺的环境に配慮しつつ適正に間伐を実施しています。また、「適地・適木・適施業」を旨とした施業計画のもと、生産性の高い社有林経営をめざしています。

社有林の分布・面積(2016年3月末現在)



社有林 総面積 46,443ha(国土の約900分の1)

※¹「緑の循環」認証会議。持続可能な森林経営が行われていることを第三者機関が証明する日本独自の森林認証制度。生物多様性の保全や、土壌および水資源の保全と維持など7つの基準に基づいて審査されます。

※² 当社社有林のうち、グループ会社でゴルフ場を運営している河之北開発株式会社への賃貸地は除きます。

国内での森づくりコンサルタント事業

住友林業は、社有林経営で培ったノウハウを活用し、国内の山林経営に関するコンサルティングビジネスを展開することで、国内林業の振興に貢献しています。

京都府京丹波町でのコンサルティング

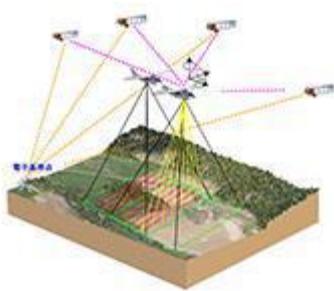
住友林業は、2014年度に京都府京丹波町から「森林資源量解析システム（以下、本システム）」の構築業務を受託しており、2016年3月末より本システムが稼動することとなりました。

本システムでは、航空写真とレーザ測量^{※1}を組み合わせた航空測量技術を用いることで、精度の高い森林資源情報（樹種、樹高、立木本数、蓄積量等）を取得しました。それらのデータを分析・活用して森林の資源量を的確に把握し、適正な森林管理の実行につなげることを目指します。

また、本システムでは、精度の高い森林資源情報を解析・整備するだけでなく、レーザ測量によって取得した詳細な地形データも実務利用可能な画像形式に調製しています。さらに、間伐等の施業地において森林作業道の開設の自動設計シミュレーションを行うことができるアプリケーションの搭載など、森林管理の効率化・高度化を図る複数の機能を備えています。これにより、実効性の高い伐採計画や林道開設計画の立案・実施に寄与すると期待されています。

当社は、こうしたコンサルティング活動を通じて、森林資源の効率的・効果的な管理・活用、地域の森林・林業の活性化をめざす行政の取り組みを支援していきます。

※1 レーザ測量：航空機に搭載したレーザスキャナから地上にレーザ光を照射し、地上から反射するレーザ光との時間差より得られる地上までの距離と、GPS 測量機、IMU（慣性計測装置）から得られる航空機の位置情報より、地上の標高や森林の状況を精密に調べる測量方法。



航空レーザ測量



林相区分図



FRDデモ画像

奈良県十津川村でのコンサルティング

奈良県十津川村は、総面積の96%にあたる64,000ヘクタールもの森林を有していますが、中山間地の典型である奥山立地で急斜面が多いことなどから、路網整備が難しく、豊富な森林資源を十分に活用できていませんでした。そのため同村では、行政と森林組合の連携のもと、「林業および木材産業を6次産業化^{※1}する」というビジョンを掲げ、木材加工流通拠点の整備などを進めてきました。

住友林業は、2011年度から同村で森林資源を活用した経済活性化のためのコンサルティングを行っています。2015年度は、十津川村の6次産業化を加速させるため、主に3つの事業に取り組みました。

ひとつ目は、2011年度に策定された、「十津川村森林基本計画」の見直しです。計画を策定した後、実行面での支援を行う中で生じたいくつかの問題点について見直しを行うにあたり、村内の全森林所有者にアンケートを実施しました。その結果を元に、村内外の主な林業関係者と会議を行い、より現実性の高い計画への改善を図っています。

2つ目は、作業道開設の支援です。村内の素材生産量を増加させるためには、大きくて壊れにくい作業道の開設が不可欠です。しかし、急傾斜地の多い村内では、これまで幅員の大きな作業道は定着しませんでした。そのため当社は、2013年度から村有林内に継続して開設している、比較的安価で壊れにくい作業道開設のコンサルティングを行い、一年間で880メートル延長できました。

3つ目は、森林組合の製材工場経営改善支援です。十津川村には、十津川村森林組合が運営する木材加工流通センターという製材工場があります。村内の林業および木材産業の6次産業化加速のためには、製材工場経営の立て直しが急務でした。当社は、森林組合職員とともに、棚卸管理マニュアル、総合原価管理マニュアル、品目別原価管理マニュアル、在庫管理マニュアルなどを作成し、工場経営の管理手法を確立しました。



急傾斜地での路網開設



タワーヤード集材の現地検討会

※1 農業、林業など1次産業の事業者が、加工・製造など2次産業、流通・販売など3次産業も合わせて展開すること。

ツリーシェルターを利用した低密度造林

近年、シカによる苗木の食害が問題となっています。住友林業では、苗木をプラスチック素材のチューブで覆うことで鹿から苗木を守るツリーシェルターを使用する、低密度造林という新しい林業形態を提案しています。ツリーシェルターを利用した造林は、シカを生息域から排除せずに食害を防ぐことができるため、従来の対策方法に比べ、同じ木材生産を見込んだ場合でも面積あたりの植栽本数を抑えることが可能です。除伐、間伐などにおける施業の省力化が期待できます。

住友林業フォレストサービス株式会社では、2013年度から、住友林業やハイトカルチャ株式会社と共同開発したツリーシェルター「ハイトシェルターS」を販売しています。住友林業フォレストサービス株式会社の原木仕入先やシカ食害に悩む森林組合などへ製品導入の提案を進めており、2015年度は86,000本を販売しました。

また、需要者のニーズに応え、従来の樹脂被覆鋼管製の支柱に加え、木製支柱を開発しました。これを利用することにより、成林時のシェルター撤去作業が軽減できるとともに、木質資源の有効活用はもちろん、地域の林業・木材製造業の発展が期待できます。2016年度は120,000本以上の販売をめざしており、林業の省力化および地方創生に貢献していきます。



高知県宿毛市の民有林に採用されたツリーシェルター

住友林業株式会社岐阜樹木育苗センターを開設

住友林業は、2015年3月に岐阜県と「岐阜県苗木供給体制整備事業に関する事業協定書」を締結しました。協定に基づき、2016年度に施設整備を行い「住友林業株式会社岐阜樹木育苗センター」を開設し、日本でも数少ない大規模生産による実生苗木生産を行います。



発芽して間もないスギの苗

岡山県真庭市での「里山真庭の森林（もり）づくり推進事業」への参画

住友林業は、2015年7月に岡山県真庭市が取り組む「里山真庭の森林づくり推進事業」の事業者として選定され、持続可能な森林利用を可能とする「森林・林業マスタープラン」の策定作業を行っています。

日本全国、特に中山間地域^{※1}の市町村における地方創生には、林業の活性化による地域経済の発展や雇用の創出が重要であるといわれています。

「里山真庭の森づくり推進事業」では、真庭市に約5,700ヘクタールのモデル地域を設定し、航空測量により森林資源量を把握し、それぞれの林分^{※2}の特性に応じたゾーニングや育林指針、これらに基づく伐採計画や林道計画、そして獣害対策からなる「森林・林業マスタープラン」を作成しました。さらに当社が所有するタワーヤードにより一部の人工林の伐採・搬出作業を行い、コストや生産性の分析を実施しました。

当社は本事業を通して、同市の拡大する木材需要に対する供給力の向上、そして森林整備、林業振興および環境保全をバランスよく推進する森林経営の実現に寄与することを目指します。

※1 平地から山間地にかけての、傾斜地が多い地域。

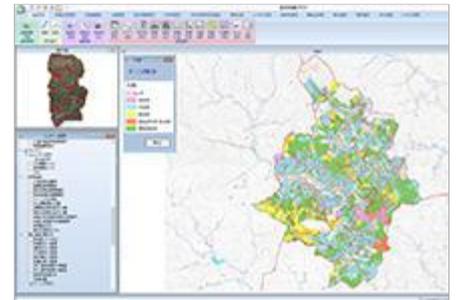
※2 森林を樹種・林齢・施業の状況により区分したものを。



タワーヤード



ワークショップ



真庭市ゾーニング

▶ [ニュースリリース「森林・林業の活性化による地方創生を目指し岡山県真庭市での「里山真庭の森林\(もり\)づくり推進事業」へ参画」](#)

樹木種子の発芽率を飛躍的に向上させる選別技術を開発

住友林業は、2015年6月、九州大学、国立研究開発法人森林総合研究所と共同で、近赤外光を用いた種子選別技術を開発しました。

戦後、国の施策により大規模に植林された人工林が伐採適期を迎え、伐採後の再生林を行うために大量の苗木が必要となります。一方、苗木の生産現場では、従事者の減少と高齢化が進んでおり、苗木の安定供給が全国的に難しい状況となっています。現在、苗木生産の効率化を図るためコンテナ苗生産が全国的に進められていますが、国内で植栽される、スギ、ヒノキ、カラマツはいずれも種子の発芽率が低く、生産効率化を進め大量生産を実現する上での課題でした。

本技術により、主要な造林樹種において発芽可能な種子を高い精度で選別し、苗木生産の効率化、コスト低減が可能になることから、林業の持続的な発展に貢献すると期待されています。

▶ [ニュースリリース「樹木種子の発芽率を飛躍的に向上させる選別技術を開発」](#)

海外における森林管理

環境報告

海外における森林管理

住友林業グループは、3つのアプローチで植林事業を展開しています。木材を生産し、植林木の原材料供給を増やすことを目的とした「産業植林」では、管理する土地を適切にゾーニング（区分）することで、貴重な生態系の保全と植林事業による地域社会の発展とを両立する事業をめざしています。さらに、環境保全のための緑化を目的とした「環境植林」も実施しています。そのままでは森林の成立が難しい土地で積極的に植林することで、森林面積の拡大や森林が持つ生態系サービスの機能発揮による環境保全への貢献をめざしています。また、周辺地域住民の協力を得ながら、地域社会にも植林による経済効果をもたらされる「社会林業」にも取り組んでいます。

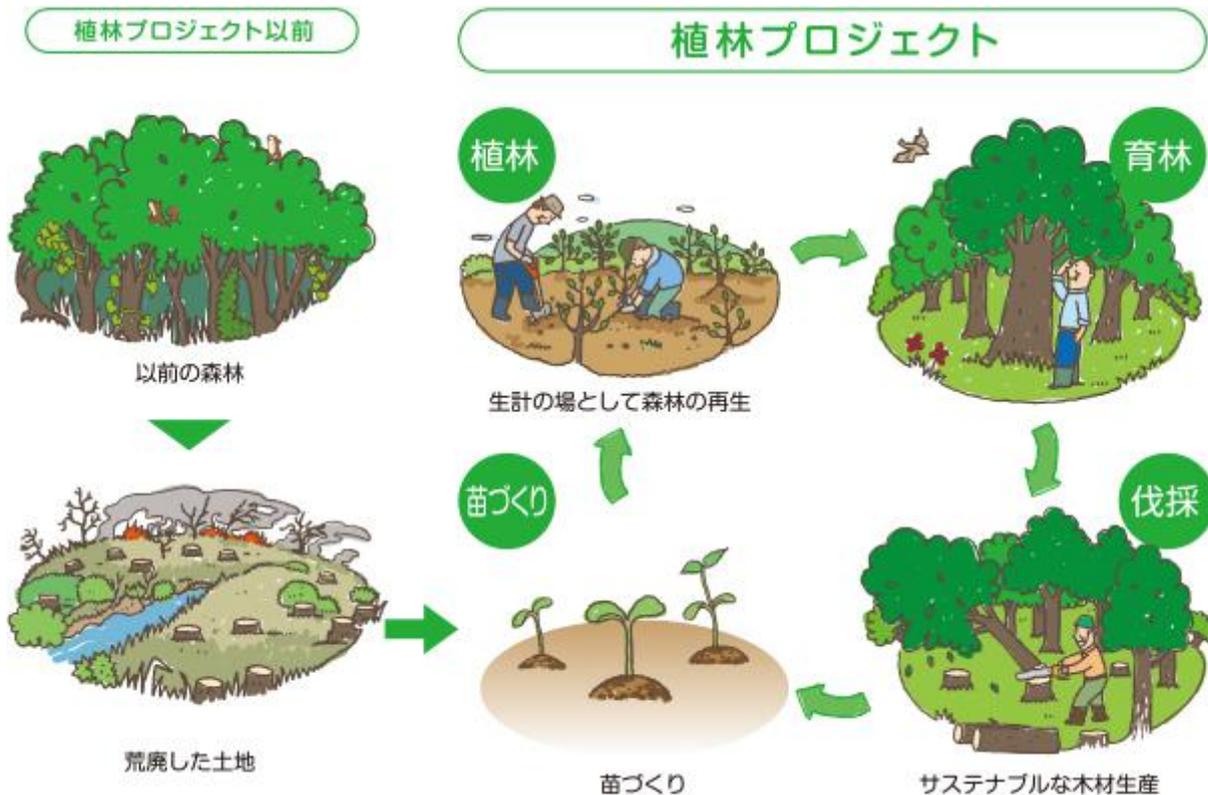
インドネシア西カリマンタン州における植林事業

住友林業は、インドネシアの山林経営・合板製造会社のアラス・クスグループと共同で、インドネシア共和国林業省から「産業植林木材林産物利用事業許可^{※1}」の発行を受けて2010年から大規模な植林事業を展開しています。本事業の植林対象地は、違法な焼畑や森林伐採が繰り返され、さらなる荒廃が危惧されているエリアです。荒廃を食い止めるには植林対象地の適切な管理と、事業を通じて地域の住民に経済的な基盤を提供することが重要と考えています。

苗づくりでは、植林地の土壌や水分の条件などの環境因子の違いを考慮し、立地ごとに適した多樹種の苗を当社の技術で生産しています。人手のかかる植林、育林、伐採の過程では地域の雇用を生み出しています。そして再植林を実践するため、第三者の意見も積極的に取り入れながら、最新の知見に基づいた調査とモニタリングを実施し、継続的改善を行っています。

※1 インドネシア共和国政府から発行される、同国において産業植林を行うための事業許可。100年間の植林事業が可能となります。

アラス・クスマグループとの植林プロジェクト



<p>2012年</p>	<p>・世界銀行のグループ機関であるIFC（International Finance Corporation：国際金融公社）とアドバイザー契約を締結。近年重要視され始めている「保護価値の高い森林（High Conservation Value Forests：HCVF）※1」の考え方に沿って、IFCと共同で事業地内の調査を実施し、事業地の土地利用計画が適切に実施されているか、また生物多様性や地域住民の生活への配慮が十分であるかなどについて調査しました。調査報告書は第三者機関による査読も受けており、これらのステークホルダーからの貴重なコメントは事業計画に反映されます。</p>
<p>2013年</p>	<p>・ステークホルダー（地域住民、周辺の企業、学識者、NGO、政府関係者）を招き、調査の内容と結果を共有するための公聴会を開催 ・インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得</p>
<p>2015年</p>	<p>・IFCから地域住民を含めたステークホルダーとの協力や森林火災予防の方法についてアドバイスを受け、事業活動に活用</p>

※1 森林の価値を考える際に、温室効果ガスの吸収源としての価値にとどまらず、絶滅の恐れがある希少な動物の生息地であることや、水源の確保、土壌侵食制御など自然の基本的なサービスを提供していること、地域住民の伝統的な文化アイデンティティにとって重要な森林地域であることなどの、多面的な価値を勘案する方法です。

泥炭湿地林の保全

泥炭湿地^{※1}に植林する場合、これまでの方法ではたくさんの排水路をつくり、土地を乾燥させていました。しかし、土地を乾燥させると、地中の有機物が分解され、温室効果ガスが放出されることで地球温暖化につながります。また、乾いた泥炭は一度燃えるとなかなか火が消えず、大規模な森林火災の発生にもつながります。

土を常に湿った状態にしておくためには、地下水位を一定に保ち適切な推移管理とモニタリングを行うことがたいへん重要です。そこで植林計画の立案にあたっては、精緻な現地調査を行い、その結果にもとづいて、（１）水辺林や保護林などの保護すべき森林、（２）バッファゾーン（緩衝帯）などの保護区を設定のうえ、（３）植林ゾーンを抽出しています。植林ゾーンでは、丸太の搬出や水位調整、防火帯としての機能を持つ水路を、直接河川と連結させないことで、土壌からの排水を最小限にとどめ、温室効果ガスの排出を抑えています。

※1 泥炭湿地を特徴づける泥炭土壌は、不適切な開発が行われると、大気中に温室効果ガス（二酸化炭素やメタンなど）を大量に放出することが知られています。当プロジェクトでは、日本やインドネシアの学術機関との共同研究によって、開発による泥炭の分解とそれに伴う温室効果ガスの放出を最小限に抑える配慮を行っています。



海外での森づくりコンサルタント事業

森づくりに対する企業のニーズは多様化しています。近年は、事業を展開する海外の国や地域の森林への影響を緩和するために、また企業の社会的責任を果たすために、途上国での森林保全活動や植林活動を実施する企業も少なくありません。

住友林業は、国内外の森林経営で培ったノウハウを活かし、熱帯地域での荒廃地の修復、生物多様性の回復、地域社会との共生に配慮した植林・森林保全など、企業や団体へのコンサルタント事業を行っています。

今後は、地元政府や関係機関と連携した既存プロジェクトの価値向上や、森づくり・農業生産を通じた地域経済に貢献する持続的なプロジェクト、REDD+をはじめとする新たなしくみの提案などを推進していく計画です。

三井住友海上火災保険株式会社のパリヤン野生動物保護林修復再生事業

三井住友海上火災保険株式会社は2005年から、インドネシアのパリヤン野生動物保護林（ジョグジャカルタ特別州グヌンキドゥル県）の荒廃した森林の修復に取り組んでおり、住友林業はこのコンサルティングを行っています。

第1期の活動として2011年3月までに350ヘクタールの土地に約30万本の植林を完了しました。2011年4月からは、「豊かな森林を地元住民が自主的に保護していくしくみづくり」を目標に、地域住民の生計向上のための農業指導プログラムや、地元関係者とともに保護林の管理方法を検討する組織の設置、地元の学校と連携した環境教育プログラムなどを支援しています。

また、この事業では、植林地や研修センターなどの関連施設を開放し、森林修復のノウハウや経験を積極的に公開しており、地元の小中学生や、森林、環境、教育分野などの研究をしているインドネシア国内外の学生や専門家、多くの政府関係者も訪問しています。



農業指導プログラムでのトウガラシ栽培

メラピ山国立公園植生回復プロジェクト

三井住友海上火災保険株式会社とPT. TS Tech Indonesia社は、インドネシアのメラピ山国立公園（中部ジャワ州）で、生態系回復事業を2012年度に開始し、住友林業は、JICA（独立行政法人国際協力機構）と連携して、プロジェクトの実施をサポートしてきました。

2015年度が最終年となる三井住友海上火災保険株式会社のプロジェクトでは、違法な砂利採取などで荒廃した国立公園内の生態系の回復と、植生回復活動の実践を通じた国立公園関係者の管理能力向上を目的とし、在来種による森林再生を50ヘクタールの範囲にわたって行いました。9月には国立公園内で発生した火災によりサイトの一部が被害を受けたものの、その後再植林を実施し、プロジェクトを完了しました。今後の管理は国立公園に移管されます。



メラピ山国立公園内の植林地

関連ページ

- ▶ [責任ある木材調達](#)
- ▶ [国内社有林・海外植林地の生物多様性保全](#)

生物多様性保全に関する方針と目標

環境報告

生物多様性宣言と生物多様性行動指針

住友林業は、2006年度に国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」、2007年度に「木材調達理念・方針」を定めました。また、2007年度に環境方針を改訂し、生物多様性への配慮を加えました。さらに、2012年3月には、住友林業グループの生物多様性への認識や姿勢を示す「生物多様性宣言」、社内的な指針を取り決めた「生物多様性行動指針」、具体的な行動目標を定めた「生物多様性長期目標」を制定しました。

なお、2015年7月より、「環境理念」「環境方針」「住友林業グループ生物多様性宣言」「住友林業グループ生物多様性行動指針」を統合し、「住友林業グループ環境方針」の運用を開始しています。

▶ [住友林業グループ環境方針](#)

生物多様性長期目標

生物多様性保全への取り組みを推進すると同時に、2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」達成に向けた国際的貢献を図るため、2012年3月に生物多様性長期目標を策定しました。それぞれの目標に2020年までの概略的なタイムスケジュールを設けて、今後の取り組みの指針としています。

住友林業グループ生物多様性長期目標（要約）

■ グループ共通目標

1 （森林の持続可能性の追求）

木に関わる川上から川下まで全ての事業で、森林の減少防止に努め、森林の持続可能性を追求します。

- 再植林や天然更新など森林の再生や、森林の生長量以下の計画伐採に努めます。
- 森林認証材・植林木・国産材など持続可能な木材の調達や利用を拡大します。
- 木材の有効利用と循環利用を進めます。

2 (森林および木材による二酸化炭素の吸収・固定の拡大)

健全な森林を育成し、木質建材・木造建築物により木材利用を推進することで、木材による二酸化炭素の吸収と固定を大きく拡大し、生物多様性保全と気候変動緩和に貢献します。

■ 個別目標

3 (森林)

生物多様性を再生・維持・拡大する森林管理を推進します。

- 生態系や生物の生息環境を守るゾーニングを進めます。
- 国内社有林では環境保全を重視する環境林の面積を20%以上確保します。
- 国内社有林は森林認証100%を維持します。
- 国内社有林では生物多様性モニタリング結果に基づく絶滅危惧種等に関する目標を2012年以降策定します。
- 海外植林では、地域社会・経済・教育への貢献に配慮しながら事業を行います。

4 (商品)

森林認証や環境評価などの生物多様性に配慮した商品やサービスを提供します。

5 (建設)

自然環境や街並みに調和した家づくり、まちづくりに努めます。

6 (設計)

建設・施工では、ゼロエミッション推進により廃棄物の発生を管理・抑制します。

7 (緑化)

周辺の生態系や植生に配慮し、自生種を積極的に植栽します。

8 (工場)

汚染物質、廃棄物、騒音を管理・抑制し、生物多様性への影響を減らします。

9 (広報)

お客様、取引先、地域社会などのステークホルダーに生物多様性の大切さを積極的に伝えます。

10 (研究)

生物多様性への取り組みのため、最新の情報を収集し保全技術を開発します。

11 (社会貢献)

歴史的・文化的に貴重な樹木やその遺伝子を保護します。

国内社有林・海外植林地の生物多様性保全

環境報告

国内社有林における生物多様性保全

国内社有林においては「生物多様性保全に関する基本方針」として、保護地域の適正管理や森林の連続性配慮による「生態系の多様性」、希少動植物の保護による「種の多様性」、個体数の維持による「遺伝的多様性」の3つを掲げています。

これらの方針のもと、樹木の生長量などの一定基準に沿って森林を適切に区分・管理しています。また、絶滅危惧種リストやマニュアルの整備、鳥獣類のモニタリング調査にも取り組んでいます。

国内社有林における「生物多様性保全に関する基本方針」（抜粋）（2006年6月）

1. 生態系の多様性

自然公園法などに指定された厳格な保護地域は法律に則り適正に管理する。それ以外の区域は、特に皆伐作業を行う場合にその面積を限定することにより森林の連続性に配慮する。

2. 種の多様性

天然林について、拡大造林などの樹種転換を伴う生態系に大きな影響を及ぼす極端な施業を行わないことにより、森林に存在する種数の減少を防ぐ。希少動植物の保全については、あらゆる作業において、レッドデータブックを活用し、その保護に留意する。

3. 遺伝的多様性

遺伝子レベルの変異とそれを維持するための個体数の維持が問題となるが、この分析は容易ではなく、行政や公的機関が実施しているモニタリング調査の結果が存在すれば、それを注視するなど、今後の取り組み課題としたい。

「住友林業レッドデータブック」「水辺林管理マニュアル」の作成

住友林業では、社有林内に生息する可能性がある絶滅が危惧される動植物のリスト「住友林業レッドデータブック」を作成し、山林管理に従事する社員および請負事業者に配布しています。施業時にデータブック記載の動植物を確認した場合には、専門家の意見を参考に適切に対処しています。2015年度は、2014年に購入した北海道の山林に分布する種を新たにリストに加えるため、「住友林業レッドデータブック（紋別山林事業所編）」の見直しを行いました。

また、多様な生物が生息する水辺では、「水辺林管理マニュアル」を作成して、適切な管理と保全に努めています。



住友林業レッドデータブック

鳥獣類のモニタリング調査

住友林業では、社有林における鳥獣類の生息状況をモニタリングしています。生物多様性に関連する基礎資料作成、および森林施業が周辺の環境に及ぼす影響を長期的に把握するため、紋別（北海道）、新居浜（四国）、日向（九州）、大阪（近畿・中国）の4地域を毎年1地域ずつ4年サイクルで調査し、各地域のデータを蓄積しています。

2015年度は和歌山・兵庫社有林において、哺乳類調査、鳥類調査、定点写真撮影などのモニタリング調査を実施しました。

これまでの調査で確認された哺乳類と鳥類の種

調査社有林	哺乳類	鳥類	調査年
新居浜山林	14種	31種	2008年
日向山林	11種	33種	2009年
紋別山林	10種	38種	2010年
和歌山山林	12種	25種	2011年
新居浜山林（2回目）	11種	34種	2012年
日向山林（2回目）	12種	29種	2013年
紋別山林（2回目）	9種	40種	2014年
和歌山山林（2回目）	10種	29種	2015年
兵庫山林（1回目）	6種	21種	2015年

社有林が生み出す生態系サービスの評価

住友林業は、独自の森林管理システムに蓄積された森林簿^{※1}や地図のデータを利用し、社有林の持つ多様な生態系サービス^{※2}の定量化^{※3}や、社有林経営の環境価値の“見える化”に取り組んでいます。生態系サービスの定量化や経済評価の算出を通じて、生態系サービスを高める森林経営手法の確立や、森林の生態系サービスにおける価値評価手法の発展に貢献していきます。2015年度は、間伐等の森林施業が森林の持つ生態系サービスに与える影響の試算方法について、専門家や企業との情報交換を通じて検討を重ねました。

※1 民有林の森林資源に関する台帳。樹種や林齢、面積、施業履歴などが記録されている。

※2 人類に利益となる、生態系に由来するすべての機能のこと。食料や木材の生産から、大気や水の浄化、水循環、生物多様性の保全など、さまざまな機能がある。

※3 生態系サービスのうち、調整サービス（水質浄化や気候の調整、自然災害からの防護など）について実施。

海外植林地における生物多様性保全

世界第3位の熱帯林を有するインドネシアでは、森林火災や違法伐採、焼畑耕作などによって、毎年約70万ヘクタールの森林が減少しているといわれています。このインドネシアの西カリマンタンで大規模産業植林を行っている住友林業グループでは、生物多様性に配慮した適切なゾーニングに基づき、土地に適した手法で植林を実施し管理しています。

2012年度は、植林事業地内に設定している保護区の選定・管理手法を客観的に見直すため、第三者機関である世界銀行系列の国際金融公社（IFC）とアドバイザー契約を結び、2013年度には、植林事業地内における保護価値の高い森林エリア（HCVF：High Conservation Value Forest）の特定を行いました。この結果は、今後の事業計画に反映されます。また、2013年度、インドネシア林業省が定めた持続可能な森林管理認証である、PHPL認証（Sertifikat Pengelolaan Hutan Produksi Lestari）を取得しました。

▶ [海外における森林管理](#)

事業・サービスを通じた生物多様性保全

環境報告

緑化事業を通じた生物多様性保全

住友林業緑化株式会社は、住宅や公園、まちづくりから自然環境の再生まで、あらゆる場面の緑化を総合的に提案しています。植栽計画に際しては保全レベルを4つのエリア（保護エリア、保全エリア、里山エリア、街区エリア）に区分し、生態系への影響を考慮して「地域性種苗」「自生植物」「栽培品種」を使い分けるようにしています。

例えば、自然公園などの保全エリアでは地域性種苗のみを用います。街区エリアでの住宅の庭づくりにおいては空間の彩りにも配慮し、自生植物に加えて栽培品種や地域の生態系に影響のない移入植物（明治以降移入）の一部も植栽しています。これらの考え方は、生物多様性に配慮した緑化植物「ハーモニックプランツ®（調和種）」として積極的に提案しています。また、地域の生態系への悪影響が明らかな種^{※1}を使用しない方針を立て、同社の技術統括部署において、その使用の有無をチェックしています。

※1 外来生物法に規定されている特定外来生物および生態系被害防止外来種

「ハーモニックプランツ®」の考え方



植栽エリアについての考え方

①保護エリア（遺伝子構成保護地域）：原生的な自然など学術的理由で人為的な植物の移動や導入を認めない地域			
②保全エリア（系統保全地域）：島嶼、高山、湿地など自然の保護を図る地域。緑化には地域性種苗を用いる。			地域性種苗
③里山エリア（種保全地域）：中山間、里山など人為的影響を受ける二次的自然地域。緑化には栽培品種を含む自生種を用いる。		自生種	
④街区エリア（移入種管理地域）：自然生態系から隔離し管理が可能な地域。侵略種でない栽培品種も使用できる。	栽培品種		

「ハーモニックプランツ®」の普及・定着に向けて

住友林業緑化株式会社は、住友林業の戸建注文住宅や分譲住宅に、生物多様性に配慮した植栽を採用しており、分譲住宅では2015年度に完工した710棟の外構植栽工事すべてで「ハーモニックプランツ®」による植栽を行いました。また、同年度にオープンした住友林業の住宅展示場全22カ所でも「ハーモニックプランツ®」による植栽工事を実施するなど、お客様への植栽提案に活用するとともに、社員の意識啓発を図っています。

さらに、2014年10月に住友林業とともに発売開始した総合的な庭提案「住友林業の庭」を主体に住まいと庭の一体設計を提案しており、植栽については「ハーモニックプランツ®」をもとに、生物多様性に配慮した計画の案内につとめています。

なお、「ハーモニックプランツ®」のうち、自生種の植栽本数についてはCSR中期計画で目標を設定しており、2015年度は住友林業の戸建注文住宅や分譲住宅に36,050本¹植栽しました。



「住友林業の庭」

- ▶ [「住友林業の庭」](#)
- ▶ [CSR中期計画](#)
- ▶ [\(第三者保証マーク\) について](#)

社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）の取得支援

住友林業緑化株式会社は、住友林業、株式会社インターリスク総研、株式会社地域環境計画とともに、「エコアセット™・コンソーシアム」を通じて生物多様性に配慮した都市再生、既存緑地改修、里山再生などのコンサルティング事業に取り組んでいます。「エコアセット™・コンソーシアム」が緑地保全計画のコンサルタントを行っている「トヨタの森」「三井住友海上駿河台ビル」「ソニーEMCS幸田」の3案件では、2011年度、社会・環境貢献緑地評価システム（SEGES）において、日本で初めて最高位の「Superlative Stage」認定を取得しました。SEGESとは、緑を守り育てる活動を通じて社会や環境に貢献している企業の緑地を対象に、特に優れた取組みを評価・認定する「緑の認定制度」です。

さらに、2015年度には、「エコアセット™・コンソーシアム」が緑地活用のコンサルティングを行っている「出光興産株式会社愛知製油所」がSEGESの「Superlative Stage」認定を取得しました。今後も、コンサルティング事業を通じて生物多様性の保全に貢献していきます。

生物多様性に関するコンサルティング事業

住友林業緑化株式会社は、「エコアセット™・コンソーシアム」を通じ、森林の環境共生技術などを活用した住友林業グループらしい特色ある生物多様性コンサルティングにより、地域や企業の自然環境共生に貢献していきます。

愛知県の伊良湖休暇村公園整備事業

住友林業緑化株式会社は、「エコアセット™・コンソーシアム」に参画している企業と共同で、2013年9月より愛知県田原市の伊良湖休暇村公園で海浜性植物をテーマに生物多様性に配慮した改修工事を行っています。近郊の海浜はアオウミガメの産卵地となっているほか、サシバやハチクマといったタカの渡り拠点となるなど、生態系ネットワークにおいて重要な役割を果たしています。

本事業は、日本初の海浜性植物観察園「いらごさららパーク」を整備するもので、2014年10月には全5ヘクタールのうち、メイン施設となる観光エリア約2.5ヘクタールがオープンしました。2015年度には、展望台に通じる「自然石積の橋」および、池の中島に希少種を集めた「希少種保全ゾーン」が完成しました。

事業の推進にあたっては、土壌の「天地返し」によって地中に眠っている埋土種子を復活させ、元来そこにあった海浜植生の復元を試みるなど、さまざまな植生回復手法を採用しており、2017年度には全体の整備が完了する予定です。



自然石積の橋



希少種保存ゾーン

「生物多様性読本」を制作

住友林業緑化株式会社は、2015年度、生物多様性についてわかりやすく解説した「生物多様性読本」を制作しました。2010年に生物多様性条約COP10で採択された「愛知目標」の達成年であり、かつ東京オリンピック・パラリンピック開催年でもある「2020年」に向け、生物多様性の主流化を図るためのさまざまな情報や活動のヒントを紹介しています。



「生物多様性読本」

有害化学物質の管理

環境報告

■ 研究所・工場での化学物質管理

筑波研究所の化学物質管理

筑波研究所は、入手から廃棄、災害時の事故防止・対応を規定した「化学物質マニュアル」に基づき、化学物質の安全な取り扱いに努めるとともに、所有する化学物質の把握と不要在庫の処分を目的に棚卸しを年2回実施しています。特に、有害化学物質は専用の保管庫を設置して施錠管理し、液体物の保管場所には転倒防止の仕切り板を設けるなどの対策を講じて災害に備えています。

住友林業クレスト株式会社の化学物質管理

住友林業クレスト株式会社の各工場では、化学物質の流出などの環境事故を予防するため、環境関連の作業マニュアルや規定を策定しています。それらに沿って、大気汚染物質や水質汚染物質、有機溶剤の排気中濃度などを定期的に測定し、問題がないことを確認しています。化学物質の取り扱いが多い伊万里工場（旧 第二九州工場）では、流出防止対策として、漏洩時対応用具を常備し、緊急時対応訓練を行っています。

2015年度PRTR対象化学物質の取扱量・排出量・移動量一覧※¹ (対象：住友林業クレスト株式会社)

物質番号	指定化学物質の名称	単位	取扱量	排出量 	移動量 
4	アクリル酸及びその水溶性塩	kg	11,512	0	0
7	アクリル酸ノルマルブチル	kg	11,168	0	31
84	グリオキサール	kg	1,850	0	3
134	酢酸ビニル	kg	2,145,804	2,495	30
186	塩化メチレン	kg	15,786	12,000	3,600
349	フェノール	kg	47,160	1	19
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	kg	3,447	0	8
407	POAE (C=12~15)	kg	2,230	13	6
411	ホルムアルデヒド	kg	153,972	46	320
415	メタクリル酸	kg	1,260	0	0
448	メチレンビス (4,1-フェニレン) = ジイソシアネート	kg	11,827	0	98
243	ダイオキシン類	mg-TEQ	-	73	0
合計※ ²			2,406,016	14,555	4,115

※¹ PRTR (Pollutant Release and Transfer Register : 化学物質排出移動量届出制度) とは有害性のある化学物質を事業所から環境中に排出した量と、廃棄物や下水として事業所の外へ移動させた量とを自ら把握し、行政機関に年に1回届け出る制度。

※¹ ダイオキシン類を除き、住友林業クレスト株式会社の各工場における取扱量がそれぞれ1トン以上の物質について集計しています。

※² 合計値にダイオキシン類は含まれません。

▶ [\(第三者保証マーク\) について](#)

NOx、SOx排出量（住友林業クレスト株式会社）

物質名	排出量（単位：kg）
SOx（硫黄酸化物） 	2,609
NOx（窒素酸化物） 	825
ばいじん	593

排水の水質調査結果（伊万里工場）

項目※1	単位	計量の結果	排水基準※2
pH	-	7.5	5.0～9.0
COD	mg/L	28.6	40
SS	mg/L	4.0	50
TN	mg/L	1.7	60
TP	mg/L	0.02	8

排水の水質調査結果（筑波研究所）

項目	単位	計量の結果	排水基準※3
pH	-	7.9	5.8～8.6
BOD※4	mg/L	13.0	160
SS	mg/L	7.0	200
ヘルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 （鉱物油 含有量）	mg/L	1未満	5
ヘルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 （動植物 油脂類含 有量）	mg/L	1.0	30
フェノー ール類含 有量	mg/L	0.025 未満	0.5以下

※1 pH=水素イオン濃度 COD=化学的酸素要求量 SS=浮遊物質 量 T-N=窒素含有量 T-P=りん含有量

※2 排水基準は、県条例で求められている値を採用

※3 排水基準は、水質汚濁防止法で定められた値を採用。フェノール類含有量については、つくば市公害防止協定で求められている基準値を採用

※4 BOD=生物化学的酸素要求量

■ アスベスト（石綿）含有建材の適正処理

住友林業グループは、石綿の適正な処理ルートを確保しています。住友林業では、「解体工事適正対応ガイド」を策定し、住宅の解体工事における石綿の飛散防止に努めています。一方、各事業所の建築物においても、法律に基づき適正に処理しています。

■ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管・適正処理

住友林業クレスト株式会社は、使用済みの高圧コンデンサなどに含まれるポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物について、PCB処理特別措置法に則り適切に管理し、処理を進めています。2015年度は、工場閉鎖に伴う設備の撤去等により、272台（10,059.7kg）新たに発生しました。内、22台（8,570kg）については、同年中に処理を行い、2015年度末現在、475台を保管しています。

PCB廃棄物の処理状況

2014年度	2015年度	増減
225台	475台	250台（1,489.7kg）増

植物の力を活用した土壌浄化技術・環境修復事業

現在、日本国内では工場などの跡地の利用において、土壌汚染に伴う環境負荷とその対策コストの負担が課題となっています。例えば、ガソリンスタンドは、埋設から40年以上たった地下タンクの改修が、改正消防法で義務化されたことに伴い、年間で約1,000カ所～2,000カ所が閉鎖される見込みです。

こうした土壌汚染対策・環境修復の需要に応えるべく、住友林業グループは、植物の作用を活用した汚染土壌の浄化（ファイトレメディエーション）に取り組んでいます。その一環として、2012年度、独自に品種登録した日本シバ「バーニングフィールド」による油汚染土壌浄化工法を、JX日鉱日石エネルギー株式会社と共同開発しました。

この工法で使用する日本シバは、根から出る栄養分が油分を低減する微生物の働きを活性化させる作用を持ち、環境負荷を抑え低コストで汚染土壌を浄化することが可能です。これまで、ガソリンスタンドや油槽所跡地の浄化に9件導入され、そのうち3件で浄化が完了しました。

なお、環境省が2013年度、2014年度に実施した「低コスト・低負荷型土壌汚染調査対策技術検討調査」において、油分分解微生物の活性化傾向が認められたほか、高濃度の油汚染地で適用することができる可能性があるとの評価を得ました。

今後も、この工法による浄化実績を積み重ね、全国の油汚染問題の解決に貢献していきます。



ガソリンスタンド跡地に
施工されたシバ

水資源の有効利用

環境報告

事業活動における節水

世界では今、水不足に対する危機感が増しています。今後、人口増加や途上国の経済成長によって水需要が高まることにより、この問題はますます深刻化することが予想されます。

住友林業グループでは、これまで、国内外の製造会社の水使用量を把握してきましたが、2012年度からは当社グループが所有する建物など、水使用量の実数測定が可能な拠点の使用量や起源も把握しています。また、住友林業では、2015年度、当社の住宅の施工現場の水使用量のサンプリング調査を実施し、施工時の水使用量は床面積1m²あたり約0.0887m³であることがわかりました。

一方、国内製造会社では、主に住宅の内装材などの木材加工品を製造しているため、水使用量は多くありませんが、可能な限り水資源を有効利用するため、各工場で節水に取り組んでいます。

住友林業グループは、水ストレスの高い地域を含む国においても事業を展開しており、当該地域における水使用量の計測に、今後取り組む予定です。また、水資源保護において、他の組織との協働も必要であるとの考えから、パートナーシップの構築を進めていきます。

国内グループ会社^{※1}の水使用量 (2015年度)

(単位m³)

	国内オフィス部門			国内製造会社部門		
	2013年度	2014年度	2015年度	2013年度	2014年度	2015年度
上水道	62,323	64,064	170,117	32,358	22,492	17,612
地下水	2,547	2,970	3,438	323	201	124
工業用水	128,329 ^{※2}	109,500 ^{※2}	120,306 ^{※2}	186,977	173,468	166,444
合計	193,199	176,534	293,861	219,658	196,161	184,180

※1 対象は当社グループが所有する建物など、水使用量の把握が可能な拠点

※2 ゴルフ場を経営している河之北開発株式会社で、芝への水まきなどコースの維持管理として使用分と2015年度からは筑波研究所で実験用に使用している分

▶ (第三者保証マーク) について

住友林業クレスト株式会社の取り組み

合成樹脂接着剤などを製造している住友林業クレスト株式会社の伊万里工場（旧 九州第二工場）では、工業用水を製造設備の冷却に使用したあと、工場排水の希釈に再利用するなど、水使用量削減のため主に3つの施策を推進しています。



排水のCOD測定

■ 住友林業クレスト株式会社伊万里工場の節水施策

1. 設備洗浄水の一部を回収し、原材料水として再利用する。
2. 雨水回収用ポンプの増強などで雨水の利用率を向上させる。
3. COD^{※1}測定による水質管理を実施し、必要最低限の水で排水処理を行う。

※1 化学的酸素要求量のこと。水中の被酸化性物質を酸化するために必要とする酸素量を示したもので、代表的な水質の指標の一つ。

2015年度の集計結果

住友林業では、環境経営を推進していくために、環境保全コストならびに環境保全効果、経済効果を集計し公表しています。

(注) 集計範囲は住友林業単体と一部グループ会社を含んでいます。

環境保全コスト

コストの分類		主な取り組みの内容	費用額 (百万円)
事業エリア内コスト	地球環境保全コスト※1	持続可能な森林の育成	631
		環境ビジネス (海外コンサルティング、REDD +関連事業など)	221
		カーボンオフセットの実施	67
	資源循環コスト※2	産業廃棄物の適正処理・削減・リサイクル推進	5,615
		廃木材チップの流通事業運営	212
		浄水場沈殿土のリサイクル培養土事業	525
上・下流コスト※3		グリーン購入	34
管理活動コスト※4	環境管理活動の運営・推進 (ISO14001運用、環境教育、LCA 調査など)	132	
	環境負荷の監視	1	
	環境情報の開示および運用 (CSRレポート、環境関連広告、環 境関連展示など)	15	
研究開発コスト※5		研究開発活動のうち環境保全に関する要件	307
社会活動コスト※6	「まなびの森」管理・運営		22
	「フォレスターハウス」管理・運営		10
	その他社会貢献活動		2
	経団連自然保護基金への寄付		2
合計			7,796

- ※1 地球環境保全コスト：持続可能な森林育成のための社有林保全管理にかかる経費、環境ビジネスにかかる国内外の経費、カーボンオフセット実施のための海外植林費用を算出
- ※2 資源循環コスト：廃木材流通事業の運営、建設廃棄物の分別・リサイクル・適正処理・収集運搬・管理、リサイクル培養土事業にかかる経費を算出
- ※3 上・下流コスト：グリーン購入にかかる経費を算出
- ※4 管理活動コスト：ISO14001認証維持に関する事務局経費および審査費用、環境関連広告、環境関連展示、CSRレポートなど環境情報の開示にかかる費用、環境教育、LCA調査、環境負荷の監視などに関わる費用を算出
- ※5 研究開発コスト：筑波研究所で実施している環境関連テーマの研究にかかる経費を算出
- ※6 社会活動コスト：富士山「まなびの森」自然林復元活動運営、「フォレスターハウス」の維持管理・運営、その他社会貢献活動にかかる経費および経団連自然保護基金への寄付金を算出。経団連自然保護協議会が委託する経団連自然保護基金への資金支援を実施

▶ [経団連自然保護協議会](#)

環境保全効果

効果の分類	効果の内容	効果
事業エリア内コストに対する効果	流通事業による廃木材リサイクル量（チップ換算）	1,104千m ³
	浄水場沈殿土のリサイクル培養土の販売量	22千トン
上・下流コストに対する効果	グリーン購入率	71.0%
管理活動コストに対する効果	内部環境監査員取得者	237名
研究開発コストに対する効果	ジャパンバイオエナジー株式会社 川崎市より優良産廃処理業者に認定	-
	御神木“北野桜”の組織培養による苗木増殖に成功。昨年の紅和魂梅に続き、貴重木の保護に取り組む	-
	～ 森林・林業の活性化による地方創生を目指し ～京都府京丹波町での「森林資源量解析化システム事業」稼動開始	-
	野口健氏が進めるネパール・マナスル森林再生プロジェクトを支援 植林・植栽分野で技術協力	-
	宮城県東松島市 沿岸部の被災地における芝生生産事業「希望の芝プロジェクト」始動 ～ 被災元地を、あをあをとした緑の土地に。～	-
	～ 森林・林業の活性化による地方創生を目指し ～岡山県真庭市での「里山真庭の森林（もり）づくり推進事業」へ参画 持続可能な森林利用を可能とする森林・林業マスタープランの策定作業開始	-
	樹木種子の発芽率を飛躍的に向上させる選別技術を開発 ーコスト削減で林業の成長産業化に貢献ー	-
社会活動コストに対する効果	富士山「まなびの森」でのボランティア活動参加人数	315名
	富士山「まなびの森」環境学習支援プロジェクト参加児童人数	733名
	「フォレスターハウス」来場者数	2,974名

グループ主要製造会社の環境データ

環境報告

国内主要製造工場

グループ主要製造会社の環境負荷情報を会社別、工場別に報告しています。

住友林業クレスト株式会社鹿島工場

茨城県鹿嶋市：木質系住宅関連部材、住宅設備機器の製造販売

インプット		アウトプット	
エネルギー投入量	31,000GJ	温室効果ガス (CO ₂)	966トンCO ₂
原材料	11,000トン	廃棄物等	2,750トン
水使用量	3,780m ³	排水量	2,730m ³

住友林業クレスト株式会社静岡工場

静岡県藤枝市：木質系住宅関連部材、住宅設備機器の製造販売

インプット		アウトプット	
エネルギー投入量	32,900GJ	温室効果ガス (CO ₂)	1,450トンCO ₂
原材料	37,000トン	廃棄物等	2,190トン
水使用量	5,270m ³	排水量	5,270m ³

住友林業クレスト株式会社新居浜工場
愛媛県新居浜市：集成材、階段部材、カウンターの製造販売

インプット		アウトプット	
エネルギー投入量	26,500GJ	温室効果ガス (CO ₂)	1,650トンCO ₂
原材料	4,780トン	廃棄物等	974トン
水使用量	5,300m ³	排水量	6,300m ³

住友林業クレスト株式会社伊万里工場
佐賀県伊万里市：合成樹脂接着剤および化学材料品の製造販売

インプット		アウトプット	
エネルギー投入量	15,100GJ	温室効果ガス (CO ₂)	970トンCO ₂
原材料	7,080トン	廃棄物等	278トン
水使用量	157,000m ³	排水量	144,000m ³

海外主要製造工場

グループ主要製造会社の環境負荷情報を会社別、工場別に報告しています。

クタイ・ティンバー・インドネシア (KTI)

インドネシア：合板・二次加工合板・木材加工品・パーティクルボードの製造・販売

インプット		アウトプット	
エネルギー投入量	688,000GJ	製品	294,000m ³
電力	52,500MWh	PB	104,000m ³
石油類	2,220KL	合板	132,000m ³
ガス類	1,840m ³	建材	58,800m ³
		廃棄物等	
原材料	344,000トン		37,600トン
木材等	327,000トン	温室効果ガス (CO ₂)	
樹脂	17,200トン		52,800トンCO ₂
水使用量		排水量	
	370,000m ³		154,000m ³

リンバ・パーティクル・インドネシア (RPI)
 インドネシア：パーティクルボードの製造・販売

インプット	
エネルギー投入量	254,000GJ
電力	17,900MWh
石油類	705KL
ガス類	1,130,000m ³
原材料	169,000トン
木材等	159,000トン
樹脂	9,830トン
水使用量	
	107,000m ³

アウトプット	
製品	103,000m ³
PB	103,000m ³
廃棄物等	
	18,900トン
温室効果ガス (CO ₂)	
	20,200トンCO ₂
排水量	
	98,500m ³

アルパイン・MDF・インダストリーズ (ALPINE)
 オーストラリア：MDF（中密度繊維板）の製造・販売

インプット	
エネルギー投入量	397,000GJ
電力	38,900MWh
石油類	85KL
ガス類	1,150,000m ³
原材料	199,000トン
木材等	184,000トン
樹脂	13,800トン
水使用量	
	79,500m ³

アウトプット	
製品	104,000m ³
MDF	104,000m ³
廃棄物等	
	43,800トン
温室効果ガス (CO ₂)	
	32,900トンCO ₂
排水量	
	30,000m ³

ネルソン・パイン・インダストリーズ (NPIL)

ニュージーランド： MDF (中密度繊維板)・単板・LVL (単板積層材) の製造・販売

インプット	
エネルギー投入量	1,000,000GJ
電力	17,900MWh
石油類	287KL
原材料	730,000トン
木材等	691,000トン
樹脂	36,600トン
水使用量	330,000m ³

アウトプット	
製品	372,000m ³
MDF	314,000m ³
LVL	57,400m ³
廃棄物等	107,000トン
温室効果ガス (CO ₂)	19,400トンCO ₂
排水量	286,000m ³

ヴィナ・エコ・ボード (VECO)

ベトナム：パーティクルボードの製造・販売

インプット	
エネルギー投入量	297,000GJ
電力	28,500MWh
石油類	324KL
ガス類	275m ³
原材料	182,000トン
木材等	162,000トン
樹脂	19,400トン
水使用量	38,700m ³

アウトプット	
製品	195,000m ³
PB	195,000m ³
廃棄物等	56,800トン
温室効果ガス (CO ₂)	11,900トンCO ₂
排水量	38,700m ³

会社概要

住友林業の概要

会社名 住友林業株式会社

本社所在地 〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館

資本金 27,672百万円

設立 1948年（昭和23年）2月20日

創業 1691年（元禄4年）

従業員数 単体4,417名、連結17,001名（2016年3月31日現在）

営業種目

■ 資源環境事業

山林の経営、林業・環境関連の新規事業開発、バイオマス発電事業等環境エネルギー事業、海外における植林事業の管理、国内外の温室効果ガス排出削減に関するコンサルタント業務

■ 木材建材事業

木材（原木・チップ・製材品・集成材等）・建材（合板・繊維板・木質加工建材・窯業建材・金属建材・住宅設備機器等）の仕入・製造・加工・販売等

■ 海外事業

海外における、木材・建材の製造・販売、戸建住宅等の建築工事の請負・販売等

■ 住宅事業

戸建住宅・集合住宅等の建築工事の請負・アフターメンテナンス・リフォーム、分譲住宅等の販売、インテリア商品の販売、不動産の賃貸・管理・売買・仲介、住宅の外構・造園工事の請負・都市緑化事業、CAD・敷地調査等

■ 生活サービス事業

有料老人ホームの運営、リース、保険代理店業、農園芸用資材の製造・販売、情報システムの開発、人材派遣業等

社有林 46,443ヘクタール（2016年3月末現在）

主要財務データ

連結売上高と営業・経常・当期純利益の推移

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度
売上高 (億円)	8,319	8,452	9,730	9,973	10,405
営業利益 (億円)	192 (2.3%)	253 (3.0%)	334 (3.4%)	340 (3.4%)	301 (2.9%)
経常利益 (億円)	207 (2.5%)	270 (3.2%)	336 (3.4%)	364 (3.7%)	305 (2.9%)
当期純利益 (億円)	93 (1.1%)	159 (1.9%)	225 (2.3%)	186 (1.9%)	97 (0.9%)

※ %は対売上高比率です。

セグメント別連結売上高・売上高比率（2015年度）

	木材建材事業	住宅事業	海外事業	その他事業
売上高（億円）	4,270	4,546	1,879	169
売上高比率（%）	39.3	41.8	17.3	1.6

※1. %は対売上高比率です。

2. 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含んでおり、各セグメントの売上高の合計は連結売上高（10,405億円）とは一致しません。

▶ [業績・財務情報（IR情報ヘリンク）](#)

編集方針

■ 編集方針

住友林業グループは、「CSRレポート」をステークホルダーの皆様とのコミュニケーションを図る重要なツールと位置付けています。

特にお伝えしたい事項については冊子にまとめ、ウェブサイトでは住友林業グループのCSR活動を網羅的に報告しています。

2016年版のウェブサイトは、「トップコミットメント」のほか、全体を「経営体制」「社会性報告」「環境報告」の3パートに分け、CSRに関する考えや方針、具体的な活動を掲載しました。

また、CSRレポートを公開している本サイトには、森林保全や生物多様性保全、社会貢献などの活動を詳しく紹介するコンテンツも用意しています。

当社グループの多様な取り組みをご覧いただき、ぜひ忌憚のないご意見をお寄せください。

発行日：2016年7月

参考ガイドライン：「環境報告ガイドライン（2012年版）」（環境省）、「ISO26000：2010 社会的責任に関する手引き」（（財）日本規格協会）、「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第4版」（GRI）本報告書にはGRIサステナビリティ・レポーティング・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されています。

報告対象期間：2015年4月～2016年3月（報告の一部に、2016年4月以降の活動と将来の見通しを含む）

報告対象組織：住友林業株式会社を基本に、住友林業グループ

▶ [グループ会社一覧](#)

■ 報告内容の信頼性の確保について

CSRレポートに記載した取り組みの内容や実績データについては、担当部署において適切な測定および集計方法を使用することで正確性の確保に努めるとともに、可能な限りその方法を開示しています。また、環境・社会側面のパフォーマンス指標についてKPMGあずさサステナビリティ株式会社の第三者保証を受けており、保証対象の指標には  マークを表示しています。

社外からの評価

社会的責任投資（SRI）指数

2016年4月末時点で、下記の社会的責任投資（SRI）指数へ組み入れられています。

「FTSE4Good Global Index」に2004年より継続して組み入れられています。



FTSE4Good

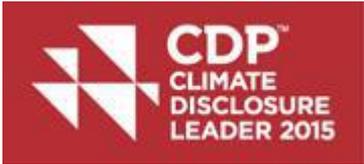
「モーニングスター社会的責任投資株価指数（MS-SRI）」に2008年より継続して組み入れられています。

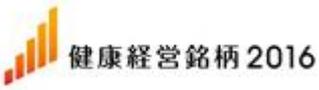


2015年度の主な評価・表彰実績

受賞年月	名称・主催	評価	対象企業・表彰者・在籍企業
2015年4月	INDOGREEN EXPO2015 インドネシア環境 林業省	INDOGREEN EXPO2015にて当社グループ の展示ブースが民間企業部門で銅賞を獲得	クタイ・ティンバー・インドネシア（KT I）、リンバ・パーティクル・インドネシア（RPI）、インドネシア住友林業、ワナ・スブル・レスタリ（WS L）、マヤンカラ・タナマン・インダストリ（MTI）

2015年6月	HIA (Housing Industry Association: 豪州住宅産業協会)	<p>住友林業グループ会社「ヘンリー・プロパティーズ・グループ」がProfessional Major Builder部門において豪州No1を受賞。オーストラリアVIC州及びQLD州において、Professional Major Builder賞を受賞</p>  <p>▶ ニュースリリース</p>	Henley Propertiesグループ
2015年7月	第9回キッズデザイン賞 特定非営利活動法人キッズデザイン協議会	<p>住友林業株式会社全館空調システム「エアドリーム ハイブリッド」、住友林業クレスト株式会社住宅・内装建材「ただいま収納シリーズ」子ども視点の安全安心デザイン一般部門で「衝突安全性に配慮した壁コーナーの仕様」がキッズデザイン賞を受賞</p>  <p>▶ ニュースリリース ▶ ニュースリリース</p>	住友林業 住友林業クレスト
2015年7月	UR 都市機構	<p>UR 都市機構の優秀工事施工者として表彰</p> <p>▶ ニュースリリース</p>	住友林業
2015年10月	2015年度 グッドデザイン賞 公益財団法人日本デザイン振興会	<p>木の持つ良さ、特長を活かしつつ、住まいに関する最新技術との融合により安心・安全の快適な住空間の提案、それらの提案を具現化してきた事例紹介等5件の取り組みが受賞</p>  <p>▶ ニュースリリース</p>	住友林業

2015年 10月	神戸ビエンナーレ 2015 神戸ビエンナーレ 組織委員会、神戸 市	「神戸ビエンナーレ2015 グリーンアート 展」にて審査員特別賞を受賞	住友林業緑化
2015年 10月	第32回全国都市 緑化あいちフェア	「花と緑の屋外出展コンテスト」で金賞・造 園協会長賞を受賞	住友林業緑化
2015年 10月	なごやグッドグリー ン賞	リノベーション営業部が管理する緑地が「な ごやグッドグリーン賞 特別賞」を受賞	住友林業
2015年 10月	平成27年 優秀施 工者 国土交通省	優秀施工者国土交通大臣顕彰、青年優秀施工 者土地・建設産業局長顕彰を受賞	住友林業ホー ムエンジニア リング
2015年 10月	第32回住まいの リフォームコンク ール 公益財団法人 住 宅リフォーム・紛 争処理支援センタ ー	「120年前が蘇る、温故知新の修景リフォー ム」「昔の面影を残す 美しい古梁の家」が作 品部門優秀賞受賞	住友林業ホー ムテック
2015年 11月	CDP気候変動20 15 CDP	「CDP気候変動2015」気候変動情報開示先 進企業に3年連続日本企業トップのスコアで選 定  ▶ ニュースリリース	住友林業
2015年 12月	インドネシア環 境・林業省大臣賞	KTIの植林事業がインドネシア環境・林業省大 臣より大臣賞を受賞	ワナ・スプ ル・レストリ (WSL) マヤンカラ・ タナマン・イ ンダストリ (MTI)
2015年 12月	ウッドデザイン賞 2015 (新・木づ かい顕彰)	「木の内装と間接照明を組み合わせた寝室環 境による睡眠の質改善効果と疲労軽減効果」 が奨励賞 (審査委員長賞) を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業

2015年12月	第53回技能五輪 全国大会 厚生労働省・中央 職業能力開発協会	青年技能者の技能レベルの日本一を競う技能 五輪建築大工職種部門で2名が銀賞を受賞 ▶ ニュースリリース	住友林業ホーム エンジニア リング
2016年1月	健康経営銘柄2016 経済産業省・東京 証券取引所	「平成27年度健康経営銘柄」に選定  ▶ ニュースリリース	住友林業
2016年1月	The Sustainability Year book 2016 RobecoSAM社	「持続可能性に優れた企業」に9年連続して選ばれるとともに、Home Building Industryの カテゴリーにおいて「Bronze Class (銅)」に選定  ▶ ニュースリリース	住友林業
2016年2月	経済産業省	「平成27年度 先進的なリフォーム事業者表彰」に選定 ▶ ニュースリリース	住友林業ホーム テック
2016年3月	平成27年度 な でしこ銘柄 経済産業省・東京 証券取引所	「平成27年度なでしこ銘柄」に選定  ▶ ニュースリリース	住友林業

GRIガイドライン対照表

本報告書にはGRIサステナビリティ・レポート・ガイドラインによる標準開示項目の情報が記載されています。

▶ [GRIガイドライン対照表](#)

第三者保証報告書

▶ [第三者保証報告書](#)

GRIガイドラインとの対照表

GRIガイドラインと報告内容との対応関係

一般標準開示項目

GRIガイドライン第4版		ISO26000 項目	記載場所
戦略および分析			
G4-1	a. 組織の持続可能性の関連性と組織の持続性に取り組むための戦略に関して、組織の最高意思決定者（CEO、会長またはそれに相当する上級幹部）の声明を記載する。	6.2	▶ トップコミットメント
G4-2	a. 主要な影響、リスクと機会について説明する。 組織は、主要な影響、リスクと機会に関して、2つのセクションに簡潔に記述すべきである。	6.2	▶ トップコミットメント ▶ リスクマネジメント ▶ CSR経営 ▶ 環境リスクマネジメント ▶ IR関連資料
組織のプロフィール			
G4-3*	a. 組織の名称を報告する。		▶ 会社概要
G4-4*	a. 主要なブランド、製品およびサービスを報告する。		▶ 会社概要 ▶ 事業紹介 ▶ CSR経営 ▶ サービス一覧

G4-5*	a. 組織の本社の所在地を報告する。		▶ 会社概要
G4-6*	a. 組織が事業展開している国の数、および組織が重要な事業所を有している国、報告書中に掲載している持続可能性のテーマに特に関連のある国の名称を報告する。		▶ グループ会社一覧
G4-7*	a. 組織の所有形態や法人格の形態を報告する。		▶ 会社概要
G4-8*	a. 参入市場（地理的内訳、参入セクター、顧客および受益者の種類を含む）を報告する。		▶ 会社概要 ▶ グループ会社一覧
G4-9*	a. 組織の規模（次の項目を含む）を報告する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総従業員数 ・ 総事業所数 ・ 純売上高（民間組織について）、純収入（公的組織について） ・ 株主資本および負債の内訳を示した総資本（民間組織について） ・ 提供する製品、サービスの量 		▶ 会社概要 ▶ 業績・財務情報

G4-10*	<p>a. 雇用契約別および男女別の総従業員数を報告する。</p> <p>b. 雇用の種類別、男女別の総正社員数を報告する。</p> <p>c. 従業員・派遣労働者別、男女別の総労働力を報告する。</p> <p>d. 地域別、男女別の総労働力を報告する。</p> <p>e. 組織の作業の相当部分を担う者が、法的に自営業者と認められる労働者であるか否か、従業員や請負労働者（請負業者の従業員とその派遣労働者を含む）以外の者であるか否かを報告する。</p> <p>f. 雇用者数の著しい変動（例えば観光業や農業における雇用の季節変動）があれば報告する。</p>	6.4 6.4.3	▶ 社員関連データ
G4-11*	<p>a. 団体交渉協定の対象となる全従業員の比率を報告する。</p>	6.4 6.4.3 6.4.4 6.4.5 6.3.10	▶ 社員関連データ
G4-12*	<p>a. 組織のサプライチェーンを記述する。</p>		▶ 責任ある木材調達
G4-13*	<p>a. 報告期間中に、組織の規模、構造、所有形態またはサプライチェーンに関して重大な変更が発生した場合はその事実を報告する。</p> <p>例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地または事業所の変更（施設の開設や閉鎖、拡張を含む） ・ 株式資本構造の変化、その他資本の形成、維持、変更手続きの実施による変化（民間組織の場合） ・ サプライヤーの所在地、サプライチェーンの構造、またはサプライヤーとの関係の変化（選択や終了を含む） 		<p>▶ 会社概要</p> <p>▶ 業績・財務情報</p>

G4-14*	a. 組織が予防的アプローチや予防原則に取り組んでいるか否か、およびその取り組み方について報告する。	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクマネジメント ▶ 住宅の安全・品質管理 ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 労働安全衛生 ▶ 有害化学物質の管理
G4-15*	a. 外部で作成された経済、環境、社会憲章、原則あるいはその他のイニシアティブで、組織が署名または支持したものを一覧表示する。	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSR経営 ▶ 社会貢献活動の推進
G4-16*	<p>a. (企業団体など) 団体や国内外の提言機関で、組織が次の項目に該当する位置付けにあるものについて、会員資格を一覧表示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガバナンス組織において役職を有しているもの ・ プロジェクトまたは委員会に参加しているもの ・ 通常の会員資格の義務を超える多額の資金提供を行っているもの ・ 会員資格を戦略的なものとして捉えているもの 	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 社会貢献活動の推進
特定されたマテリアルな側面とバウンダリー			
G4-17*	<p>a. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっているすべての事業体を一覧表示する。</p> <p>b. 組織の連結財務諸表または同等文書の対象になっている事業体のいずれかが報告書の掲載から外れていることはないか報告する。</p>	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ CSR経営 ▶ 事業紹介

G4-18*	<p>a. 報告書の内容および側面のバウンダリーを確定するためのプロセスを説明する。</p> <p>b. 組織が「報告内容に関する原則」をどのように適用したかを説明する 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する</p>		<p>▶ CSR経営</p>
G4-19*	<p>a. 報告書の内容を確定するためのプロセスで特定したすべてのマテリアルな側面を一覧表示する。</p>		<p>▶ 経営理念とCSR経営</p> <p>▶ CSR重要課題とCSR中期計画</p>
G4-20*	<p>a. 各マテリアルな側面について、組織内の側面のバウンダリーを次の通り報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該側面が組織内でマテリアルであるか否かを報告する ・ 当該側面が、組織内のすべての事業体（G4-17による）にとってマテリアルでない場合、次の2つの方法のどちらかを選択して報告する <ul style="list-style-type: none"> -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルでない事業体または事業体グループの一覧、または、 -G4-17の一覧に含まれており、その側面がマテリアルである事業体または事業体グループの一覧 ・ 組織内の側面のバウンダリーに関して具体的な制限事項があれば報告する 		<p>▶ CSR重要課題とCSR中期計画</p>

G4-21*	<p>各マテリアルな側面について、組織外の側面のバウンダリーを次の通り報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該側面が組織外でマテリアルであるか否かを報告する ・ 当該側面が組織外でマテリアルである場合には、当該側面がマテリアルである事業体または事業体グループ、側面がマテリアルとされる理由となった要素を特定する。また、特定した事業体で当該側面がマテリアルである地理的所在地を記述する ・ 組織外の側面のバウンダリーに関する具体的な制限事項があれば報告する 		<p>▶ 編集方針／アンケート</p>
G4-22*	<p>a. 過去の報告書で提供した情報を修正再記述する場合には、その影響および理由を報告する。</p>		<p>▶ CSR重要課題とCSR中期計画</p>
G4-23*	<p>a. スコープおよび側面のバウンダリーについて、過去の報告期間からの重要な変更を報告する。</p>		<p>▶ CSR重要課題とCSR中期計画</p>
ステークホルダー・エンゲージメント			
G4-24*	<p>a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダー・グループの一覧を提示する。</p>	6.2	<p>▶ CSR重要課題とCSR中期計画</p>
G4-25*	<p>a. 組織がエンゲージメントしたステークホルダーの特定および選定基準を報告する。</p>	6.2	
G4-26*	<p>a. ステークホルダー・エンゲージメントへの組織のアプローチ方法（種類別、ステークホルダー・グループ別のエンゲージメント頻度など）を報告する、またエンゲージメントを特に報告書作成プロセスの一環として行ったものか否かを示す。</p>	6.2	<p>▶ 社会性報告</p>

G4-27*	a. ステークホルダー・エンゲージメントにより提起された主なテーマや懸念、およびそれに対して組織がどう対応したか（報告を行って対応したものを含む）を報告する。また主なテーマや懸念を提起したステークホルダー・グループを報告する。	6.2	▶ 社会性報告
報告書のプロフィール			
G4-28*	a. 提供情報の報告期間（会計年度、暦年など）。		▶ 社会性報告
G4-29*	a. 最新の発行済報告書の日付（該当する場合）。		▶ 社会性報告
G4-30*	a. 報告サイクル（年次、隔年など）。		▶ 社会性報告
G4-31*	a. 報告書またはその内容に関する質問の窓口を提示する。		▶ 社会性報告
GRI内容索引			
G4-32*	a. 組織が選択した「準拠」のオプションを報告する。 b. 選択したオプションのGRI内容索引を報告する（以下の表を参照）。 c. 報告書が外部保証を受けている場合、外部保証報告書の参照情報を報告する。（GRIでは外部保証の利用を推奨しているが、これは本ガイドラインに「準拠」するための要求事項ではない）。		本対照表
保証			

G4-33*	<p>a. 報告書の外部保証に関する組織の方針および現在の実務慣行を報告する。</p> <p>b. サステナビリティ報告書に添付された保証報告書内に記載がない場合は、外部保証の範囲および基準を報告する。</p> <p>c. 組織と保証の提供者の関係を報告する。</p> <p>d. 最高ガバナンス組織や役員が、組織のサステナビリティ報告書の保証に関わっているか否かを報告する。</p>	7.5.3	▶ 第三者保証報告書
ガバナンス			
ガバナンスの構造と構成			
G4-34*	<p>a. 組織のガバナンス構造（最高ガバナンス組織の委員会を含む）を報告する。経済、環境、社会影響に関する意思決定の責任を負う委員会があれば特定する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p> <p>▶ 環境マネジメント体制</p>
G4-35	<p>a. 最高ガバナンス組織から役員や他の従業員へ、経済、環境、社会テーマに関して権限委譲を行うプロセスを報告する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p> <p>▶ 環境マネジメント体制</p> <p>▶ 社員とのコミュニケーション</p>
G4-36	<p>a. 組織が、役員レベルの地位にある者を経済、環境、社会テーマの責任者として任命しているか、その地位にある者が最高ガバナンス組織の直属となっているか否かを報告する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p> <p>▶ 環境マネジメント体制</p>
G4-37	<p>a. ステークホルダーと最高ガバナンス組織の間で、経済、環境、社会テーマについて協議するプロセスを報告する。協議が権限移譲されている場合は、誰に委任されているか、最高ガバナンス組織へのフィードバック・プロセスがある場合は、そのプロセスについて記述する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p> <p>▶ 情報開示とコミュニケーション</p> <p>▶ 社員とのコミュニケーション</p>

G4-38	<p>a. 最高ガバナンス組織およびその委員会の構成を、次の項目別に報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 執行権の有無 ・ 独立性 ・ ガバナンス組織における任期 ・ 構成員の他の重要な役職、コミットメントの数、およびコミットメントの性質 ・ ジェンダー ・ 発言権の低いグループのメンバー ・ 経済、環境、社会影響に関する能力 ・ ステークホルダーの代表 		<p>▶ コーポレートガバナンス</p>
G4-39	<p>a. 最高ガバナンス組織の議長が執行役員を兼ねているか否かを報告する（兼ねている場合は、組織の経営における役割と、そのような人事の理由も報告する）。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p>
G4-40	<p>a. 最高ガバナンス組織とその委員会のための指名・選出プロセスを報告する。また最高ガバナンス組織のメンバーの指名や選出で用いられる基準を、次の事項を含めて報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ 独立性が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ 経済、環境、社会テーマに関する専門知識や経験が考慮されているか、どのように考慮されているか ・ ステークホルダー（株主を含む）が関与しているか、どのように関与しているか 		<p>▶ コーポレートガバナンス</p>

G4-41	<p>a. 最高ガバナンス組織が、利益相反が排除され、マネジメントされていることを確実にするプロセスを報告する。ステークホルダーに対して利益相反に関する情報開示を行っているか、また最低限、次の事項を開示しているか報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員会メンバーの相互就任 ・ サプライヤーその他ステークホルダーとの株式の持ち合い ・ 支配株主の存在 ・ 関連当事者の情報 		<p>▶ コンプライアンス</p>
目的、価値、戦略の設定における最高ガバナンス組織の役割			
G4-42	<p>a. 経済、環境、社会影響に関わる組織の目的、価値、ミッション・ステートメント、戦略、方針、および目標、策定、承認、更新における最高ガバナンス組織と役員の役割を報告する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p> <p>▶ 環境マネジメント体制</p>
最高ガバナンス組織の能力およびパフォーマンスの評価			
G4-43	<p>a. 経済、環境、社会テーマに関する最高ガバナンス組織の集会的知見を発展・強化するために講じた対策を報告する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p>
G4-44	<p>a. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスを評価するためのプロセスを報告する。当該評価の独立性が確保されているか否か、および評価の頻度を報告する。また当該評価が自己評価であるか否かを報告する。</p> <p>b. 最高ガバナンス組織の経済、環境、社会テーマのガバナンスに関わるパフォーマンスの評価に対応して講じた措置を報告する。この報告では少なくとも、メンバーの変更や組織の実務慣行の変化を記載する。</p>		<p>▶ コーポレートガバナンス</p>

リスク・マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割			
G4-45	<p>a. 経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントにおける最高ガバナンス組織の役割を報告する。この報告には、デュー・デリジェンス・プロセスの実施における最高ガバナンス組織の役割を含める。</p> <p>b. ステークホルダーとの協議が、最高ガバナンス組織による経済、環境、社会影響、リスクと機会の特定、マネジメントをサポートするために活用されているか否かを報告する。</p>	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 環境マネジメント体制
G4-46	<p>a. 組織の経済、環境、社会的テーマに関わるリスク・マネジメント・プロセスの有効性をレビューする際に最高ガバナンス組織が負う役割を報告する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクマネジメント
G4-47	<p>a. 最高ガバナンス組織が実施する経済、環境、社会影響、リスクと機会のレビューを行う頻度を報告する。</p>	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ CSR経営 ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 事業活動に伴う環境負荷
サステナビリティ報告における最高ガバナンス組織の役割			
G4-48	<p>a. 組織のサステナビリティ報告書の正式なレビューや承認を行い、すべてのマテリアルな側面が取り上げられていることを確認するための最高位の委員会または役職を報告する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 環境マネジメント体制
経済、環境、社会パフォーマンスの評価における最高ガバナンス組織の役割			

G4-49	a. 最高ガバナンス組織に対して重大な懸念事項を通知するためのプロセスを報告する。	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コーポレートガバナンス ▶ リスクマネジメント ▶ コンプライアンス ▶ 情報開示とコミュニケーション ▶ 社員とのコミュニケーション
G4-50	a. 最高ガバナンス組織に通知された重大な懸念事項の性質と総数、およびその対応と解決のために実施した手段を報告する。		
報酬とインセンティブ			
G4-51	<p>a. 最高ガバナンス組織および役員に対する報酬方針を、次の種類の報酬について報告する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定報酬と変動報酬 <li style="padding-left: 20px;">b. <ul style="list-style-type: none"> - パフォーマンス連動報酬 - 株式連動報酬 - 賞与 - 後配株式、権利確定株式 ・ 契約金、採用時インセンティブの支払い ・ 契約終了手当 ・ クローバック ・ 退職給付（最高ガバナンス組織、役員、その他の全従業員について、それぞれの給付制度と拠出金率の違いから生じる差額を含む） <p>報酬方針のパフォーマンス基準が最高ガバナンス組織および役員の経済、環境、社会目的にどのように関係しているかを報告する。</p>	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コーポレートガバナンス

G4-52	a. 報酬の決定プロセスを報告する。報酬コンサルタントが報酬の決定に関与しているか否か、また報酬コンサルタントが経営陣から独立しているか否かを報告する。報酬コンサルタントと組織の間にこの他の関係がある場合には、報告する。		
G4-53	a. 報酬に関するステークホルダーの意見をどのように求め考慮しているかを報告する。該当する場合は、報酬方針や提案に関する投票結果も記述する。	6.2	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コーポレートガバナンス ▶ 情報開示とコミュニケーション ▶ 社員とのコミュニケーション
G4-54	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）に対する比率を報告する。		
G4-55	a. 組織の重要事業所があるそれぞれの国における最高給与受給者の年間報酬総額の増加率について、同じ国の全従業員の年間報酬総額の中央値（最高給与受給者を除く）の増加率に対する比率を報告する。		
倫理と誠実性			
G4-56*	a. 組織の価値、理念および行動基準・規範（行動規範、倫理規定など）を記述する。	4.4	▶ 経営理念とCSR経営
G4-57	a. 倫理的、法的行為や誠実性に関する事項について助言を与えるため組織内外に設けてある制度（電話相談窓口）を報告する。		<ul style="list-style-type: none"> ▶ 知的財産管理 ▶ コンプライアンス

G4-58

- a. 非倫理的あるいは違法な行為についての懸念や、組織の誠実性に関する事項の通報のために組織内外に設けてある制度（ライン管理職による上申制度、内部告発制度、ホットラインなど）を報告する。

▶ [知的財産管理](#)

* 中核指標

特定項目

GRIガイドライン第4版		ISO26000項目	記載場所
経済			
経済パフォーマンス			
G4-EC1	創出、分配した直接的経済価値	6.8.1 6.8.2 6.8.3 6.8.7 6.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 株主への利益還元 ▶ 知的財産管理 ▶ 会社概要 ▶ 有価証券報告書・内部統制報告書
G4-EC2	気候変動によって組織の活動が受ける財務上の影響、その他のリスクと機会	6.5.5	▶ 環境リスクマネジメント
G4-EC3	確定給付型年金制度の組織負担の範囲	6.8.7	▶ IR関連資料
G4-EC4	政府から受けた財務援助		
地域での存在感			
G4-EC5	重要事業拠点における地域最低賃金に対する標準最低給与の比率（男女別）	6.3.7 6.3.10 6.4.3 6.4.4 6.8.1 6.8.2	
G4-EC6	重要事業拠点における、地域コミュニティから採用した上級管理職の比率	6.4.3 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.7	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公平な雇用・処遇 ▶ 社員関連データ
間接的な経済影響			

G4-EC7	インフラ投資および支援サービスの展開と影響	6.3.9 6.8.1 6.8.2 6.8.7 6.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公正で責任ある調達活動 ▶ 社会貢献活動の推進 ▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EC8	著しい間接的な経済影響（影響の程度を含む）	6.3.9 6.6.6 6.6.7 6.7.8 6.8.1 6.8.2 6.8.5 6.8.6 6.8.7 6.8.9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ リスクマネジメント ▶ 環境リスクマネジメント
調達慣行			
G4-EC9	重要事業拠点における地元サプライヤーへの支出の比率	6.4.3 6.6.6 6.8.1 6.8.2 6.8.7	
環境			
原材料			
G4-EN1	使用原材料の重量または量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷

G4-EN2	使用原材料におけるリサイクル材料の割合	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
エネルギー			
G4-EN3	組織内のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷
G4-EN4	組織外のエネルギー消費量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 環境会計
G4-EN5	エネルギー原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN6	エネルギー消費の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN7	製品およびサービスが必要とするエネルギーの削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.4 6.5.5	▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献
水			
G4-EN8	水源別の総取水量	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 水資源の有効利用
G4-EN9	取水によって著しい影響を受ける水源	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ グループ主要製造会社の環境データ
G4-EN10	リサイクルおよびリユースした水の総量と比率	6.5.1 6.5.2 6.5.4	▶ 水資源の有効利用
生物多様性			

G4-EN11	保護地域の内部や隣接地域または保護地域外の生物多様性価値の高い地域に所有、賃借、管理している事業サイト	6.5.1 6.5.2 6.5.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN12	保護地域や保護地域外の生物多様性価値の高い地域において、活動、製品、サービスが生物多様性に対して及ぼす著しい影響の記述	6.5.1 6.5.2 6.5.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 環境リスクマネジメント ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN13	保護または復元されている生息地	6.5.1 6.5.2 6.5.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 生物多様性保全に関する方針と目標 ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全
G4-EN14	事業の影響を受ける地域に生息するIUCNレッドリストおよび国内保全種リスト対象の生物種の総数。これらを絶滅危険性のレベルで分類する	6.5.1 6.5.2 6.5.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 国内社有林・海外植林地の生物多様性保全
大気への排出			

G4-EN15	直接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ1）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN16	間接的な温室効果ガス（GHG）排出量（スコープ2）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN17	その他の間接的な温室効果ガス（GHG）排出（スコープ3）	6.5.1 6.5.2 6.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出削減
G4-EN18	温室効果ガス（GHG）排出原単位	6.5.1 6.5.2 6.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷
G4-EN19	温室効果ガス（GHG）排出量の削減量	6.5.1 6.5.2 6.5.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 持続可能な森林経営 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理
G4-EN20	オゾン層破壊物質（ODS）の排出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.5	
G4-EN21	NOX、SOX、およびその他の重大な大気排出	6.5.1 6.5.2 6.5.3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 海外における森林管理

排水および廃棄物			
G4-EN22	水質および排出先ごとの総排水量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 海外における森林管理
G4-EN23	種類別および処分方法別の廃棄物の総重量	6.5 6.5.3	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 事業活動に伴う環境負荷 ▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理
G4-EN24	重大な漏出の総件数および漏出量	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
G4-EN25	バーゼル条約2付属文書I、II、III、VIIIに定める有害廃棄物の輸送、輸入、輸出、処理重量、および国際輸送した廃棄物の比率	6.5.1 6.5.2 6.5.3	
G4-EN26	組織の排水や流出液により著しい影響を受ける水域ならびに関連生息地の場所、規模、保護状況および生物多様性価値	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.6	
製品およびサービス			
G4-EN27	製品およびサービスによる環境影響緩和の程度	6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.5.4 6.5.5 6.7.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減 ▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理 ▶ 事業・サービスを通じた生物多様性保全

G4-EN28	<p>使用済み製品や梱包材のリユース、リサイクル比率（区分別）</p> <p>a. リユースやリサイクルされる製品や梱包材の比率を、製品区分別に報告する。</p> <p>b. この指標のデータの収集方法を報告する。</p>	<p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p> <p>6.5.3</p> <p>6.5.4</p> <p>6.7.5</p>	<p>▶ 廃棄物の削減・リサイクルと適正処理</p>
コンプライアンス			
G4-EN29	<p>環境法規制の違反に関する高額罰金の額、罰金以外の制裁措置の件数</p>	<p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p> <p>4.6</p>	
輸送・移動			
G4-EN30	<p>製品の輸送、業務に使用するその他の物品や原材料の輸送、従業員の移動から生じる著しい環境影響</p>	<p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p> <p>6.5.4</p> <p>6.6.6</p>	<p>▶ 事業活動に伴う環境負荷</p> <p>▶ 事業活動に伴う省エネ・温室効果ガス排出の削減</p> <p>▶ 住宅居住時の省エネ・温室効果ガス排出削減</p> <p>▶ 事業を通じた温室効果ガス削減貢献</p>
環境全般			
G4-EN31	<p>環境保護目的の総支出と総投資（種類別）</p>	<p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p>	<p>▶ 社会貢献活動の推進</p>
サプライヤーの環境評価			
G4-EN32	<p>環境クライテリアにより選定した新規サプライヤーの比率</p>	<p>6.3.5</p> <p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p> <p>6.6.6</p> <p>7.3.1</p>	
G4-EN33	<p>サプライチェーンにおける著しいマイナス環境影響（現実的、潜在的なもの）、および行った措置</p>	<p>6.3.5</p> <p>6.5.1</p> <p>6.5.2</p> <p>6.6.6</p> <p>7.3.1</p>	
環境に関する苦情処理制度			

G4-EN34	環境影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度を通じて申立、対応、解決を行ったものの件数	6.3.6 6.5.1 6.5.2	
社会			
労働慣行とディーセント・ワーク			
側面：雇用			
G4-LA1	従業員の新規雇用者と離職者の総数と比率（年齢、性別、地域による内訳）	6.4.1 6.4.2 6.4.3	▶ 社員関連データ
G4-LA2	派遣社員とアルバイト従業員には支給せず、正社員に支給する給付（主要事業拠点ごと）	6.4.1 6.4.2 6.4.4 6.8.7	
G4-LA3	出産・育児休暇後の復職率と定着率（男女別）	6.4.1 6.4.2 6.4.4	▶ 社員関連データ
側面：労使関係			
G4-LA4	業務上の変更を実施する場合の最低通知期間（労働協約で定めているか否かも含む）	6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.5	
側面：労働安全衛生			
G4-LA5	労働安全衛生プログラムについてモニタリング、助言を行う労使合同安全衛生委員会に代表を送る母体となっている総労働力の比率	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▶ 社員とのコミュニケーション
G4-LA6	傷害の種類と、傷害・業務上疾病・休業日数・欠勤の比率および業	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8.8	▶ 労働安全衛生 ▶ 社員関連データ
G4-LA7	業務関連の事故や疾病発症のリスクが高い労働者数	6.4.1 6.4.2 6.4.6 6.8 6.8.3 6.8.4 6.8.8	▶ 労働安全衛生

G4-LA8	労働組合との正式協定に定められている安全衛生関連のテーマ	6.4.1 6.4.2 6.4.6	▶ 社員とのコミュニケーション
側面：研修および教育			
G4-LA9	従業員一人あたりの年間平均研修時間（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▶ 社員関連データ
G4-LA10	スキル・マネジメントや生涯学習のプログラムによる従業員の継続雇用と雇用終了計画の支援	6.4.1 6.4.2 6.4.7 6.8.5	▶ 人財育成
G4-LA11	業績とキャリア開発についての定期的評価を受けている従業員の比率（男女別、従業員区分別）	6.4.1 6.4.2 6.4.7	▶ 人財育成
側面：多様性と機会均等			
G4-LA12	ガバナンス組織の構成と従業員区分別の内訳（性別、年齢、マイノリティーグループその他の多様性指標別）	6.2.3 6.3.7 6.3.10 6.4.1	▶ 社員関連データ
側面：男女同一報酬			
G4-LA13	女性の基本給と報酬総額の対男性比（従業員区分別、主要事業拠点別）	6.3.7 6.3.10 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.4.4	
側面：サプライヤーの労働慣行評価			
G4-LA14	労働慣行クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率 a. 労働慣行基準クライテリアによりスクリーニングの対象とした新規サプライヤーの比率を報告する。	6.3.5 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.6.6 7.3.1	
G4-LA15	サプライチェーンでの労働慣行に関する著しいマイナス影響（現実のもの、潜在的なもの）と実施した措置	6.3.5 6.4.1 6.4.2 6.4.3 6.6.6 7.3.1	

側面：労働慣行に関する苦情処理			
G4-LA16	労働慣行に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 6.4.1 6.4.2	
人権			
側面：投資			
G4-HR1	重要な投資協定や契約で、人権条項を定めているもの、人権スクリーニングを受けたものの総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.5 6.6.6	▶ 人権の尊重
G4-HR2	業務関連の人権側面についての方針、手順を内容とする従業員研修を行った総時間（研修を受けた従業員の比率を含む）	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.5	▶ 人権の尊重
側面：非差別			
G4-HR3	差別事例の総件数と実施した是正措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6 6.3.7 6.3.10 6.4.3	
側面：結社の自由と団体交渉			
G4-HR4	結社の自由や団体交渉の権利行使が、侵害されたり著しいリスクにさらされているかもしれないと特定された業務やサプライヤー、および当該権利を支援するために実施した対策	6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.8 6.3.10 6.4.5 6.6.6	
側面：児童労働			

G4-HR5	児童労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、および児童労働の効果的な根絶のために実施した対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.7 6.3.10 6.6.6 6.8.4	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 責任ある木材調達 ▶ 取引先とのコミュニケーション ▶ 人権の尊重
側面：強制労働			
G4-HR6	強制労働事例に関して著しいリスクがあると特定された業務やサプライヤー、およびあらゆる形態の強制労働を撲滅するための対策	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.3.10 6.6.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 持続可能な木材調達に関する方針と体制 ▶ 取引先とのコミュニケーション ▶ 人権の尊重
側面：保安慣行			
G4-HR7	業務関連の人権方針や手順について研修を受けた保安要員の比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.5 6.6.6	
側面：先住民の権利			
G4-HR8	先住民の権利を侵害した事例の総件数と実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.4 6.3.6 6.3.7 6.3.8 6.6.7 6.8.3	
側面：人権評価			
G4-HR9	人権レビューや影響評価の対象とした業務の総数とその比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 取引先とのコミュニケーション

側面：サプライヤーの人権評価			
G4-HR10	人権クライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.6.6	▶ 取引先とのコミュニケーション
G4-HR11	サプライチェーンにおける人権への著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.3 6.3.4 6.3.5 6.6.6	▶ 責任ある木材調達 ▶ 人権の尊重
側面：人権に関する苦情処理制度			
G4-HR12	人権影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度により申立、対応、解決を図ったものの件数	4.8 6.3.1 6.3.2 6.3.6	
社会			
側面：地域コミュニティ			
G4-SO1	事業のうち、地域コミュニティとのエンゲージメント、影響評価、コミュニティ開発プログラムを実施したものの比率	6.3.9 6.5.1 6.5.2 6.5.3 6.8	▶ 国内における社会貢献活動事例 ▶ 海外におけるコミュニティ開発・地域貢献活動事例 ▶ 国内における森林経営 ▶ 海外における森林管理
G4-SO2	地域コミュニティに著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）を及ぼす事業	6.3.9 6.5.3 6.8	
側面：腐敗防止			
G4-SO3	腐敗に関するリスク評価を行っている事業の総数と比率、特定した著しいリスク	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▶ コンプライアンス

G4-S04	腐敗防止の方針や手順に関するコミュニケーションと研修	6.6.1 6.6.2 6.6.3 6.6.6	▶ コンプライアンス
G4-S05	確定した腐敗事例、および実施した措置	6.6.1 6.6.2 6.6.3	▶ 事業継続マネジメント
側面：公共政策			
G4-S06	政治献金の総額（国別、受領者・受益者別）	6.6.1 6.6.2 6.6.4	
側面：反競争的行為			
G4-S07	反競争的行為、反トラスト、独占的慣行により法的措置を受けた事例の総件数およびその結果	6.6.1 6.6.2 6.6.5 6.6.7	
側面：コンプライアンス			
G4-S08	法規制への違反に対する相当額以上の罰金金額および罰金以外の制裁措置の件数	4.6 6.6.1 6.6.2	
側面：サプライヤーの社会への影響評価			
G4-S09	社会に及ぼす影響に関するクライテリアによりスクリーニングした新規サプライヤーの比率	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	
G4-S10	サプライチェーンで社会に及ぼす著しいマイナスの影響（現実のもの、潜在的なもの）および実施した措置	6.3.5 6.6.1 6.6.2 6.6.6 6.8.1 6.8.2 7.3.1	▶ 責任ある木材調達
側面：社会への影響に関する苦情処理制度			

G4-SO11	社会に及ぼす影響に関する苦情で、正式な苦情処理制度に申立、対応、解決を図ったものの件数	6.3.6 6.6.1 6.6.2 6.8.1 6.8.2	
製品責任			
側面：顧客の安全衛生			
G4-PR1	主要な製品やサービスで、安全衛生の影響評価を行い、改善を図っているものの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 責任ある木材調達 ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 建材の安全・品質管理
G4-PR2	製品やサービスのライフサイクルにおいて発生した、安全衛生に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.4 6.7.5 6.8.8	
側面：製品およびサービスのラベリング			
G4-PR3	組織が製品およびサービスの情報とラベリングに関して手順を定めている場合、手順が適用される製品およびサービスに関する情報の種類と、このような情報要求事項の対象となる主要な製品およびサービスの比率	6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 責任ある木材調達 ▶ 非住宅の安全・品質管理 ▶ 建材の安全・品質管理
G4-PR4	製品およびサービスの情報とラベリングに関する規制ならびに自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3 6.7.4 6.7.5 6.7.9	
G4-PR5	顧客満足度調査の結果	6.7.1 6.7.2 6.7.6	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 住宅の安全・品質管理 ▶ お客様とのコミュニケーション
側面：マーケティング・コミュニケーション			
G4-PR6	販売禁止製品、係争中の製品の売上		

G4-PR7	マーケティング・コミュニケーション（広告、プロモーション、スポンサー活動を含む）に関する規制および自主的規範の違反事例の総件数（結果の種類別）	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.3	
側面：顧客プライバシー			
G4-PR8	顧客プライバシーの侵害および顧客データの紛失に関して実証された不服申立の総件数	6.7.1 6.7.2 6.7.7	
側面：コンプライアンス			
G4-PR9	製品およびサービスの提供、使用に関する法律や規制の違反に対する相当額以上の罰金金額	4.6 6.7.1 6.7.2 6.7.6	



独立した第三者保証報告書

2016年8月22日

住友林業株式会社
代表取締役 社長 市川 晃 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社
東京都千代田区大手町1丁目9番5号

代表取締役  

当社は、住友林業株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成した CSR レポート 2016 (以下、「CSR レポート」という。)に記載されている 2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までを対象とした  マークの付されている環境・社会パフォーマンス指標及び環境会計指標(以下、「指標」という。)に対して限定的保証業務を実施した。

会社の責任

環境省の環境報告ガイドライン 2012 年版及び Global Reporting Initiative のサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 4 版等を参考にして会社が定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。CSR レポートに記載。)に従って指標を算定し、表示する責任は会社にある。

当社の責任

当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準 (ISAE) 3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」、ISAE3410「温室効果ガス情報に対する保証業務」及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針に準拠して限定的保証業務を実施した。

本保証業務は限定的保証業務であり、主として CSR レポート上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的な手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務における手続と比べて、その種類は異なり、実施の程度は狭く、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- CSR レポートの作成・開示方針についての質問及び会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的な手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した Vina Eco Board Co., Ltd.における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

結論

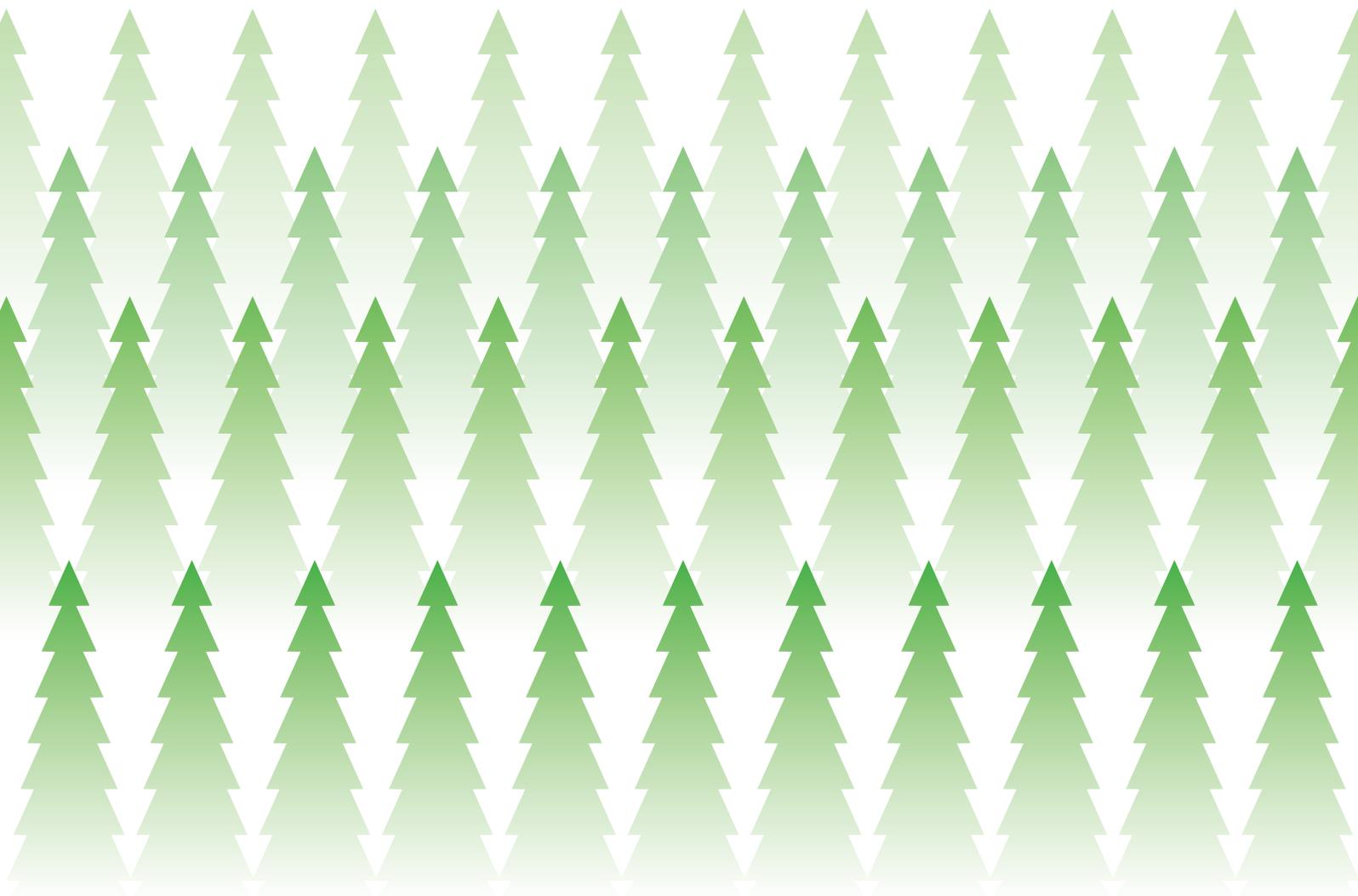
上述の保証手続の結果、CSR レポートに記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って算定され、表示されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社の独立性と品質管理

当社は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力と正当な注意、守秘義務及び職業的専門家としての行動に関する基本原則に基づく独立性及びその他の要件を含む、国際会計士倫理基準審議会の公表した「職業会計士の倫理規程」を遵守した。

当社は、国際品質管理基準第 1 号に準拠して、倫理要件、職業的専門家としての基準及び適用される法令及び規則の要件の遵守に関する文書化した方針と手続を含む、包括的な品質管理システムを維持している。

以上



 **住友林業株式会社**

〒100-8270 東京都千代田区大手町一丁目3番2号 経団連会館

TEL:03-3214-3980

<http://sfc.jp/>